



埼玉県報

第2183号

平成22年5月14日

金曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県浄書センター印刷製本業務委託に関する落札者の公示\(文書課\)](#)
- [税務総合オンラインシステムネットワーク機器賃貸借契約に関する公示\(税務課\)](#)
- [埼玉県総務事務システム運用保守業務委託の随意契約に関する公示\(総務事務センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [嵐山南部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [荒川中部土地改良区役員就任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [豊里東部土地改良区役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業赤平川地区（三島地区）（中山間地域総合整備事業）の換地処分\(農村整備課\)](#)
- [違反建築物の是正命令\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成二十一年度埼玉県議会情報公開の実施状況\(政策調査課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する報告\(監査第一課\)](#)

- [包括外部監査人の監査の事務を補助する者\(監査第一課\)](#)

正誤

- [埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十五号中訂正\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業告示第九号中訂正\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かぞ市民ネット
- 三 代表者の氏名
杉澤 正子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市下樋遣川六七五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、女性・男性の別なくすべての人々を対象に、男女共同参画を推進し、個々の意欲と能力を生かす地域社会づくりのための事業を行い、市民主導のまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウィンター・ローズ

三 代表者の氏名

千野 清子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市村岡三九九番地五 ダイアパレスリバーコート熊谷八〇三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害者・高齢者の方々のだれもが安心して自由な生活ができるよう、法律面でのアドバイスや社会参加のためのサポートを行ない、あらゆる人間差別を認めない平等な社会、平和な社会に向けて寄与していくことを目的とする。

（変更後）この法人は、現代社会において心の孤立を感じる方々の相談相手（中立的な第三者）として個々の話題（ただし、政治・宗教、性的・暴力的・公序良俗に反するものを除く）に耳を傾け、家庭や社会との調和に向けたヒントを自らの力で探していけるよう見守り、また必要な場合は、行政や医療機関と協力して人権擁護（財産管理などの成年後見を含む）を行い、あらゆる人間差別を認めない平和で平等な社会、文化・芸術に根ざした健康で幸福な地域社会の発展に寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第七百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県浄書センター印刷製本業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部文書課公印・浄書担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アーモ印刷 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目13番8号
- 5 落札金額
27,825,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年2月16日

告 示

埼玉県告示第七百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
税務総合オンラインシステムネットワーク機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1丁目 6番 6号
- 5 契約金額
35,857,080 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎 1 丁目11番 2 号
- 5 契約金額
37,796,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 2 号に該当

告示

埼玉県告示第七百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピオニウォーク東松山

ケーズデンキ ピオニウォーク東松山

東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業地内

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 （ピオニウォーク東松山）

（変更後）ユニー株式会社 計六十九社 （ピオニウォーク東松山）

ハ 変更年月日

平成二十二年三月十七日

ニ 届出年月日

平成二十二年四月二十八日

二 縦覧期間

平成二十二年五月十四日から平成二十二年九月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年五月十四日から平成二十二年九月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第七百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十一十三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

上尾市上二百九十八番地の一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十二月二十八日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

六千二百五十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三六七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二カ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分

ト 届出年月日

平成二十二年四月二十七日

二 縦覧期間

平成二十二年五月十四日から平成二十二年九月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年五月十四日から平成二十二年九月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	内田元二	比企郡嵐山町大字鎌形二七九二番地
同	吉野良男	同 同 二四一九番地
同	杉田徳治	同 同 二〇九六番地
同	斉藤敏明	同 同 一九三七番地一
同	岡本正作	同 同 一六二四番地七
同	長島登	同 同 一二六〇番地
同	長島宗作	同 同 一二二九番地
同	星野稔	同 同 一一九四番地
同	松本利成	同 同 一一八五番地
同	山下克巳	同 同 大蔵六〇五番地二
同	富岡秀	同 同 五七二番地
同	金井廣明	同 同 五一三番地
同	金井達一	同 同 二六四番地
同	成澤正	同 同 三番地
監事	岩澤邦江	同 同 鎌形二六九一番地
同	簾藤正徳	同 同 二二五七番地一
同	成澤正雄	同 同 大蔵五〇七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	長嶋宗作	比企郡嵐山町大字鎌形一二二九番地
同	長嶋清治	同 同 一三〇四番地二
同	長嶋克枝	同 同 九九三番地
同	小林夕キ	同 同 一七一四番地一
同	長島正宏	同 同 一七三八番地
同	内田富士夫	同 同 二七九一番地二

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内田正治	大澤知助	大久保直光	富岡秀	金井達一	成澤正	村田廣宣	柴田要範	長島登	金井繁	加藤惣三郎	杉田定五郎	小林一男	関根金春	篠藤正徳
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 鎌形二七七六番地	同 大蔵五六一番地一	同 鎌形二七二九番地一	同 同 五七二番地	同 同 二六四番地	同 同 三番地	同 同 三四五番地二	同 同 大蔵二九七番地四	同 同 一二六〇番地	同 同 五八七番地	同 同 二四〇七番地一	同 同 二〇三〇番地	同 同 一八五四番地	同 同 二四九八番地	同 同 二二五七番地一

告 示

埼玉県告示第七百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 島 進	深谷市宿根一四五六番地二
同	津久井 幹 雄	大里郡寄居町大字寄居九〇九番地

告示

埼玉県告示第七百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
豊里東部土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、
次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	島田和夫	深谷市新戒一三四五番地一
同	釧持雄一	深谷市新戒一四〇〇番地
同	本庄八衛	深谷市中瀬二四五番地一
同	西田宏太郎	深谷市中瀬六五三番地一
同	小暮文昭	深谷市新戒一一六九番地二
同	木村勝宏	深谷市新戒九七〇番地二
同	村岡善衛	深谷市新戒五〇九番地
同	村岡三郎	深谷市新戒四四三番地一
同	澁澤正志	深谷市新戒二八二番地五
同	岡邦明	深谷市新戒二九二番地
同	西田美智夫	深谷市高島五二九番地
同	西田富行	深谷市高島四九七番地
同	梅沢徹男	深谷市高島一九四番地一
同	古郡康夫	深谷市高島一九二番地
同	川田進	深谷市成塚一四二番地
同	河田孝二	深谷市成塚四一四番地
同	河田三也	深谷市成塚四一七番地
同	小暮隆史	深谷市中瀬一一二番地
同	河田雅計	深谷市中瀬四九八番地一
同	石川光一郎	深谷市中瀬七九一番地二

一一退任

職名	氏名	住所
同	石川富一	深谷市中瀬六九二番地三
同	飯野稔	深谷市中瀬一三〇二番地十五
同	石川喜久雄	深谷市中瀬一二三三番地
同	坂本隆	深谷市中瀬一六五五番地
同	石川政夫	深谷市中瀬一六五〇番地一
同	岡田良雄	深谷市戸森一八九番地
同	吉田光雄	深谷市高畑五二九番地
監事	松本正隆	深谷市新戒一五二〇番地
同	川田央士	深谷市成塚八〇九番地一
同	飯野博明	深谷市中瀬一六〇四番地三
理事	島田和夫	深谷市新戒一三四五番地一
同	石川光一郎	深谷市中瀬七九一番地二
同	本庄八衛	深谷市中瀬二四五番地一
同	釘持雄一	深谷市新戒一四〇〇番地
同	木村勝宏	深谷市新戒九七〇番地二
同	小暮文昭	深谷市新戒一一六九番地二
同	村岡善衛	深谷市新戒五〇九番地
同	村岡三郎	深谷市新戒四四三番地一
同	澁澤正志	深谷市新戒二八二番地五
同	岡邦明	深谷市新戒二九二番地
同	川田進	深谷市成塚一四二番地
同	河田孝二	深谷市成塚四一四番地
同	西田美智夫	深谷市高島五二九番地
同	西田富行	深谷市高島四九七番地
同	梅沢徹男	深谷市高島一九四番地一
同	古郡康夫	深谷市高島一九二番地

同	齋藤啓一	深谷市中瀬一五九番地
同	河田満次	深谷市中瀬四九六番地一
同	川田一夫	深谷市中瀬七二一番地
同	西田宏太郎	深谷市中瀬六五三番地一
同	飯野博明	深谷市中瀬一六〇四番地三
同	大家忠良	深谷市中瀬一三三〇番地
同	島崎忠夫	深谷市中瀬一五九五番地
同	島崎辰夫	深谷市中瀬一八四七番地
同	吉田光雄	深谷市高畑五二九番地
同	高田昌宣	深谷市戸森三三八番地
監事	松本正隆	深谷市新戒一五二〇番地
同	川田央士	深谷市成塚八〇九番地一
同	石川大八郎	深谷市中瀬八五四番地

告 示

埼玉県告示第七百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年五月十二日に県営土地改良事業赤平川地区（三島地区）（中山間地域総合整備事業）の換地処分をした。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第十項の規定により、次のとおり工事の施工の停止を命じたので、同条第十三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 建築物の所在地

埼玉県入間市大字仏子字上広瀬一一九六番四及び一一九六番七の各一部（建築確認申請書によると埼玉県入間市大字仏子字上広瀬一一九六番一の内、一一九六番三の内）

二 命じられた者の住所及び氏名

イ 建築主

埼玉県所沢市大字荒幡三六二番地の三

西村 洋子

ロ 工事の請負人

埼玉県所沢市大字荒幡三九八番地五

有限会社三和商事 代表取締役 辻 政次

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年四月二十一日

指令川建セ第二一〇一七五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年五月十日

川建セ第二二〇〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字中爪字北原七五四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字中爪七五四一四

湯本 剛

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年四月八日

指令越建セ第二一〇二〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年五月十一日

越建セ第四九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部一四九六―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町高野台南二丁目一二番地八 エクセル二〇六

中村 拓哉

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十四条の規定により、平成二十一年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県議会議長 小谷野 五雄

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数	
平成二十一年度受付件数	前年度からの繰越件数	公開部分公開	非公開
二六四	一七	二〇三	六六
		計	計
		二八一	一二八一
			〇
			平成二十二年への繰越件数

告 示

埼玉県選管告示第五十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年五月十九日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 第二十二回参議院議員通常選挙について

ロ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人佐野勝正から監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	神 山 佐 市
埼玉県監査委員	鈴 木 義 弘

平成 21 年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

公の施設の管理運営 及び
指定管理者制度の事務の執行について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 佐野勝正

平成22年3月24日

埼玉県議会議長
埼玉県知事
埼玉県監査委員
埼玉県教育委員会
様

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 佐野 勝 正

平成21年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

第1章	包括外部監査の概要	- 4 -
第1	監査の種類	- 4 -
第2	選定した特定の事件（テーマ）	- 4 -
第3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	- 4 -
第4	監査の対象	- 5 -
1.	対象部局と公の施設	- 5 -
2.	外郭団体	- 8 -
第5	外部監査の方法	- 9 -
1.	監査の着眼点	- 9 -
(1)	施設管理全般	- 9 -
(2)	指定管理者に移行した施設	- 9 -
(3)	直営方式による施設	- 9 -
2.	監査の主な手続	- 9 -
第6	監査の実施期間と監査の対象年度	- 10 -
1.	監査の実施期間	- 10 -
2.	監査の対象年度	- 10 -
第7	監査従事者	- 10 -
第8	利害関係	- 10 -
第2章	監査対象の概要	- 11 -
第1	公の施設の意義	- 11 -
第2	公の施設の状況	- 11 -
1	他の都道府県における公の施設と管理形態の状況	- 11 -
	監査の結果と意見（総括）	- 12 -
第1	指摘事項と意見の総括	- 12 -
第2	監査結果の総合意見	- 14 -
	監査の結果と意見（個別）	- 38 -
第1	直接調査対象施設	- 38 -
1	埼玉県県民活動総合センター（県民生活部 NPO活動推進課）	- 38 -

2	埼玉県青少年総合野外活動センター（県民生活部 青少年課）	- 68 -
3	埼玉県男女共同参画推進センター（県民生活部 男女共同参画課）	- 82 -
4	埼玉県防災学習センター（危機管理防災部 消防防災課）	- 91 -
5	埼玉県環境科学国際センター（環境部 環境政策課）	- 101 -
6	埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園（環境部 自然環境課）	- 114 -
7	埼玉県立嵐山郷（福祉部 社会福祉課）	- 125 -
8	埼玉県奥武蔵あじさい館（福祉部 高齢者福祉課）	- 137 -
9	埼玉県県民健康福祉村（保健医療部 健康づくり支援課）	- 153 -
10	埼玉県彩の国ビジュアルプラザ（産業労働部 産業拠点整備課）	- 173 -
11	埼玉県農林公園（農林部 農業政策課）	- 190 -
12	熊谷スポーツ文化公園（都市整備部 公園スタジアム課）	- 200 -
13	彩の森入間公園（都市整備部 公園スタジアム課）	- 211 -
14	埼玉スタジアム2002公園（都市整備部 公園スタジアム課）	- 230 -
15	所沢航空記念公園（都市整備部 公園スタジアム課）	- 250 -
16	特別県営住宅（都市整備部 住宅課）	- 274 -
17	特定公共賃貸住宅（都市整備部 住宅課）	- 285 -
18	埼玉県立小川げんきプラザ（教育局 生涯学習文化財課）	- 290 -
19	埼玉県立浦和図書館（教育局 生涯学習文化財課）	- 300 -
第2	書面調査対象施設	- 308 -
1	県民生活部	- 308 -
2	環境部	- 312 -
3	福祉部	- 315 -
4	保健医療部	- 320 -
5	産業労働部	- 321 -
6	農林部	- 326 -
7	都市整備部	- 328 -
8	教育局	- 343 -

第3	調査対象外郭団体.....	- 352 -
1	(財)いきいき埼玉.....	- 352 -
2	(財)埼玉県公園緑地協会.....	- 361 -
3	(社)埼玉県農林公社.....	- 392 -

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

埼玉県は、県民の健康増進、文化発信、福祉増進等を目的に、これまで多くの公の施設を建設してきた。その中には、法令等で直営が義務付けられている高等学校等の施設や管理代行を導入している県営住宅もあるが、県民の多くが利用する施設は、直営方式あるいは平成15年9月の地方自治法の一部改正により導入された指定管理者により管理運営されている。

県は、自ら策定した「新行財政改革プログラム」の中で、「民間の創意工夫等により効率的で質の高い公共サービスが提供できるものについて、積極的に委託していく」として、民間委託の推進を掲げ、その一環として、指定管理者制度の拡大を行うとしている。

その推進状況をみていくとともに、厳しい財政状況下において、県民にとって、公の施設が最小の費用で最大の住民満足が得られるよう管理運営がなされているか否かについて監査することが、県の財政状況の改善に資すると考え、監査テーマとして選定した。

第4 監査の対象

1. 対象部局と公の施設

監査の対象とした部局及び公の施設は、以下のとおりである。このうち、番号を付した施設については、直接往査している。また、それ以外の施設については、直接往査の施設に準じて関連書類の提出を求め、書類の内容を聞き取りにより確認する方法により監査を行った。

なお、公の施設の意義については、「第2章 監査対象の概要の第1 公の施設の意義」を参照されたい。

部 局	担 当 課		施 設 名 称	H21.4.1 現在の管理形態
県民生活部	広聴広報課		埼玉県平和資料館	直営
	NPO 活動推進課	1	埼玉県県民活動総合センター	(財)いきいき埼玉(随意)
	文化振興課		埼玉会館	(財)埼玉県芸術文化振興財団 (随意)
			彩の国さいたま芸術劇場	
			熊谷会館	
	青少年課	2	埼玉県青少年総合野外活動センター	小学館集英社プロダクショングループ(公募)
	男女共同参画課		埼玉県婦人相談センター	直営
3		埼玉県男女共同参画推進センター	直営	
消費生活課		埼玉県生活科学センター	直営	
危機管理 防災部	消防防災課	4	埼玉県防災学習センター	日立ビルシステム・丹青社共同事業体(公募)
環境部	環境政策課	5	埼玉県環境科学国際センター	直営
	自然環境課		埼玉県山西省友好記念館	(財)小鹿野町振興公社(公募)
		6	埼玉県自然学習センター	(財)埼玉県生態系保護協会 (公募)
			北本自然観察公園	
			埼玉県長瀬総合射撃場	(株)秩父開発機構(公募)
			埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター	(財)トトロのふるさと財団(公募)
	さいたま緑の森博物館	岩堀・環境クリア JV(公募)		
福祉部	社会福祉課		埼玉県社会福祉総合センター	(社福)埼玉県社会福祉協議会 (公募)
			上里学園(児童養護施設)	(社福)埼玉県社会福祉事業団
			おお里(児童養護施設)	(随意)

			いわつき（児童養護施設）	
		7	埼玉県立嵐山郷（知的障害児施設・重症心身障害児施設・知的障害者更生施設）	
			埼玉県障害者交流センター（身体障害者福祉センターA型）	
			あさか向陽園（障害者歯科診療所）	
			皆光園（障害者歯科診療所）	
			そうか光生園（障害者歯科診療所）	
	高齢者福祉課	8	埼玉県奥武蔵あじさい館	(株)グリーンハウス（公募）
	障害者福祉推進課	2	埼玉県総合リハビリテーションセンター	直営
		2	埼玉県立精神保健福祉センター	直営
			埼玉県伊豆潮風館（障害者更生センター）	(株)馬淵商事（公募）
			埼玉県立熊谷点字図書館	(社福)ブルーバードホーム（公募）
こども安全課		埼玉県母子福祉センター（母子福祉施設）	(財)埼玉県母子寡婦福祉連合会（随意）	
	2	埼玉県立埼玉学園（児童自立支援施設）	直営	
保健医療部	保健医療政策課	2	埼玉県立大学	直営
	医療整備課		埼玉県立高等看護学院	直営
	健康づくり支援課	9	埼玉県県民健康福祉村	(財)埼玉県公園緑地協会（公募）
産業労働部	産業労働政策課		埼玉県産業文化センター	(財)埼玉県産業文化センター（随意）
	産業拠点整備課	10	埼玉県彩の国ビジュアルプラザ	直営
	産業支援課		埼玉県産業技術総合センター	直営
	勤労者福祉課		埼玉県労働会館	(社)埼玉県ビルメンテナンス協会（公募）
	産業人材育成課	2	埼玉県立高等技術専門学校（中央他）	直営（6校1分校）
農林部	農業政策課	11	埼玉県農林公園	(社)埼玉県農林公社（公募）
	農業支援課	2	埼玉県農業大学校	直営

	生産振興課		埼玉県種苗センター	(社)埼玉県農林公社(随意)
	森づくり課		埼玉県県民の森	(社)埼玉県農林公社、特定非営利活動法人埼玉森林サポータークラブグループ(公募)
			埼玉県みどりの村	(株)高橋造園(公募)
			埼玉県森林科学館	(社)埼玉県農林公社(公募)
	畜産安全課		埼玉県秩父高原牧場	直営
			彩の国ふれあい牧場	直営
都市整備部	都市整備政策課		さいたまスーパーアリーナ	(株)さいたまアリーナ(随意)
	公園スタジアム課		大宮公園	直営
			上尾運動公園	(財)埼玉県公園緑地協会(随意)
			しらこぼと公園	(財)埼玉県公園緑地協会(公募)
			加須はなさき公園	
			川越公園	
			秩父公園	秩父開発機構・西武造園グループ(公募)
			こども動物自然公園	(財)埼玉県公園緑地協会(随意)
			羽生水郷公園	
		12	熊谷スポーツ文化公園	
			戸田公園	(財)埼玉県公園緑地協会(公募)
			荒川大麻生公園	(財)埼玉県生態系保護協会(公募)
			吉見総合運動公園	北荒川緑地(株)・伊田テクノス(株)グループ(公募)
			久喜菖蒲公園	日本環境マネジメント(株)(公募)
		13	彩の森人間公園	人間公園・西武パートナーズ(公募)
			秋ヶ瀬公園	(財)埼玉県公園緑地協会(公募)
			みさと公園	
			吉川公園	
			さきたま緑道	(株)清香園(公募)
			花の里緑道	
	森林公園緑道	(財)公園緑地管理財団(公募)		
	狭山稲荷山公園	狭山市(随意)		

			和光樹林公園	和光市（随意）
			新座緑道	新座市（随意）
		14	埼玉スタジアム 2002 公園	(財)埼玉県公園緑地協会（随意）
			まつぶし緑の丘公園	松伏町（随意）
			権現堂公園	幸手市、栗橋町（随意）
		15	所沢航空記念公園	(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループ（公募）
	住宅課	16	特別県営住宅	埼玉県住宅供給公社（随意）
		17	特定公共賃貸住宅	
教育局	生涯学習文化財課	18	埼玉県立げんきプラザ（長瀬、加須、小川、神川、大滝）	直営
			埼玉県立歴史と民俗の博物館	直営
			埼玉県立さきたま史跡の博物館	直営
			さきたま古墳公園	直営
			埼玉県立嵐山史跡の博物館	直営
			埼玉県立近代美術館	直営
			北浦和公園	直営
			埼玉県立自然の博物館	直営
			埼玉県立川の博物館	(株)乃村工藝社（公募）
		19	県立図書館（浦和、熊谷、久喜）	直営
			埼玉県立名栗げんきプラザ	名栗フィールズパートナーズ（公募）
			埼玉県立文書館	直営
			さいたま文学館	(財)けやき文化財団（随意）
		スポーツ振興課		
				埼玉県立スポーツ研修センター
			埼玉県立武道館	(財)埼玉県体育協会・(株)サイオー共同事業体（公募）

1 図書館は埼玉県立浦和図書館、げんきプラザは埼玉県立小川げんきプラザのみ直接往査している。

2 は、法令等で県の直営が義務付けられている施設である。また、埼玉県立大学は、平成 22 年 4 月 1 日より地方独立行政法人化が予定されている。

2. 外郭団体

- (財)いきいき埼玉
- (財)埼玉県公園緑地協会
- (社)埼玉県農林公社

第5 外部監査の方法

1. 監査の着眼点

(1) 施設管理全般

- 施設は設置目的どおり有効に利用されているか
- 施設設置管理条例に従い適切に運営されているか
- 施設の管理運営コストは適切な水準となっているか
- 施設の維持管理は適切に行われているか
- 現金の管理は適切に行われているか
- 公有財産及び備品の管理は適切に行われているか
- 契約手続は適切に行われているか
- 施設の利用料金は適切な水準となっているか
- 県から人材派遣している場合に合理性があるか
- その他の財務事務は適切に行われているか

(2) 指定管理者に移行した施設

- 指定管理者の選定は適切に行われているか
- 指定管理者の管理は適切に行われているか
- 指定管理者が随意で選定されている場合に合理性があるか

(3) 直営方式による施設

- 指定管理者へ移行しない合理的理由があるか
- 指定管理者へ移行の検討がなされているか

2. 監査の主な手続

監査の着眼点に沿って、具体的には以下の手続を実施した。

- 諸規程、要綱の閲覧
- 関係者（担当職員等）への質問
- 管理資料の閲覧と内容検討
- 施設の視察
- 備品については抜取により現物確認
- その他必要と認められた手続

第6 監査の実施期間と監査の対象年度

1. 監査の実施期間

自平成 21 年 7 月 10 日 至平成 22 年 2 月 24 日

2. 監査の対象年度

原則として、平成 20 年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及した。

第7 監査従事者

包括外部監査人

佐野勝正 公認会計士

包括外部監査人補助者

小山 彰 公認会計士 金井千尋 公認会計士

佐久間仁志 公認会計士 大野夏美 公認会計士

土屋文実男 公認会計士 池田博行 公認会計士

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む。）との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 公の施設の意義

「公の施設」は、地方自治法第244条第1項に規定されている。

〔地方自治法第244条第1項〕

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

地方自治法によれば、公の施設は、普通地方公共団体により住民の福祉を増進する目的で建設され、何人も正当な理由なくして利用を妨げられず、利用することに不当な差別的な取扱いを受けない施設（地方自治法第244条第2項及び第3項より）とされている。

行政財産である県庁舎、保健所はもちろんのこと、住民の利用に供することを目的としないもの、例えば、純然たる試験研究所、留置場等は、公の施設に該当しない。競輪場、競馬場のような地方公共団体の財政上の必要のために住民の利用に供する施設も、住民の福祉を直接増進する施設でないため、これも該当しない。

第2 公の施設の状況

1 他の都道府県における公の施設と管理形態の状況

以下の表は、埼玉県企画財政部改革推進課による、平成21年4月1日現在における関東地方と本県と人口規模が類似する都道府県の公の施設（学校、公営住宅等を除く。）における「指定管理者制度導入の状況」の調査結果を引用したものである。これによれば、埼玉県の指定管理者の導入率は、標準並みであるが、公募率は若干低い結果となっている。ただし、この情報からでは、公募の結果、外郭団体がどの程度含まれているかまでは分からない。

都道府県名	公の施設数	制度導入	導入率	公募	非公募	公募率
埼玉県	109	66	60.6%	37	29	56.1%
東京都	328	210	64.0%	158	52	75.2%
神奈川県	120	72	60.0%	70	2	97.2%
千葉県	115	60	52.2%	55	5	91.7%
茨城県	100	62	62.0%	46	16	74.2%
栃木県	78	42	53.8%	29	13	69.0%
群馬県	105	50	47.6%	32	18	64.0%
山梨県	122	53	43.4%	36	17	67.9%
愛知県	106	93	87.7%	16	77	17.2%
大阪府	79	62	78.5%	51	11	82.3%
兵庫県	184	85	47.6%	20	65	23.5%

第3章 監査の結果と意見

監査の結果と意見（総括）

第1 指摘事項と意見の総括

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について、直接往査した施設と書面によっており直接往査していない施設に関して監査した結果を取りまとめたのが次の表である。

なお、直接往査していない施設に関しては、担当課へ質問書を提示し回答を求め、回答内容について質疑を行い、結果をまとめたものである。

部 課 名		施 設 名 称	指摘	意見
【直接往査した施設】				
県 民 生 活 部	NPO 活動推進課	埼玉県県民活動総合センター	4	11
	青少年課	埼玉県青少年総合野外活動センター	1	4
	男女共同参画課	埼玉県男女共同参画推進センター	3	5
危 機 管 理 防 災 部	消防防災課	埼玉県防災学習センター	3	4
環 境 部	環境政策課	埼玉県環境科学国際センター	2	7
	自然環境課	埼玉県自然学習センター	2	6
北本自然観察公園				
福 祉 部	社会福祉課	埼玉県立嵐山郷	1	6
	高齢者福祉課	埼玉県奥武蔵あじさい館	3	3
保 健 医 療 部	健康づくり支援課	埼玉県県民健康福祉村	8	5
産 業 労 働 部	産業拠点整備課	埼玉県彩の国ビジュアルプラザ	-	5
農 林 部	農業政策課	埼玉県農林公園	5	6
都 市 整 備 部	公園スタジアム課	熊谷スポーツ文化公園	4	3
		彩の森人間公園	5	2
		埼玉スタジアム 2002 公園	5	-
		所沢航空記念公園	10	2
	住宅課	特別県営住宅	2	6
		特定公共賃貸住宅	-	3

部 課 名		施 設 名 称	指摘	意見
教育局	生涯学習文化財課	埼玉県立小川げんきプラザ	4	3
		埼玉県立浦和図書館	1	6
(財)いきいき埼玉			1	4
(財)埼玉県公園緑地協会			5	4
(社)埼玉県農林公社			2	5
【書面により調査した施設】				
県民生活部		彩の国さいたま芸術劇場ほか	-	1
環境部		埼玉県長瀬総合射撃場ほか	-	1
福祉部		埼玉県社会福祉総合センターほか	-	2
保健医療部		埼玉県立高等看護学院ほか	-	-
産業労働部		埼玉県産業文化センターほか	-	4
農林部		埼玉県みどりの村ほか	-	1
都市整備部		さいたまスーパーアリーナほか	7	23
教育局		さいたま文学館ほか	-	5
合 計			78	137

第2 監査結果の総合意見

今年度の監査の結果を、「監査の結果と意見(個別)」として次章で記載しているが、ここでは、その内容を集約し総合意見として記載している。

(1) 指定管理者制度に関して

1) 県の直営とするか指定管理者制度を導入するかの判断基準について

県が保有する公の施設は多種多様であって、何でも指定管理者制度を導入すべきかといえば、そうではない。利用者あつての施設であって、施設が提供するサービスの内容によって、最も妥当な管理形態を選べば良い。

留意すべきことは、指定管理者の評価を正当なるものにするために、類似する施設の中に、ノウハウの蓄積を図り、判断の基準とする直営形態の施設も持つべきである。

【直営の要件】

- ・ 県の政策の一翼をなしており、当該政策を行う一貫で運営している施設
- ・ 県が責任を持って直接重要なサービスを提供していく必要がある施設
- ・ 法令等で直営が義務付けられている施設
- ・ 施設の設立の経緯から他の団体との契約により直営とせざるを得ない施設
- ・ 厳格に個人情報を守る必要がある施設
- ・ 直営施設と同じ場所に設置されている施設で、直営施設に比して小規模で一体的に管理した方が効率的な施設

【随意指定の要件】

- ・ 雇用している職員に差別化できる独自のノウハウまたは経験の蓄積がある場合
- ・ 県との間で長い間の知識と技能の共有が管理に不可欠である場合
- ・ 県が主体的に行う政策に係る施設管理を県と一体となつて行う場合
- ・ 市町村へ施設の移管を前提としている場合
- ・ 類似施設の管理を複数行うことにより明らかに管理コストが下がる場合

2) 随意指定とする理由が不十分

熊谷スポーツ文化公園、埼玉県県民活動総合センター、埼玉県母子福祉センター(母子福祉施設)については、随意指定とする理由が提示されているが、随意指定は指定管理者制度の本旨に照らすと例外的な選定である。この3施設については、指定管理者の選定方法を公募とすべき原則を排除できるほどの説得力ある理由とはなっていない。随意契約とするには、それなりの理由がなくてはならない。

埼玉県県民活動総合センターについては、早急に公募への切り替えはできないかもしれないが、指定管理者事業のうち各種 NPO 支援事業や資格取得事業等は再委託で事業

が行われており、埼玉県県民活動総合センターにおける施設の利用が近隣市町村の住民が中心となっている現状を踏まえ、指定管理者は原則公募とする県の方針を考えると、「埼玉県男女共同参画推進センター」を県直営にしたように、県直営事業とすることがふさわしい事業があれば県に戻し、指定管理者が現在行っている事業の中で、今後も県があえて行っていくべき事業を絞りこんだ上で、今後も指定管理者として随意指定していくのか、公募の道を探すのか、見極めの時期が迫っている。

3) 事業計画と実施報告との関係を明確に

指定管理者の選考に当たっては、事業の提案内容がキーファクターの一つとなる。指定管理者指定申請時の事業計画書の各項目と対応させることができるように、管理業務の実施状況の記載を求め、指定管理者指定申請時の事業計画の実現経過を把握できるようにすべきである。

4) 指定管理者の導入になじまない施設

指定管理者の導入を図る施設には該当するにしても、その行っている業務内容、提供するサービスの提供先から判断すると、指定管理者の導入になじまない施設が存在する。

埼玉県立嵐山郷は、民間の創意工夫とコスト削減努力が発揮されるのを期待するよりも、経験・専門性に基づいた適切な処遇技術、継続・安定したサービスの提供が不可欠な施設である。

埼玉県産業技術総合センターは、一般住民の利用に供することが可能な会議室等の公の施設の部分と、それ以外の試験研究所という行政財産（公用財産）の部分とからなる複合施設であり、2つの部分を分けて管理することも可能であるが、現実的な問題として、前者の部分が施設全体に比しておよそ1割程度で、埼玉県産業技術総合センター全体を直営施設として一体として管理運営する方が効率的かつ有効である。

埼玉県種苗センターは、（社）埼玉県農林公社が随意指定によって指定管理者となっている。同センターは、主要農作物種子法に規定する米・麦・大豆の原種や、ウイルスフリー苗など県の農業振興の基礎である優良種苗を安定生産する重要な使命を遂行している場所であって、県の直営とすべきものであり、指定管理者になじまない。

5) 指定管理者を導入すべき施設

埼玉県生活科学センターの消費者学習支援は、参加体験型施設「彩の国くらしプラザ」の見学であり、展示案内業務の大部分は、既に民間委託しており、研修・交流室、図書・情報コーナーについても指定管理者制度が比較的問題なく導入できる施設である。コスト比較においても現在の人員が管理運営に必要なとすれば、指定管理者制度の導入により800万円程度の人件費の削減が見込まれる。

6) 指定管理者としての管理をやめるべき施設

さきたま緑道、花の里緑道、森林公園緑道、新座緑道は公の施設として指定管理者が

置かれているが、緑道は都市公園法に基づく公園とされており公の施設の要件に該当するにしても、そもそも緑道を公の施設したことに疑問を感じる。

当該施設は、主たる道路に面した場所に設置されており、外観的にもいわば歩道と同じような機能を有していると考えられる。従って、その管理をことさら指定管理業務とするよりは、県道と一体となった管理業務と位置付けした方が、コスト削減も期待できると思われ、各県土整備事務所における県道管理業務と一体として行うことが望まれる。

7) 市町村へ移管すべき施設

狭山稲荷山公園、和光樹林公園、まつぶし緑の丘公園は地元自治体が管理を行っており、正に地域の施設として地元民に親しまれている施設である。また、彩の森入間公園についても、指定管理者は民間業者ではあるが、公園内に他の公の施設が置かれているわけでもなく、近隣住民に親しまれているガーデン公園である。県営公園として維持するよりも地元の入間市等へ移管していくべき施設と考える。

8) 指定管理契約の在り方、公園の在り方を充分検討すべき施設

権現堂公園の指定管理者は幸手市と栗橋町であり、各々自治体に属している領域を管理している。幸手市、栗橋町とも、各々職員4名で管理している。実際にはNPO法人桜堤保存会が現地に常駐し、園地管理を行っている。栗橋町についても、公園の実質的な管理は再委託先の栗橋町高齢者事業団で行っており、同高齢者事業団で管理事務所に常勤している。

この公園は整備途上ということもあり、地元自治体との連携は不可欠であるといえるが、実質的な管理者はそれぞれNPO法人桜堤保存会及び高齢者事業団であるので、指定管理契約はこの実質的な管理先と締結する方が自然であるが、こうした地元の団体を有機的に活用することを考えると、この公園については、地元自治体に移管することも検討すべきである。

9) 施設の再開が困難な施設

埼玉県長瀬総合射撃場は、ライフル射撃と並んで収益源であったクレー射撃は鉛散弾の汚染問題の影響で、平成13年11月1日より営業を中止し、土壌の改良のための工事を行っている状態である。平成13年度から平成21年度までに計上された工事費用は約6億7千9百万円に上る。今後土壌改良工事が終了し、クレー射撃を再開するのであれば、鉛散弾の汚染問題に対して何らかの措置を講じるとのことであるが、その改良工事についても技術的に難しいだけでなく、汚染問題の再発を防ぐ更なる抜本的な改良工事となると費用が多額となるおそれもある。

現在の利用者は年間を通じて1万人ほどしかおらず(クレー射撃を再開したとしても2万人程度)、そのことをもって直ちに閉鎖するとの結論にならないにしても、既に建設費用と鉛散弾の汚染対策費用で約70億ものコストがかかっており、新たな施設改良費の発生を県民の多くが十分納得するだけの少額とならない限り、県民負担から考える

と、この施設を再開する合理性はないと言わざるを得ない。

(2) モニタリングに関して

1) モニタリングの状況について

担当課により指定管理者の業務は、ほぼ四半期ごとに、企画財政部改革政策局改革推進課が標準様式を定めたモニタリングチェックシートを用いてモニタリングが実施されている。モニタリングチェックシートを用いながらも、調査する視点をその都度変えて、指定管理者の業務を評価している担当課がある一方、今回の監査で指摘したような事項についても問題なしとして、モニタリングを形式的に行なっているような印象を受ける担当課もある。

モニタリングチェックシートを用いるにしても、毎度同じものを実行しても意味がない。モニタリングチェックシートが網羅的な調査を求めているならば、指定管理期間中で視点を变えて評価の重点項目を示して行っていくべきである。チェック項目の内容によっては、協定書締結後のモニタリング時のみ、中間地点、年1回、毎回実施など濃淡を付けて実施できるものがあると考えられる。その代わりに、形式的になりがちなモニタリングを実効性があるものとするために、毎年モニタリングの重点項目を定めているので、その項目を多面的観点から十分時間をかけて調査する。

2) モニタリングに当たり要望したいこと

モニタリングが有効に機能しない運用上の問題として、5段階評価の基準が抽象的で曖昧であることがあげられる。現在の評価基準では、担当者の主観に大きく左右されてしまう。事例を織り込むなど具体的に評価できるような運用指針を作成するとともに、評価者に対する研修教育が必要である。

それとともに、担当課の要請にどれほど応えたか、指定管理者の創意工夫や努力を率直に評価する加点の要素の導入も図るべきである。

(3) 指定管理者への委託料について

1) 指定管理者の採算が取れない施設

公の施設に指定管理者制度を導入したのは、民間の持つ経験や創意工夫を公的分野にも取り入れて、提供するサービスの向上とコストの削減を図るために行われたものではあるが、指定管理者制度は万能な制度ではない。制度の導入時には、委託料の改善効果が将来においても期待されたかもしれないが、指定管理者にとって採算ベースに乗らない金額となつては、指定管理者の引き受け手がなくなる。自ずと委託料の引下げは限界点に達すると思われる、場合によっては反転することにもなりかねない。

最悪のケースは、指定管理者の引き受け手がなくなるケースである。そうなったとしても、県の直営施設に戻すことは困難である。委託料の水準を一定額内に抑えていくためには、県としても、利用料金制を敷いている施設については、指定管理者による利用料金の弾力化、自主事業収益の獲得策を考えていかねばならないと考える。

埼玉県青少年総合野外活動センターとみどりの村は、まさにそうした施設になりかねない。

2) 委託料の積算で留意すべきこと

埼玉県民の森の指定管理者の管理体制をみると、委託料の制約があって、現地ではいずれも70歳前後の臨時職員4名が交代で、明治神宮に匹敵する大きさの敷地を、平日は1名、土日祝日は2名と少ない人員で管理にあたっており、必要に応じて秩父事務所から施設担当職員2名が現地での管理の応援を行っている。

これが、年間800万円前後の比較的安価な委託料に起因するのであれば、県の財政状態が厳しいことは理解できるにしても、利用者の安全確保のためのコストは県が負担すべきである。

県においても、山中にある施設など利用者の安全確保を考えていかなばならない施設については、指定管理者が安全確保の体制を敷いているか検証するとともに、指定管理者が過度の負担とならない受託可能な委託料となっているか再検討していくべきである。

(4) 外郭団体関係

1) 職員定数について

県の職員定数の削減方針のもと、外郭団体においても定数管理が踏襲されている。この背景には、平成15年9月の地方自治法の一部改正により導入された指定管理者制度により、それまでは地方自治体が出資あるいは出捐している法人でなければ公の施設を管理することができなかったが、個人以外であれば指定管理者として管理を受託することが可能となったため厳しい競争にさらされたことがあげられる。極言すれば、公の施設の管理団体として設立された法人の存在基盤が失われつつあることを意味する。

公の施設は、県の直営とするか指定管理者に管理を委ねるかいずれを選択することとなり、後者の場合は、原則公募とするルールにより、県の外郭団体だからといって、無条件に管理を受託できない。競争原理のもと、管理受託ができないときには仕事を失うこととなり、職員の雇用にも影響してくる。県としても職員の雇用のことを考えると、職員数を外郭団体に任せっぱなしにすることができないことが、定数管理を行う第一義的な理由である。

次に、この定数管理がどのような影響を外郭団体もたらしているか、監査の際に聞き取りを行った。埼玉県立嵐山郷では、勤務歯科医は一人であって、非常勤の歯科医の協力を得て診療に当たっている現状からすれば、決して十分な体制とはいえない。入所待ちの待機者への対応においては、短期入所での対応を考えているとのことであるが、それには職員の増加も必要となる。入居者の重度化と職員の高齢化による体力的な問題への対応もある。

次の表は、今回の監査で調査対象となった外郭団体のプロパー職員と非常勤職員の年齢構成表である。この表からは、プロパー職員数と非常勤職員数がほぼ同じ割合である。外資系企業の中には、非常勤職員の割合を3割程度とする目標を置いているところがあると聞いているが、通常の民間組織であれば、外食産業などの一部を除いて非常勤職員がこれほど高いところはない。さらに、非常勤職員の待遇であるが、あまり昇給はなく、賞与もない報酬体系であるので、職員が長く勤務していくのか疑問である。

職員定数の制限による職員不足の解消を非常勤職員で代替していくとしたら、ノウハウや技術の蓄積をどう図っていくのであろうか。

次に、表から分かることは、プロパー職員と非常勤職員を問わず、いずれの法人も平均年齢が40歳代半ばとなっている。職員の定年までの残年数を鑑みると、ノウハウや技術の伝承を図るためには、ある程度の年数が必要であるとの職員からのコメントもあることから、ここ5年間で職員定数の在り方の再検討が必要である。

地方自治法の改正により、施設管理型の外郭団体は、その存在基盤を失いつつあるので、こうした外郭団体の将来はだれも予想しえない。公募を原則とする県の方針のもとでは、県が外郭団体に対してできることは、経営改革を進め自主・自立した健全経営状態を確立するとともに、ノウハウの蓄積を進めるなどにより最適な施設管理者となることができるよう支援していただくだけである。

外部環境が変わった今となっては、外郭団体自らの判断において、収支と雇用に責任を持って職員の定数管理を行っていくべきであって、外郭団体は県に過大な期待をしない自己自立の組織を目指し、県も施設管理型の外郭団体は指定管理者として一般の法人と同じ観点から指導していく、大人の関係構築すべき時期に来ている。

【プロパー職員年齢構成】

出資法人名	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	小計	平均年齢	定年(歳)	勸奨退職有無及び対象年齢
(財)いきいき埼玉	0	6	20	0		26	43.2	60	無
(社)埼玉県農林公社	1	16	8	5		30	40.5	60	有 56
(財)埼玉県公園緑地協会	5	25	48	21		99	44.6	60	有 56
埼玉県住宅供給公社	4	43	37	44		128	45.4	60	有 58

「平均年齢」はプロパー職員の平均年齢

【非常勤職員年齢構成】

出資法人名	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	小計	平均年齢	定年(歳)	勸奨退職有無及び対象年齢
(財)いきいき埼玉	3	7	8	10	5	33	43.2	60	無
(社)埼玉県農林公社	3	1	2	11	4	21	40.5	60	有 56
(財)埼玉県公園緑地協会	19	8	5	30	24	86	44.6	60	有 56
埼玉県住宅供給公社	6	15	12	65	24	122	45.4	60	有 58

「平均年齢」は非常勤職員の平均年齢

(財)いきいき埼玉 非常勤職員の内訳 週30時間(4日)勤務 28名

週30時間(5日)勤務 5名

(社)埼玉県農林公社 非常勤職員の内訳 週38時間45分勤務12名 週31時間勤務2名

週30時間勤務1名 週24時間勤務1名 週23時間勤務2名 週20時間勤務2名

週19時間勤務1名

(財)埼玉県公園緑地協会 非常勤職員の内訳 週30時間勤務54名 週40時間勤務32名

埼玉県住宅供給公社 非常勤職員の内訳 週30時間勤務25名 週38時間45分勤務97名

2) 県派遣職員の問題

プロパー職員で適材となる人材が育ちにくい

県の職員派遣は、派遣要請先からの具体的なポストを示しての派遣要請に基づいて、派遣の是非を検討し派遣を行うのを原則とし、また、派遣は漸次削減する方針とのことであるが、派遣ポストが長年固定されており、適材となる人材が育つ環境にないこと、県派遣者を削減したことがプロパー職員の即補充につながらず、むしろ

る人員が減ることから、大幅な負担につながっている。

派遣先での業務が公正なる競争であるとの外観を呈していない

(財)埼玉県公園緑地協会には、主管課である都市整備部公園スタジアム課から派遣されている県派遣職員が本部改革改善対策幹の職に就いており、指定管理者制度の運用事務の総括に関する事と新たな指定管理者に向けた事務の総括に関する事をも担当している。

指定管理者を随意指定により選定しているのであれば、派遣先において企画あるいは総務など経営の核となる業務に携わっているとしても、指定管理者の業務強化のためであり、矛盾は感じられないが、公募形態で指定管理者が募集されるのであれば、指定管理者選定の公平性が保たれるのかを考えた場合、公正なる指定管理者の募集を行う外観を呈していないと言わねばならない。

3) 有給休暇等について

有給休暇の承認が不適切

(財)埼玉県公園緑地協会の管理施設である熊谷スポーツ文化公園では、忌引休暇の解釈の誤りから退職者が2日間余分に休暇を取得していた。この背景には、管理者が有給休暇の取得状況をよく確認しないままに、承認をしたことにある。

民間法人(企業等)に準じた就業規則等の見直しが必要

(財)埼玉県公園緑地協会の管理する埼玉県県民健康福祉村において、平成21年3月末で退職した定期契約職員で、平成20年4月から平成21年3月までの年間ベースで年次休暇を45日消化している人がいた。

年次休暇を消化すること自体は、労働者が労働基準法で認められた権利であって、何ら規制を加えることはできないが、こうした現象は、民間企業とは異なる、国又は地方公共団体の年次休暇の付与方法に準じていることから起因していると考えられる。

民間法人においては、定年退職で該当者の生まれた日の末日をもって退職とする場合には、年次休暇の付与日は暦年による、事業年度の開始日とする、1年の特定月の初日とするなど、一律ではないが、事業年度末をもって退職とする場合には、一律事業年度の開始日としている。そこには、年次休暇の付与期間と退職事業年度を一致させることによる費用の期間帰属の適正化の考えが反映されている。

国の場合は、「一般職の場合の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」により、県は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」により、歴年で年次休暇が付与され、定年退職者は事業年度末をもって退職するものとしているが、県の場合は、国に準じて条例で定めており、独自の考えで年次休暇の付与を考えているわけではないので論評を控えるとしても、外郭団体は国や地方自治体ではないので、不合理性を解消すべく民間法人において採用されている方式により年次休暇を定めるべきである。

その他、県の外郭団体は就業規則など法人の諸規則を県に準じて制定しているが、

公益法人改革が始まった現下、諸手当や勤務条件など公益法人に相応しい規程となるよう民間法人を参考に見直しを図るべきである。

(5) クレーム対応マニュアル

クレームは適切に処置されているが、クレーム対応マニュアルが作成されていない、あるいは、作成されているが改良が必要な施設もあった。利用者からのクレームに対して速やかに対応するためには、クレーム対応マニュアルの整備が必要である。

また、クレーム管理簿が作成されていない施設もあり、作成されてはいるが、対応欄に処置結果が記載されていない施設があった。クレーム内容、対応結果等の情報を共有化するためには、クレーム管理簿の作成が不可欠である。

(6) 施設利用に関して

1) 利用者の増加策

何をもって人員を数えるのか疑問が生じる施設もあるが、利用者数の実態調査では、本県は7百万人が住む全国第5位の県であるにもかかわらず、利用者数は低迷している。この理由として、県内に施設が分散し利用者呼び込むための相乗効果を考慮していないこともあるが、PR不足や他の施設と共同して利用者呼び込もうとする意識が乏しいこともあるのではないと思われる。

平成20年度予算において、指定管理者制度を導入している66施設だけでも、指定管理料は79億6千2百万円弱となっている。直営施設を含めれば、その管理料は、優に100億円を超えるものと推測される。

個々の施設では、例えば、埼玉県男女共同参画推進センターは、セミナー等が開催される場合、保育サービスを実施している。埼玉県県民活動総合センターは、近隣の企業や都内の諸学会、音楽関係者に対してPR活動を行っており、また、施設の用途変更を行うなど、それなりに工夫をしているところであるが、全体的に利用者が伸び悩んでいるのが現下の状況である。

埼玉県自然学習センターは、自然に関する教員研修を行っているが、「げんきプラザ」等の、自然に深く係る施設の職員等にも同様の研修等を行うといった施設間連携を図ることによって、より埼玉県自然学習センターの活性化が実現するのではないかと。

埼玉県県民健康福祉村では、NPO法人が運営する託児室は営業時間が火曜日から金曜日の午前10時から午後1時までで、しかも一回の利用は2時間までとなっている。施設利用者をさらに増やしていくことを考えるのであれば、営業日と営業時間を拡大して共働きの夫婦などが利用できるような環境を整えていくことも一案である。

広報活動をより活発化していくには、展示施設であれば、他の展示施設と共同して施設訪問のモデルコースを、学校だけでなく、旅行会社へも提案する。県庁のHPを利用者の観点に立って、お得な情報やイベント情報を折り込み活性化するなど、より一層踏

み込んだ利用者増加戦略が必要である。

所沢航空発祥記念館、埼玉県県民健康福祉村のように、駐車場の確保がネックとなっている施設、埼玉県農林公園のように最寄りの駅から遠いにもかかわらず、近くまで来るバスがなく、自家用車以外に交通手段の確保が難しい施設もある。利用者の増加のためには、手軽に利用できるよう、足の便の確保も課題である。

2) 利用料金

利用料金の見直しについて

60歳以上の利用料減額の在り方

埼玉県奥武蔵あじさい館は、26,033名(平成20年度)利用客の約73%が60歳以上である。利用料の減額は60歳以上となっているが、他の施設では、県の減免措置は65歳以上としている。それとの均衡からすれば、減額は65歳以上として、利用者の約73%が60歳以上であるとの現実を踏まえての利用料金の在り方を検討すべきである。この他、シーズン料金の設定、土日料金制の導入も視野に入れてはいかがであろうか。

なお、多くの県民に利用していただくために、連泊は2泊までに制限しているが、閑散期には空いている部屋もあり、また、利用客の中には延泊を希望する者もいるとのことである。閑散期の利用者増加のために、弾力的な運用も必要である。

彩の国いきがい大学の受講料と宿泊費について

(財)いきいき埼玉では、高齢者の学習の場として、県内8か所で「彩の国いきがい大学」を開講している。職員の人件費、施設の維持管理費は、学生の授業料では賄えていないのが現状で、学生の教養を高める側面もあるので、少なくとも直接費を賄うだけの受講料負担を求めていくべきである。

また、授業の一環としての宿泊学習は、埼玉県県民活動総合センターを宿泊所として実施されているが、その際の宿泊料金は、65歳以上は4,620円、65歳未満は5,840円となっており、料金差額が生じている。彩の国いきがい大学が埼玉県県民活動総合センターを使った宿泊学習の一環であることを考えると、参加者一律の料金とすべきである。

疎明資料の整備

特別県営住宅と特定公共賃貸住宅については、前者は平成6年度より、後者は平成16年度より家賃改定が行われていない。家賃が長い間据え置かれている場合は、現行の水準を妥当とする疎明資料が必要である。

3) アンケート調査結果の利用について

利用者に対しアンケートを実施していない施設もあるが、ほとんどの施設でアンケートが実施されていた。しかし、アンケート調査結果を見たところ、実施している施設に

おいても、秩父公園など改善すべき事項が存在していたにもかかわらず、運営に反映されていない施設があった。

4) キャンセルに対するペナルティ制度の導入

埼玉県青少年総合野外活動センターでは、キャンセルについて期限の制限がないことから、かなりの率でキャンセルが発生している。夏の混雑時にもかなりの数で発生していると思われ、結果として客室に穴が開く場合もあるとのことである。

埼玉県奥武蔵あじさい館でもキャンセルの発生は大きい。1月以内のキャンセル件数は、平成20年度で、540件、2,043人発生している。平成21年度においても前年比増加傾向にあり、平成21年8月15日現在で、215件、817人のキャンセルが発生している。キャンセルが多い原因は、キャンセルについては宿泊前日の19時まではキャンセル料が発生しないという制度にある(それ以降当日キャンセルは、食事代相当分のキャンセル料が生ずる)。

埼玉県県民活動総合センターの宿泊料金は後精算で、予約後は自由にキャンセルでき、キャンセルに対してのペナルティは課されない。このことは、キャンセルが宿泊予定日の直前に起きると、宿泊料は回収されないことになる。

上記の対策として、埼玉県青少年総合野外活動センターは、期の繁忙期に限定し、キャンセルがあった場合キャンセル料を徴収すべきであり、埼玉県県民活動総合センターと埼玉県奥武蔵あじさい館は、高齢者の利用が多いのでキャンセル理由を考慮することは必要であるが、直前キャンセルに対しては何らかのペナルティを課すなどの宿泊料の減収を抑える工夫が必要である。

その他、宿泊型施設だけでなく、利用型施設についても、キャンセル要件の見直しとペナルティ料の徴収を検討し、使い勝手の良い施設を目指しつつも安易なキャンセルを防ぐ新たな体系を構築すべきである。

(7) システム上の問題について

1) 次回のシステムの構築に当たって

埼玉県立小川げんきプラザでの監査の際に、県庁サーバーは運用コスト削減のために土日は運用していないことから、別途管理しているデータをサーバーの運用日に再度県庁サーバーに入力する重複作業が発生していることが分かった。このことは、土日(あるいは祭日も)に運営している県有施設に共通する悩みである。

コストの観点から、一部のサーバー利用者のためにシステム運用はできないとの県の考えは合理性もあり十分理解できるが、現場においては、県庁サーバーが稼働していない日はいつも重複作業となっており、しかも一時的なシステムダウンではなく恒常的に続き、システム利用者への過度な負担となっている現実的な問題がある。次の県庁システムの見直しに当たっては、この点も留意していただきたい。

2) サーバー利用の在り方

埼玉県男女共同参画推進センターでは、システム毎にサーバーが設置されている状態でありサーバー数が過剰な状態となっている。本来は機能毎にサーバーを設置すべきであり、サーバー数を減少させることにより、導入コスト、維持管理コストの削減を図るべきである。

3) 電子データ保存媒体について再考のこと

県は、県が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について取りまとめた「埼玉県情報セキュリティポリシー」に基づき情報資産を管理している。

「情報については、障害及び緊急事態に備え、必要に応じて、バックアップ用の複製を作成しなければならない」が、埼玉県男女共同参画推進センターでは、当該施設の帳簿を電子データ媒体とし、メモリースティックにバックアップを取っていた。

メモリースティックは一時的な保存媒体として考えられ、また、過年度の電子データ保存としてHDDは適していない。数年以上のデータ保存を考えるならば、より安定したCDやDVDに記録して書き込み不可能な状態で保存すべきである。

他の施設においても現況を調査し、電子データのバックアップについては、保存媒体に加えて、保存する場所がバックアップする場所とふさわしいかも考えて措置すべきである。

4) システムの改善事項

埼玉県県民活動総合センターでは、予約変更手続における変更許可書に誤った料金が出力される問題があった。また、キャンセルにより、返金が生じる場合、「埼玉県県民活動総合センター還付申請書」という帳票がシステムよりアウトプットされるが、この帳票の「変更又は取消日」の欄について、システム上のバグが発生する場合があり、変更又は取消日でない日付が印字されてしまうことがある。

(8) 各施設の管理上の改善事項

1) 現金と物品の管理

現金の管理

利用料を徴収する施設が多いので、現金の管理は重要であるが、現金の実査が定期的に行われていない施設があるほか、埼玉県立嵐山郷では入居者からお金を預かっており、預かり金管理出納簿に出納記録を付けているが、通帳残高と現金残高の合計額を一括管理しているため、通帳の残高と手許現金残高がそれぞれいくらということが月中では分からない状況になっていた。

埼玉県農林公園では、そもそも現金勘定がなく、現金を預金口座に入金したときに初めて会計処理を行っており、実際の現金の動きと会計処理が一致していない。また、金額はわずかであるが、違算金が簿外処理となっていた。

埼玉県県民健康福祉村では、会計処理を見直す事項があった。埼玉県立小川げんき

プラザでは、つり銭があるが、県の定める「つり銭用現金保管簿」への記載が欠如していた。

以上は、例示である。現金と預金の管理不十分は不正事故につながり易いものである。お金を取り扱うすべての施設において、一層の管理強化を望みたい。

備品の管理

備品の実査について

多くの施設で、備品の管理は不十分である。一部の施設を除き備品の実査は行われているが、形式的なチェックに終わっているところが多い。備品管理としては、帳簿との照合はもちろんのこと、現物がどこにあるのか台帳に正確に示されていることが不可欠であって、また、実査の際に、今後の使用の可否、機能的陳腐化により使用に耐えないのか判断し、廃棄処分が妥当であれば、速やかに県の承認の下、適切な廃棄処理が必要である。備品の実査は、対象とする備品の金額や実施時期などの一定の基準を設定し、年 1 回は実施することが望まれる。同様に、リース資産があれば、管理台帳を作成すべきである。

備品の会計処理について

埼玉県防災学習センターでは、平成 20 年度において、プロジェクターを 415,000 円（消費税込み）で購入し、修繕費科目に計上しているが、県が支払う委託料を充て埼玉県財務規則第 170 条第 1 項 1 号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は、県に帰属することになっている。

この規定に従えば、上記プロジェクターは修繕費とするのは妥当でなく、備品の購入として処理すべきで、その後、県への無償譲渡（寄付行為）と県からの無償賃借を受ける手続きをとるべきである。他の施設においても同様なケースがあると想定されるので、留意すべき事項である。

図書の購入に関して

県立図書館は、市町村図書館との差別化を図るため、蔵書については、一般的な小説やビジネス書などは取り扱っておらず、専門性の高い図書を集積する方針である。現状において、図書選定の過程で、外部有識者等のアドバイスを取り入れることは行っていないが、より適切な専門図書の集積を行うため、弾力的に外部有識者のアドバイスを取り入れることを検討する余地がある。また、図書館の在り方については、現在、検討中とのことであるが、その過程において、重要な所蔵図書を適切に保管できる環境も整備していく必要がある。

埼玉県環境科学国際センターにおける図書の利用については、年々利用者数が減少している状況である。設立以来、図書の大幅な更新が図られていないことが、原因となっている。こうした現状を踏まえて、埼玉県環境科学国際センターでは、新規図書の購入

を計画している。図書の持つ機能としては、体系的な情報が得られやすい反面、情報がアップデートされない点があるので、最新の情報を得るため、パソコンを利用してデータを入手し、それを補完していく有機的関連性を意識して図書を選定していくことが、利用者の便益に資する。

2) 再委託について

指定管理者が再委託先としてどこを選ぼうとも、県の下承がある限り問題はないが、指定管理者が県の外郭団体である場合に、県に準じて競争性、公平性及び透明性の確保が求められることから、いくつかの検討を要す事項が発生している。

高くなる委託費

一般に競争入札は調達あるいは委託コストを下げると信じられている。多くの場合は然りであるが、時として随意契約による方が、コストを下げる場合がある。県の方針を守ることは外郭団体の姿勢として当然のことではあるが、外郭団体は、委託料の範囲内で採算を考えながら業務を遂行していかねばならないとの、指定管理者としての顔も持つ。過度な厳守は、やたらコスト負担増につながりかねず、外郭団体の経営業績にも影響を与える。競争入札を原則としつつも、明らかにコストの削減になるのであれば、競争入札にとらわれず柔軟に対応していくべきかと考える。

公正な判断基準を設けること

(社)埼玉県農林公社においては、起案者が特定の人で、業者指名のルールもない。不公正な取引が生じるおそれもあるので、業者指定を行う場合の客観的かつ公正な判断基準作りが必要である。

複数年契約の理由の明確化

(財)埼玉県公園緑地協会が管理している埼玉県県民健康福祉村では、複数年契約としている委託先があるが、その理由や合理性が決裁書を見る限り具体性に欠け明確でない。

再委託業者への十分な監督を

埼玉県県民健康福祉村の屋内スポーツ施設の部分は委託先へ丸投げ状態の感があるのは否めない。(財)埼玉県公園緑地協会は、指定管理者として委託先に対する十分な監督を行う必要がある。

随意契約にする理由を明確化

埼玉県県民健康福祉村においては、随意契約を結んでいるものは、ほとんどが100万円以下ではあるが見積もり合わせをしていないものがあり、決裁書に随意契約とする理由を明らかにすべきである。また、本部における監査においても随意契約とする

理由に妥当性を欠く場合が散見された。説得力のある理由を記載すべきである。

次に、(財)埼玉県公園緑地協会では、「基準 4 第 79 条第 1 項 4 号により随意契約にできる場合」として「時価」(当協会が採用している方法により積算した金額)に対して、2 割以上安価な価格で締結する見込みがあるとき」と説明があるが、ここでの「2 割以上安価な価格」の数値は、随意契約を認める条件とするには不十分であり、著しく安価な価格を条件とする必要がある。

入札結果に特異性を認められる場合の対処

埼玉県県民活動総合センターにおいて、金額が 1 千万以上の入札を検討した結果、警備業務、清掃業務、舞台・視聴覚機器等操作業務については、入札者以外は予定価額を上回っており、特異な現象となっている。入札結果だけでは、問題ありと断言できないが、予定価額を下回っている業者が 1 者のみであれば、応札者から応札価額の積算根拠を聴取するなど入札の適正化に努めるべきである。

人員増員は運営実態に照らして不合理

埼玉県県民活動総合センターで、平成 20 年度はサポートセンター委託契約として 4,250 千円が発生しているが、平成 21 年度は 8,375 千円である。コピーコーナー運営業務が平成 21 年度に追加され人員が 1 人増えたことによるが、「コピーコーナー利用者調べ」によると、平成 20 年度で一日当たり平均 2.7 人の個人または団体の利用があるのみである。委託料金の増加となる人員増員の必要があったのか疑問である。

重要な業務の再委託は問題

(財)いきいき埼玉は、「彩の国市民活動サポートセンター」運営業務について、当施設の開設当時から、NPO 法人エヌピーオーさいたまに委託している。

「彩の国市民活動サポートセンター」は、ボランティア団体や市民活動団体、NPO 法人などの団体が取り組む市民活動をサポートし、地域に根ざした県民参加の社会をつくるため、埼玉県県民活動総合センター内に設置された NPO 等の活動拠点と位置付けられており、指定管理業務に含まれる重要な事業である。この重要な事業を指定管理者たる、(財)いきいき埼玉が再委託することは問題と考える。当施設開設から 10 年近く経過しており「彩の国市民活動サポートセンター」の運営についてのノウハウが、(財)いきいき埼玉に蓄積されていれば、再委託の必要がなかったのではないかと考える。

入札契約の締結手続 に関する書類の記載不備

(財)埼玉県公園緑地協会において、入札契約の締結手続において作成・保管される書類に関しては、不十分な記載のものが多く見受けられた。決裁印のないもの、決裁日とその後の手続の日付の前後関係が矛盾していたものもあった。翌年度契約の決裁については年度末近くに集中するため、いくつかの手続が省略され、不十分のまま進行するといっ

た事態が生じている。

経理関係を中心に決裁の多くが代理決裁である

埼玉県環境科学国際センターでは、非常勤の総長に多くの業務に関する決裁権限が与えられているが、現況において経理関係を中心に多くが代理決裁となっており、例外であるはずの代理決裁が常態化している。総長が埼玉県環境科学国際センターにいられたときにまとめて決裁をお願いするなど工夫が必要であるが、それでも難しいときは、決裁権限の範囲内で決裁権限者を専決指定していくなどの見直しが必要である。

3) 金銭管理サービスの料金の見直し

埼玉県立嵐山郷では、入居者に対する金銭管理サービスの料金が、1ヵ月600円、1日20円という価格で行われている。個人の財産を管理する料金としては、その責任に比べ、かなり安い管理料となっており、金銭管理サービスの料金は見直す必要がある。

4) 事務手続きについて

管理日誌における管理者の検印押印の欠如

埼玉県農林公園管理日誌には、本日の当番の記名欄のほか、所長、課長の検印欄があるが、ほとんどのページに印鑑が押されていない。所長、課長は日誌を毎日閲覧しているということであるが、管理責任の明確化という観点からも、検印はマニュアルの定めに従い行うべきである。

理事長承認書類を整えること

(社)埼玉県農林公社では、始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更する場合には、就業規程28条2項により理事長の承認を得ることになっているが、理事長が承認したとの決裁書、稟議書等はない。

利用料金の収入に関して実態に即した管理事務要綱に訂正のこと

埼玉県種苗センターの業務報酬は、県の管理事務要綱により前受けとなっているが、実際は後受けである。実態に即し、納入後支払に規定を修正すべきである。

応募資格の確認

いきがい大学の募集案内の応募資格には県内在住の満60歳以上とあるが、健康保険証や免許証などによる応募者の住所及び年齢確認がされていない。選考をする上で、受付時に応募資格を公的書類により確認することが必要である。

報告書類を機能的に利用して適切な管理を行うべきである

彩の森入間公園の所長は常駐しておらず、契約職員を管理人に充てている。管理人

は、園地管理作業実施即日報告書に日々の管理状況を記録し、それを所長が確認し、必要があれば措置を行うことにしているが、監査対象年度の園地管理作業実施即日報告書には前任所長の印鑑が押印されているだけであり、管理責任者としてのコメントを記載し管理の向上を図るべきである。

行為許可の減免手続きに関しては厳格に行うべき

彩の森入間公園では、行為許可の減免に関しする書類（使用料減額（免除）申請書）を受けていないまま減免措置を実行していた。必要書類を受け付けるよう厳格に手続きを執行すべきである。

利用許可日が明確でなく、キャンセル関係の書類が具備されていない

所沢航空記念公園では、野外ステージの利用にあたり、利用者から「野外ステージ利用許可申請書」を受け取り、茶室彩翔亭については、利用者から「有料公園施設等使用許可申請書」を受け取っているが、この申請書を保管しているだけで、何時受け付けて利用許可を認めたのか不明である。また、キャンセルがあった場合においても該当する書類がないため、キャンセルの事実が確認できない。

提出書類の不備

埼玉県青少年総合野外活動センターは、県に対して指定管理業務委託承認申請書を提出することになっているが、平成 18 年 6 月 19 日の作成が最後であり、平成 19 年度、20 年度、21 年度については申請書を作成していない。既に県の方で承認が下りているようであるが、手続きが不備である。その後、平成 21 年度分については県に提出されている。埼玉県防災学習センターでは、平成 18 年度は「埼玉県防災学習センター管理目標」という一表にまとめるだけでなく、「埼玉県防災学習センター管理目標達成に向けて」という形でアンケート結果を総括した文章をまとめて、県へ提出する業務報告書の中に入れていたが、平成 19 年度、平成 20 年度の業務報告書にはそれが見当たらない。

「使用料・入館料減額（免除）申請書」の記入の不備

埼玉県立小川げんきプラザでは、身体障害者の介護者について、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」に基づく根拠条文が申請書に明確に記載されていなかった。しっかりと根拠条文を記入するよう申請書作成の指導をすべきである。幼稚園、保育園児の引率者についても同様である。

領収書に関して

埼玉スタジアム 2002 公園ではワンライティング様式への領収書の様式の改良と領収書保管方法の改善事項があった。

5) 指導員の契約及び人事管理の改善について

埼玉県自然学習センターでの指導員の雇用形態は、1年契約であるが、口頭によるのみで雇用契約書を取り交わしていない。雇用契約書を取り交わす必要がある。また、口頭による契約内容は、月20日勤務で年間240日勤務としており、年度末で集計して年間240日超過分については3月分給料と共に支給している。この雇用契約は、実態としては継続雇用形態であるため労働基準法39条に基づき有給休暇を指導員に付与しなければならないが、現状では行われていない。所定の労働日数に応じて年次有給休暇を比例して付す必要がある。

6) 非常勤職員の報酬体系に工夫が必要

埼玉県男女共同参画推進センターでは、常勤職員の業務を補完あるいは補佐するために非常勤職員を採用しているが、月額報酬は、男女共同参画専門員は187,000円、相談員は186,500円とそれぞれ県の規定により決まっている。担当している業務は、前者が事務的な業務を行い、後者が相談業務を行っているが、問題は、報酬が一律に職種により決まっているので、共に働く非常勤職員に月額報酬が異なることによる不満があることである。

職種により報酬体系が2つ以上ある職場で、しかも報酬が職種により決まっているところでは、わずかの差とはいえ報酬に差が生じ、報酬月額が少ない職員には不満がたまる。職員がわだかまりなく仕事をしていくためには、配慮を行い、非常勤職員の報酬体系に工夫を要す。

7) 調査事業の充実が必要

特定の事業について埼玉県男女共同参画推進センターが独自の調査事業を行っているとの実態までは至っていない。調査事業のテーマは少なくとも、埼玉県男女共同参画推進センターが正に行うべきテーマを見出し、調査事業を充実していくべきである。

8) 遠隔地の滞納者に対する滞納家賃等の回収方法の工夫

滞納者が県外の遠隔地に移った場合、電話等の折衝方法が見あたらず、滞納家賃等の回収が進まないこともある。このような遠隔地の滞納家賃等については、費用対効果を考慮し、回収方法の工夫を要す。

9) 指定管理者導入によるコストメリットがない施設があること

しらこぼと公園の委託管理料が、平成17年度当初予算61,296千円に対し、平成20年度63,994千円で、指定管理制度導入前に比べ、委託管理料が2,698千円増加している。コスト面からのメリットが享受されていない。

1 0) 三者の共同体の実体を感じられないので、実体を監視のこと

彩の森入間公園は、三者の共同体で指定管理業務を行っているが、運営委員会の議事録では、3月下旬に予算案と事業計画の承認を行っていることが記載されているのみである。打合せ議事録では、西武造園（株）と西武緑化管理（株）の職員のみが出席しており、運営実態において、（株）植清園の存在を感じられない。

共同体としての考えもあろうが、修繕・緊急時対応のため（株）植清園に参加を求めたのであれば、平時から連絡を密にすべきであり、県としても、3社の連絡体制を密にすることを求めるとともに、3社が有機的に結びついた共同体としての実体を有していることを注視していくべきである。

1 1) 所沢市と免除条件を取り決めること

所沢航空発祥記念館では、所沢市からの申請により利用料金が減免される場合があるが、条件が明確ではない。免除条件を県と所沢市で取り決める必要がある。

1 2) 県の直営施設であるとの外観を持った管理運営を望む

埼玉県彩の国ビジュアルプラザは、（株）デジタルスキップステーションに平成21年から県職員を2名派遣したとはいっても、県職員の現地配置は、技術職の1名のみである。関係事務職が駐在していないことから、申請許可手続きは、委託業者がFAXを本庁に送り、承認は産業拠点整備課の担当が行っている。当日中に利用許可書を出しているとのことであるが、利用者にとれば、その場で使用許可を受けられることにこしたことはない。

県の主張どおり、（株）デジタルスキップステーションへの委託に合理性を求めるならば、県の直営施設としての職員の現地配置を行い、県職員がその場で利用許認可を行うなど前面に立っての施設の管理運営を行うべきである。

1 3) 事業評価制度を導入すべきである

埼玉県彩の国ビジュアルプラザの設置の経緯を考えるならば、政策目的が達成されているかの事業評価を行わなければならない。そのためには、事業評価の前提となる尺度が必要となる。県費が8億円以上投入されている施設であることを考えると、事業評価が自己満足に陥ってはならない。

県の政策を反映するインキュベート施設、HDスタジオについては、事業の方向性に定量性も加味した事業目的を明確にし、数値的目標達成度を対比する事業評価システムを導入すべきである。それにより、県費の投入と派生效果とを比較検討することにより、取り組むべき課題が明確となる。

1 4) 会計処理に関して

勘定科目の見直し

埼玉スタジアム2002公園の第4グラウンドの使用料収入が、スポーツクラブが

使用した場合は自主事業収入、一般利用は受託事業収入（利用料金収入）となっている。県に報告する決算書において、同一施設の使用料収入が異なる勘定科目で処理されるのは疑問であり、見直しが必要である。

経理処理の改善

（財）埼玉県公園緑地協会全体の問題として、各管理事務所で自主事業における決算において、収支ベースでは収支差額という形での実績は把握できるが、減価償却費の計算を織り込んだ正味財産の増減（損益ベース）での把握はできていない。各管理事務所で正確な損益を把握することによって、拠点別の経営成績を掴み、それを事業の改善や翌年度の事業計画に繋げることができるのであり、各管理事務所レベルにおける決算においても把握できるようにすべきである。

科目の内容が統一されているか検証を行うこと

（財）埼玉県公園緑地協会と（財）日本科学技術振興財団はそれぞれ決算書を作成している。県へ合算した決算書を届けるにあたり、科目の内容が統一されているか検証する必要がある。

事業費は人件費を含めて把握のこと

（財）いきいき埼玉の決算書は、給料手当、非常勤職員報酬は個別事業の集計対象となっていない。当該コストは、全体の事業費として県の補助金対象となっているので、各個別事業費として振当てしていないとのことであるが、事業評価を行う上で、事業成果を達成するためにはその事業費がいくらかかっているか把握しておくことは必要なことであり、その事業が負担すべき原価を把握するためには、人件費についても配賦を行い、事業費に含めることが必要である。

売上日報を毎日入力する体制に改めること

所沢航空記念公園では、売上日報を毎日入力していない。改善を要す。

（９）展示品について

１）展示品の更新

所沢航空発祥記念館、埼玉県環境科学国際センター、埼玉県防災学習センター、埼玉県彩の国ビジュアルプラザ、埼玉県自然学習センターには展示品が置かれている。展示品が充実していない、施設建設時から年数が経過し提供する情報が陳腐化している、マンネリ的な展示となっているなど、施設により状態は異なれども、入場者の減少の一因となっているのは事実である。施設建設時には、展示品予算が確保されても、地方自治体の財政が厳しいなかでは、展示品の更新までなかなか予算措置がされないのが現状である。

されど、展示品を見、体験することを目的とする来場者にとっては、展示品が更新さ

れないことは施設の魅力を半減させることになり、リピーターの来場は期待できない。施設建設時だけでなく、展示品の計画的な更新のための財源処置として基金化を図るなど、予算措置を計画的に進めるべきである。

2)(財)埼玉県ラグビーフットボール協会関連の記念品の公開について

熊谷スポーツ文化公園内のラグビー場スタンドの下に位置するレセプションルームには、(財)埼玉県ラグビーフットボール協会が収集した同協会関連の日本代表のユニホーム、ラグビーボール、記念試合の写真パネルなどの魅力的な記念品が展示されているが、非公開となっている。

ラグビーファンにとっては、とても魅力的なもので、(財)埼玉県ラグビーフットボール協会ので了承を得て、年に1~2週間の期間限定でもいいので一般開放を考えるのは県民サービスの観点から有益であると考えます。

(10)施設の在り方

埼玉県青少年総合野外活動センターは、今後の建物設備の老朽化、青少年を取り巻く環境の変化、利用者の動向、教育局の所管となっている旧少年自然の家、グリーンスクール型の「げんきプラザ」との住み分けを考えていく中で、当初の設立目的に鑑みて、廃止を含めて施設の在り方を検討していくべき時期にきていると考える。

埼玉県立小川げんきプラザを含むげんきプラザは、これまでも教育機関として社会規範を身につけさせるよう運営を行ってきたところであるが、一方で、利用者の要望に応じて一斉の「朝のつどい」を廃止したというような緩和の動きも見られる。埼玉県青少年総合野外活動センターと住み分けを図っていくためには、教育局の教育施設として、教育的な効果を第一義に考え、教育施設としての性格をより一層強めた運営を行うべきである。

県立図書館は、それぞれ専門分野を定め、図書館機能を分散している現在の3館(浦和図書館、熊谷図書館、久喜図書館)体制から、県立図書館は1館体制とし県内市町村図書館の中央図書館の機能を果たすことが望まれる。

埼玉県県民健康福祉村は、建設当初は、医学的な裏付けのもとに、各個人の健康状態や体力を把握し、その状態に応じた運動指導、生活指導を行う機能を有していたが、当時2階にあった検査室、安静心電図室、胸部X線撮影室、診察室、運動負荷心電図室、体力測定室がなくなり、その機能が失われている。現状では、当初の機能を一部欠くものとなっていること、利用者が越谷市を含む近隣市町村の住民が大半であって、県民全体を捉えての健康づくりの施設となっていないのではないかと懸念される。この地に施設を設けざるをえなかったそれなりの経緯はあるにしても、建設した以上、施設を現状のまま運営しておくことは許されない。土地代を含み総額100億円を超える投資を行っているのであるから、投資効果を考えるための施設運用が求められる。

埼玉県県民活動総合センターは、ボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、婦人活動、青少年活動及び高齢者活動などを展開する全県的な拠点施設として設立され、この設立目的により当該施設に様々な性格を持たせたため、十分すぎるとも言える規模及び機能となってしまう立地上の不便さと相まって利用率を低くしているものと考えられる。設立目的に沿った施設利用を図るためには、各種講座の教室として利用するだけでなく、NPO 法人や市民活動団体の活動拠点として利用できる施設賃貸等も考える必要がある。

埼玉県環境科学国際センターの展示施設が扱う環境問題は、今日にとっては環境問題の基礎となるべくものであるが、施設設立以来、約 10 年が経過、その内容の古さは隠せないものとなっている。今後大幅に展示の内容を入れ替えるなどして常に最新の環境科学を提供するなどの抜本的な対策を講じないと施設としての存在意義を失う。

また、併設されている研究施設と展示施設は同じ敷地内にあるにもかかわらず、完全に分離され、連携関係がほとんどなく、それぞれが独立して運営されている。両施設の持つ機能を高めていくためには、研究施設での研究テーマのフィードバック会場として、展示施設を利用し期間限定の展示などを行うなどすれば、研究施設のアピールと、もっと身近に環境問題を県民に理解させることができるのではないかと。

埼玉県産業技術総合センターは、中小企業の技術力向上のため、依頼試験、機器開放、研究開発などを行っており、最先端の分析・評価機器や生産機器を揃え、活用している。グローバルな競争をしている中小企業の支援をするためには、常に最先端の機器や機械を導入していく必要があり、また、埼玉県産業技術総合センターは TKF (テクノナレッジ・フリーウェイ、東京・神奈川・千葉・埼玉の公設試験場が共同して企業を支援する枠組み) の枠組みを構成する存在であることも鑑みれば、自発的に企業の要望や新規格への対応を図るべきであり、機器の状態、機能的陳腐化の度合いなどを勘案しながら適時に機器整備計画の見直しを図り、県内及び県外中小企業の利用に応えるよう整備を進めていくべきである。

また、技術職員が中小企業からの技術的相談や指導を行うためには、その技術レベルを民間企業と同等あるいはそれ以上に保持していく責務がある。

埼玉県彩の国ビジュアルプラザは、これまでの設備とソフトへの投資を無駄にすることなく、当初の政策理念を継続していくことが重要である。そのためには、利用者に使い易い施設、映像技術の普及啓発が目的であれば、分かり易い時代感覚を生かした施設としての運営を望みたい。また、映像制作者の育成を図っていくために、揺籃期の事業者に対して、支援メニューを充実させていくことが必要である。

団塊世代の退職により、ますます労働人口が減少するなか、女性の社会参加は非常に重要な課題となっていることから、一旦、育児等で退職したとしても再チャレンジが可能な

社会の構築、また、社会的弱者となっている女性に対するサービスの提供のためにも、埼玉県男女共同参画推進センターの重要性は非常に高い。

当該施設の今後の機能の充実を期待するとともに、当該施設のサービスを本当に必要とする人々に情報が行き渡るように十分に工夫されることを期待する。

(11) 設備に関して

1) 設計段階での建設費の抑制と維持管理コストへの配慮について

建物は美的外観も必要かもしれないが、機能性と建設コスト、維持管理費を第一に考えるべきである。例として、埼玉県県民活動総合センターについては、吹き抜けの構造のため冷暖房費は嵩む。全面タイル張りは確かに見栄えが良いが建設コストが嵩む。控室については、計画段階では大ホールの建設が予定されていたかもしれないが、小ホールとしての控室があれば良く、それ以上の控室を大ホールの控室としてあえて設ける必要があったのか理解できない。

埼玉県環境科学国際センターは環境への学習機会を提供することを目的とする施設であって、基本計画においても「環境に配慮した施設づくり」を標榜しているが、現実の姿は、外観からして窓ガラスが多い施設となっており、環境に配慮したものとは思われない。普通のビルでは見られないような廊下に冷暖房機器の吹き出し口が一定間隔で設置され、見た目にも冷房費が嵩む構造となっている。理念どおりの省エネ志向で、環境に優しいモデル施設とし、建物自体を教材とする設計思想を持つべきでなかったかとの思いがする。また、設計段階において、建設費及び建設後の維持管理費の削減、施設の必然性を慎重に検討されて然るべきとの思いもある。

埼玉県防災学習センターにおいては、着替室兼乾燥室の設置場所が不適当なため、暴風雨体験施設から直接入れないため、一度フロアーに出ることにより床が濡れる、また、降雨装置が当初設計した場所では、風の影響で雨が流され人に当たらないため、風洞のところに降雨装置を後付けしている問題が発生している。設計の段階で気づかない不具合については、工事の途中においても設計変更により対応すべきである。

今後、施設の新設・改築に当たっては、かかる視点を従前以上に設計思想に取り入れ設計を行い、コスト削減と省エネに配慮した政策理念の実現を図っていただきたい

2) 過大な設備投資

埼玉県防災学習センターに、屋外空調機の目隠し用のために石庭が事務室の屋上部分に造られているが、利用目的に鑑みて必然性がない。庭石代も建築コストを構成する。

埼玉県県民健康福祉村には、公共施設には珍しい温水プールが設置されている。市町村が温水プールを持っている場合もあるが、それは、焼却場の排熱利用を図ったものである。機能が縮小された今となつては、維持管理コストを考えて作られたか疑問である。

埼玉県県民活動総合センターにおいては、同時通訳室が本来の利用で使用されたのは過去1回だけである。

3) 施設の老朽化への対応

埼玉県県民活動総合センターでは、平成 20 年度から平成 25 年度の修繕計画は策定されているが、金額ベースでの修繕計画を策定していない。埼玉県自然学習センターでは、建物について雨漏りの跡が残っている。

埼玉県青少年総合野外活動センターのセントラルロッジは、建築後約 35 年で建物の老朽化が目立つようになってきている。

県として、施設の長期修繕計画を策定して改修計画を立案しているようだが、重要な施設と位置付けているならば、他にも大規模な修繕が迫っている施設もあり、将来における金額ベースの修繕計画を策定し予算化を図る必要がある。

4) 修繕費の負担について

県と指定管理者とは協定書において、見積額 100 万円未満の修繕費は指定管理者が負担することを取り決めているが、委託料の多寡にかかわらず一律となっている。県がある程度は過去の実績を反映したところで予算措置をしてくれる場合もあるとのことであるが、指定管理者からも財政的にきついの声も聞かれ、指定管理者の財政負担を考えるならば、せめて一律的な金額基準については見直が必要である。

監査の結果と意見（個別）

以下、直接往査した施設、書面調査した施設及び外郭団体について、調査結果を記載する。

第1 直接調査対象施設

1 埼玉県県民活動総合センター（県民生活部 NPO活動推進課）

（1）施設の概要

）所在地 伊奈町小針内宿 1600

）開設目的

埼玉県県民活動総合センター（以下、「県民活動総合センター」という。）は、ボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、婦人活動、青少年活動及び高齢者活動など、県民が「共に生きる」連帯の心を基礎に、自らの創意と活力を発揮して、地域の生活と文化の再生と創造をめざす活動を展開する全県的な拠点施設として設立された。

）開設年月

平成2年4月1日一部オープン

事務棟（情報センターを含む）、研修棟、小ホール等全体の約60%

平成3年4月1日全面オープン

宿泊棟、体育館、茶室、和室、運動場、テニス場、ゲートボール場等

）施設の種類・規模

研修や会議のための施設

- ・セミナーホール（定員210人）・・・2室
- ・セミナー室（定員24～120人）・・・17室
- ・会議室（定員14～80人）・・・6室
- ・準備室（定員7人）・・・7室

小ホール等

- ・小ホール（床面積544㎡ 最大収容人数504人）
- ・楽屋（定員7人）・・・5室
- ・打合せ室・・・1室
- ・リハーサル室・・・2室
- ・音楽スタジオ（定員30人）・・・1室

スポーツのための施設

- ・体育館・・・35m×25m

- ・グラウンド・・・107m×77m
- ・テニスコート・・・4面
- ・ゲートボールコート・・・3面

宿泊施設（2、3F 各Fに共同バス、トイレ）

- ・和室（定員4人）・・・12室
- ・洋室（定員4人）・・・9室
- ・洋室（定員2人）・・・7室

文化、創作のための施設

- ・工芸制作室（定員24人）
- ・陶芸制作室（定員24人）
- ・絵画制作室（定員24人）
- ・手芸制作室（定員24人）
- ・料理研修室（定員24人）
- ・和室、茶室（定員の定めなし）

視聴覚、パソコン関係の施設

- ・視聴覚スタジオ
- ・パソコン研修室（定員30～48人）・・・3室
- ・視聴覚制作室（定員24～30人）・・・2室

幼児室

情報センター・・・図書閲覧、貸出し

彩の国市民活動サポートセンター・・・情報提供、情報交換、交流の場

コピーコーナー

当該施設の設立目的から、上記のように施設の種類は多岐に及び、全体としての規模も大きな施設であることが特徴である。

) 建築費

約119億円

) 管理形態

財団法人いきいき埼玉（以下、「いきいき埼玉」という。）が平成18年度から平成20年度まで3年間の随意指定を受けた。さらに、平成21年度から平成25年度まで5年間の随意指定を受けている。

）年間管理料（指定管理料）

下記のように、指定管理者導入前の業務委託金額と指定管理者制度導入後の平成 18 年度とを比較すると、約 13.2%のコスト削減効果があった。

	平成 17 年度*	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
指定管理委託料	447,278 千円	388,410 千円	383,092 千円	338,136 千円

*平成 17 年度の金額は、指定管理者制度導入前の業務委託金額である。

（ 2 ）施設利用に関して

）利用者の状況

アンケート結果と改善対応

県との協定に基づき行った全般的なアンケート、指定管理者が独自に行った宿泊利用者向け及び講座利用者向けアンケートの結果まとめを閲覧し、内容について聞き取り調査を行った。

詳細な結果分析がなされ、予算内でできることはすぐに対応し、それ以外の事項は次期以降の実施計画に反映されていた。

利用者状況

利用の目標値は、「経営基盤確立計画」（中期計画）の中で算定され、利用料金収入、利用者数、施設利用率の項目ごとによって設定され、実績と比較分析されている。

「施設利用率」は、利用日数で次の算式によって算定している。

$$\text{施設利用率} = \text{利用日数} / \text{利用可能数}$$

しかし、施設利用率は、施設全体で算出されるため、利用施設ごとの目標値は設定されていない。

年 度	H16	H17	H18		H19		H20	
	実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
利用者料金 収入（千円）	72,951	75,136	75,400	72,374	75,700	75,686	75,700	72,941
施設利用者 数（人）	571,908	583,905	590,000	589,126	595,000	616,183	618,000	618,523
施設利用率 （％）	59.9	62.6	64.0	59.6	64.0	59.9	62.0	59.8
宿泊利用率 （％）	52.1	55.4	56.0	50.7	56.0	53.4	55.0	53.4

(注) 施設利用率 = 利用日数/利用可能日数、宿泊利用率 = 利用人数/利用可能人数

A) 施設 (宿泊施設以外)

利用率の実績が約 60%であるため、その半分の 30%以下の施設を利用率の低い施設と考え、利用率の低い施設を列挙すると以下のようになる。ただし、日数による利用率は、利用回数による利用率より高くなるため、ここでは、利用回数による利用率を採用する。

	施設名	H18 年度	H19 年度	H20 年度
a	第 1 楽屋	26.3	25.9	29.7
b	第 2 楽屋	20.7	22.5	24.6
c	第 3 楽屋	23.4	26.2	26.1
d	第 4 楽屋	17.3	19.1	20.4
e	第 5 楽屋	16.0	15.7	18.7
f	第 6 楽屋	13.6	13.6	16.9
g	第 1 会議室	33.7	28.9	37.9
h	第 2 会議室	31.0	36.0	18.3
i	第 4 会議室	33.3	33.4	27.1
j	22 準備室	25.7	24.1	17.8
k	23 準備室	27.4	28.0	27.1
l	32 準備室	21.3	18.4	18.3
m	33 準備室	14.0	17.5	22.9
n	視聴覚スタジオ	16.3	19.0	23.0
o	視聴覚室	12.0	7.0	19.2
p	第 1 視聴覚製作室	4.3	4.3	5.2
q	第 2 視聴覚製作室	21.2	19.5	18.8
r	手芸制作室	23.7	23.7	22.7
s	料理研修室	23.0	26.6	21.0
t	和室	25.3	26.9	19.6
u	茶室	22.1	20.1	13.0

(注) 利用回数による利用率とは、午前、午後、夜間、1 日の実際利用回数の総数を利用可能回数の総数 (= 利用可能日数 × 3 (午前、午後及び夜間)) で除して計算したものである。

利用率に関しては、次のような特徴と問題点がある。

なお、利用率を検討するに先立ち、現在の施設の状況を理解するために、指定管理者から施設の概要の説明を受けるとともに、施設を視察した。その際、施設の建築構想の問題点とすべき事項も存在したので、便宜上、ここに記載している。

また、必要により、利用率アップに向け個別箇所で意見を述べているが、この項の最後で、まとめて【意見】として記載している。

施設全体

1日では夜間利用が少ない。利用率では26.1%程度である。

楽屋(a~f)

当初の計画では大ホールを建設する予定であったので、その準備施設として楽屋を多く作ったが、大ホールの建設が中止となり、結果的に楽屋が過剰となった。現実には、小ホールに近い第1から第3までの利用が多く、第4から第6までの楽屋は利用が少ない。

会議室(g~i)

第2会議室(国際会議用の会議室)の利用率が低い。定員40名に対して利用料金が高いのが1つの原因か。自主事業(主催セミナー:土日が多い)に使う部屋は、従来セミナー室あるいはセミナーホールを使っていたが、平成20年度に第1会議室を51名から80名定員の施設に変更して主催セミナーで使うようになった。そのため、第2会議室は、第1会議室の机椅子に入れ替えた。もともと第1会議室と第2会議室の料金は同じであり、第2会議室の利用率はさらに減少した。

主催セミナーの場合、利用料収入よりも受講料収入(受講規模60~120名)の方が大きくなっている。「利用料収入」<「受講料収入 コスト」となるため、利用料免除でもネット収入は大きくなるという。

そこで、対策としては、第2会議室を主催セミナー(40名定員)で使用することにより、他の会議室の利用の可能性を生み出し、かつ、収益事業として第2会議室から収入を得ることができると考えている。

建設当時は、国際会議も行える施設として第2会議室を設計したのであろうが、施設の場所の問題でもあろうか、国際会議で利用されることはほとんどない状況である。当施設の開設時期が平成2年で、建築設計はそれに先行することから、バブル期の影響も受けていることであろうが、今にしてみれば、過剰設備ではなかったのかという疑問は残る。

準備室(j~m)

利用率が低い。定員は7名である。広さは201セミナー室と同じであり、201セミナー室は定員24名で、利用料金が準備室と同じである。

セミナー室は全般的に昼間の利用率が高いので、準備室の一部をセミナー室に変更すれば、利用率が伸びる可能性が高い。

視聴覚室等 (n~q)

視聴覚スタジオは、一般利用(音楽練習室)を募集して、利用率を徐々に上げている。

視聴覚室は、もともとはLL教室である。第1視聴覚制作室は、アナログ中心で、ノンリニアのデジタル器具が設置されている。主に教員の教材作成のために使用されていた。第2視聴覚制作室も、アナログ中心で、これも主に教員の教材作成のために使用されていた。16mmフィルムをビデオに起こす機械がある。視聴覚室は利用率が低く、その対策として、平成13年度より視聴覚研修室を第2パソコン研修室に用途変更し、利用率が著しく上昇した(パソコンはリース契約(契約者、財団))。

手芸制作室 (r)

手芸制作室は、定員24名で、部屋の中には専門の機材があるわけでないのでセミナー室と比べ特に差別化した部屋ではない。しかも、手芸制作室より、同じ定員24名の201セミナー室から204セミナー室の利用料金の方が安い。そのため、手芸目的では手芸制作室よりもセミナー室を使うことが多い。手芸制作室は別の用途を考える必要があるのではないか。

料理研修室・和室・茶室 (s~u)

いずれも利用率は低い。料理研修室は設備の関係で用途変更できないため、自主事業でのイベントを多くするなど利用率アップの対策を行うべきである。和室・茶室に関しては、利用率が低いことを考えると、設計に先立つ需要予測が妥当であったのかという疑問は残るが、利用方法を考え、PR活動を行うべきであり、例えば、料理研修室の料理を和室で試食するイベントを企画するなど、利用率アップの工夫が必要である。

【意見1】利用率アップのための用途変更や新企画の努力が必要

利用率が低い施設は、その一部では利用目的の変更、用途の変更を行うことを視野に入れた利用方法が考えられている。既存の用途のまま維持する場合でも、新しい企画による利用の促進や、施設やイベントのPR活動を積極的かつ効果的に行っていくことが必要となる。

施設利用率を高めるために、県民活動総合センターとしても、近隣の企業や都内の諸学会、音楽関係者に対してPR活動を行っており、また、用途変更した施設の利用率が上昇した実績もあるので、施設の存在目的との関係で施設全体をもう一度、利用者の立場から吟味していくことが必要であり、またそれが可能であると考えられる。

B) 宿泊施設

宿泊室の過去3年間の利用状況は以下のとおりである。

年 度	H18	H19	H20
利用者数(人)	14,673	15,592	15,473
利用率(%)	50.7	53.4	53.4
稼働率(%)	63.3	62.2	62.2

(注) 利用率とは、定員に対する実際利用人数のことであり、稼働率とは、客室総数に対する実際の客室使用数のことである。

利用料金について

差額料金制

施設利用料金については、次のように差額料金制が設定されている。

- ・午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(17:30~21:30)、又は1日(9:00~21:30)の利用時間帯により利用料金が異なる。
- ・宿泊施設に関しては、大人料金と小人料金(さらに小学校就学前の者については無料)が設定されている。

減免措置

減免措置は次の2つの制度がある。

対象者	障害者	65歳以上
根拠	障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例第2条 障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則 別表(第1条関係) 三	埼玉県民活動総合センター条例別表(第2条、第20条関係) 二 備考 三及び 三
内容	・トレーニング室利用料金 免除 ・宿泊室宿泊料 減額(正規の利用料金の1/2に相当する額)	・トレーニング室利用料金 免除 ・宿泊室宿泊料 減額(一般成人の利用料金の1/2に相当する額)

なお、当財団の使用(自主事業(主催講座)での使用、講座の打ち合わせ、パソコンメンテナンスなどの使用)の場合は料金免除となる。ただし、シニアワークプログラム事業及びシニア就業支援プログラム事業については、施設使用料は有料となる。

減免状況は、以下のとおりである。

(トレーニング室利用料金の減免状況)

年 度	H18		H19		H20	
	実績(人)	利用者比(%)	実績(人)	利用者比(%)	実績(人)	利用者比(%)
65歳以上	3,382	36.7	4,235	44.5	3,485	40.8
障害者	115	1.2	205	2.2	260	3.0

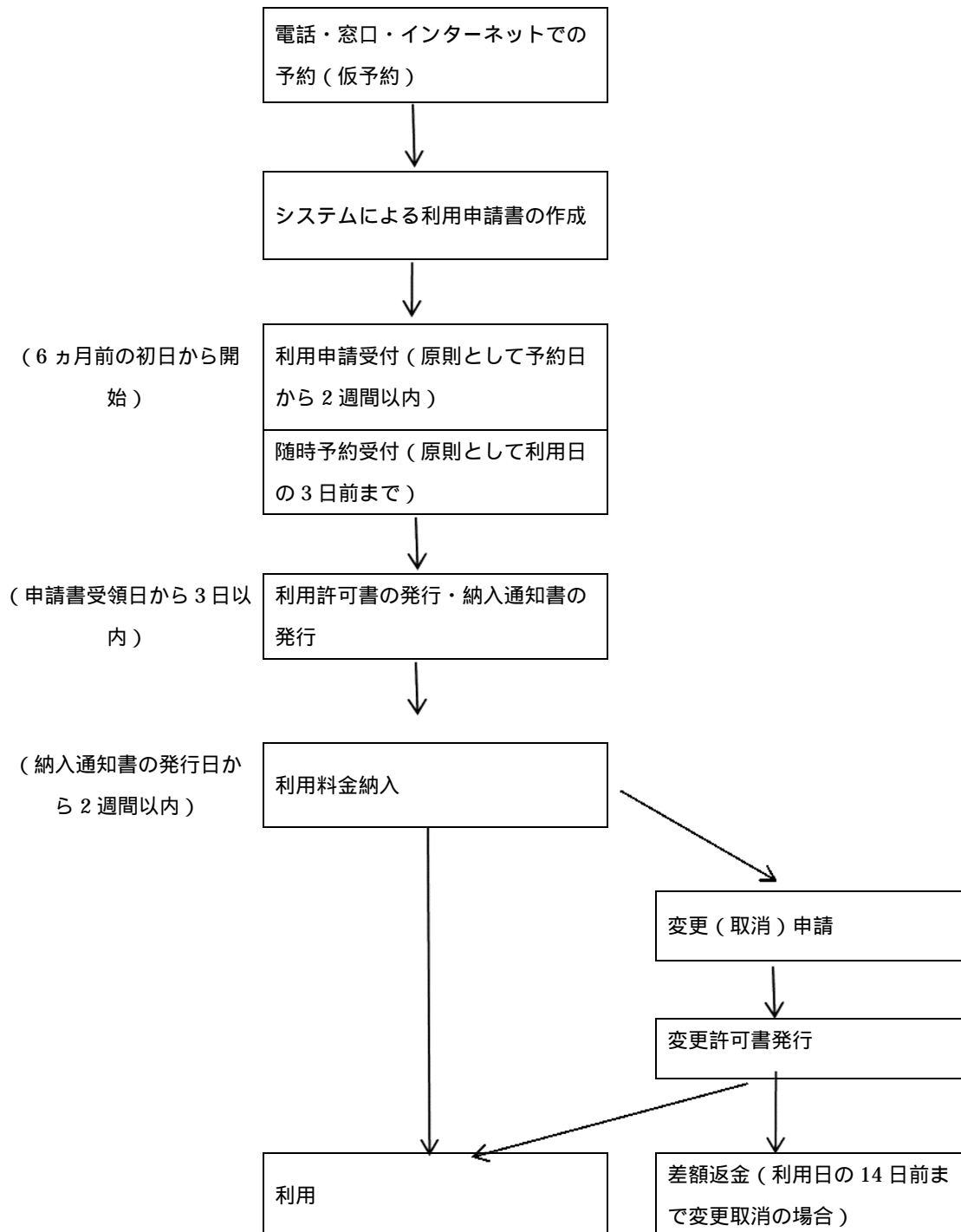
(宿泊施設利用料金の減免状況)

年 度	H18		H19		H20	
	実績(人)	利用者比(%)	実績(人)	利用者比(%)	実績(人)	利用者比(%)
65歳以上	813	5.5	1,236	7.9	1,496	9.7
障害者(大人)	464	3.2	464	3.0	549	3.5
障害者(小人)	61	0.5	42	0.3	40	0.3
介護者	288	2.0	294	1.9	241	1.6

) 予約手続について

予約手続フロー

施設の予約手続は以下のように行われる（宿泊施設を除く）。



【指摘 1】 予約変更手続における変更許可書に誤った料金が出力されるため、予約システムの改善が必要である

予約システムは、富士通のパッケージソフト「e-Pares」を使用している。予約条件の変更により、当初金額と変更後金額との差額が、追加請求（プラス）又は還付（マイナス）として発生する。還付については、利用者が還付請求を行って初めて還付処理が行われる。

平成 20 年度のシステム上の問題として、利用変更許可書を発行する際、差額金額が、当初請求金額で表示されてしまう。例えば、当初の施設利用料金 14,260 円（支払済額）であったものが条件の変更により変更後利用料金が 15,150 円となる場合、差額 890 円となるが、利用変更許可書では、支払済額 890 円、変更後利用料金が 15,150 円、差額 14,260 円と出力されてしまう。納入通知書は、適正な金額としてアウトプットされるため、大きな問題ではないが、利用変更許可書を手書きで常に修正する必要があるので煩雑である。可能ならばシステムの改良が必要である。

なお、担当課から、現地調査以降、既にシステムを改修しているとの回答を得ている。

）予約手続について

キャンセルの扱い

キャンセルの扱いについて、その業務フローを確認し、関連調書を閲覧した。キャンセルについて、概ね規程どおりに行われていた。

【指摘 2】 キャンセル関係の書類作成に当たり、誤日付となるシステム上のバグがある

平成 20 年度の問題として、キャンセルにより、返金が生じる場合、「埼玉県県民活動総合センター還付申請書」という帳票がシステムよりアウトプットされ、キャンセル内容、金額、日時等が確認できる。しかし、この帳票の「変更又は取消日」の欄について、システム上のバグが発生する場合があります、変更又は取消日でない日付が印字されてしまうことがある。

取消の原則（ホールは 45 日前、それ以外は 14 日前）というルールが遵守されていることを後から検証できるように、当該バグについて、システムを修正するか、もしくは、担当者が手書きで修正し、上席者が押印する等の作業が必要と考える。

なお、担当課から、現地調査以降、既にシステムを改修しているとの回答を得ている。

【意見 2】 宿泊収入の減収を防ぐためにキャンセルに対するペナルティ制度の導入を

宿泊施設の場合、宿泊時に宿泊許可が発行された後、宿泊料の精算が行われる。つまり常に宿泊料は後納である。また、予約後は自由にキャンセルでき、キャンセルに対してのペナルティは課されない。このことは、キャンセルが宿泊予定日の直前に起きると、宿泊料は回収されないことになり、また、そのリザーブされた部屋を他の人がリザーブできなくなり、宿泊機会が喪失される。したがって、キャンセル理由を考慮するにしても、直前キャンセルに対しては何らかのペナルティを課すなどの宿泊料の減収を抑える

工夫が必要になる。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

いきいき埼玉を随意指定にした理由は、以下のとおりである。

今後の人口減少、超高齢化社会においては、県民の共助を広げることは非常に重要な取り組みで、指定管理者であるいきいき埼玉は、当該施設において地域活動や NPO・ボランティア活動の支援を行っており、まさに県民の共助を広げる事業を展開している。

また、いきいき埼玉は、長年にわたり蓄積してきた事業及び施設管理のノウハウがある、事業実施を通じて築いてきた NPO など様々な活動団体とのパートナーシップがある、指定管理者として利用者数、利用料金収入ともに増加させてきた実績がある等を考慮すると今後も事業を充実させ、施設を活性化させていくことが期待できる。

【意見 3】公募による指定管理者選定の可能性について

県では、上記の理由により随意指定によって指定管理者を決定しているが、過去のいきいき埼玉における業務受託実績を十分に考慮する必要はあるが、指定管理者の選定方法を公募とすべき原則を排除できるほどの説得力ある理由とは考えられない。

公募にした場合の問題点等十分に検討すべきである。

) 委託費

導入前とのコスト比較

指定管理者制度導入前の平成 18 年度の当初委託費と補助金の合計予算は、411,442 千円であった。指定管理者制度導入後の平成 18 年度の指定管理委託料は、388,410 千円であるから、約 5.6%のコスト削減効果があったことになる。さらに、平成 20 年度まで年々指定管理委託料は削減されている。

) 指定管理者の提案事項の実現度

いきいき埼玉は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間に及ぶ指定管理業務を行うに当たり、指定管理者指定申請時に事業の実施計画を策定して県に提出している。その内容は以下のとおりである。

県民活動を広げる

A) 地域に貢献する人材の育成と活動の場づくり

市民講師育成のための講師体験プログラムを推進する。

地域イベントを普及促進するための人材を育成する。

シニアのためのボランティア・NPO 体験講座（インターンシップ）を開催する。

彩の国いきがい大学と連携した事業を展開する。

B) 活動団体の交流や事業展開のための支援

彩の国市民活動サポートセンターを強化し、NPO の活動を支援する。
活動の「発表の場」を提供する。
活動団体協働参加事業を推進する。
活動の「交流の場」を提供する。(ネットワークづくり)

C) 高齢者の多様な活動展開のための支援

高齢者の就業(就職)をサポートする。
団塊世代の「楽しみ」や「生きがい活動」につながる生活支援、教養講座を開催する。
健康教室を実施する。
高齢者ニュースポーツ普及事業を展開する。
いきがい大学の運営実績を活かし、生きがい情報誌や情報サービスを提供する。

暮らしのゆとりと安心を広げる

A) 子どもを育てる環境づくり

「子ども・子育て支援プラン」や「埼玉県子育て応援計画」に沿った事業として、子育て支援に関わる活動をしている NPO などの協働による、子育て支援事業を実施する。
NPO や高齢者のボランティアグループなどによる昔遊び伝承や体験学習の機会を提供し、子どもの創造力醸成を推進するとともに、子育て支援者のネットワークづくりや施設の利用促進を図る。

B) 世代間交流や文化交流の輪づくり

世代間交流イベントを実施する。
小ホール等を会場として、ファミリーコンサートや公演会等を実施する。

C) 安全・安心の環境づくり

消費者保護の観点から、消費生活上のトラブル防止に役立つ講座を開催する。
埼玉弁護士会や埼玉司法書士会などの団体と連携し、法的知識を得るなど、財産管理やトラブル防止に役立つ事業を展開する。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づいた防犯教室、防犯活動のための研修会を開催する。

学びを広げる

A) 多様な学習機会の提供

シニアのために内容・運営等に配慮した講座を開催する。
成人向け学習講座を開催する。

資格取得講座を開催する。
情報化対応（パソコン）講座を開催する。
市町村等と連携した学習講座を開催する。

施設の利用を促進する。

A) 施設の利用を促進するための事業

お客様のニーズを把握し利用しやすい施設にする。
お客様への柔軟な対応や利用方法の提案を積極的に進める。
営業活動の新しい展開に努める。
情報センターの利用を一層促進する。

【意見 4】指定管理者指定申請時の事業計画と実施報告の関係

いきいき埼玉が県に報告している平成 20 年度における「管理業務の実施状況について」では、上記 から までの実施予定事業およびその小区分（上記 A）から C）の項目）については、指定管理者指定申請時の事業計画書の記載項目どおりであるが、具体的な実施予定事業（上記 の項目）と記載内容が異なるため、具体的な実施予定事業（上記 の項目）が実施されたのか、関連性が必ずしも明確ではない。

例えば、上記「暮らしのゆとりと安心を広げる」の「C）安全・安心の環境づくり」における「消費者保護の観点から、消費生活上のトラブル防止に役立つ講座を開催する」と「埼玉弁護士会や埼玉司法書士会などの団体と連携し、法的知識を得るなど、財産管理やトラブル防止に役立つ事業を展開する」の事業が実施されたのか「管理業務の実施状況について」には、記載されていない。

上記事業については、平成 18 年度で既に実施済みとの説明を受けた。指定申請時の事業は、毎年実施すべき事業なのか、指定管理期間中に行えばよい事業なのか分からない。

指定管理者指定申請時の事業計画書の各項目と対応させるように、「管理業務の実施状況について」に記載して、指定管理者指定申請時の事業計画の実現経過を提供できるような工夫が必要である。

もっとも、上記事項を除いては、指定管理者指定申請時の事業計画が計画どおりに実施されており問題とすべき事項はない。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

他の指定管理施設と同様に、月次報告を実施している。

モニタリングの状況

平成 20 年度の「指定管理者管理運営状況評価」において、総合評価 A と評価し、特に注意すべき点として「長年の経験をもとに、サービス低下を招かないよう各現場で努力している」、次年度に向けて改善が望まれる点として「管理目標を下回った、施設利用率、

講座受講者満足度、利用料金収入の向上に努められたい」としている。

「県民活動総合センター管理目標（平成 20 年度）の達成状況 最終確認」では、ほぼ目標を達成していることを確認した。

平成 20 年度の指定管理者現地モニタリングの報告書を確認した結果、特に問題となるものはなかった。

（４）指定管理者の業務の状況

）外部委託の状況

入札条件

原則として、金額 100 万円以上の調達が入札を行う。

例外として、設備はメンテナンスが必要であるので、業者に委託している。

委託費の推移

（単位：千円）

年 度	H18	H19	H20
（特別会計）			
管理事業費	193,114	190,937	153,403
県民活動促進駐車場管理事業費	7,708	8,842	8,842
食堂等事業費	96,787	100,299	89,319

委託業務 平成 20 年度実績 100,441 千円

入札手続き

A) 委託者の変更

平成 21 年度に M1(株)に委託していた飲食提供業務と宿泊棟業務のうち前者は、企画提案により業者を変更し、後者は内部で行うことにした。

飲食提供業務 96,425 千円（予定）

(株)M2

M3(株)

M1(株)

企画提案の結果、(株)M2 に決定し、(株)M2 は平成 21 年 3 月 29 日より営業を開始

（条件）

食堂・自販機物品販売 税込売上高から 5%の手数料を控除した額を委託費として

(株)M2 へ支払う。

コミュニティ・ストア 税込売上高の1%又は光熱水費相当額のいずれか高い額を
手数料として請求

夜の食事は、M1(株)は予約制であったが、施設利用者以外の外部者の利用を取り
入れることができると期待している。

【意見 5】食堂利用者拡大へ前向きに対応していくこと

昼食時は、食堂利用者がいるとしても、夕食時は施設利用者がどれだけ食堂を利用する
のか不安要素がある。業者選定に当たり、今までの業者は予約制であったが、そうで
なくしたので施設利用者以外の外部者の利用を期待しているとしているが、施設の裏側
は道路を挟んで水田であって自動車利用者がどの程度期待できるのか、加えて食堂は施
設内にあり、看板等による広告が十分でなければ、道路からは飲食店があることが認識
できない。(株)M2の自助努力を期待するにしても、食堂利用者の拡大に前向きに対処
していくことが必要である。

駐車場管理運営等業務 M4 8,421 千円

平成 17 年 10 月に設備導入。5 年間定額であったが、裏口ゲートの増設で当初金額よ
り増額となっている。実質は長期契約である。

警備業務 18,500 千円(税別)

予定価格 20,400 千円であるが、(有)M5 以外は予定価額を上回っている。

(有)M5 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日

常駐で 2 名 24 時間 単価 905 円

平成 19 年度は予定価格 18,924 千円に対し、(有)M5 以外は予定価額を上回っている。

清掃業務

(株)M6 15,524 千円

予定価格 16,380 千円であるが、(株)M6 以外は予定価額を上回っている。

平成 19 年度は予定価格 15,529 千円に対し、第 1 回、2 回とも上回り、個別交渉に
より 15,524 千円に決定となった。

利用者用送迎バス運行業務(随意)

M7(株) 11,742 千円

送迎バス運行のためにバスを購入しているので、10 年程度の長期契約としている。

予定価格 11,826 千円

舞台・視聴覚機器等操作業務

(株)M8 17,616 千円

予定価格 17,626 千円であるが、(株)M8 以外は予定価額を上回っている。

平成 19 年度は予定価格 17,696 千円に対し、(株)M8 以外は予定価額を上回っている。

庭園管理業務

(株)M9 1,100 千円

当初は、1 千万円以上コストがかかっていたが、職員が植栽を行うことによりコストカットしている。

NPO 法人 M10

情報センター等運營業務等が、平成 19 年度は 20,423 千円、平成 20 年度は 20,083 千円が発生しているが、情報センター等運營業務を内部作業化し、平成 21 年度は 8,375 千円にコスト削減している。見返りとして、NPO 法人 M10 から専門員で 2 名採用、コスト的には 5 百万円程度している。

指定管理の特徴を出すために、思ったような効果がなかったのとコスト削減を図るため見直しを行ったものである。

【意見 6】入札結果に特異性を認められる場合には、応札者から積算根拠を求めること

金額が 1 千万以上の入札を検討したが、警備業務、清掃業務、舞台・視聴覚機器等操作業務については、入札者以外は予定価額を上回っており、特異な現象となっている。入札結果だけでは、問題ありと断言できないが、予定価額を下回っている業者が 1 者のみであれば、応札者から応札価額の積算根拠を聴取することを行うべきである。

【意見 7】コピーコーナー運營業務に対する人員増員は運営実態に照らして問題

平成 20 年度はサポートセンター委託契約として 4,250 千円が発生しているが、平成 21 年度は 8,375 千円である。「彩の国市民活動サポートセンター」運営事業委託契約書」に基づく「彩の国市民活動サポートセンター運營業務委託仕様書」を比較すると、コピーコーナー運營業務が平成 21 年度に追加され人員が 1 人増えたことによる。

「コピーコーナー利用者調べ」によると、平成 20 年度で一日当たり平均 2.7 人の個人または団体の利用があるのみである。さらに、埼玉県男女共同参画推進センターにも同様のコピーコーナーが設置されているが、特別に人員を配置していないことを考えると、委託料金の増加となる人員増員の必要があったのか疑問である。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護・安全管理

個人情報保護規程、個人に関する情報の取扱いについての基本方針、苦情処理の個人情報

報に関する記述を入手し、内容を検討し、質問を行った。

テニスコートの利用許可書(住所氏名記載)を別人に発行してしまった事故があったが、課長が先方に出向いて謝罪、運用では、利用許可書を渡す際には、本人と担当者双方で確認するよう徹底するとの指示が出ていた。

クレーム対応

実務日誌を閲覧し、質問を行った。苦情を受けた当日に、担当者により、概要、担当者レベルですぐ対応できる事、組織的に対応すべき事に分けて記述してあった。

) 財務管理

帳簿管理の状況

総勘定元帳および収入管理簿等の補助元帳を閲覧したが、整備されており、特に問題は見当たらなかった。

出納管理の状況

現金実査を実施し、また、現金管理に関する内部統制について確認したが、特に問題は見当たらなかった。

【指摘3】適時な大金庫のダイヤル番号の変更が必要

大金庫のダイヤル番号は、これまで変更していないとのことであったが、例えば、担当者が移動になる都度等、定期的に変更することが望ましいと考える。

収入および支出に関する内部統制に関して、質問を行い、サンプリングにより帳票を閲覧したが、特に問題は見当たらなかった。

備品管理の状況

備品の管理に関して、管理の方法を確認し、備品出納簿等に基づいてサンプリングにより実査を行った。

下記の表のとおり、現物を確認できない、または、現物が確認できたとしてもシールが剥がれてしまっている等の問題が生じている。

現在、平成14年4月1日に「(財)埼玉県県民活動総合センター」と「(財)埼玉県高齢者生きがい振興財団」が統合し、「(財)いきいき埼玉」となったことにより、備品について、当財団で棚卸を行い整理中である。

備品出納簿等に基づき、実際に備品があるか確認し、現状に基づいて、データベース化してゆく予定とのことである。

また、本来ならば、備品はすべて県有備品となるが、急に備品が故障した場合や著しく

業務に支障をきたす場合は、いきいき埼玉で備品を購入することもある。財団所有の備品については、県所有備品とは別途シールを貼り、管理台帳を作成している。

故障や陳腐化等で全く使用していない備品も多く、これらの備品についても、データ化を推進してゆく過程で処理していくとのことである。

備品出納簿に基づき、サンプリングにより県有備品の実査をした結果は、以下のとおりである。

品目	細目	標示番号	現状
カメラ	カラーカメラナショナル AK400H	29R271	現物は確認できたがシールがなくなっていた。
電気陶芸窯	日陶科学 STV - 25	06K001	シールは電気窯制御盤に貼付
第2会議室システム	特注	54 - 904	現物は確認できたがシールがなくなっていた。
CD送出装置	ビクター XL - Z521 他	29R160	物品とシールあり。ただし、使用できる部品を他に転用しているため、本品自体は機能していない。
陳列用棚	特注	61 - 911	備品台帳上は破棄していたが、重要備品台帳からは削除されていなかった。
印刷機	理想科学工業リソグラフ RC113	12E040	現物が確認できなかった。
製本機	デュプロデューバインダー-3 他	12E140 06E001	12E140 は、壊れたため書庫に保管されている。 06E001 は、現物は確認できたがシールがなくなっていた。
冷凍冷蔵庫	日興調理機(株) N - SSR -	12F112	現物は確認できたが、シールがなくなっ

	T1581C2A		いた。
POS システム	TWINPOS3500 オーダーエントリ ー機	06G009 06G010	食堂業者が変更した ことにより、現物はあ るが、使用できない状 態となっている。
スライド映写機	コ ョ ッ ク S - AV2050 映機 SLP - 600S 北辰 SLP - 600S	29R060 29R062 29R061	現物は確認できたが、 一部シールがなくな っている備品があっ た。
16 ミリ映写機	北辰 SC - 11F 他	29R050	現物は確認でき、か つ、シールも確認でき たが、シールが擦り切 れて文字が確認しづ らくなっている。
16 ミリフィルム	各種映画のフィル ム他	08u065 ~ 10u001 ~	現物は確認でき、かつ シールも確認できた。 貸出フィルムでもあ るため、別途管理デー タがある。

【指摘 4】備品管理を速やかに整理のこと

現在、備品について整理・シールの再貼付・データ化を進めているとのことである。備品管理は、指定管理者としての業務の一環である。速やかに以下の事項を行うべきである。

県の方針に従い、帳簿の整備を行うこと。

県の方針に従い、備品の有無を確認し、シールを貼ること。

全く使用していない備品について、要否を検討し、整理すること。

等

) 自主事業あるいは受託事業について

いきいき埼玉が県民活動総合センター内で行っている事業は、県からの受託事業と自主事業とに区分される。

受託事業（指定管理業務）について

「埼玉県県民活動総合センター指定管理業務基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）の第 1 条（指定管理業務）で定められた業務が県からの受託事業であり、いきいき埼玉は県から委託料を得てこの業務を行っている。

そして、上記基本協定書第1条及び別添の仕様書によると、受託事業は以下のように定められている。

- A) センターの設置目的に即した事業等に関する業務（後述）
- B) 埼玉県県民活動総合センターの施設等の利用の許可等に関する業務
ホール・セミナー室等の利用受付（予約）、利用許可等
- C) 公の施設としての活用を一層促進するための業務
県民活動情報システムの維持管理、広報、送迎バスの運行管理、食堂・売店の管理運営など
- D) 利用に係る料金の収入等に関する業務
利用者に対する納入通知書の発行、利用料金の徴収・収納・返金・減免手続など
- E) 施設等の維持管理に関する業務
施設の清掃、設備点検、修繕、改修など
- F) その他センターの管理運営に必要な業務
事業計画等・事業報告の作成、関係機関との連絡調整など

特に、A)の「センターの設置目的に即した事業等に関する業務」については、以下の表の体系に沿った事業展開をすることとされている。

目 標	大 項 目	項目及び事業内容
県民主体 のいきいき 地域づく り	県民活動を広げる	地域に貢献する人材の育成と活躍の場づくり ・地域の学習活動に貢献する市民講師の人材を育成するとともに、活動の場を提供すること。 ・「都市型高齢者」などの社会参加のニーズに対応するため、ボランティア・NPO活動の人材を育成し、高齢者の生きがいの増進と社会貢献活動の促進を図ること。
		活動団体の交流や事業展開のための支援 ・NPO 講座や運営のためのセミナーなどを実施し、NPO等市民活動団体を支援すること。 ・活動団体相互の情報交換・交流機会を拡充し、団体間のネットワークづくりを支援すること。
		高齢者の多様な活動展開のための支援 ・高齢者方々の就業や生きがいのある活動の支援を行う講習や情報提供等を行うこと。 ・高齢者にも取り組みやすいニュースポーツの普及等を通じて高齢者の健康づくりの支援を行うこと。
	暮らしのゆとりと 安心を広げる	子どもを育てる環境づくり ・NPO団体と協働して地域における子育て力の向上を図る事業を実施すること。
		世代交流や文化交流の輪作り ・ボランティア等と協働して、世代交流の場を提供する催し物等を実施すること。
		安全・安心の環境づくり ・県民が安全・安心に暮らせるための情報提供や講座等を実施すること。
	学びを広げる	多様な学習機会の提供 ・ボランティア・NPO・県民活動や県民の生涯学習を支援する各種講座を実施し、多様な学習機会を提供すること。

受託事業に係る収入および支出は、「基本協定書」第5条(14)において指定管理者の「他の口座とは別の口座で管理すること。」とされている。

さらに、受託事業に係る会計処理については、同じく「基本協定書」第5条(15)において「指定管理業務に係る会計処理は他の事業から区分して経理すること」とされており、指定管理者であるいきいき埼玉では、下記のように「県民活動総合センター特別会計」(以下、「特別会計」)を設けて他の事業から区分して経理処理を行うことになっている。

(特別会計・平成20年度正味財産増減計算書から)

事業収益		(単位：千円)
地方公共団体受託事業収益		338,400
利用料金収益		72,942
駐車場利用料金収益		34,379
受講料等収益		
いきいき生活講座開設事業	45,372	
地域活動促進講座開設事業	3,381	
その他	450	49,203
食堂等収益		82,613
売店等販売収益		8,064

例えば、前述 D)「(4) 利用に係る料金の収入等に関する業務」は、県民活動総合センターの利用者に対する納入通知書の発行、利用料金の徴収・収納・返金・減免手続などである。この業務に伴い収受された施設利用料金収益は、平成20年度は「特別会計」で72,942千円計上されている。

また、駐車場利用料金収益は、同じく平成20年度は特別会計で34,379千円計上されている。なお、「基本協定書」第5条(16)では、「指定管理業務のうち駐車場管理に係る収入及び支出は、他の事業から区分して経理するとともに、剰余金は施設等の修繕に使用すること」とされている。

さらに、「(3) 公の施設としての活用を一層促進するための業務」のうち食堂・売店の管理運営に伴う収益は、食堂等収益で82,613千円、売店等販売収益8,064千円が特別会計に計上されている。

なお、食堂・売店の管理運営について、いきいき埼玉は、食堂・売店の管理業務を再委託している。

指定管理業務を受託後、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間は、M1(株)に委託してきたが、平成21年度からは(株)M2に委託している。

(単位：千円)

年 度	H18	H19	H20
事業収益			
食堂等収益	76,726	89,272	82,613
売店等販売収益	8,690	10,381	8,064
計	85,416	99,653	90,677
食堂等事業費			
消耗什器備品費	131	-	-
消耗品費	152	-	-
賃借料	244	573	536
委託費	96,787	100,299	89,319
計	97,314	100,872	89,855
差額	11,898	1,219	822

食堂の委託業務は、受託者が委託者である、いきいき埼玉名義で行い、売上については、全ていきいき埼玉に帰属し、覚書で定めた計算方法で算出した業務委託費を受託者に支払っている。

収支としては年々改善され、平成 20 年度は辛うじてプラス化しているが、平成 20 年度を除いては、収入よりも委託費が多くなっている。

以上の分析の結果、受託事業に係る会計処理は適正になされているものとする。

自主事業について

前述 A) の「センターの設置目的に即した事業等に関する業務」に関連した事業で、県に提出する「事業計画」で「事業計画の実施計画」として届け出た、いきいき埼玉が県民活動総合センター内で行っている自主事業は以下のとおりである（平成 20 年度事業計画より）。

A) 「県民の活動を広げる」に関連して

地域に貢献する人材の育成と活躍の場づくりとして、

地域活動促進講座開設事業

・カウンセリング講座

・パソコン指導法入門

彩の国いきがい大学運営事業

・宿泊事業

B) 高齢者の多様な活動展開のための支援として

シルバー人材センター連合事業

・福祉家事援助サービス研修

- ・新任職員研修
- シニアワークプログラム事業
 - ・技能講習
- 地域活動促進講座開設事業
 - ・シニア情報生活アドバイザー養成講座
- いきいき生活講座開設事業
 - ・生活趣味講座

- C)「暮らしのゆとりと安心を広げる」に関連して
 世代交流や文化交流の輪づくりとして
 いきいき生活講座開設事業
 - ・いきいき公開講座
 安心・安全の環境づくりとして
 地域活動促進講座開設事業
 - ・現代的課題講座

- D)「学びを広げる」に関連して
 多様な学習機会の提供として
 いきいき生活講座開設事業
 - ・シニアのためのパソコン入門講座
 - ・シニアのためのパソコンステップアップ
 - ・シニアのためのデジカメ、ワード、エクセル
 - ・生活趣味講座、文化教養講座
 - ・情報化対応講座
 - ・資格取得講座
 - ・社労士直前対策講座、簿記二級講座
 地域活動促進講座開設事業
 - ・現代的課題講座

以上から、平成 20 年度に、いきいき埼玉が行った自主事業は、大別すると、いきいき生活講座開設事業、地域活動促進講座開設事業、彩の国いきがい大学運営事業のうちの宿泊事業、シルバー人材センター連合事業のうち福祉家事援助サービス研修・新任職員研修、シニアワークプログラム事業のうち技能講習及び情報センターでの情報誌販売事業の 6 事業である。

以上の自主事業による収益を、「決算報告書」で見ると、「特別会計」の事業収益で以下のように計上されている。

平成 20 年度収益（正味財産増減計算書より）

いきいき生活講座開設事業

特別会計・受講料等収益・・・45,372 千円

特別会計・雑収入・・・52 千円

地域活動促進講座開設事業

特別会計・受講料等収益・・・3,381 千円

以下の表は、いきいき生活講座開設事業と地域活動促進講座開設事業の指定管理者導入後 3 年間の収支計算書である。

（いきいき生活講座）

（単位：千円）

年 度	H18	H19	H20
事業活動収入			
事業収入			
受講料等収入	42,987	44,088	45,372
雑収入	17	20	52
計	43,004	44,108	45,424
事業活動支出			
会議費支出	504	937	523
報償費支出	10,306	10,385	10,790
旅費交通費支出	35	19	24
通信運搬費支出	331	251	1,026
消耗什器備品費支出	-	129	-
消耗品支出	1,211	1,102	1,168
印刷製本費支出	166	158	277
賃借料支出	187	54	70
災害保険料支出	21	13	32
手数料支出	246	355	294
広告料支出	335	354	788
租税公課支出	2	4	5
委託費支出	9,090	7,540	8,774
計	22,435	21,298	23,770
事業活動収支	20,569	22,809	21,654
什器備品購入支出	-	570	-
収支差額	20,569	22,240	21,654

いきいき生活講座については、各年度とも収支差額はプラスになっている。また収入についても若干だが増加傾向にある。

(地域活動促進講座)		(単位：円)		
年 度	H18	H19	H20	
事業活動収入				
事業収入				
受講料等収入	4,131	3,873	3,381	
雑収入	1	-	-	
計	4,132	3,873	3,381	
事業活動支出				
会議費支出	101	22	11	
報償費支出	3,168	2,888	2,578	
旅費交通費支出	24	-	3	
通信運搬費支出	138	143	126	
消耗什器備品費支出	-	-	-	
消耗品支出	243	180	24	
印刷製本費支出	13	49	33	
賃借料支出	108	8	7	
災害保険料支出	-	-	-	
手数料支出	-	-	-	
広告料支出	-	517	20	
租税公課支出	-	-	-	
委託費支出	-	-	-	
計	3,795	3,807	2,802	
事業活動収支	337	66	579	
什器備品購入支出	-	-	-	
収支差額	337	66	579	

地域活動促進講座開設事業については、収入は年々減少傾向にある。収支差額についても辛うじてプラスを維持している。

【意見 8】「一般会計」と「特別会計」の事業区分説明をより分かりやすくする必要がある。

いきいき埼玉が指定管理者として行った業務については、県からの受託事業であるか自主事業であるかを問わず「特別会計」に計上され、それ以外の事業は「一般会計」に計上されることになっている。

しかし県民活動総合センターで行われていないことが明らかな彩の国いきがい大学の

運營業務（伊奈学園の部分を除く）以外は、いきいき埼玉が県民活動総合センターを拠点として業務を行っているため、指定管理業務とそれ以外のものとに区分することになる。会計上は、指定管理業務は「特別会計」、それ以外は「一般会計」と区別することになるが、「一般会計」で実施している事業の一部が指定管理業務と位置付けられており、外部からは分かりづらいものになっている。

) NPO 法人等との協調体制

平成 21 年 6 月末現在の登録ボランティア数は、個人 27 人と 3 団体である。

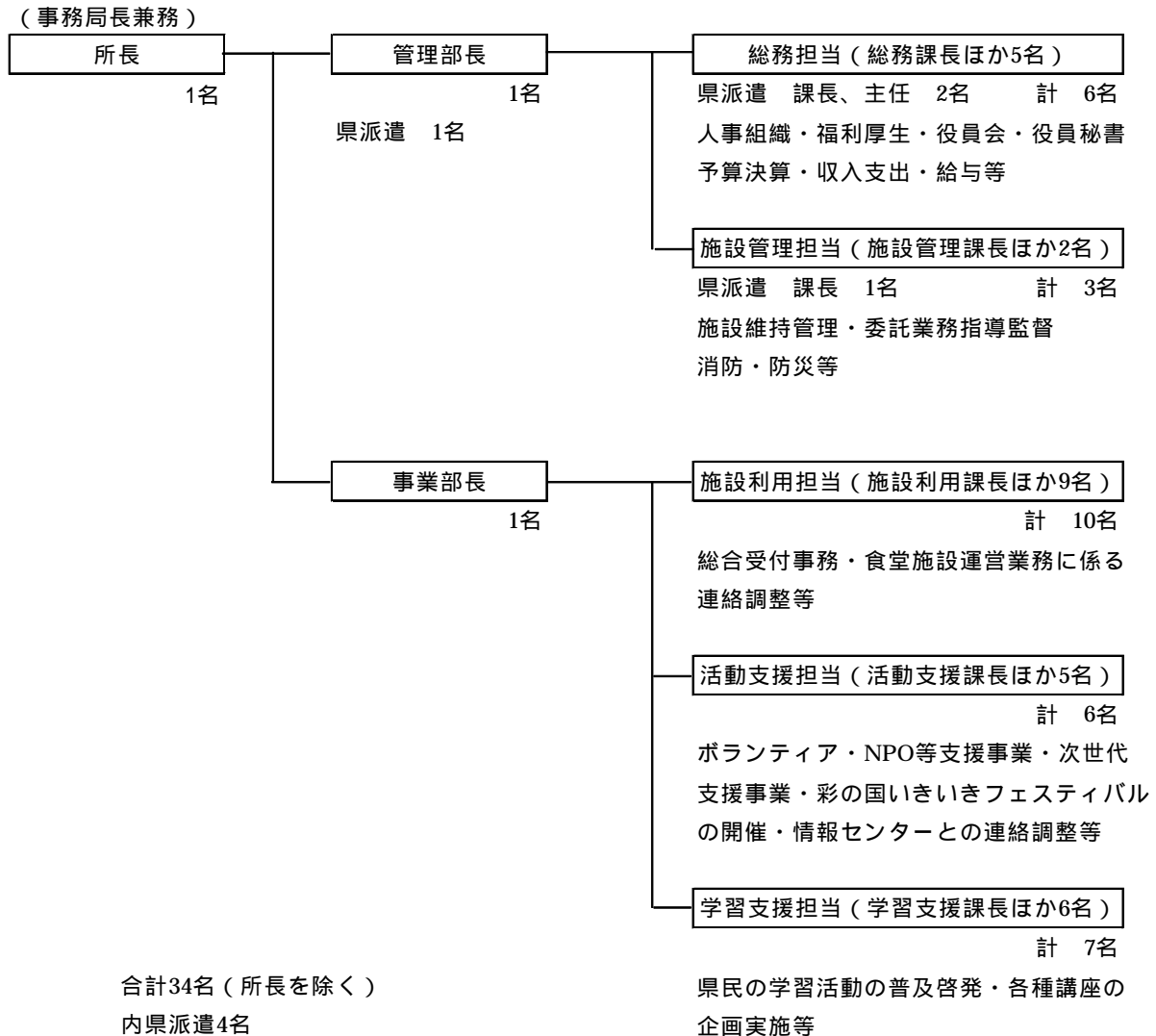
県民活動総合センターで行われる「いきいきフェスティバル」に活動団体が参加し、当日の運営には登録ボランティア 14 人の協力を得ている。

登録団体¹が運営している講座等も多い。（障害者の陶芸教室、健康メイク講座、市民講師プラザなど）

¹ 登録団体とは、「県民活動団体登録制度」に登録している団体で、地域づくりに必要な活動を行っている団体（ボランティア・社会福祉・社会教育・女性・青少年・高齢者・コミュニティの各分野の活動を行っている団体）で登録条件により第 1 種登録団体と第 2 種登録団体に分かれる。第 1 種登録団体には、会員募集の手伝い、広報誌への PR 掲載、活動成果発表や団体同士の交流の場への参加、登録団体専用パネル展示スペースの貸出し、ミーティングルームの利用などの支援をしている。

）執務体制と執務管理の状況

県民活動総合センター



(5) 施設について

）施設の状況

県民活動総合センターは北足立郡伊奈町に存在する。水田を埋め立てし、全面タイル張りの吹き抜けの建物の中に事務所は存在する。また、全面タイル張りにより見栄えが良いが、それだけ建設コストが高いつている。小ホールの控室が7つと収容能力に比して多いが、これは大ホールの建設計画があり、その控室を考慮して多く作ったとのことである。

同時通訳を行える会議室があるが、同時通訳を伴う会議での利用は過去1回のみで、指定管理者であるいきいき埼玉の理事会等の会議で使用されているのが現状である。

土地については地盤沈下が認められるが、比較的影響が出ている箇所でも7センチ程度で

ある。

【意見 9】設計段階での建設費の抑制と維持管理コストへの配慮が必要

建物は美的外観も必要かもしれないが、機能性と建設コスト、維持管理費を第一に考えるべきである。吹き抜けの構造のため冷暖房費は嵩む。全面タイル張りは確かに見栄えが良いが建設コストが嵩む。控室については、計画段階では大ホールの建設が予定されていたかもしれないが、小ホールとしての控室があれば良く、それ以上の控室を大ホールの控室としてあえて設ける必要があったのか理解できない。大ホールの控室は大ホールにあっ
てこそ機能すると考える。

同時通訳室にいたっては、本来の利用は過去 1 回だけである。過剰設備と言わざるを得ない。

）建設・維持管理について

コスト面から

オープン時から 20 年近くが経過しており、いずれ大規模修繕が予想される。

また、音響設備等、現在において古くなって使用頻度が低くなっているものもあり、最新式の設備に更新するとよりコストが増加すると考える。

修繕面から

ここ数年間において、修繕費は 25 百万円前後で大きな増減はない。ただし、テニスコートはハードコートの合成樹脂面が剥がれ、陥没しており現在使用に適さない。

【意見 10】施設の老朽化に備えて修繕計画を策定し予算化を図る必要がある

上記のように、施設建設から 20 年近く経つと、設備の老朽化が目につくようになる。大規模な修繕が必要な状況がいずれやってくる。現状では、平成 20 年度から平成 25 年度の修繕計画は策定されているが、金額ベースでの修繕計画を策定していない。

建物の修繕については、希望する修繕計画を指定管理者から NPO 活動推進課を經由して、管財課に提出し、その後、管財課がヒアリング等を行い、予算要求を行い、修繕箇所と予算額を決定しているが、提出した修繕計画が全て認められるわけではない。

県として、施設の長期修繕計画を策定して改修計画を立案しているようだが、重要な施設と位置付けているならば、将来における金額ベースの修繕計画を策定し予算化を図る必要があると考える。

）施設の在り方について

施設についての今後の在り方について総括した。

【意見 11】

1. 施設利用の目的の再考と当該施設利用の活性化を図ること

当該施設は、ボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動、婦人活動、青少年活動及び高齢者活動など、県民が「共に生きる」連帯の心を基礎に、自らの創意と活力を發揮して、地域の生活と文化の再生と創造をめざす活動を展開する全県的な拠点施設として設立されたとする設立目的は、非常に広範囲に及ぶ。この設立目的により当該施設に様々な性格を持たせるため、十分すぎるとも言える規模及び機能となってしまう立地上の不便さと相まって利用率を低くしているものと考えられる。

利用率の増加努力のみでは施設利用率が大幅に上昇しないのであれば、設備の積極的な活用の観点から、各種講座の教室として利用するだけでなく、NPO 法人や市民活動団体の活動拠点として利用できる施設賃貸等も考える必要がある。

2. 指定管理業務の事業の見直しと指定管理者の公募について

指定管理者事業のうち市民活動とりわけ各種 NPO 支援事業や資格取得事業等は再委託で事業が行われている。また、県民活動総合センターの施設管理業務や食堂運営においても再委託契約となっている。

県民活動総合センターはその設立経緯から十分すぎるとも言える施設種類および規模であるため、県民活動総合センター施設そのもの全てに指定管理者制度を採用しようとする、どの事業者が指定管理者となっても、いきいき埼玉における現状同様に再委託の割合が高くなると考える。

再委託の割合が高くなると、指定管理者制度導入のメリットの一つであるコスト削減効果が少なくなる。一方で、県民活動総合センターを単なる貸館事業とらえ指定管理者を選択すると、設立目的を達成するための各種事業が行われなくなる可能性も否定できない。また、指定管理事業における各種趣味の講座や資格取得講座等は、既に民間において十分に実施されており、県があえて行う必要がある事業か疑問である。

以上のように、指定管理者事業の再委託および指定管理者事業と民間が行っている事業との関係が課題であると考ええる。

県民活動総合センターにおける施設の利用が近隣市町村の住民が中心となっている現状を踏まえ、埼玉県広域に及ぶ県民への設置目的に沿ったサービスをどのように展開していくのか検討が必要である。そして、指定管理者は原則公募とする県の方針を考えると、「埼玉県男女共同参画推進センター」を県直営にしたように、県直営事業とすることがふさわしい事業があれば県に戻し、厳しい県財政を鑑みて、指定管理者が現在行っている事業の中で、今後も県があえて行っていくべき事業を絞りこんだ上で、今後も指定管理者として随意指定していくのか、公募の道を探すのか、見極めの時期が迫っていると考える

2 埼玉県青少年総合野外活動センター（県民生活部 青少年課）

（1）施設の概要

）所在地 秩父市山田 4386

）設立目的 昭和 45 年 3 月、埼玉県青少年問題協議会が実施した「20 才の意識と行動」調査から、青少年を取り巻く環境整備の一環として青少年の野外活動を推進することが、県の青少年行政を推進する上で緊急な課題であるところから、施設の建築に着手し、設立された。

）設立年月 昭和 50 年 7 月

）規模 土地 700,000 m² 建物 7,085.98 m²

土地は、年間 60 万円強の借地料で秩父市より賃貸している。

）建築費 建物 362,280,440 円（セントラルロッジ及び建設当時の施設）
衛生設備等 314,146,000 円
676,426,440 円

ログハウス及び常設テントは含まない。

）管理形態 小学館プロダクショングループ（公募）
（株）小学館プロダクション（現 （株）小学館集英社プロダクション）、
（特）国際自然大学校、
日本環境マネジメント（株）、
シーエスフードサービス（株）（現 ユーレストジャパン（株））

）年間管理料（うち指定管理料） 73,710 千円

（2）施設利用に関して

）利用者の状況

過去 5 年間の利用実績は、次のとおりである。平成 17 年に利用者が増加したものの、平成 19 年度から減少に転じた。しかし、平成 21 年度は 12 月末現在で前年度を上回る利用者数となっている。これは、平成 19 年度からの利用者減少を踏まえて、平成 20 年度に指定管理者と県で設置した利用促進検討会議の取組（HP のリニューアル、パンフレットの見直しなど）の成果によるものと思われる。

年 度	セントラル ロッジ	ログハウス	常設テント	仮設テント	日帰り	合計
H16	10,866	16,870	15,828	3,712	6,508	53,784
H17	12,940	17,724	16,676	4,316	6,533	58,189
H18	14,024	14,858	17,212	3,874	8,982	58,950
H19	12,654	13,314	12,164	3,666	7,893	49,691
H20	12,176	14,110	11,222	4,490	6,398	48,396
H21	11,428	13,468	13,546	5,446	6,843	50,731

平成 21 年度は 12 月末現在

【意見 12】施設の在り方を検討すること

埼玉県青少年総合野外活動センターは、教育局が所管する旧少年自然の家、グリーンスクール型の「げんきプラザ」と類似した施設となっている。げんきプラザは、学生が主体であるが一般も利用可能であり、宿泊利用者は利用に当たっては活動計画書の提示が求められる。青少年総合野外活動センターは青少年向けの宿泊施設であるが、一般も利用できる。施設利用での定めに差があるが、両者は基本的に学生利用を主体としたもので、立地における自然環境の差はあるものの類似性を有する施設となっている。

ログハウスは平成 6 年から利用に供せられたこともあり、見た目の古さは感じられないが、セントラルロッジは、建築後約 35 年で建物の老朽化が目立つようになってきている。二段式のベッドは青少年の平均的体型が施設建設時よりも大きくなっており狭さを感じる。風呂場、トイレ等の水回りも悪くなっている。事業を継続するのであれば、早晚建て替えのことも意識せざるを得ないと思われる。

常設テントも利用者が昭和 58 年度の 46 千人の利用者数と比較すると、平成 20 年度は 11 千人であり、4 分の 1 以下の利用状況となっている。ログハウスが完成したこともあろうが、完成前年の平成 5 年度でも 16 千人で、ピーク時の 3 分の 1 以下となっている。埼玉県青少年総合野外活動センター全体でも昭和 59 年度の 94 千人の約半分の利用状況となっていることから、当該施設の利用者意識が変わったように思えるが、施設の老朽化も影響していると考ええる。

管理運営は適切に行われ、主催事業も多く行われていることは認めるが、今後の建物設備の老朽化、青少年を取り巻く環境の変化、利用者の動向、教育局の所管となっている「げんきプラザ」との住み分けを考えていく中で、当初の設立目的に鑑みて、廃止を含めて施設の在り方を検討していくべき時期にきていると考ええる。

アンケート結果

利用者に対するアンケートは、「埼玉県青少年総合野外活動センター 利用者アンケート」をセントラルロッジの受付前に常時備え置き、利用者に記入してもらっている。アンケート結果は毎月まとめており、運営協議会へ提出している。

また、半年ごとにアンケートの質問ごとの集計をして「埼玉県青少年総合野外活動センター利用状況調査表 集計結果」としてまとめている。特にアンケートの中に記載された意見を年間で、利用目的、良かった点、改善点・要望としてさらに細かく分け詳細に分析している。

なお、アンケートの質問内容は、

- 利用について
- 目的は？
- 利用した設備について
- 活動について
- 食事について
- 職員の対応について
- 主催事業について
- その他自由な意見を

質問は以上の8項目をさらに細かく分けて問う形になっている。

ちなみに平成20年度は1,394枚の回答を得ている。

利用料金について

料金体系

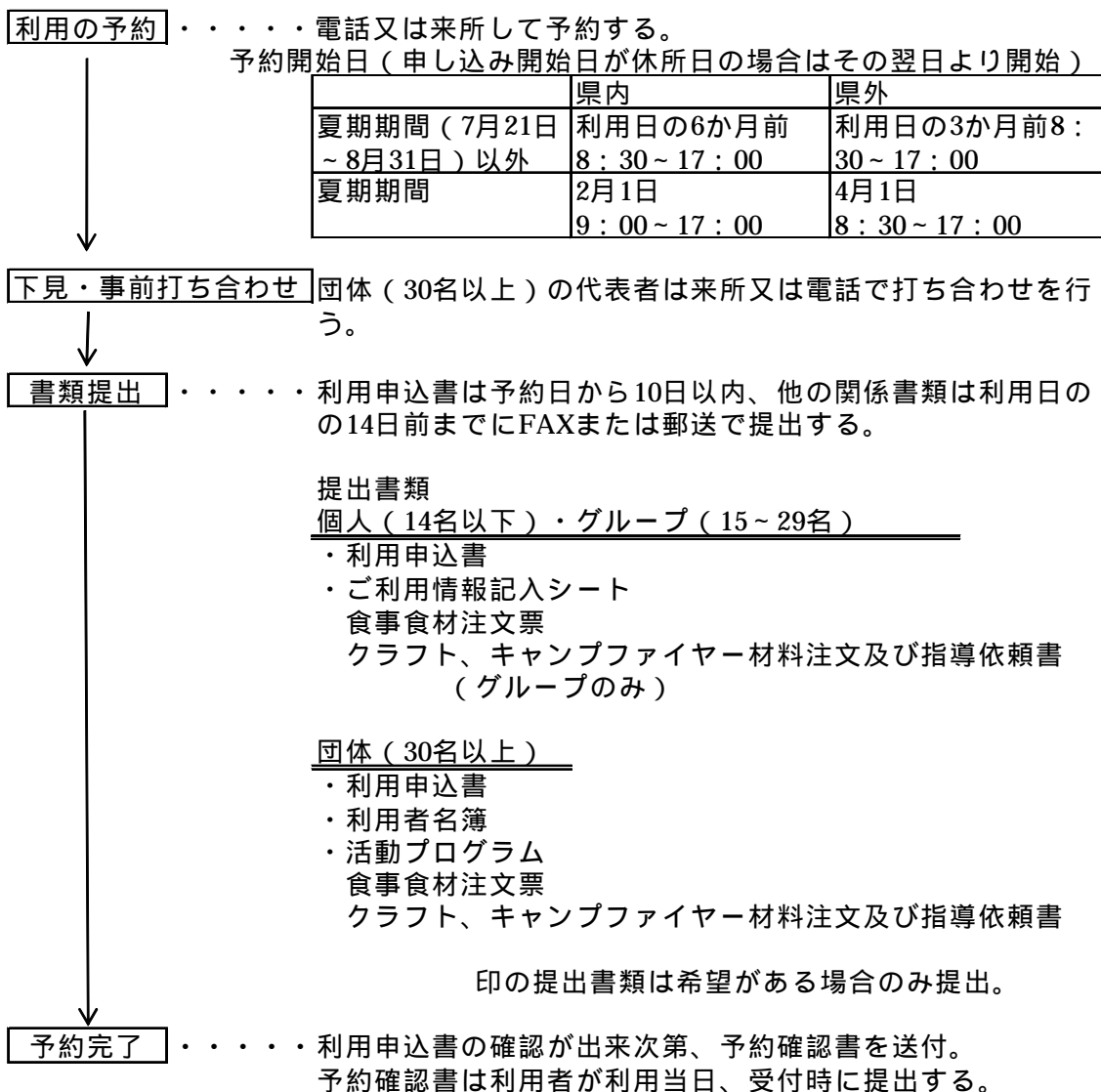
利用料金については次のとおりである。指定管理者が知事の承認を得て定めている。県外居住者に高い料金を課す制度は取っていない。

利用施設等の名称	利用区分	利用料金(円)
セントラルロッジ	1人1泊	630
ログハウス	1棟1泊	6,300
常設テント	1人1泊	310
仮設テント	1人1泊	210
その他の施設等	1日	50
マウンテンバイク	半日	100
	1日	210

減免措置

「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」により、
 宿泊施設等利用料金 利用料金額の2分の1
 その他の施設等及び附属設備 免除

予約手続き



）予約手続について

平成20年度は、新たに予約システムを導入し、ダブルブッキングの発生予防、受付業務の効率化を図り、利用者はリアルタイムで予約できるようになった。

予約のキャンセルについて

キャンセルについて制限はないので、キャンセルは当日でも可能である。その場合でもキ

キャンセル料は発生しない。ただ、食堂の食事の料金と注文した食材については、キャンセルが当日 5 日前以内の場合、食材代金を徴収することになる。

【意見 13】キャンセル料の徴収について

キャンセルについて期限の制限がないことから、かなりの率でキャンセルが発生している。これは、例えば夏期には近隣のキャンプ場を重複して仮予約をしてキャンセル待ちをしておき、そちらが確定した段階で当方をキャンセルする場合などが考えられる。このようなことが夏の混雑時にかかなりの数で発生していると思われ、結果として客室に穴が開く場合もあるとのことである。

このようなことが起こらないように、夏期の繁忙期に限定し、キャンセルがあった場合キャンセル料を徴収すべきである。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

外部の有識者も加えて適正なる審査の下で指定管理者が選考されていた。

) 委託費

導入前とのコスト比較

県と小学館プロダクショングループで結んだ協定書では、その第 3 条で、委託料の額が、以下のとおり定められている。漸次、委託料が下がる傾向にあるが、これは県と指定管理者との協定によるものである。

(単位：千円)

対象年度	委託料の額(税込)
H18	73,860
H19	73,860
H20	73,710
H21	73,560
H22	73,410

上記の委託料を踏まえての指定管理者の収益状況は、次のとおりとなっている。主な費目を示す。

共同企業体の原価は、共同企業体の構成員に係る原価(例えば、人件費)については協定価格を使用しているため、共同企業体の決算が赤字だからといって、必ずしも共同企業体の構成員の採算も赤字であることを意味しないが、赤字幅が大きくなることは、共同企業体の協定価格が不当に高い場合を除いては、採算が悪化していると考えなければならない。

(単位：千円)

内訳	H18 年度	H19 年度	H20 年度
施設利用料	18,145	15,076	15,077
主催事業	2,483	1,162	2,120
給食	20,251	18,177	16,591
その他	9,550	7,457	6,426
委託料	73,860	73,860	73,710
売上合計	124,289	115,732	113,924
人件費	40,500	40,500	40,500
光熱水費	6,157	5,459	5,784
総合管理業務	21,095	22,191	23,331
その他	19,948	18,754	21,029
会場費合計	87,700	86,904	90,644
主催事業	2,029	2,086	2,055
給食	16,641	13,563	16,582
その他	17,937	15,947	11,521
行事運営費他小計	36,607	31,596	30,158
原価合計	124,307	118,500	120,802
売上総利益	18	2,768	6,878

【意見 14】委託料の低減効果が失われていくことに備えて

平成 18 年度の指定管理者導入時においては、この制度の導入により委託料の改善効果が将来においても期待されると思われるが、指定管理者で採算ベースに乗らない金額となつては、指定管理者の引き受け手がなくなる。自ずと委託料の引下げは限界点に達すると思われる、場合によっては反転することにもなりかねない。

最悪のケースは、指定管理者の引き受け手がなくなるケースである。そうなったとしても、県の直営施設に戻すことは困難である。委託料の水準を一定額内に抑えていくためには、県としても、利用料金制を敷いている施設については、利用料金の弾力化、自主事業収益の獲得策を考えていかねばならないと考える。

) 指定管理者の提案事項の実現度

利用者の増加策

閑散期の対応として、秩父夜祭りに合わせての宿泊体験プランを行い、平成 20 年度は 121 名が参加している。

日曜日の宿泊を可能とするために、休所日を月曜日から火曜日(団体から事前に宿泊希望があった場合は営業。)とする他に、夏休み、ゴールデンウィーク等については、無休としている。

また、平日の利用者増加策として中高年向けの主催事業として雑木林ウォーキングを実施している。

県の見解では、事業計画書の主要な提案事項は概ね着手されている。

）指定管理者の管理

県への報告事項

利用状況報告書 毎月1回（指定管理者が、直接県へ持参し説明している。）

本社に年1回へ行き、施設の決算状況を把握している。

その他、必要に応じて随時（修繕等）調査等を実施している。

モニタリングの状況

指定管理者へのモニタリングは、ほぼ四半期ごとに、県が定めた「現地モニタリングチェックシート」を用いて実施している。調査内容は、書類確認項目、現地目視確認項目、ヒアリング等確認項目に分類され、×形式により行われているが、必要に応じてコメントを付すことになっている。

- 書類確認項目（計画関係書類、規程・マニュアル関係、法定点検関係書類、その他の報告書類、その他書類）
- 現地目視確認項目（建築物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務、安全管理業務、備品等維持管理業務、植栽・外溝維持管理業務、その他施設管理・利用者サービス）
- ヒアリング等確認項目（利用者の安心・安全、平等利用に関する項目、施設の設置目的の達成（業務実施）に関する項目、利用者サービス・利用者意見の把握に関する項目、指定管理業務を安定して行う経営基盤の保有・財務に関する項目、その他）

【意見 15】モニタリング方法の見直しが必要

モニタリングはチェックリストを用いて行われているが、年数回のモニタリングに際し同一のチェックリストを用いている。チェック項目の内容によっては、協定書締結後のモニタリング時のみ、中間地点、年1回、毎回実施など濃淡を付けて実施できるものがあると考え。その代わりに、形式的になりがちなモニタリングを実効性があるものとするために、毎年モニタリングの重点項目を定めているので、その項目を多面的観点から十分時間をかけて調査を行うことは必要なことであると考え。

当該施設では良好であったが、備品等維持管理は多くの施設で備品管理が不十分であるとの結果であった。それにもかかわらず、チック欄には が記されている。モニタリングが形式化し形骸化しないためにも、モニタリング方法の見直しは必要である。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

指定管理者の小学館プロダクショングループは、(株)小学館集英社プロダクション(旧(株)小学館プロダクション)、NPO 法人国際自然大学校、日本環境マネジメント(株)ユーレストジャパン(株)(旧シーエスフードサービス(株))の4法人からなる組合組織であるため、4法人が以下のような業務分担に基づき業務を実施している。

所属及び担当

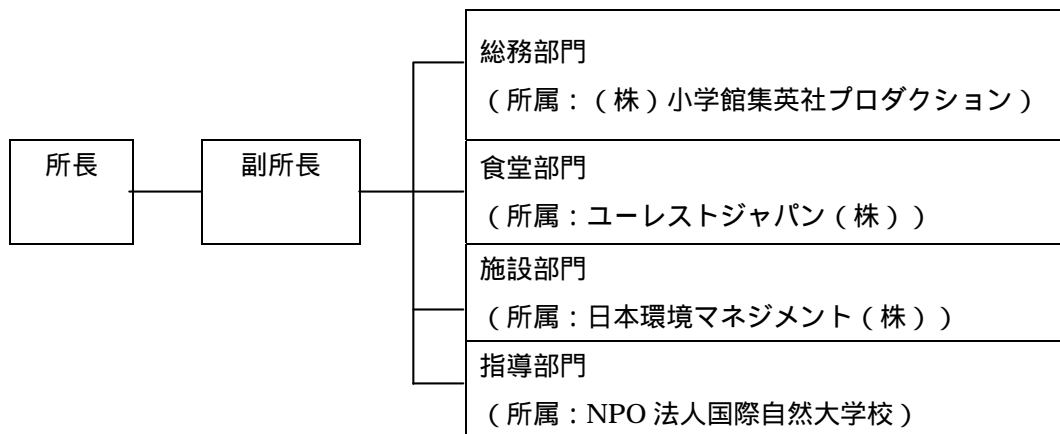
総務部門・・・(株)小学館集英社プロダクション(旧(株)小学館プロダクション)

指導部門・・・NPO 法人国際自然大学校

食堂部門・・・ユーレストジャパン(株)(旧シーエスフードサービス(株))

施設部門・・・日本環境マネジメント(株)

(組織図)



このうち、外部委託(再委託)を行っているのは、施設部門の業務のみである。

入札等の状況

過去 3 年間の再委託の状況は以下のとおりで、施設部門の業務実施法人である日本環境マネジメント（株）が再委託している。

（単位：円）

		H18 年度		H19 年度		H20 年度	
1	廃棄物処理委託料	S1（株）	367,676	S1（株）	286,970	S1（株）	257,570
2	防火設備保守委託料	S2（株）	146,000	S2（株）	146,000	S2（株）	146,000
3	浄化槽保守委託料	（株）S3	1,440,000	（株）S3	1,440,000	（株）S3	1,440,000
4	受水槽清掃等委託料	（株）S4	360,000	（株）S4	360,000	（株）S4	270,000
5	ボイラー保守点検委託料	S5（株）	200,000	（ ）	-	S5（株）	200,000
			2,513,676		2,232,970		2,313,570

（ ）平成 19 年度は、ボイラー修理とあわせ（株）小学館集英社プロダクションが実施したため、再委託なし。

過去 3 年間は、同じ業者に再委託している。1 から 3 は、地域の特性を考え秩父市内の業者を選定している。指定管理者導入前からの業者と継続して取引している。4 から 5 は、ライセンスが必要な業務であり、日本環境マネジメント（株）の取引先の中から選定している。選定方法は、複数の業者から見積書を入力して行う。

【指摘 5】 再委託に関する手続を厳格に行うべき

埼玉県に対して指定管理業務委託承認申請書を提出しているが、平成 18 年 6 月 19 日の作成が最後であり、平成 19 年度、20 年度、21 年度については申請書を作成していない。既に県の方で承認が下りているようであるが、手続に不備があるため、改善の必要がある。その後、平成 21 年度分については県に提出されている。

委託費の精算状況

再委託の委託費の精算については、特に問題はなかった。

）個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

個人情報保護方針及び個人情報保護規程を定め、具体的な対応としては、以下の方法

により個人情報保護を図っている。

- ・事務室は部外者入室禁止とし、昼食時にも誰かは居るようにしている。
- ・個人のパスワードを入力（パスワード変更は3ヵ月ごとに変更している。）し、本社のサーバーにアクセスを行い、予約システムを立ち上げる。
- ・データは持ち出すことを厳禁としている。
- ・ハードコピーした場合には、シュレッダーにて行う。
- ・指定管理者の従業員からも、個人情報保護の念書を取っている。

クレーム対応

クレームに対する対応は、指定管理者である小学館プロダクショングループが定めた「苦情対応マニュアル」に基づいて対応している。同マニュアルの構成は、以下のとおりである。

a. 基本的な考え方

- (イ) 苦情とは
- (ロ) 趣旨・内容
- (ハ) 苦情処理の心得

b. 組織

c. 報告書 報告書様式

まず苦情に対する基本的な考え方として、苦情を単に解決、処理すればよいという消極的な受け止め方ではなく、利用者からの貴重なアドバイス、生の声、率直な意見として積極的に受け止めて、円満解決の努めるとともに、これを経営にフィードバックして苦情原因の追究、排除、再発防止、CS（顧客満足度）向上策として、施設の経営改善に役立てることが必要とする。

そして、苦情への対応のため、所長＝トップと直結した利用者対応システムの構築、苦情処理スタッフの育成、情報機器の整備とマニュアルの作成、受付カードの備付と相談体制の充実・強化に努めるべきことが重要ではあるが、それ以上に重要なのは、利用者に苦情受け付けの窓口・機能があることを知ってもらうことにより、施設のイメージが良くなることにあるとする。

また、苦情処理の心得として、苦情を述べた利用者に再度利用してもらうことが最良の苦情処理であり、苦情処理の大切さを職員全員に周知させることが必要であることを知った上で、苦情を謙虚に受け止め、利用者の立場になって、誠実、迅速、公平に対応し、利用者の信頼を回復することに努めねばならないとする。

組織としては、苦情処理体制をつくり、各々役割を担っていく。

- a. 苦情処理窓口（現場スタッフ）を設置して、適切な初期対応と迅速かつ誠意のある対応をする。
- ・ 1日2回の職員巡回、苦情処理窓口または所長へ報告する。
 - ・ 苦情処理内容をデータベース化する。
- b. 苦情担当窓口の設置
- ・ 現場で対応しきれない内容について回答、改善をする。
 - ・ トラブル処理内容を所長に報告、相談し、指示・指導を仰ぐ。
- c. 所長
- ・ 苦情担当窓口で対応がしきれない内容について回答、改善をする。
 - ・ 報告をもとに今後の対処法について指示指導を行う。
 - ・ 利用者の苦情・不満及びその処理について報告を受け、それを県に定期的に報告する。
 - ・ 運営協議会に報告し、検討する。
 - ・ 具体的な報告内容（「報告書」から）
- d. 傷病に対する対応が最も多く、宿泊利用者を秩父市内の病院に搬送したことや、応急手当の内容が記載されている。
- e. 傷病以外では、主催事業の最中に、宿泊中の相部屋同士のいさかい、「ログハウス村役場」前にある遮断機の破損とその撤去、主催者事業におけるスタッフやボランティアリーダーの対応に対する不満など。

安全管理

緊急時対応マニュアルを定め、天災等の災害、火災時、傷病者発生時、不審者発見時のそれぞれに対応する対策が取られている。また、主催事業についても安全管理マニュアルが定められ、安全に事業を行うべく配慮がなされている。

県の見解として、安全管理は適切に行われていると考えている。

) 財務管理

帳簿管理の状況

(株)小学館集英社プロダクションの担当者が会計を担当している。日常の現金支払い分については、(株)小学館集英社プロダクションの本社口座から当該施設所長名口座に入金された金額から現金化して支払われている。一般的な小口現金出納簿が仮払金出納帳に該当し、(株)小学館集英社プロダクションの担当者が作成している。

利用料金については、団体利用の多くは上記本社口座に振り込み入金されるが、その他は現金で受領する。この受領した現金については、当該施設名の銀行口座に入金される。

利用料金の未収入分については、請求書を作成、発送しており遅くとも2ヵ月程度で回収される。回収の確認は、当該施設の担当者が(株)小学館集英社プロダクションが

ら通帳の控えを FAX で入手して行っている。管理簿を確認した結果、長期滞留となっている利用料金未収入金は存在せず、問題はなかった。

出納管理の状況

現金管理については、実査を実施した結果、特に問題はなかった。

備品管理の状況

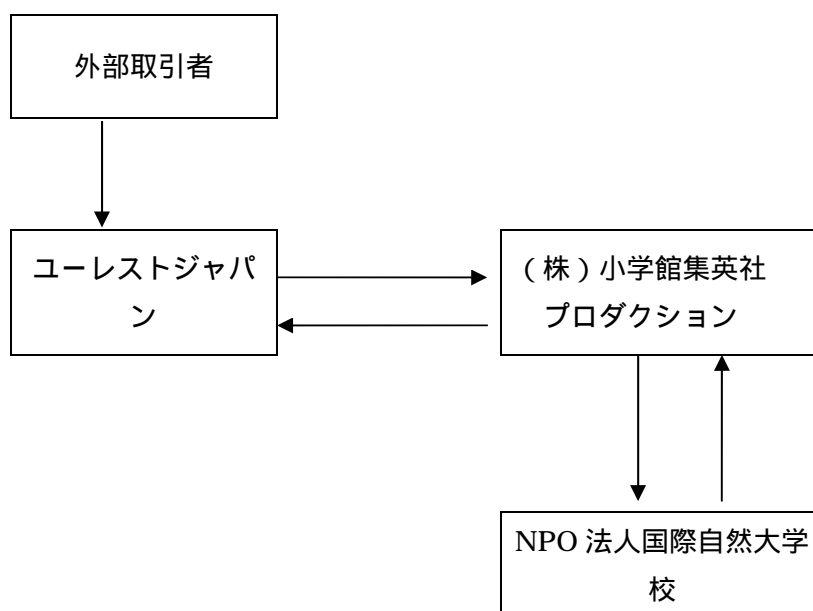
県有備品については、県の担当課で備品台帳を管理しており、管理シールを当該施設に送り、当該施設の担当者に県有備品に貼付を依頼している。

当該施設において、県有備品をサンプリングして確認した結果、特に問題はなかった。

）主催事業

平成 18 年度は前年度を引き継いでいるような状況ではあるが、平成 19 年度からは工夫も認められる。主催事業は、平成 18 年度は 17 事業、19 年度は 30 事業、平成 20 年度は事業計画では 30 事業であり、子ども向けキャンプ「チャレンジキャンプ」、ダッチオープンを使っのクッキング、雑木林ウォーキングなど 36 回開催し、1,073 名が参加している。

主催事業の参加費は受付（（株）小学館集英社プロダクション）で入金し、NPO 法人国際自然大学校が参加費を（株）小学館集英社プロダクションに請求する。経費の支払いフローは以下のとおりである。



経費等の支払い

1 ヶ月分を請求

の支払い
の支払い分について請求
の請求分の支払い

各マニュアルには、スタッフに配布され、説明をされている。

(平成 20 年度実績)

a 青少年健全育成に関する業務

イ 利用者の指導・助言

団体利用のケースでは、事前にオリエンテーションを行っている。

ロ キャンプカウンセラーの養成事業

県内の大学生等で募集を行い、キャンプカウンセラーを養成している。多くはキャンプカウンセラーが育成されているが、大学等を卒業すると関係が途切れているのが現状で、卒業生といかに関係を築いていくかが課題となっている。

以下、NPO 法人との協調体制を参考されたい。

事業計画 60 名に対し 37 名の育成で、計画人数を下回っている。この背景にはボランティア活動に参加する参加する学生の環境変化などがあると考えている。

大学生は 1、2、3 年 専門学校生は 1 年を育成対象としている。

キャンプカウンセラーのランキング化をしている。

c 主催事業の開催

平成 18 年度 17 事業 (県の直営であった平成 16 年度 21 事業)

平成 19 年度 30 事業

平成 20 年度 36 事業

) NPO 法人等との協調体制

主催事業は NPO 法人国際自然大学校が担当し、大学生等のボランティアは共同企業体が直接集めている。ボランティアへの報酬は 1 泊 2 日で 5,500 円とし、最大 3 泊 4 日(16,500 円)まで支給できることになっている。

収益分配は、共同企業体のルールに従っている。

キャンプカウンセラーの養成の研修メニューは、1 年目と 2 年目とでは内容を変えて、参加者に同じプログラムを提供している。

研修を修了すれば、自然体験活動推進協議会が制定する自然体験活動指導者 (CONE 指導者) の資格取得が可能であるが、次の実務経験が必要とされている。

リーダー（1年）、インストラクター（3年）、コーディネーター（5年）

）執務体制と執務管理の状況

（執務管理）

4部門は、大きく食堂部門と施設部門、総務部門と指導部門の2つに分けて執務管理している。

[食堂部門と施設部門]

ユーレストジャパン（株）（旧シーエスフードサービス（株））と、日本環境マネジメント（株）の2法人が相互に連携しあい、勤務者を決定している（勤務の交流が行われている。）。勤務予定表は、食堂部門の責任者（ユーレストジャパン（株））が作成している。勤務時間は以下のとおりである。

	夏	冬
中	8:30~17:30	8:30~17:30
A	6:30~15:30	6:30~15:30
P	10:20~19:30	11:30~19:30
宿	宿直	

食堂の担当人数は、少ないときで1人、夏など繁忙期で6名~7名程度である。

勤務日報（勤務実績表）は、施設部門の責任者（日本環境マネジメント（株））がまとめて記載している。勤務時間の記載については平成20年度までは、手書きによっていたが、平成21年度からタイムカードが導入されている。

ゴミ処理については、ゴミ袋を管理事務所にて有料で販売している（（株）小学館集英社プロダクション）。

衛生管理については、各自自主的に行っている。とくに文書化したものはない。

勤務の引き継ぎや連絡調整については、毎朝の朝礼の時に行われる。

食堂において余った料理は、まかない料理として1人150円で提供している。

[総務及び指導部門]

勤務予定表は作成されているが、業務日報は付けていない。（株）小学館集英社プロダクション及びNPO法人国際自然大学校は、年俸制のため、時間管理もしていない。勤務の引き継ぎや連絡調整については、毎朝の朝礼の時に行われる。

（5）指定管理者からの意見

- ・指定管理者にとっては、利用料金制でない方が採算を考えるリスクがない。
- ・設備の老朽化対策（ログハウスのボルト締め、防虫処理、テラスの腐食、暖房設備の改修）、スクールテント（テント生地の変更、木枠の変更）受変電設備の改

修（交換）浄化システムの改修を県に行っていただきたい。

なお、上記内容については平成 21 年度で県が対応している。

- ・ログハウスの冷蔵庫を県の負担で整備していただきたい。
指定管理者が整備しつつある。
- ・ウィークデーの活用を考えていかねばならない。

3 埼玉県男女共同参画推進センター（県民生活部 男女共同参画課）

（1）施設の概要

）所在地 さいたま市中央区新都心 2 - 2

）開設目的

男性も女性も共に協力し合って、社会参加しようという国際的機運から構想が始まり、埼玉県男女共同参画推進センターが設立された。設立目的は以下のとおりである。

- ・女性と男性の自立を支援し
- ・女性と男性のパートナーシップを促進し
- ・地域から男女共同参画社会の実現をめざす

具体的な活動は、上記の趣旨に基づき、以下のとおりである。

- ・情報収集・提供
- ・相談
- ・学習・研修
- ・自主活動、交流支援
- ・調査・研究

）開設年月

平成 8 年度に「埼玉県長期ビジョン」に女性センターの整備が明記され、平成 14 年度に埼玉県と（財）いきいき埼玉との間で、センターの管理運営委託契約が締結されオープンした。

その後、施設の設立趣旨に鑑みて、より県庁各部との連携が必要かつ重要であるため、平成 17 年度に県の直営施設となった。

）規模

公立学校共済組合埼玉宿泊所「ホテルブリランテ武蔵野」との複合施設である。

- ・鉄筋コンクリート造 地上 9 階建ての 3、4 階部分
- ・延床面積（当該施設の専用面積） 約 3,700 m²

）建築費

2,689 百万円

) 管理形態 県の直営

設立当初は、(財)いきいき埼玉に管理委託をしていたが、県の他の様々な活動との提携が必要なこと、近県の同様施設においても直営であること等から、直営としている。

) 年間管理料

直営であるため、「経営改善計画自己評価シート」の歳入と歳出の差額の、一般財源充当額を記載する。

平成 19 年度決算額 197,419 千円

平成 20 年度決算額 254,896 千円 ()

() 主な増加理由

女性チャレンジ総合支援担当の新設に伴う常勤職員の 1 名増加
情報システム再構築のための業務委託契約金額の増加

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

当該施設の利用状況は以下のとおりである。

(埼玉県男女共同参画推進センター利用状況より抜粋)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
貸出施設利用率	80.4%	82.5%	71.9%	69.1%	67.8%
総利用者数(人)	188,253	256,632	265,970	243,891	229,260

平成 17 年度に総利用者数が増加しているのは、インフォメーション・フリースペース利用者が増加しているためである。また、平成 18 年度より貸出施設利用率が下落しているのは、浦和に類似施設が出来た事や、経済情勢の悪化を反映した社会的背景の変化などが考えられる。「広報活動について」を参照されたい。

【意見 16】利用者の増加のために保育サービスの拡充を望む

当該施設は、セミナー等が開催される場合、保育サービスを実施している。セミナー等の内容によっては、保育サービスの制限により潜在的な利用者の減少を招いている可能性もある。予算を工夫し、保育サービスの拡充を図ることによって、利用者の増加を図ることを望みたい。

アンケート結果

アンケートの種類は、県民サポーター(全国のサポーターがインターネットで回答)、登録団体、交流サロン、情報ライブラリー、セミナー室についての 5 種類があり、7 月から 9 月にかけて実施し、集計・分析を行った。

上記に加え、常設のアンケート用紙には、施設利用者が誰でも記入できる「アドバイス BOX」に投函してもらうようになっている。投函されたアンケートは、半年ごとに「アドバイス BOX に寄せられた意見等について」にまとめて記入して管理しており、施設管理者が回覧している。各管理者及び所長の捺印があり、施設全体で回覧を実施していることが確認できた。アンケートの実施方法等には、特に問題はなかった。

また、アンケート結果について、施設がきれいなど、概ね高い満足度である。しかし、男性の参加を促進する、施設の存在の PR をもっと行うなどの課題が残った。

) 利用料金について

差額料金制

利用料金は、建物本体の年間減価償却額と年間管理費（人件費＋施設管理費）を、センター面積×開館日数×開館時間で除した単価に、利用見込みで割り戻した単価を用いて決定している。

算出過程の資料および近隣同施設との比較資料を閲覧したが、特に問題はないと考える。

また、年齢、県外県内在住等で差額料金制は採用していないが、施設の特性から考えると、差額料金制を設けなくても特に問題点はないと考える。

減免措置

埼玉県男女共同参画推進センター条例第 14 条に「知事は、特別の必要があると認めるときは、減額又は免除することができる。」としている。

特に問題点はないと考える。

) 予約手続について

利用者は、予約について電話連絡で確認する以外に、HP 上で予約状況を確認することが可能であり、利便性は高い。予約方法は、利用日の 3 ヶ月前から前日までに仮予約として、電話または来館により日時、利用施設、催し物名、団体名、代表者名、連絡先、人数等を伝える。利用申請は、仮予約から 2 週間以内に来館するか埼玉県の申請・届出サービスを利用してインターネット経由で電子申請を行う。施設担当者は、施設予約システムによりコンピュータシステムに登録管理を行っている。

予約手続について、特に問題点は見当たらなかった。

) 広報活動について

彩の国だよりに掲載している。ファンがあり、記事が掲載されると問い合わせが多い。また、ちらしを作成している。

ファミリーマートでも県の情報が置かれるようになった。

【意見 17】より効果的な広報活動を行うこと

予算が少ないにもかかわらず、広報活動については工夫しているものと思われる。しかし、有用な施設であるにもかかわらず、その知名度は県民に対してあまり高くないのが現状であるという感は否めない。今後、紙媒体のみの広報にかかわらず、様々な工夫をして広報活動をもっと積極的に実施することが望ましいと考える。

具体的には、各市町村等の母子が集まるセンターなどにちらしなどを配布すると効果が高いのではないかと考える。

(3) 施設管理の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

直近の大きな入札としては、情報システムに関する入札がある。これについて、定期監査において、「財務規則に定められた予定価格調書の作成及び見積書の徴取が行われていない。情報システム保守業務（ソフトウェア）委託契約の契約締結伺いについて、財務規則に定められた決裁権者の決裁を受けていない」との指摘があった。

【意見 18】より有効かつ効率的なシステム構築や変更を行う連携体制の構築を望む

システム変更に当たっては、ユーザーである施設側からシステム担当者がシステム仕様を定め、企画財政部情報企画課の意見を聞き、業者と作業を進める。その際、2年から3年程度の任期とする定期的な人事異動という全庁的な問題もあって、業務に精通するまで至っていない施設担当者場合は、自らが本当に必要な機能を備えたシステムが否かを判断しているというよりは、企画財政部情報企画課の情報システム評価に、多くの部分を依存しているように思える。

システム構築に関しては、専門的な知識を必要とすることから、この仕組み自体を問題とするわけではなく、現在のような人事ローテーションでは、特に大規模なシステム変更を行う場合においては、施設担当者、情報企画課の担当者、システム業者との間で十分にコミュニケーションを図り、効率的かつ有効的なシステム設計をすることが望まれる。

【指摘 6】システム設計に際してサーバー数を見直すこと

現在、システム毎にサーバーが設置されている状態であり、サーバー数が過剰な状態となっている。本来は機能毎、すなわち、すべてのシステムのアプリケーション機能、メール機能等の区分によりサーバーを設置すべきである。このように、サーバー数を減少させることにより、導入コスト、維持管理コストの削減を図るべきである。

委託費の精算状況

精算が必要な外部委託契約はなかった。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

埼玉県個人情報保護条例 第9条

条例で求められている必要な措置は特別なされていないが、秘密保持が重要と考えており、以下の業務については、次のような措置がなされている。

(相談業務) 担当課長

相談業務については相談システムで運用している。相談事項は、全件パソコン入力し、サーバーでデータ管理しており、パソコンにはデータは残されていない。

電話相談は匿名が原則で、面接は本人の同意を得ている。

パスワードの変更は、アクセス制限を課しているため、ID+パスワードの変更は行っていない。

データとして保存する場合は5年間保存し、削除ボタンにより消去しデータ廃棄している。

(ボランティアの登録) サポートスタッフ

個々のサポートスタッフに対し個人情報の扱いを話し、登録時における個人情報保護の理解を得ている。

(受付名簿)

廃棄処分には当たっては、複数者による確認を行っている。

結果として、個人情報管理は適正に行われていると考える。

クレーム対応

主なクレーム内容は、セミナールームからの騒音や付属機器の不調等である。このようなクレームに対し、トラブル発生ごとに事態の顛末が解るように報告書を作成している。この報告書には、説明証憑を貼付してファイリングしている。

これらの対応について、問題とすべき事項はない。

安全管理

安全管理に関するマニュアルは制定されており、適切に運用されており、特に問題とすべき事項はない。

) 財務管理

帳簿管理の状況

「歳出予算差引簿(節別)」を用いて、需用費の平成21年3月分を調査した結果、特

に問題となるものはなかった。

保管媒体は、PDF ファイルで存している。進行年度のバックアップ用は、USB メモリーより、過年度のデータは持ち運び可能な HDD に保管している。

【指摘 7】電子データ保存媒体について再考のこと

県は、県が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について取りまとめた「埼玉県情報セキュリティポリシー」に基づき情報資産を管理している。

「情報については、障害及び緊急事態に備え、必要に応じて、バックアップ用の複製を作成しなければならない」(埼玉県情報セキュリティポリシー 情報セキュリティ対策基準第 1 章情報セキュリティに係る組織運営基準第 2 章情報管理第 4 情報資産の管理)とあり、当該施設の帳簿を電子データ媒体としてバックアップを取っていることに関しては、問題はない。

ただし、電子データ保存媒体としてメモリースティックは適していない。メモリースティックは一時的な保存媒体として考えられているからである。

また、過年度の電子データ保存として HDD は適していない。数年以上のデータ保存を考えるならば、より安定した CD や DVD に記録して書き込み不可能な状態で保存すべきである。

出納管理の状況

現金実査および預金通帳と帳簿との突合等の手続を実施し、出納管理に関する内部統制を確認したが、特に問題はなかった。

また、未収入金の管理について、債権管理簿および関連マニュアルを参照したが、滞留債権もなく、特に問題は見当たらなかった。

備品管理の状況

備品の管理状況をヒアリングし、サンプリングで備品出納簿等の管理帳簿と現物を実査した。実査した備品については、現物が実在したが、以下の問題点がある。

【指摘 8】リース資産についても管理台帳を作成すること

リース資産に関する台帳が作成されていないので、管理台帳を作成すべきである。なお、往査時に、システム変更により不要となったパソコンが大量に保管されていたが、平成 21 年 12 月 2 日に廃棄処分が行われた。

図書の管理の状況

図書検索システムが導入されており、利便性が高い。図書の管理保管において特に問題となる事項はなかった。

) NPO 法人等との協調体制

ボランティアスタッフ（サポートスタッフと呼んでいる。）として、平成 20 年度は 20 名が登録している。主な活動は、以下のとおりである。ボランティアスタッフには、1 回の参加ごとに 500 円の謝金を支払っている。

主催事業に関する活動

ワークショップ、そのほか各種講演会等の受付、会場整理、記録等

情報発信に関する活動

ライブラリー通信（新着図書のご案内等）の編集・作成などを通じた情報発信広報活動（広報誌の配布協力等）

施設管理に関する活動

来館者に対する案内、手話、外国語通訳等案内業務
活動指針である「埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領」に基づき活動が実施されている。

ボランティア等との協調体制について、特に問題となる事項は見当たらなかった。

) 執務体制と執務管理の状況

職員の状況

所長（常勤）2 年目で県職員
事業コーディネータ（非常勤）1 年目 月額 302,000 円（金曜日は休む）
スタッフ（常勤：1～3 年目で県職員、非常勤：相談員・専門員）

6 月、7 月と秋の時期が忙しい。

勤務シフト

週休日指定簿は各担当で調整され、最終的にはサーバーの共通ホルダーに乗せ、職員に周知されている。

（勤務時間）

相談員、専門員 週 5 日（29h）
事業コーディネータ&主任相談員 週 4 日（29h）

費用弁償

バス 共通カードを利用
電車 勤務日数により定期代か個別運賃を適用

口座振込で支払う。

非常勤職員報酬	県の単価改定がなければ、毎年同額	
主任相談員	200,500 円	相談業務全般を行う職種 D
男女共同参画専門員	187,000 円	事務的な業務を行う職種 C
相談員	186,500 円	相談業務を行う職種 B

給与は、担当者が財務システムに入力し、所長が承認し、副所長が出納承認し完結する。四半期ごとに男女共同参画課で支出予算化されることにより、処理が可能となっている。

一律に報酬が職種により決まっているため、非常勤職員の月額報酬が異なることによる不満があるとのことである。

(待遇)

厚生年金、政府管掌健康保険、雇用保険に加入

年休は、1年目が10日間(4~9月採用の場合)以後1年ごとに2日増加し付与を行っている。

【意見 19】非常勤職員の報酬体系に工夫が必要

常勤職員の業務を補完あるいは補佐するために非常勤職員を採用しているが、以下のような問題がある。

- ア.非常勤職員は単年度で契約しているので、必要な人材が辞めていくリスクがある。
- イ.報酬面で必要な人材が確保できず、必要なスタッフが全て整う体制が取れていない。やっと、平成21年8月になってスタッフが充足できた。
- ウ.主たる業務である相談業務が、非常勤者のみでの対応となっている。
- エ.月額報酬は、男女共同参画専門員は187,000円、相談員は186,500円とそれぞれ県の規定により決まっている。担当している業務は、前者が事務的な業務を行い、後者が相談業務を行っているが、問題は、報酬が一律に職種により決まっているので、共に働く非常勤職員に月額報酬が異なることによる不満があることである。また、相談員には、なぜ同じ男女共同参画に資する業務を行うのに専門員との間で500円の差が設けられているのかの疑問があるとのことである。

非常勤職員に対しては、賞与はなく月額報酬のみであり、しかも勤務年数増加による経験が加味されておらず、改定があるとすれば、県単価が改定されたときである。契約期間は単年度で、年間の給料報酬は、事業コーディネータは約360万円、専門員と相談員は約224万円で、景気が回復したときには、業務を行うための必要な人材が確保できるか疑問とするところである。

景気が悪化している現在において、やっとスタッフが充足できたことを鑑みると、十分予見できることであり、スタッフを充足できない場合は、県民に対する十分なサービス提供に影響を与えと言わねばならない。

また、主たる業務としている相談業務が非常勤者のみでは問題である。県の直営施設であれば、常勤職員がいて、非常勤者がサポートしていく、これが本来求められる姿であろう。

さらに、非常勤職員の報酬体系が1つの職場であれば問題はないであろうが、職種により報酬体系が2つ以上ある職場で、しかも報酬が職種により決まっているところでは、わずかの差とはいえ報酬に差が生じ、報酬月額が少ない職員には不満がたまる。職員がわだかまりなく仕事をしていくためには、配慮が必要であり、非常勤職員の報酬体系に工夫を要す。

）調査事業について

調査事業としては、市町村職員向け研修とコーディネート事業を進めている。
具体的には、以下の事業を企画している。

平成21年9月9日、16日に市町村担当職員研修として「連携と協働のための実験プログラム in 埼玉」を独立行政法人国立女性教育会館と共催で企画。

平成21年10月3日、10日、17日、24日に、「仕切り直し・巻き返しのライフプランニング支援セミナー」を財団法人日本女性学習財団と共催で企画。

【意見20】調査事業の充実が必要

調査したところでは、残念ながら、特定の事業について埼玉県男女共同参画推進センターが独自の調査事業を行っているとの実態までは至っていない。調査事業のテーマは少なくとも、埼玉県男女共同参画推進センターが正に行うべきテーマを見出し、調査事業を充実していくべきである。

また、「利用者の状況」のところにも記載したが、調査事業の充実を図るにあたっては、男女共同参画に関する社会的背景の変化も十分に考慮すべきである。

(4) 指定管理者制度導入の見込み

(財)いきいき埼玉から直営へと変更しており、今後も指定管理者導入の計画はない。施設の性質と運営実態から判断して、県による直営が妥当な施設であると考える。

(5) 施設について

）建設・維持管理について

コスト面から

平成14年度にオープンした公立学校共済組合埼玉宿泊所「ホテルブリランテ武蔵野」との複合施設であり、管理費等については、基本的に面積割で精算されており、不合理

ではない。この面積比は、現在においても変更はない。
特に問題となる事項は、見当たらなかった。

修繕面から（雨漏りの状況）

比較的新しい施設であるため、大規模修繕は発生していない。
修繕費においても、負担額を面積比で按分している。
特に問題となる事項は、見当たらなかった。

）施設の在り方について

団塊世代の退職により、ますます労働人口が減少するなか、女性の社会参加は非常に重要な課題となっていることから、一旦、育児等で退職したとしても再チャレンジが可能な社会との構築、また、社会的弱者となっている女性に対するサービスの提供のためにも、埼玉県男女共同参画推進センターの重要性は非常に高い。

女性が安心して、自身の意思のもとに人生をおくることが可能な社会づくりを目指すことによって、日本の大きな課題となっている少子化問題の解決の糸口を見つけることが可能となる。

当該施設の今後の機能の充実を期待するとともに、当該施設のサービスを本当に必要とする人々に情報が行き渡るように十分に工夫されることを期待する。

4 埼玉県防災学習センター（危機管理防災部 消防防災課）

1）施設の概要

）所在地 鴻巣市袋字大根袋 30 番地

）開設目的 県民が防災について学習する機会を設けることにより、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与するため(埼玉県防災学習センター条例)により設置される。

）開設年月 平成 6 年 6 月オープン

）面積敷地 敷地面積 3,409 m²、建築面積 1,072 m²、延床面積 2,416 m²

）総工費 1,615,303 千円（うち展示設備等 390,000 千円）

）管理形態 指定管理者（日立ビルシステム・丹青社共同事業体）
平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間

) 年間管理料

過去3年間の県からの委託料は以下のとおりである。

(単位：千円)

年 度	年間管理料
H 18	74,270
H 19	73,900
H 20	73,880

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

過去5年間の利用実績は、次のとおりである。

年 度	来館者数
H16	44,116 人
H17	45,902 人
H18	40,502 人
H19	44,236 人
H20	44,213 人

また、平成20年度の利用者の状況について、業務日誌より人員を集計したのが、次の表である。小中学生の新学期である4月、冬季の12月から2月は入場者が少なく、例年の傾向となっている。

(単位：人)

	男	女	子ども	計
H20年4月	528	419	1,024	1,971
5月	1,013	737	2,149	3,899
6月	1,112	876	2,044	4,032
7月	1,214	1,342	2,090	4,646
8月	1,262	1,320	2,689	5,271
9月	1,242	889	2,013	4,144
10月	1,053	905	4,070	6,028
11月	1,336	955	2,879	5,170
12月	486	301	1,047	1,834
1月	614	331	569	1,514
2月	712	552	942	2,206
3月	1,324	834	1,340	3,498
計	11,896	9,461	22,856	44,213

アンケート結果

アンケートについては、毎年「平日お客様アンケート」と「イベントお客様アンケート」の2つに分けて実施している。アンケート用紙を、2階の事務室前に鉛筆とともに備え置いて利用者に記入してもらい回収箱に入れてもらう方法を採用している。

【 質問内容 】

「平日お客様アンケート」

- a. 来館者は？
- b. お住まいは？
- c. 利用回数は？
- d. 当センターをどのようにして知りましたか？
- e. 案内・指導員の対応は？
- f. 展示室や展示物の清掃や機能は？
- g. 感想・意見？

「イベントお客様アンケート」

- a. 来館者は？
- b. お住まいは？
- c. 利用回数は？
- d. イベントをどのように知ったか。
- e. イベントの感想は？
- f. 案内・指導員の対応は？
- g. 展示室や展示物の清掃や機能は？
- h. 感想・意見？

アンケート結果は、例えば「平成 20 年度埼玉県防災学習センター管理目標」という形で、目標指標、評価基準、目標値、確定数値、達成率、備考の各欄を設け、一表としてまとめ、管理目標に対する達成率を算出している。

【指摘 9】提出書類の不備

平成 18 年度は「埼玉県防災学習センター管理目標」という一表にまとめるだけでなく、「埼玉県防災学習センター管理目標達成に向けて」という形でアンケート結果を総括した文章をまとめて、県へ提出する業務報告書の中に入れていた。平成 19 年度、平成 20 年度の業務報告書にはそれが見当たらない。

数値で表すだけでなく、それに文章で補足説明をすることによって、目標の達成度合、今後の課題なども浮き彫りにされることになり、アンケート結果がより今後の施設管理に役立つものとする。

) 利用料金について

防災学習を目的とする施設のため無料としている。

) 予約手続について

予約は、団体予約のみ受けている。まず電話で申し込みを受け、「団体見学・研修室予約簿」に団体名・電話番号・人数等を、受け付けた職員が記入している。なお、団体予約は、基本的には 15 名以上の場合でないと受け付けていないが、実際には弾力的運用を行っており、依頼のあるものは受入れている。

団体予約を受けるのは体験コーナーと研修室で、研修会場を昼時に昼食会場として利用する場合も一緒に受け付けている。

電話予約の後、インターネットホームページ又はファックスで「団体見学申込書」を送ってもらい、団体名、代表者、人数などを上記「団体見学・研修室予約簿」と照合している。予約については特に何ヵ月前から、という制限はなく極端なことをいうと当日でも受け付けは可能である。同様に予約のキャンセルや日時変更についても、特に日時に制限はなく「なるべく早く」という程度である。

予約をするのは、小学校、自主防災がほぼ半々であり、一般企業の場合も若干ある。予約受付の人数の制限は特にないが、駐車場に一時に止められるのは、大型バスで最大 6 台、インストラクターが最大 8 名、体験をすべて終えるのに 1 時間半～2 時間かかるというのが大体の目安となっている。

団体の場合、インストラクター 1 人が対応できるのは、50 人程である。8 名のインストラクターのうち 4～5 名が日々対応している。インストラクターの必要人数はインストラクター・チーフが翌月分の予約状況を見ながら勤務ローテーションを決め、県にその月の 20 日までにメールで送っている。なお、どの団体につくか等の割り当て自体は、チーフが当日朝に行っている。

【意見 21】キャンセル期日を設けることが望まれる

予約に際して、「日時の変更及びキャンセルについては、利用日の何日前までに」という制限が設けられていない。しかし、当日のインストラクターの人数や誰が勤務するのかを前月 20 日までに県に連絡する関係上、遅くともそれまでには確定する必要があるのではないかと。

利用料が無料であること、ボランティアをお願いしていることから実害はないともいえるが、キャンセル者が出ることによりインストラクターの人数も変わる場合も予想される。日時の変更及びキャンセルについては、利用日の何日前までをお願いしたいと、ある程度の制限を加えることは必要である。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

選考時期 平成 17 年 10 月 11 日 第 2 次

選考委員

学識経験者、公認会計士、利用者代表、県庁職員 2 名の合計 5 名

申請団体

7 社、2 グループ (2 社と 3 社からなる。)

第一次審査と第二次審査を通じて厳正なる手続実施され、その結果、日立ビルシステム・丹青社共同事業体が落札した。

) 委託費

導入前とのコスト比較

指定管理者導入前の委託費と比較して、平成 17 年度の 76,887 千円から平成 20 年度 73,880 千円に 3,007 千円委託費の改善効果が認められる。

考え方と精算の状況

指定管理料として支払っており精算は行っていない。

【意見 22】

入場料収入がない中で、県の委託費の上昇を避けるためには、指定管理者に自主事業からの収入策を講じていただくことが肝要である。

) 指定管理者の提案事項の実現度

維持管理コストの削減 (県回答) 導入の前に比べコストの削減ができている。

危機管理 (県回答) マニュアルを作成している。

利用者トラブルの未然防止と対処方法 (県回答) マニュアルを作成している。

24 時間体制での施設の維持管理体制 (県回答) 開館時間外の緊急連絡体制を整えている。

サービス等を向上させる方策 (県回答) 利用者のアンケート等により利用者の意見を聞く機会を設け、サービス向上に努めている。

子どものリピート利用 防災博士認定 (県回答) 実施中

ホームページの作成 (県回答) 作成済み。適宜更新している。

ゴールデン週間、春夏休み、防災の日のイベント (県回答) 実地中

自主事業計画

- ・ 応急救護講習会等の講習会・講演会の開催 (県回答) 消防本部の協力により実施
- ・ 国や県市などの防災イベントと連携した年間スケジュールを設定

- (県回答) 防災週間など防災意識が高まる機会を捉えイベントを実施
- ・ 学校の長期休などに合わせて、子どもや家族で参加しやすいイベントを開催
(県回答) 学校休業期間には子ども向け、家族向けのイベントを実施している。
- ・ 県民参加型のイベントとして、救急体験学習や自主防災の取組をテーマとした講習 会
(県回答) 県、消防本部と連携し講習会やイベントを実施している。
- ・ 防災紙芝居や防災アニメの上映 (県回答) 実施中
- ・ ロボット (エスター君) を使った安全キャンペーン (県回答) 実施中
- ・ 防災用品の販売 (後日発送方式。インターネットや FAX でも注文受付)
(県回答) 使用許可の問題から実施していない。

以上のような回答であり、提案事項はほぼ達成されていると考える。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

毎年 11 月の次年度における事業計画書の提出など定例的なものの他に、修繕相談等随時に報告がなされるものがある。

モニタリングの状況

指定様式を用いて行われている。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

指定管理者のコンプライアンス確認表、資格等委託業者選定要綱、業者選定時の書類を閲覧し、内容についてヒアリングを行った。平成 18 年に指定管理を受任した際、代表企業である日立ビルシステムが、社内コンプライアンスに従い、委託業者を選定し、以後同じ業者に業務委託している。入札の実績はない。

県が事前に承認した再委託リストに記載された業務について、指定管理者自身が行うべき業務がないかどうか検討したが、その事実はないと考える。

特に指摘すべき事項はない。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

個人情報の保護については、指定管理者である日立ビルシステム・丹青社共同事業体が、「埼玉県防災学習センター運営管理業務における個人情報保護の手引き」(平成 20 年 4 月)を定めて、管理に努めている。

上記手引は、埼玉県防災学習センターの運営管理において、「埼玉県個人情報保護条例」を遵守し、利用者の個人情報を保護することを目的に制定されたマニュアルとされ、

個人情報における近年の状況を述べた後、個人情報保護法の目的、個人情報の意味、個人情報取扱事業者に該当すること、その個人情報取扱事業者に課された義務一般、職員スタッフの具体的な責務などを平易に解説し、最後に指定管理者に関する埼玉県の情報取扱特記事項（県との間で締結した協定書の中に別記として定められている）を明記している。

なお、埼玉県防災学習センターでは、予約受付時には相手の電話番号は聞いても、それ以上の、例えば住所等は聞いていないとのことである。

クレーム対応

クレームに対する対応については、利用者との接客方法を解説したマニュアルの中に、ごく簡単に述べられている。内容はクレーム対応時の心構えを述べた「基本方針」、クレームの受付時の対応の仕方やクレームの報告について述べた「クレーム対応の流れ」からなっている。

特にクレームの報告については、小さなクレームや意見でも、クレーム報告書で必ず報告すべきこと、定例会でクレーム内容と改善対応策を報告または協議する旨が記載されている。

なお、実際上の運営について見てみると、寄せられたクレームは「クレーム管理台帳」に日付と内容が記入され、クレームの細かい内容については、利用者から送られてきたファックスを添付する形を採っている。

共同事業体が指定管理者となった平成 18 年度以降、往査日までにクレームの管理台帳に記入されているクレームは次の 4 件である。

a.平成 18 年 9 月 16 日・・・接客に関するもの

b.平成 19 年 7 月 19 日・・・施設管理について

暴風雨体験で異様な臭いがした。

なお、このクレームに対しては、原因の究明と様々な方法で改善を図っているが、いまだに解決には至っていないとのことである。

c.平成 19 年 11 月 2 日・・・接客に関するもの

d.平成 21 年 4 月 19 日・・・疑似体験中に負った怪我の補償について

（平成 20 年 11 月 22 日に負傷）

煙体験で目の周辺に怪我をしたもので、半年以上経って申出がなされた。県に報告し、定例会で検討の結果、㈱日立ビルシステムで治療費を払った。

安全管理

安全管理については、「埼玉県防災学習センター危機管理対応マニュアル」（平成 20

年4月制定)に則って管理している。

同マニュアルは、危機の定義から危機管理の定義に始まり、埼玉県防災学習センターの指定管理者として近隣の災害発生時の対応及び来場者の防災・防犯その他緊急時の対応について定めるものであり、公共機関との連携を図り迅速な復旧支援、応急処置について、冷静に各人の役割が果たせるよう、このマニュアルに基づいた定期的な訓練を実施し対処することを目的として制定された。

内容は、第一章で「危機及び危機管理の定義」を行い、第二章で「危機管理の想定事項とその対処」として、地震、水害などの天災、火災、停電などの事故、施設設備の破損事故、利用者のけがや急病、爆破予告などの脅迫・不審物、不法侵入などの犯罪、盗難などの犯罪防止というように、詳細に図を交えながら分かりやすく説明している。

なお、施設で怪我が発生しそうな場所に対しては、手直しを行い、安全対応を図っている。

）財務管理

帳簿管理の状況

市販されている会計ソフトである弥生会計で会計処理を行っており、以下の点を除き特に問題はなかった。

出納管理の状況

小口現金の実査を実施し、小口現金出納帳と一致していることを確認した

備品管理の状況

備品の台帳は存在するが、指定管理者制度導入時に県から貸与されたものがほとんどであり、埼玉県防災学習センターは県から貸与された備品の管理を適切に行わなければならない。現時点で貸与物品のリストと現物の照合が行われた形跡はなく、実際に照合してみると場所が不明なものや曖昧なものが散見された。また、本来なら備品として計上すべき新規のプラズマテレビとプロジェクターの購入がシアターの修繕費として処理され備品として把握されていなかった。「埼玉県防災学習センターの管理に関する協定書」第28条によると当該備品の所有権は、埼玉県に帰属することになっている。当該物件は備品管理台帳にも記載がなく、簿外処理されており、管理上大きな問題である。

【指摘 10】備品の管理の改善を要す

今後県との管理責任を明確にするためには、備品の現地棚卸を行い、正確な備品の把握に努めるべきである。また、それ以外に、備品に関しては、次の問題点がある。これらについても処理の見直しが必要である。

1. 器具備品の購入について

平成 20 年度において、プロジェクターを 415,000 円（消費税込み）で購入し、修繕費科目に計上している。

「埼玉県防災学習センターの管理に関する協定書」第 28 条備品の取扱い第 1 項によると「乙（株式会社日立ビルシステムと株式会社丹青社の共同事業体以下同じ。）が指定管理業務を行うに当たり、甲（埼玉県以下同じ。）が支払う委託料を充て埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 170 条第 1 項 1 号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は、甲に帰属するものとする。」とある。

したがって、上記プロジェクター購入における会計処理は、備品の購入を行ったうえで、その後、県への無償譲渡（寄付行為）と県からの無償賃借を受ける手続きをとるべきである。

また、プラズマテレビも同様な処理が行われている。これも、プロジェクターに準じて処理を行うべきである。

2. 在庫管理について

在庫の確認をおこなったところ、夏休みイベントで使用した組立式ラジオ 5 台が存在した。在庫については整理され保管していたが、管理帳簿を作成していなかった。1 台あたり 500 円で少額であるが、管理帳簿を作成し、少なくとも会計年度末にその管理帳簿と実際の在庫品を確認し、決算書に正しく反映させる必要がある。

) 自主事業あるいは受託事業について

自動販売機を置いている。

) NPO 法人等との協調体制

春の火災予防週間の日曜日に、東松山にある「桃の木保育園（幼年消防クラブ）」による演技（火の用心の歌）をしてもらっている。謝礼として、一人 100 円以下のお菓子等を渡している。

インストラクターのサポーターは、現員で十分である。インストラクターのサポーターの補助、夏のイベントのサポーター（幼児の保育など）は足りない。

中学生の社会体験チャレンジ（各校から 3 人受入れで 4 校程度受入れ）煙体験と地震体験、消火体験と暴風雨地震と防災ミニシアターとに分かれ研修を実施している、

消防学校から講師が来てくれて、火災講話をしてきている。

防災士会の埼玉県支部にロープの結索方の指導をしていただいている。

防災士会も参加者を集めてくれる。

応急救護室（映像装置はある。）において、救命講習をしていただいている。

バルンアート

サポーター制度の導入をし、イベントの企画と運営の補助をさせることを提案していく。

) 執務体制と執務管理の状況

25日から30日に運営日を増やしている。勤務には、40時間勤務と30時間勤務がある。

最小限4名 事務職員がクッション

Aシフト 8:30～17:30

Bシフト 8:45～15:45

Cシフト 9:45～16:45

(5) 第三者評価の状況

平成20年度においては、実施していないが、県では、平成21年度に第三者評価委員会を立ち上げた。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

建築コスト面からは

【指摘 11】 過剰な設備投資

屋外空調機の目隠し前にあるとはいえ、事務室の屋上部分に石庭を作る必然性があったのであろうか。庭石代も建築コストを構成する。3階利用者に不快感を起こさせない配慮からかもしれないが、行き過ぎたことである。今となっては、いたしかたないが、今後は、施設の利用目的に鑑みて必然性のない設備投資は止めるべきである。

修繕面から(雨漏りの状況)

雨漏りはない。

どうしても施設の運営で必要なものは修理している。県としても現場で確認している。

) 施設の在り方について

県民の防災意識を高め、知識の習得を通じて災害時の安全確保を図る特徴を有する施設であり、今後も、広報活動に努め、県民の防災意識の向上に資する施設であることを望む。

) 施設の問題

暴風雨体験施設で以下の問題が生じている。体験後に雨具を脱ぐためには着替室兼乾燥室に入る必要があるが、乾燥室に直接入れないために、一旦、体験室から出ざるを得ないが、着替え前の濡れたままの状態であるので、床が濡れてしまうという問題が生じている。

また、降雨装置が当初設計した場所では、風の影響で雨が流され人に当たらないため、風洞のところに降雨装置を後付けしている。

【意見 23】設計の不具合について

前段の問題は、脱衣ブースがあれば、そこで雨具を脱ぐことにより解消されたはずであり、後段の問題は、設備取付時に十分実験を重ねていれば判明したことであり、無駄な建築コスト負担は発生しなかったであろう。設計図どおりに工事が行われたとしても、使用し始めて不具合が生ずることがある。設備設置に当たっては、使用後を想定し考えることが重要である。今後の、施設の設計に関してこの教訓を生かすだけでなく、設計の段階で気づかない不具合については、工事の途中においても設計変更により対応すべきである。

(7) 展示物について

映像装置一式が旧式化しているので、修理が難しくなっている。また、コンテンツ自体も古くなってきており、例えば、心臓マッサージの方法が当初展示したときと変わってきているが、展示物では古い知識を提供することになるので、インストラクターが補足説明しているのが現状である。その他、ゲームコーナーとクイズコーナーの機械が古くなってきている。書籍とビデオで使えないものを更新しているのが現状である。

【意見 24】展示物の計画的な更新が必要

防災関係の知識も調査研究が深まるとともに、情報が陳腐化するものもあると考える。埼玉県防災学習センターの設置目的に照らして、県民に適時な情報を提供することは重要なことと考える。展示コーナーの展示物が陳腐化するものと、比較的長期間使用できるものがあるはずであり、時期をとらえ余りお金をかけないで新しいものにしていくことが重要である。そのためには、情報の陳腐化を踏まえての計画的な更新が望まれる。

5 埼玉県環境科学国際センター（環境部 環境政策課）

(1) 施設の概要

) 所在地 北埼玉郡騎西町上種足（かみたなだれ）914

) 開設目的

- ・ 環境問題を環境科学の視点から調査、解明し、その解決のための環境政策の立案・実施を支援し、今後の環境行政の羅針盤となりうる総合的な環境科学の試験研究機能の確保を目指すものとする。
- ・ このため、自然科学分野の研究機能を強化する視点から公害センターを中心に培ってきた試験研究機能を充実するとともに、新たに社会科学分野を含め、環境問題に総合的、学術的に対応しうる体制を確保する。
- ・ 広く民間や大学等の研究者が集い、環境科学に関する情報や知見を交換し研究交流を進めることにより、環境科学の振興に寄与できるような開かれた試験研究機関づくりを目指すものである。

- ・ 環境の常時監視（テレメーター）機能を備えるとともに、県民や市町村等に環境情報を提供するための情報センター機能を備える。

）開設年月

平成 12 年 4 月 1 日

）規模

敷地面積 40,134 m²（うち生態園面積 22,000 m²）

建築面積 6,965 m²

延べ床面積 8,722 m²（うち展示館面積 1,410 m²）

）建築費

103 億 416 万円（うち施設建築費 63 億 6,218 万円）

）管理形態

県の直営

）年間管理料

展示施設運営・解説業務 14,385 千円（平成 21 年度）

展示施設保守点検業務 4,142 千円（平成 21 年度）

環境科学国際センター生態園管理作業業務 995 千円（平成 20 年度）

環境科学国際センター研究施設職員人件費 444,094 千円（平成 20 年度）

（ 2 ）施設利用に関して

）利用者の状況

来館者数の推移

年 度	来館者数
H16	46,414 人
H17	45,631 人
H18	49,430 人
H19	53,275 人
H20	51,322 人

利用者増加の具体的施策状況

平日は、学校の社会科見学や市町村の学習事業等による利用者が中心であり、今後も学校を中心とした利用促進を図るため、教育委員会との連携を進め、体験教室や実験教室等、各種講座を定期的で開催している。

アンケート結果

展示物についてのアンケートは実施していないが、各種講座についてはアンケートを実施しており、講座内容についてはかなり好評である。実験教室等の人気がある最近の情勢を反映していると思われる。

学校でのチラシや区市町村の広報誌を見て講座に申し込むケースが多い。

利用料金について

利用料金の水準

A) 展示館入館料

【基本的な考え方】

利用料金設定の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ・有料とすることで、無目的な来館をなくし、館内の秩序を維持するとともに迷惑行為等の防止を図る。
- ・県民の環境問題意識を引き出し、環境保全のための実際の行動につながることを目的とした啓発的な施設であるため、みんなが入りやすい料金設定とする。
- ・義務教育終了前の者や高齢者等は無料とする。

(積算根拠)

展示場の管理運営に要する経費を基に算出している。

平成 11 年当時の積算

年間入場者数 100,000 人 (類似施設から推定)

有料入場者数 50,000 人 (類似施設から推定)

入場者の区分 (入場者数) 一般：学生 = 9：1

(入場料) 一般：学生 = 3：2

展示館の年間管理運営費 55,000 千円

特定財源比率 25% (類似施設から推定)

一般入場料 = 年間管理運営費×特定財源比率/一般入場者数

= 55,000 千円 ×0.25/ (50,000 人×0.9 + 50,000 人×0.1×2/3)

= 284.48 円 280 円

280 円×1.05 = 294 円 300 円

学生入場料 = 300 円 ×2/3 = 200 円

団体入場料・・・類似施設を参考とし個人入場料の 60%として計算している。

一般団体入場料 300 円×0.6 = 180 円

学生団体入場料 200 円×0.6 = 120 円

B) 研修室使用料

【基本的な考え方】

利用料金設定の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ・環境学習の場を提供するとともに施設の有効利用を図るため、公の施設として環境 NGO や中学、高校の各種クラブへ貸し出す。
- ・環境保全活動などを支援するため、できるだけ利用しやすい料金設定とする。
- ・環境大学や埼玉県環境科学国際センターが行う環境学習事業での使用を優先させる。

(積算根拠)

平成 11 年当時の積算

$$\begin{aligned} \text{使用料単価} &= (\text{室内清掃委託費} + \text{光熱水費}) / \text{対象面積} / \text{稼働日数} / \text{稼働時間数} \\ &= (21,487,940 \text{ 円} + 75,886,000 \text{ 円}) / 7,288 \text{ m}^2 / (365-6) \text{ 日} / 8.75 \text{ 時間} \\ &= 4.25 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{H} \end{aligned}$$

$$\text{研修室} : 124.5 \text{ m}^2 \times 4.25 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{H} = 529.125 \text{ 円/H (税込 555.6 円/H)}$$

$$\text{研修室} : 82.4 \text{ m}^2 \times 4.25 \text{ 円/m}^2 \cdot \text{H} = 350.20 \text{ 円/H (税込 367.7 円/H)}$$

貸出時間帯	午前(9:30 ~ 12:00)	午後(13:00 ~ 16:30)	1日(9:30 ~ 16:30)
利用時間	2時間30分	3時間30分	6時間
研修室	1,390円	1,950円	3,000円
研修室	930円	1,300円	2,000円

減免措置

減免措置については以下の取扱がある。

A) 展示館入場料

A	小中学生以下の者	埼玉県環境科学センター条例別表1備考
B	65歳以上の者	1
C	障害者及びその介護者(障害者1人につき1人)	2
D	県民の日の入館者	埼玉県環境科学センター条例第15条により知事が認める者
E	学校教育法による学生及び生徒が教育課程(義務教育を除く)に基づく学習活動として入場する場合	
F	学校教育法の教育課程に基づく学習活動の引率者が入場する場合	
G	児童福祉法に基づく保育所及び放課後児童クラブの乳幼児・児童の引率者が入場する場合	
H	市町村が主催する事業の引率者が入場する場合	
I	学校教育法第1条に規定する学校の教員が環境教	

	育・環境学習に係る研修会で入場する場合	
J	行政視察（首長、議会、公務員及び法令等に基づく環境に関する審議会等の視察で、公文書による依頼のあるもの）	
K	県が主催又は共催する事業（実費徴収する場合を除く）	
L	見学等の下見	

1：障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則別表

2：県民の日を定める条例第5条の規定に基づく使用料免除施設の指定第4号

B) 研修室使用料

A	県、県内の市町村又は市町村教育委員会等が環境学習に関する行事に利用する場合（国及び県内の特別地方公共団体（事務組合や広域連合等）を含む）	埼玉県環境科学センター条例第15条により知事が認める者
B	県内外の学校等（学校教育法に規定する学校及び児童福祉法に規定する施設）が環境学習に関する行事に利用する場合	
C	青少年育成埼玉県民会議の青少年団体を構成する団体の傘下にある団体が環境学習に関する行事に利用する場合	

なお、過去5年間の減免実績は以下のとおりである。

年度	展示館入館料	研修室使用料	計（金額）	計（件数）
H16	406,080 円	395,140 円	801,220 円	229 件
H17	290,360 円	367,390 円	657,750 円	203 件
H18	350,020 円	388,020 円	738,040 円	209 件
H19	331,020 円	351,930 円	682,950 円	215 件
H20	365,180 円	328,070 円	693,250 円	234 件
計	1,742,660 円	1,830,550 円	3,573,210 円	1,090 件

) 予約手続について

予約の受付から入金確認までの手続きは、次のとおりである（予約手続きは、「団体予約受付マニュアル」に記載してある。）。

ア.電話等で確認事項を聞き取り、団体予約票に記入する。

イ.予約管理システム「サイボウズ」の「スケジュール」と「設備予約」で予約の空き状況を確認する。

ウ.「スケジュール」と「設備予約」に入力する。

エ.予約情報を相手に確認する。

オ.県のフォーム「指定納入通知書」を作成し、郵送する（支払期限は、発行日から 2 週間）。

カ.県の入金管理システムにより入金を確認する。期限経過しても入金のないものについては、催促の通知を行う。入金したが、入金確認できない場合、利用当日、利用者から半券を呈示してもらい確認をする。

調査の結果、予約手続きにつき特に問題となるようなものはなかった。

(3) 施設管理の状況

) 外部委託の状況

埼玉県環境科学国際センターの展示運営・解説業務については(株)K1(大阪市東成区)に委託している。また、埼玉県環境科学国際センター展示施設管理業務については、(株)K2(東京都江東区)に委託している。埼玉県環境科学国際センター生態園の管理作業業務については(株)K3に委託している。

入札等の状況

埼玉県環境科学国際センターの展示運営・解説業務及び展示施設管理業務については、一般競争入札により行われているが、(株)K1及び(株)K2がここ数年業務を行っている。特に、平成21年度を含めここ数年は、一般競争入札にもかかわらず1社しか応募がなく、一般競争入札の体をなしていない。展示運営・解説業務については、開設当初から業務を行っているため、業務のノウハウが蓄積されていることから他社の応募がなかったものとする。また、(株)K2については、展示物の制作者が(株)K4社であることから、関連会社である(株)K2しか応募がなかったものとする。

委託費の精算状況

委託費の積算状況については、「業務委託仕様書」に細かく定められている。例えば、展示施設運営・解説業務委託については、年間の開館日と営業時間を基に必要な人員と業務の割り当てが細かく取り決められており、必要かつ最低限の経費の積算がなされているとの印象を受けた。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

埼玉県環境科学国際センター作成の「危機管理ハンドブック」において、対応マニュアルが規定されており、年1回職員に対応訓練を実施し、緊急事態への対応を図っている。

クレーム対応

埼玉県環境科学国際センター作成の「危機管理ハンドブック」において、対応マニュアルが規定されており、年1回職員に対応訓練を実施し、緊急事態への対応を図っている。

安全管理

埼玉県環境科学国際センター作成の「危機管理ハンドブック」において、対応マニュアルが規定されており、年1回職員に対応訓練を実施し、緊急事態への対応を図っている。施設を見学した限り安全対策に問題はなかった。

）財務管理

帳簿管理の状況

平成20年度の帳簿を確認した結果、特に問題はなかった。

出納管理の状況

本部については、現金機能を持たせていない。経費の精算については、県に指定のフォームで直接請求している。特に問題はなかった。

備品管理の状況

備品については、県の指定の書式である「備品出納簿」により管理が行われている。また、高額な備品については、備品出納簿のほか、「重要物品等カード(備品)」に記載され管理される。

図書の管理の状況

図書の管理の状況は、概ね良好である。しかし、オープンした平成12年度の1,474冊の利用をピークに年々利用者が減少しており、平成19年度の利用冊数はわずか227冊しかなかった。

【意見25】図書の適時な更新が必要

図書の利用については、数字が示すように年々利用者数が減少している状況である。埼玉県環境科学国際センター設立以来、図書の大幅な更新が図られていないことが、原因となっている。こうした現状を踏まえて、埼玉県環境科学国際センターでは、新規図書の購入を計画しているが、図書が置いてある環境情報プラザには、パソコンコーナーも設置されている。

図書の持つ機能としては、体系的な情報が得られやすい反面、情報がアップデートされない点があるので、最新の情報を得るため、パソコンを利用してデータを入手し、それを補完していく有機的関連性を意識して図書を選定していくことが、利用者の便益に

資すると考える。

薬品の管理

薬品の管理マニュアルとしては、「毒物・劇物取扱管理規程」が制定されている。「毒物・劇物」に該当しない場合でも、この規程に準じて管理を行っている。

薬品の在庫管理は、「化学物質安全管理支援システム」で行っている。「毒物・劇物取扱管理規程」に規定されている毒物管理簿（様式第1号）及び劇物管理簿（様式第2号）は、「化学物質安全管理支援システム」の利用によって目的を達成するため作成されていない。

「化学物質安全管理支援システム」の入力は、各研究グループに1名いる管理者及び化学分析職員の全員が登録者になっており、登録者によって入力される。各々IDコードとパスワードを持っている。IDコードとパスワードは（定期的に）変更してはいない。

薬品の管理が適正に行われているかについて、在庫チェックをサンプルベースで行った。

サンプル（平成21年8月11日調査）

薬品名	保管場所	状態	数量
薬品：アセトン3L	大気環境—試料調整室	未開封	2本
薬品：アセトン3L	化学管理区域実験室	未開封	32本
毒物：アジ化ナトリウム	薬品室	開封済	1本
		未開封	1本
毒物：フッ化水素酸	薬品室	開封済	3本
		未開封	11本

エラーが出たアイテムは次のとおりである。

薬品名	保管場所	帳簿在高 (本)	実際在高 (本)	差異(本)	顔末
アセトン(ダイオキシン類分析用 3L)	化学管理区域実験室	32	29	-3	*1
フッ化水素酸 #001-06706-110 (未開封)	薬品室	1	0	-1	*2

*1 3本のうち、#001-071220-182は不明、#001-071220-833及び#001-071220-904の2本は既に使用済みで空瓶であった。

*2 平成20年9月に開封済みとなっており、薬品室でなく試料調整室にあった。開封

前は 647 グラムに対して、実際数量は、218 グラムであった。

【指摘 12】薬品の管理を徹底すべき

毒物・劇物取扱管理規程によれば、毒物・劇物を使用するときは、使用者が管理簿に記録し、必要量を得た後は直ちに元の場所に戻さなければならない(第 6 条(5)、第 7 条(3))。フッ化水素酸のエラーは、この管理規程に抵触していたことが原因である。また、4 件のサンプルベースで 2 件のエラーが出たことは、管理状況に疑問がもたれるところであり、薬品の管理を厳格に行う必要がある。

なお、担当課からは、再発防止を図るため、監査の実施日以降、毒物・劇物取扱管理規程を厳格に運用しているとの報告を受けている。

) NPO 法人等との協調体制

NPO に対しては、UNEP(国連環境計画)の提示で協力を仰いでいる。現在のところ、ボランティアからの申し出はない。

基本計画にある「人材の確保」では、環境学習の促進を効果的・効率的に実現するため、次のような有為な人材の育成、確保に努めるとしている。

環境学習プランナー

環境を総合的に捉え、環境学習(教育)に関する様々なカリキュラムやイベントを企画立案し、実施に向け様々な調整(コーディネート)を行う専門家のことである。

環境学習指導員(インタープリター)

生物、園芸、化学等についての専門知識を有し、野外活動等において環境学習の指導を行う専門家のことである。

環境学習補助員

各種の展示物の案内、機器等の操作説明や子供たちの世話等を行う人材のことである。

【意見 26】人材の確保の対策強化が必要

「人材の確保」では、と の人材に関しては、「ボランティアや環境 NGO 等の協力が得られる分野であり、このように多様な人材の参加を得るための柔軟な運営体制を検討する。」としているが、考えが十分果たされているか疑問である。引き続き、職員体制の在り方とともに、具体的な対応が検討されるべきである。

) 執務体制と執務管理の状況

勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までとなっており、研究職は土日祝日休み、その他の職員は平日のほか、埼玉県環境科学国際センターの開いている土日は 3 名勤務(総務担当 1 名、学習情報担当 1 名、臨時職員 1 名)の体制を取れるようにしている。

組織は非常勤の総長を除くと、事務職は事務局長 1 名の下、担当部長 1 名が総務担当 4 名、学習・情報担当 4 名を管轄し、総勢 10 名の体制で、研究職は研究所長 1 名の下、40 名の研究員で総勢 41 名の体制となっている。

【意見 27】 人員の合理化を図ること

事務局長以下、総務担当と学習情報担当とに分かれての 10 名体制により、事務方は運営されているが、事務分掌を見る限り、組織統合を行うことにより、人員の削減が可能かと考える。なお、平成 22 年度は 9 名体制での事務執行を予定しているとのことである。

【指摘 13】 経理関係を中心に決裁の多くが代理決裁である

非常勤の総長には、業務につき決裁権限が与えられているが、経理関係を中心に多くが代理決裁となっており、例外であるはずの代理決裁が常態化している。総長が埼玉県環境科学国際センターに来られたときにまとめて決裁をお願いするなど工夫が必要であるが、それでも難しいときは、決裁権限の範囲内で決裁権限者を専決指定していくなどの見直しが必要である。

(4) 指定管理者制度導入の見込み

県からは展示館の管理運営を指定管理者とするメリットがないとして、検討対象外である旨の回答を得ている。

【意見 28】 県の直営であるためには、研究施設と展示館との一体性を持った運営が必要

埼玉県環境科学国際センターの研究施設は別として、展示館については、入場者の人数は毎年ほぼ横ばいであり、現状では大幅な収益の増加は望めない状況である。埼玉県環境科学国際センターの展示運営・解説業務については(株)K1(大阪市東成区)に委託し、環境科学国際センター展示施設管理業務については(株)K2(東京都江東区)に委託している現状から鑑みて、展示館については指定管理者の導入は十分可能と考える。

しかしながら、試験研究施設との一体運営によりコスト削減が図れるとの担当課の主張にも一理あり、後述するように、研究施設の研究成果をフィードバックし、研究者から入館者への説明時間を設けるなど、多くの県民が環境問題に関心を持つ施設としてソフトでも工夫がなされ、両施設が一体性を持って運営されていくのであれば、県が直接運営していく合理性があると考えられる。

両施設の一体性を持った運営に努めいくことが必要である。なお、今後数年間の施設のモニタリング評価を通じて、「一体運営となっていない」との結論となれば、県が直営施設として運営していく合理性が失われることになり、展示館については指定管理者制度への移行を進めるべきである。

(5) 展示物について

現状

予算の制約があり、平成 12 年 4 月オープン以来展示物の更新は行われていない。ただし、埼玉の水環境、埼玉の大気、埼玉のくらしと自然のグラフィックデータは毎年度末に更新しており、1 / 800 の地球市民号のパソコンデータを更新している。

収入面からの分析

開設の平成 12 年度以降平成 20 年度までの入場者と収入の状況は、以下のとおりである。

年 度	入場者数(人)	内有料者(人)	収 入(千円)
H12	68,566	19,729	5,242
H13	46,972	13,421	3,582,
H14	45,906	9,618	2,669,
H15	48,216	8,119	2,313
H16	46,414	7,636	2,189
H17	45,631	6,893	1,954
H18	49,430	6,123	1,770
H19	53,275	5,865	1,682
H20	51,322	5,677	1,624

(注) 一般 300 円、学生 200 円、中学生以下と 65 歳以上、障害のある方は無料

【意見 29】展示施設の入場料の無料化と展示品の更新・説明の工夫が必要

入場者数は、開設の平成 12 年度が多かったことを除いてそれほど変動していないが、有料入場者数は減少傾向にある。このことは、有料となる 16 歳以上 65 歳未満の入場者が減少していることを意味している。埼玉県環境科学国際センターでは、小中学生をターゲットに入場者を呼び掛け、環境問題に関心を持ってもらおうとしていることもこの一因にあるが、埼玉県環境科学国際センターの設置目的である、「環境の保全及び創造について学習する機会を設けることにより、県民の環境の保全及び創造に関する活動の促進を図り、もつて環境への負荷の少ない地域社会の実現及び環境面での国際貢献に資する」ことに照らして、現状のままで良いのであろうか。かような入場料収入であれば、環境問題の啓蒙を兼ねて、いっそ無料化してはどうであろうか。そうすれば、入場料を管理するコストも削減できると考える。

また、環境問題は待ったなしの現実の問題となっているのが現状であり、大人こそ大いに関心を持っていただくことが重要なことではなかろうか。埼玉県環境科学国際センターには、環境科学のための試験研究施設も併設されている。研究施設の研究成果も展示に生かし、研究者の説明も取り入れるなど、多くの県民が環境問題に関心を持つようにしていくことが必要なことであり、また、予算が少ない中で、時代に合った展示物の更新も必要と考える。現在、展示施設は、地球温暖化対策に重点を置いた展示のリニューアルを行っているが、このリニューアルでは、子どものみならず、大人をはじめとす

多くの県民が、環境への関心を高めるような展示内容となることを期待する。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

基本計画では、「環境に配慮した施設づくり」を明記しているが、視察した印象を記す。施設は環境建築賞を受賞していると説明を受けたが、景観を優先するあまり、外観からして窓ガラスが多い施設となっている。普通のビルでは見られないような廊下に冷暖房機器の吹き出し口が一定間隔で設置され、見た目にも冷房費が嵩む構造となっている。夏の時期は、廊下はかなりの温度となるが、施設の運用に当たっては、極力、冷暖房費を節約することを心掛けているとの説明であった。それでも、以下のような水道光熱費がかかっている。

(単位：千円)

H20 年度	金額
電気料	30,601
水道料	929
ガス代	40
灯油代	5,737
合計	37,309

千円未満切捨てのため、合計金額は必ずしも一致しない。

試験施設は南側に面して設置されていたが、監査した時期が夏のこともあろうか、多くの部屋の窓にブラインドが下ろされていた。研究対象の物的安定性を考えるのであれば、日光がささない部屋の設置が望ましいのではなかろうか。

また、施設の外側に梁が出されていたが、それをどのように活用するのか疑問であり、建設コストを上乗せしている印象を受ける。

建物を視察した印象からは、光熱費、資材費が建物設計に当たり、どのように考慮されたのか疑問が残った。

次に、生態園が隣接されていたが、元々は田圃の所に植林し、エコロジも立てている。元々が雑木林であって、生態系を維持するために生態園としたのであれば、理解できるが、なぜわざわざ、田圃をこのような形にする必然性があったのであろうか。試験研究対象を生態系領域へと拡大する目標があるといえ、人造物であって、県民が自然と触れ合うのであれば、県には北本市に埼玉県自然学習センターと北本自然観察公園があり、所管も同じ環境部であるので、施設の一体性を考えての運営ができるはずである。

【意見 30】建物の新築・改築に当たっては、コスト削減と省エネに配慮していくべき

建物には、予算の範囲内で建築するのはむろんのこと、機能的要素に加えて美的要素も必要であることは理解できるが、埼玉県環境科学国際センターは環境への学習機会を提供

することを目的とする施設であって、基本計画においても「環境に配慮した施設づくり」を標榜している。そうであるならば、理念どおりの省エネ志向で、環境に優しいモデル施設とし、建物自体を教材とする設計思想を持つべきでなかったかとの思いがある。また、設計段階において、建設コスト及び建設後の維持管理コストの削減、施設の必然性を慎重に検討されて然るべきとの思いもある。

今後、施設の新設・改築に当たっては、かかる視点を従前以上に設計思想に取り入れ設計を行い、コスト削減と省エネに配慮した政策理念の実現を図っていただきたい。

修繕面から

埼玉県環境科学国際センター開設以来以下の修繕を行っている。

- A) 大気モニタリング室・中央監視室無停電電源装置修繕 1,554 千円
- B) 実験室及び化学管理区域排水処理設備沈殿槽交換修繕 3,097 千円
- C) 実験室及び化学管理区域排水処理設備原水ポンプ、配管交換修繕 1,522 千円
- D) 自動制御設備改修工事 2,363 千円
- E) 研究棟防水改修工事 5,244 千円
- F) 熱源制御用インバーター交換修繕 1,365 千円

また、施設設立以来以下の設備の使用が中止となっている。

- G) 風力発電設備 平成 17 年度の包括外部監査報告では、1,050 万円を投じて風力発電設備を設置したが平成 16 年度は電力料金換算額が 2 千円程度で、「投資効果は非常に低い」と指摘され、環境への貢献だけでなく経済的な観点からも設備の設置を検討するよう求められ、検討の結果、平成 18 年度からは運転を停止することにした。

- H) 展示棟横の池に設置されている水景設備(滝及びもや状の噴水を発生させる装置) 水景設備の水は循環させて、繰り返し使用している。そのため、レジオネラ菌が発生する可能性があり、水景設備の滝の飛沫を吸い込んでレジオネラ菌に感染し健康を害する恐れがあるため、平成 18 年度から使用を中止した。

【意見 31】埼玉県環境科学国際センターにおける設備の設置の考え方について

埼玉県環境科学国際センター整備にかかる基本計画では、「環境に配慮した施設づくり」として、太陽光発電装置、太陽熱集熱装置等のソーラー設備や雨水利用システムなどの設備の設置や、リサイクル製品を建設資材として使用することが掲げられている。

施設が開設後に使用中止となっている上記の 2 件の設備については、設置当時は環境に配慮したものだと思われるが、結果として、施設の目的である環境をアピールするために設置した設備機器が遊休となってしまった。

計画段階において十分に設備機器の評価が行われなかった結果生じたものと思われるので、今後の設備の設置の際には、この点を十分留意して行われたい。

) 施設の在り方について

埼玉県環境科学国際センター設立以来、約 10 年が経過した。その間に環境科学は著しく進歩し、世間の環境に対する関心もかなり高まり、意識変化も生じてきていると考える。展示施設が扱う環境問題は、今日にとっては環境問題の基礎となるべくものであり、その内容の古さは隠せないものとなっている。環境問題の基礎を理解するには、役に立つと言えるが、それらは一度学習すれば理解できるものであるので、リピーターになり得ない。今後大幅に展示の内容を入れ替えるなどして常に最新の環境科学を提供するなどの抜本的な対策を講じないと施設としての存在意義を失うと考える。

また、併設されている研究施設と展示施設は同じ敷地内にあるにも関わらず、連携関係がほとんどない。研究施設と展示施設は完全に分離され、それぞれが独立して運営されている。一般の展示施設の入場者には、研究施設が併設されているとは一見わからないと思われる。研究施設というと、研究内容が難しく理解し難いという一般的な傾向から県民には馴染みが薄く、その研究テーマなどは知る由もない。そこで、研究施設での研究テーマのフィードバック会場として、展示施設を利用し期間限定の展示などを行うなどすれば、研究施設のアピールにもなるし、もっと身近に環境問題を県民に理解させることができるのではないかと考える。施設の今後の在り方について、早急に検討することが望ましいと考える。

6 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園（環境部 自然環境課）

(1) 施設の概要

) 所在地 北本市荒井 5 - 200

) 開設目的

埼玉県自然学習センターは、北本自然観察公園（位置：北本市石戸宿地内、計画面積：32.9ha）の中心施設として設置するもので、県民の自然保護や自然観察の学習の場とすると共に、埼玉の自然に関する情報の収集・提供や自然学習における指導的役割を担う人材を養成する場として整備し、自然保護思想の普及啓発を図る拠点とすることを目的に設立された。

) 開設年月

平成 4 年 7 月 1 日

) 規模

埼玉県自然学習センターは、RC2 階建てで、敷地面積 3,348.3 m²（建物延べ面積 1,320.8 m²）である。また、北本自然観察公園の計画面積は約 329,000 m²である。

) 建築費

a) 埼玉県自然学習センター

建物等建設費計	551,030 千円
---------	------------

b) 北本自然観察公園

(単位：千円)

用地費	3,429,000
工事費	1,199,000
計	4,628,000

) 管理形態

(財) 埼玉県生態系保護協会 (公募)

) 年間管理料(うち指定管理料)

64,525 千円(平成 20 年度)

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

アンケート結果

施設の管理状況については、概ね良好なアンケート結果を得ている。利用者からの意見・要望については、すぐに対応できる体制を取るよう努力している。特に指摘すべき問題はない。

埼玉県自然学習センターへの利用者推移

年 度	来館者数
H16	75,437 人
H17	82,519 人
H18	79,254 人
H19	92,409 人
H20	81,265 人

) 利用料金について

利用料金の考え方

団体利用：職員、指導員の説明を少しでも受ければ団体利用とされ、料金は無料である。

施設利用：上記以外の場合には、料金表に基づき徴収される。

減免措置

条例第 21 条、規則第 6 条及び協定書第 5 条第 3 項の規定を受け、次のとおり減免制度を設けている。

利用施設の名称	減免区分	減免対象とする利用目的の内容
研修工作室・研究実験室・ 会議室・講義室	免除	国又は地方公共団体が主催又は共催で行う事業で利用する場合
	1/2 免除	国又は地方公共団体が後援する事業で利用する場合
講義室	規定料金の 3 割～7 割	写真展等の連続利用のため部屋を 2 つに仕切った状態で利用する場合
	免除	写真展等の連続利用のため部屋を 2 つに仕切った状態で 4 割以内を利用する場合で、指定管理者と共催又は後援を受けた事業で利用する場合

埼玉県自然学習センターの講義室は、写真展や絵画展などは展示室として連続して利用する場合もあり、部分利用者への配慮から利用面積による割引といった考え方を取り入れ、規定料金の 3 割から 7 割といった料金区分を設定している。

条例と料金表において、根拠と減免の実態を確認した。その結果、減免の手続きは適正に実施されており特に問題はない。

なお、過去 3 年間の減免実績は以下のとおりである。

年 度	講義室	工作室	会議室	件数
H18	62,310 円	28,000 円	18,400 円	129 件
H19	80,150 円	800 円	400 円	92 件
H20	31,640 円	0 円	2,200 円	38 件
計	174,100 円	28,800 円	21,000 円	259 件

なお、平成 18 年 9 月までの利用は、有料化への周知・移行期間としてすべて免除とした。

利用料金の水準

条例と料金表において、根拠と料金設定の実態を確認した。特に問題は発見されなかった。

) 予約手続について

利用許可申請書の平成 20 年度ファイルを閲覧した。3 ヶ月前から受付を開始し、先着順に予約できる。学校には、年度計画策定上柔軟に対応し、期間にかかわらず受け入れているとのことであった。特に不平等な事案は見られなかった。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

公認会計士、大学教授、税理士、利用者代表及び県職員（副部長・課長）から成る環境部指定管理者選定委員会を設置し、第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション等）を行い、指定管理者を選定している。

選考手続については適正に行われていると判断する。

) 委託費

導入前とのコスト比較

指定管理者制度導入前の年間管理運営委託料は 81,037 千円（平成 16 年度実績）に対して、64,525 千円（平成 20 年度実績）と 16,512 千円（約 20.4%）のコスト削減がなされている。

考え方と精算の状況

精算については、精算調書をもとに承認を得て適切に行われていることを確認した。

) 指定管理者の提案事項の実現度

自然観察会等のイベントを実施し、毎回好評を博している。特に、「ヘイケボタル」の観察会は毎年抽選になるほどの人気である。観察会のほか、自然工作教室やオリエンテーリングなど自然に親しむイベントを中心に様々なイベントも実施している。また、人材の育成支援として、子供や教員向けに研修会、特別セミナーなどを活発に行っている。学校が夏休みの間には、開館時間の延長が行われており、指定管理者の提案事項はかなり実現されていると考える。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

指定管理者である（財）埼玉県生態系保護協会は、a)施設利用者数、b)利用料金収入（施設利用料）、c)利用者の動向をまとめて「施設利用状況及び利用料金収入報告書」として埼玉県知事宛てに提出を行っている。

モニタリングの状況

四半期に一度、県の担当者が現地に赴き、施設の管理状況をチェックしている。チェックした内容は「現地モニタリングチェックシート」に記載される。現時点においては、

重大な問題となるような事項は発見されていない。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

主な外部委託先は、(株)M1とM2(株)である。当該施設は、平成18年度より指定管理者制度を採用しているが、主な外部委託先は直営時から変更されず、かつ、随意契約となっている。

しかし、指定管理者協定書において、事前に県に報告して承認を得ていれば問題はないと規定されており、特に協定書に反するものではない。

また、実質的に考えても、当該施設の性質を考慮すると、年度ごとに大きく業務内容が変化するものではなく、しかも、ノウハウが蓄積されているため随意契約においてコスト削減が図られていると考える。

委託費の積算については、上記2社とも業務毎の金額見積りを入手しており、特に問題はない。直営時から比較すると、約2~3割の委託費の削減が行われている。

委託費の精算状況

当該施設においては、委託費の精算は発生しない。実質的に、予算作成時において、委託費の金額を決定しており、特に問題はない。

【意見32】類似した施設の職員にも研修機会を拡大し、施設の活性化を図ること

埼玉県自然学習センターは、自然に関する教員研修を行っている。この業務を「生涯学習文化財課」所管の「げんきプラザ」等の、自然に深く係る施設の職員等にも同様の研修等を行うといった施設間連携を図ることによって、より埼玉県自然学習センターの活性化が実現するのではないかと考える。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

個人情報の保護については、指定管理者である(財)埼玉県生態系保護協会は、「埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)第59条の規定に基づき、埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理業務の実施に係る個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な事項を、「埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理業務の実施に係る個人情報保護規程」に定めて実施している。

さらに、指定管理業務を行うにあたり、県との間で締結した基本協定書の中でも、別記「個人情報取扱特記事項」の中で、指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報の取り扱いについて定められ、指定管理者はこれに従って個人情報保護に努めている。

クレーム対応

クレームに対しては、「クレーム対応マニュアル」を定めて（平成 21 年 8 月制定）対応に努めている。

なお、実際に発生したクレームは、「苦情・意見に関する対応事例」と題したファイルに綴られており、平成 20 年 4 月以降では往査時（平成 21 年 9 月）には、6 件の事例が記載されている。

以上の調査を踏まえて、次に記載する対応が必要である。

【意見 33】クレーム対応マニュアルの改良が必要

「クレーム対応マニュアル」は、主にクレーム発生時の職員の対応の仕方などを定めたもので、具体的に考えられるトラブル発生時の対処の仕方、解決方法、報告方法などを定めたものではない。

また、「苦情・意見に関する対応事例」には、クレームの事実と対応結果のみを記載したもので、クレームの発生 対応 報告の過程と解決の過程・結果を記載した台帳になっていない。

「クレーム対応マニュアル」には、クレーム発生時の詳細な対応の仕方、報告順路等を定め、トラブルの発生を未然に防ぎ、また万が一トラブルが生じた場合の解決方法を詳細に定めておくべきである。

さらに、クレームについては、台帳に発生した事実、対応、報告過程、解決結果等を詳細に記載し留めておくことにより、クレーム対応に対する責任の所在が明らかになるとともに、今後のトラブルの発生防止、速やかな解決の糧になるようしておくべきである。

なお、担当課からは、台帳の様式を上記の視点から様式を変更したこと、多く寄せられる苦情・意見に関する対応事例集を作成した旨の報告を受けている。

安全管理

安全管理に関しては、「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター 危機管理マニュアル」（平成 21 年 4 月 1 日制定）を定めて対応に努めている。

上記マニュアルでは、安全管理上考えうる危機を、埼玉県自然学習センター内の事故、公園内における事故、自然災害等の 3 つに分けて、発生防止の方法、対応の仕方について詳細な規定を定めている。

また、災害発生時の連絡及び対応の体制として、指定管理者内においては、「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園に係る災害等事故発生時における連絡・対応体制」を、埼玉県自然学習センター閉館時の緊急事態に備えて「埼玉県自然学習センターの閉館時間帯における緊急事態発生時の連絡・対応体制」を定めて緊急時に備えている。

さらに、災害時における緊急連絡網についても、「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園に係る災害時における緊急連絡網」を整備して、外部の公的機関との連絡及び勤務時間外における指定管理者内の連絡に備えている。

安全管理に関するマニュアルはかなり詳細に定められており、また緊急時の対応体制

も整えられている。今後はこれに沿った訓練等を重ね、安全管理に努めていただきたい。

）財務管理

帳簿管理の状況

会計システムは、公益会計システム（（株）M3 製作）を使用しており、指定管理事業については特別会計を設けて区分経理している。

出納管理の状況

現金残高としては、小口現金として 15,000 円を持っている。収入としては会議室等の利用料金が 1 週間に 1～2 千円程度、他にポストカード売り上げがあり、支出としてはイベント等の開催のために支払われた少額の経費の支払いがある。精算は 1 週間に一度（財）埼玉県生態系保護協会の大宮事務所（本部）で行われている。

備品管理の状況

備品台帳に 1 点当たり金額 2 万円以上の備品を記載して管理している。往査時点において、備品台帳には 156 アイテムが記載され、購入金額の合計は 21,443,962 円となっている。

現物確認は、モニタリング時にサンプル抽出により自然環境課の担当者が現物確認している。

【指摘 14】備品の管理を実態に即して強化すること

備品の現物確認は、モニタリング時にサンプル抽出により自然環境課の担当者が現物確認しているようであるが、機能的に使用可能か否かの観点でのチェックは不十分であるように思える。備品はあれば良いというわけではない。使えての備品、百歩譲っても使う可能性がなければ不良品である。機能的に使用可能であるかとの観点から、現物の使用可能性を検証の観点に加える必要があると考える。

【意見 34】図書の管理を棚卸するなどして再度見直しすること

図書の管理についても一覧表を作成しているが、備考欄に記載されている本の冊数より現物の図書数が多くなっている。また、所有図書の一覧表も作成されているが、全ての所有図書を網羅しているかといえ、不完全な状態となっている。貸出状態にある図書も含めて現在ある書籍はすべて棚卸を行い、台帳の整備を行うべきである。

）自主事業について

自主事業については、主なものとして ポストカード販売事業及び 双眼鏡の販売事業がある。ポストカード及び双眼鏡のいずれも適切な在庫管理が行われておらず、双眼鏡については、棚卸の在庫の数量に相違があった。

) NPO 法人等との協調体制

ボランティアとNPOを受け入れる仕組みがあるかどうかについては、埼玉県自然学習センターには「ボランティア登録制度」が存在する。ボランティア登録制度は、平成18年4月1日より実施している。この制度は、埼玉県自然学習センターのホームページ上にて掲載し、また埼玉県自然学習センター内の案内ポスターによってアナウンスしている。ボランティア登録とボランティアの参加手続は以下のようになっている。

ボランティア登録用紙の作成（ホームページと事務所受付にて登録）

制限：中学生以下は保護者の同意が必要

実績：個人のみ（NPOの登録は無い）

登録用紙の受領＝登録

ボランティア登録のファイルがあり、ここに登録用紙を綴ることによって登録は終了する。原則は、4月1日から3月31日までの1年間であるが、本人がボランティア登録の解除を希望しない限り自動的に更新される。解除は、電話又はメールなどによる（特に特定のフォームはない）。

登録者にイベントメニューの発送

登録者には、毎月イベントメニューを発送して、イベント参加を募集する。「埼玉県自然学習センター ボランティア登録継続のお願い」を年度末に送付し、次年度の継続を依頼する。

（参考）

「埼玉県自然学習センター 200X年X月ボランティアのご案内」(例) 毎月の参加案内

イベントメニューの内容は大きく以下のようになっている。

- ・イベントのサブリーダー
- ・園内管理作業（人力で行う作業）・・・月2回程度
- ・生態調査など
- ・ニュースレター（月刊）の発送

ボランティアからのイベント参加の電話、ファックス、メールによる返信を行う。

ボランティアメニュー参加者表の作成（毎月作成）・・・予定及び実績日時、イベント、参加者、参加人数、月次延べ人数の集計を行う。

なお、ボランティアイベントについては、参加者数を確定する。これは、イベント毎に、業務保険に加入するためである。つまり、ボランティア参加者に対しては、イベントの事

故等に対応するため、センターにおいてイベント毎に保険に加入している。なお、過去に大きな事故等の発生は無い。

(参考)

イベント等に関する保険の内容は以下のとおりである。

公園管理作業のボランティアに関しては、環境保全作業者 10 人までを補償する包括傷害保険を掛けている(平成 20 年度年間保険料 174,800 円)。これに加えて、イベント保険として、参加者 1 日 1 人あたり保険料 20 円または 30 円の普通傷害保険をイベント毎に掛けている(1 日 1 人あたり保険料 20 円の場合の保険金: 死亡・後遺障害 3,300 千円、入院日額 2,700 円、通院保険日額 1,800 円。同じく保険料 30 円の場合の保険金: 死亡・後遺障害 5,300 千円、入院日額 3,300 円、通院保険日額 2,200 円。)いずれも、東京海上日動・東京海上日動あんしん生命の保険。

平成 21 年 7 月末現在、ボランティア登録者は、106 名である。過去 3 年間のボランティアとの協働事業の実績は以下のとおりであり、センターの活動の多くがボランティアによって支えられていることが分かる。言い換えると、センターの事業においては、ボランティアの活発な活動の実績があり、ボランティアを受け入れる仕組みが有効に機能していることが確認できる。

(ボランティア協働事業実施状況)

(単位: 回、人)

活動分類	H18 年度		H19 年度		H20 年度		主な内容
	のべ実施回数	のべ参加者数	のべ実施回数	のべ参加者数	のべ実施回数	のべ参加者数	
イベントのサブリーダー	105	187	165	305	172	305	定例自然観察会、野遊び教室、手作り実験教室など
公園管理作業	17	135	31	180	37	266	外来種除去、森林整備、竹林整備、園路補修、希少種のための草刈など
生きもの調査	9	54	8	42	10	54	アカガエル卵塊数調査など
その他	4	22	6	30	6	29	ニュースレター発送作業など

公園管理作業をボランティアと協働することにより、園内管理の再委託契約の契約料を

引き下げるという効果も期待している。ちなみに平成 20 年度の園内管理業務委託の委託料（花園グリーンサービス）は、6,013 千円となっている。

）執務体制と執務管理の状況

契約職員

受付担当は、非常勤職員で、月に 15 日前後出勤している。勤務時間は 8 時 45 分から 17 時 30 分までとなっている。そのうち、1 名は県の直営時代より、他の 1 名は指定管理者になってから契約している。

自然解説担当も、非常勤職員で、月に 20 日前後出勤している。勤務時間は、8 時 45 分から 17 時 30 分までとなっており、2 名～8 名契約している。

契約者は、健康保険、雇用保険に加入している。

事務局職員

7 月 20 日から 8 月末まで無休、その他の月は月曜休館なので月曜日が休日となっている。夏休みを連続して 6 日間取得することは可能である。

配置表をみたところ、執務管理は適正に行われている。

【指摘 15】指導員の契約及び人事管理の改善について

指導員の雇用形態は、1 年契約であるが、口頭によるのみで雇用契約書を取り交わしていない。雇用契約書を取り交わす必要がある。

この口頭による契約内容は、月 20 日勤務で年間 240 日勤務としており、年度末で集計して年間 240 日超過分については 3 月分給料と共に支給している。この雇用契約は、実態としては継続雇用形態であるため労働基準法 39 条に基づき有給休暇を指導員に付与しなければならないが、現状では行われていない。所定の労働日数に応じて年次有給休暇を比例して付す必要がある。

【意見 35】勤務データの内部確認の徹底

当該施設の勤務と指定管理者である（財）埼玉県生態系保護協会の大宮本部における勤務との兼務の場合は、勤務日数にもとづいて計算している。平成 20 年度上期において 1 名につき、出勤簿上の出勤日数 21 日と当該施設への振替計算上の日数 24 日と 3 日の差があることが判明した。

このような誤りが生じる原因は、口頭のみでその日の勤務先を伝えるだけで書類を作成して管理していないからである。勤務報告書等を作成し、勤務場所や勤務時間を管理することが望ましい。担当課からは、単純な記載ミスであり、指摘に従い、改善済みであるとの報告があった。

（ 5 ）展示物について

1 階展示ホールには、日常的に公園内の最新の自然情報を提供するホワイトボード（北

本自然観察公園生き物マップ)の他、動物の剥製、昆虫の標本などの生物に関する展示がある。また、季節ごとに変わる企画展(ミニ展示)を随時行っている。企画展は自然や環境問題にかかるテーマのものが中心である。

その他の施設としてネイチャーQ&A シアターを常設し、クイズ形式で自然の大切さを学ぶことができる映像の提供を行っている。

【意見 36】展示品の適時な更新が必要

手作りの企画展示など努力しているが、常設の展示については、開設当初から大幅な変更はない。そのため、シアターの上映内容など旧くなっているものがある。定期的な内容を入れ替え、新しいものを提供するなどして、利用者に魅力ある展示となるよう計画的に予算措置するなどして展示の更新をしていくべきである。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

埼玉県自然学習センターに 548,496 千円、北本自然観察公園に 4,628,000 千円の費用をかけて施設は建設されている。また、年間の管理費として、指定管理者に 64,275 千円(平成 21 年度)の委託料を支払っている。

修繕面から

平成 20 年 6 月 17 日及び平成 20 年 9 月 10 日に行われた県によるモニタリングチェックにおいて、天井に雨漏り跡があることが確認されている。これは、埼玉県自然学習センターの屋根の形状が特殊なために横なぐりの雨に対して弱くなっていることが原因となっている。

また、公園については、自然の流水を利用した池を設けているため、上流から流れ込む土砂を定期的に除去する必要があり、池の浚渫工事を今年度実施している。(契約金額 8,085 千円)

【意見 37】建物構造上の課題等を踏まえ、適切なメンテナンスを図る必要がある。

建物について雨漏りの跡が残ることは、建物の構造上の欠点があったのではないかと疑問が残る。今後建物の老朽化が進んだときに、天井部分を含めて他に劣化の影響が出てくることが懸念される。天井部分の修繕が生じるおそれが高いことを意識しておく必要がある。デザインを優先するあまり、雨漏り修繕等の事後費用が発生する建物となってしまったことは残念である。

今後、計画的に適切なメンテナンスに努め、良好な管理を維持してほしい。

) 施設の在り方について

埼玉県民が、野鳥、植物、昆虫などの生態系を介して、自然の営みを知ることは有意義なことである。自然観察公園を視察した印象では良い施設であると思えた。

この施設は、県南中央部にあって、優れて豊かな自然環境を保全するとともに、県民がそうした自然とふれあい、学ぶことのできる場となっている。

せっかくのこうした施設をさらに県民にアピールし、さらに施設の利用を促進することが必要である。

このため、一層のPRに努めるとともに、埼玉県自然学習センターに行かなければ学べないメニューなどをさらに充実していくことが必要と考える。

7 埼玉県立嵐山郷（福祉部 社会福祉課）

（1）施設の概要

）所在地 比企郡嵐山町大字古里字茨原 1848 番地

）開設目的

知的障害児・障害者支援施設・重症心身障害児施設

- ・知的障害のある児童・18 歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その支援に必要なサービスの提供を行う。
- ・重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の支援を行う。
- ・全身麻酔等が必要なため地域の歯科診療所で対応が困難な重度障害者等に対する歯科診療所を開設。

）開設年月

昭和 51 年 4 月 1 日

）規模

敷地面積 201,254.13 m²

建物面積 30,691.82 m² 鉄筋コンクリート造

知的障害児施設 定員 25 人

障害者支援施設 定員 329 人

重症心身障害児施設 定員 60 人

保育所 定員 45 人

ケアホーム 定員 11 人

）建築費

昭和 48 年度から 53 年度までの整備費 5,474,810 千円

）管理形態

指定管理制度を採用し、平成 18 年度より、指定管理者として随意指定された（社福）埼玉県社会福祉事業団が管理運営を行っている。なお、設立当初から、同社会福祉法人が管理運営を行ってきた。

）年間指定管理料

（単位：千円）

年 度	委託料
H17	1,376,089
H18	1,369,239
H19	1,279,754
H20	934,674
H21	969,391

（ 2 ）施設利用に関して

）利用者の状況

年度末在所者数の推移

（単位：人）

施設種別	定員	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
知的障害児施設	25	25	24	25	25	25
障害者支援施設	329	325	326	328	326	327
重症心身障害児施設	60	59	59	58	57	59
計	414	409	409	411	408	411

当該施設は、平成 18 年度まで、「知的障害者更正施設」の名称で呼ばれていた。

アンケート結果

アンケート調査としては、利用者の満足度調査として実施している。そのために「施設支援の満足度調査実施要領」を定めている。その内容を要約すると、以下のとおりである。

この調査は、施設の利用者本人または代理人（本人の成年後見人、家族等）を対象とし、調査管理者は、各寮のサービス管理者である。

調査の実施時期は、毎年 1 回以上、個別支援計画策定期間に合わせて実施し、調査結果を個別支援計画に反映させている。

調査は、所定の調査用紙を用いて行われ、ケース担当職員が調査対象利用者と個別に面談して聞き取りを行う。ただし、面談が難しい利用者については、本人の立会いのもと代理者が回答する。また代理者が面談に参加できない場合は、ケース担当職員以外の職員が

同席して行う。

) 利用料金について
差額料金制

事業	料金内容
(A) 指定障害者 支援施設	<p>(1)厚生労働大臣が定める基準により算定した介護給付費及び利用者負担額</p> <p>施設障害福祉サービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める基準により算定した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となる。施設が介護給付費を直接市町村から法定代理受領する場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の 1 割（定率負担額）を利用者が支払う（定率負担額等の軽減が適用される場合を除く）。</p> <p>(2)介護給付費対象外サービス内容と料金</p> <p>1)生活介護</p> <p>a)食費（食材費、人件費及び光熱水費）・・・昼食 1日 470 円</p> <p>b)創作的活動に係る材料費・・・実費相当額</p> <p>c)日用品費・・・実費相当額</p> <p>d)利用者の便益を向上させる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移送・付き添いサービス・・・1 時間、職員 1 人 900 円 ・施設外事務手続き及び買い物代行サービス・・・1 回 300 円 ・施設内事務手続き・・・1 回 150 円 ・コピーサービス・・・1 枚 10 円 ・理美容代・・・実費相当額 <p>2)施設入所支援</p> <p>a)食費（食材費、人件費及び光熱水費）・・・1 日 840 円（但し、土日は 1 日 1,310 円）</p> <p>b)光熱水費・・・1 日 480 円</p> <p>c)被服費・・・実費相当額</p> <p>d)日用品費・・・実費相当額</p> <p>e)利用者の便益を向上させる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理サービス・・・1 ヶ月 600 円
(B) 指定重症心 身障害児施設	<p>(1) 厚生労働大臣が定める基準により算定した障害児施設給付費及び利用者負担額</p> <p>障害児施設給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める基準により算定した額）のうち 9 割が障害児</p>

	<p>施設給付費の給付対象となる。施設が障害児施設給付費を都道府県から代理受領する場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割（定率負担額）を利用者が支払う（定率負担額等の軽減が適用される場合を除く）。</p> <p>(2)障害児施設医療費 障害児施設医療費による医療サービスを提供した際は、医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額）のうち9割が障害児施設医療費（食事療養を除く）の給付対象となる。施設が障害児施設医療費を都道府県から代理受領する場合、利用者負担分として医療費の1割（定率負担額）を利用者が支払う（医療費の軽減等が適用される場合を除く）。</p> <p>(3)食費 食事を提供した際は、健康保険の食事療養に係る標準負担額を利用者負担分として施設に支払う。 市町村民税課税世帯 1食 260円 市町村民税非課税世帯 1食 160円</p>
(C) 指定短期入所事業	<p>(1)(A) 指定障害者支援施設の(1)又は(B) 指定重症心身障害児施設の(1)及び(2)</p> <p>(2)特定費用 (2-1)知的障害児者 a) 食費（食材料費・人件費・光熱水費（居住）1日 1,310円 b) 光熱水費（居住）1日 480円 c) 日用品費・・・実費相当額 (2-2)重症心身障害児者 a)食費（食材料費・人件費・光熱水費（居住）1日 1,450円 b)特殊な食事提供の場合 実費相当額 c)光熱水費（居住）1日 450円 d)日用品費・・・実費相当額</p> <p>(3) 利用者の便益を向上させる費用 ・移送・付き添いサービス・・・1時間、職員1人 900円 ・施設外事務手続き及び買い物代行サービス・・・1回 300円 ・施設内事務手続き・・・1回 150円 ・金銭管理サービス・・・1日 20円</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・コピーサービス・・・1枚 10円 ・理美容代・・・実費相当額
--	--

【意見 38】 金銭管理サービスの料金の見直しを考えること

金銭管理サービスの料金が、1ヵ月 600円、1日 20円という価格で行われている。個人の財産を管理する料金としては、その責任に比べ、かなり安いと考える。金銭管理サービスの料金は見直すことが必要ではないか。

減免措置

上記のように、介護給付費、障害児施設給付費等は厚生労働大臣が定める障害区分認定に基づき、国、県、市町村が料金の助成を行っており、個人負担は1割である。特定費用及び利用者の便益を向上させる費用も定額か実費相当額を負担することになる。従って、減免措置は存在しない。

）予約手続について

予約は基本的には行われていないが、短期入所に対して利用予約を行う場合がある。入所の可否決定の手順は、以下のとおりである。

- ・知的障害児施設及び重度心身障害児施設については、児童相談所に申し込み、県リハビリセンターの入所調整会議を経て入所希望者名簿が施設に送付される。
- ・障害者支援施設については、県内の福祉事務所で申し込み、県リハビリセンターの入所調整会議を経て入所希望者名簿が施設に送付される。
- ・送付された名簿を基に、入所判定会議で入所の可否が決定されることになる。

公平性の観点で、特に問題は見当たらない。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

）選考手続について

指定管理者選考関係資料を閲覧したところ、選考手続に関して特に問題は見当たらなかった。

随意指定とした理由は以下のとおりである。

- ・下記のような施設の特異性等から、選定当時管理委託していた団体に継続的に管理を行わせることが県民サービス上適切と考えられた。

第一に、入所者は、重度・最重度・重複障害・強度行動障害の知的障害者が9割を越える状況であり、他の民間施設では受入が困難な障害者を多数受け入れている。そのため、経験・専門性に基ついた適切な処遇技術、継続・安定したサービスの提供が必要である。

第二に、入所者への適切なサービス提供のためには、利用者個人の継続的な情報(障

- 害状況の変化、ニーズの変化)を蓄積することが不可欠である。
- 第三に、障害者の歯科診療に対する深い造詣と経験が求められる。
- ・個人情報保護に特に配慮が必要とされること。

【意見 39】指定管理制度になじむ施設であるのか疑問

非常に特殊な業務であるため、当時の委託業者がそのまま指定管理者となった理由は十分納得できる。民間の創意工夫とコスト削減努力が発揮されるのを期待するよりも、経験・専門性に基づいた適切な処遇技術、継続・安定したサービスの提供が不可欠な施設である。

指定管理制度にはそぐわない施設とも考えられ、検討が必要である。

) 委託費

導入前とのコスト比較

平成 17 年度と 21 年度を比較すると、人員削減による人件費の減少と、指定管理者の収入となる利用料収入が増加したことにより、委託費は約 4 割減少している。

) 指定管理者の提案事項の実現度

事業計画書、事業報告書と、年 4 回のモニタリングにより実現状況を評価している。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

以下の事項につき、指定管理者は県に報告をしなければならない。

- ・施設の利用状況について、前月の状況を翌月 10 日までに報告。
- ・毎年度終了後、1 ヶ月以内に事業報告書を作成して提出。
- ・埼玉県立嵐山郷の効率的な管理及びサービス向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、自己評価を実施して、毎年度提出。

報告は、規定どおりに行われていた。

モニタリングの状況

年 4 回の県によるモニタリングが行われている。モニタリング実施結果書類を閲覧したが、特に問題は見当たらなかった。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

指定管理業務の再委託については、あらかじめ県の承認を得なければならない。

承認願いと承認通知書を閲覧したが、特に問題はなかった。

ただ、委託契約書には、受託業者が受託業務を遂行できなくなった場合に代わって業務を行うとする保証人の記載があるが、保証人となった業者については資格等の調査がされ

ていなかった。

【意見 40】保証人の業務遂行能力を確認するプロセスを加えること

保証人に、受託業者と同等の業務遂行能力があることを確認すべきである。監査の過程で事後的に確認したところ、全ての契約について、保証人が、県の「物品等競争入札参加資格者名簿」に登載されていることが判明した。今後契約時に調査確認するようプロセスを変更したとのことであるので、徹底されたい。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

個人情報については、概ね「埼玉県個人情報保護条例」(平成 16 年 12 月 21 日条例 65 号)に則って保護が図られている。そしてこの条例を実施するために、指定管理者である(社福)埼玉県社会福祉事業団は、「個人情報保護規程」を設けている。

特に、上記条例に基づく業務従事者からの誓約書の提出については、厳格に実施するよう努めている。

クレーム対応

クレーム対応としては、指定管理者である(社福)埼玉県社会福祉事業団は「埼玉県社会福祉事業団苦情解決実施要領」を定め、さらに「苦情解決実施要領」の運用について」を発して、適切な対応に努めている。

即ち、その要領は「利用者、地域住民等からの苦情の適切な対応を図るための仕組みを整備し、利用者がサービスを適切に利用できるよう支援するとともに、利用者の権利を擁護することにより、利用者本位の福祉サービスの提供と福祉サービスの質の向上を図ること」を目的としている。

そして苦情解決のための体制としては、施設長(センター長)が苦情解決責任者となり、その者が苦情受付担当者を任命する。また、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業団に理事長が任命した 2 名以上の第三者委員を置くことになっている。

具体的には、「苦情解決制度・皆さんの声をお聞きします」というポスターを掲示し、「ご意見記入用紙」を管理事務所等に備え付けて、運用を図っている。また、毎月 1 回、保護者理事会と各寮・棟保護者会を開催し、さらに年 1 回の保護者会総会、保護者との懇談会を通じて保護者からの、苦情、要望の吸い上げに努めている。

安全管理

指定管理者である(社福)埼玉県社会福祉事業団では、事業団における「危機管理の基本を定め、危機の回避及び危機発生時における迅速な初動体制の確立と総合的かつ的確な対応の実施により、利用者の生命、身体の保護並びに事業団の安定的経営を確保することを目的」として、「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」を定めている。

その主な内容は以下のとおりである。

対象とする危機の範囲を「利用者の生命、身体並びに事業団の経営を脅かす事態」とし、これらについての危機意識を常に持つとともに発生予防に努め、発生時には予断をもって安易に経験則に頼ることなく、事実を真摯に受け止め、適切な対応に努める。

各施設における危機管理体制については、各施設で対応可能なレベルの危機発生又は予防にあたっては、施設内における危機管理対応マニュアル等に基づいて対処する。

また、各施設においては施設長（嵐山郷ではセンター長）が、責任者となり、危機管理担当者を任命する。

【意見 41】危機管理対応マニュアルの周知を徹底すること

危機の発生予防、情報連絡網の整備及び報告、文書による報告及び再発防止（是正）策、訓練の実施、（社福）埼玉県社会福祉事業団危機管理対策本部の設置、危機発生時の対応について、事業団としての定めがある。

埼玉県立嵐山郷における独自の危機管理対応マニュアルは、事案ごとに作成されているが、現地調査時の印象では、全員に周知されていないように思える。マニュアルが適時かつ有効に活用されるよう徹底されたい。

）財務管理

帳簿管理の状況

（社福）埼玉県社会福祉事業団会計規程第 10 条（会計帳簿）によれば、会計帳簿は、仕訳帳、総勘定元帳、預金（貯金）出納帳、有価証券台帳、金台帳、貯蔵品台帳、貸付金台帳、仮払金台帳、固定資産台帳、預り金台帳、仮受金台帳、借入金台帳、基本金台帳、寄附金台帳、補助金台帳、及び小口現金台帳とされている（第 1 項、別表 2）とし、勘定科目の残高内訳を明らかにするため、必要とする勘定科目について補助簿を備えなければならないと規定されている。

帳簿の整備状況を確認したところ、総勘定元帳他、必要な会計帳簿に関する保管、管理は適正に行われていた。

出納管理の状況

現金出納帳については、特に記載すべきことはない。

（社福）埼玉県社会福祉事業団は、利用者の金銭管理サービスを行っているが、その手順は以下のとおりである。扱う金銭は、利用者所有現金、作業奨励金及び年金払戻金である。

A)入金の流れ

a.現金預かり・・・現金出納簿に記入・金庫保管

b.預かり証の記入・・・正：寮保管、副：家族（郵送・振込送金の場合も記入）

c.預かり証、収入証明書を預り証綴りに貼付。所持金管理出納簿は預かり日で入力。年

金管理出納簿は払い戻し日で入力。

d.郵便局の口座へ入金、又は金庫保管

B)払い戻し、入金の手続き

- a.郵便局手続き・・・水曜日に入金伝票と払戻請求書への記入をケース担当職員が行い、金銭担当職員が、払い戻した現金と通帳とを合わせる。その後、寮長又は金銭担当が払い戻した現金を事業推進部に持っていき、押印等を行い所定の袋に入れる。
- b.年金に関する銀行手続き・・・埼玉りそな銀行は月曜日払い戻し、その他の銀行は随時払い戻しを行ない、偶数月の最終月曜日に記帳する。年金等払い戻し願いの作成をケース担当が行い、通帳とあわせて寮長又は金銭担当が事業推進部担当者に提出する。

C)支出の流れ

- a.外出、買い物、理美容、オムツなどの購入・支払・・・領収書・レシートの受取り、支払い証明書の作成、領収書綴りへ貼付。ジュース代は月末にまとめて支払い、証明書を作成。
- b.現金出納簿への記入、残高確認。所持金管理出納簿入力(以上担当職員が行う)。

D)月締めの手順

- a.ケース担当が現金出納簿の残高と現金を照合する。
- b.帳簿類の確認(所持金管理出納簿、年金管理出納簿、領収書、預かり証) 入力確認。
- c.現金と通帳残高を所持金一覧表に入力する(以上ケース担当職員が行う)。
- d.金銭担当が、全員分の所持金管理出納簿と所持金一覧表、現金の確認をする。

E)監査の手順(監査実施者:金銭担当→寮・棟責任者→部責任者)

4ヵ月ごとに年3回監査(残高の確認、家族等の確認)を行う。

- a.通帳と現金を確認し、所持金管理出納簿を確認後、ケース担当職員が印刷し押印する。
- b.所持金管理出納簿(又は、及び)年金管理出納簿の監査を実施。
- c.家族、後見人等の監査後押印を受ける。
- d.了承済みの分は、ケース担当職員が個人金銭管理ファイルに保管する。

【指摘 16】「嵐山郷預かり金管理要項」については実態に即した改定を行い、「預かり金出納簿」の記帳方法を見直すこと。

「嵐山郷預かり金管理要項」第6条(1)には、現金管理限度は、1か寮(棟)あたり、総額15万円とすると規定されているが、実際は10万円が管理限度額となっている。また、出納事務を規定している第8条において、出納管理は「所持金管理出納簿」又は「年金管理出納簿」(年金預かり者)をもって行うと規定されているが、平成20年4月より「預かり金管理出納簿」によって行われている。管理要項を実態に即して改定することが必要である。

なお、現在、管理限度額と帳簿名の不一致を修正すると共に、新様式を定めるための見直し作業中で、新年度より、施行する予定とのことである。

また、「預かり金管理出納簿」は、入居者の小遣い現金を管理している。収入は、最初の入金と入居者の作業に対する対価の受取分を記帳し、支出は、飲食費や娯楽費、小遣いの支払いを記帳している。しかし、この管理簿は以下の点で管理帳簿としては不十分である。

第一に、この帳簿は、郵便貯金の通帳残高と現金残高の合計額を一括管理しているため、通帳の残高がいくらで、手許現金がいくらということが月中では分からない。月末では、貯金残高と現金残高の内訳を記載することになっているため、月末では把握できるが、月中では各々の残高が分からない。

第二に、この管理帳簿は、郵便貯金の引出し取引（入金及び出金）が記帳されていないため、貯金通帳とその管理帳簿の収支が一致しない。従って、貯金の管理簿と現金の管理簿とを区別して作成すべきであるが、管理簿を増やすことが煩雑であるということであれば、現在の管理簿に貯金からの引き出し取引を記帳するような方法に変更すべきである。なお、現在、出納簿の書式を見直し、データ移行作業を行っており、新年度から、新しい書式の出納簿を使用する予定とのことである。

）自主事業について

一体型指定共同生活介護事業所（ケアホーム）の運営を自主事業として行っている。

施設概要

・設置・運営

（社福）埼玉県社会福祉事業団

・運営方針

事業所は、当該事業を利用する障害者（以下、「入居者」という）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活の支援を適切に行う。

）NPO 法人等との協調体制

県からの受託事業として、療育拠点事業を行っている。平成 20 年度は 7 件の実績で、NPO 法人に所属する音楽療法士のサポートを得て事業を行っている。

委託料は、1 時間半の業務で手取り 15,000 円である。他に交通費相当分として、1,670 円が加算される。支払は、派遣先の音楽療法研究会が指定する口座に、研修費として謝金として、振込を行っている。

特にコメントすべきことは見られなかった。

）執務体制と執務管理の状況

人事について

A) 人事ローテーション

職務ローテーションを行っている。

常勤者は異動を行っているが、非常勤者には適用していない。

契約職員 150 人（当施設で採用し異動はない。利用者への担当制は敷いていない。個別支援計画の作成はしていない。）

内 週 40 時間勤務 97 人

週 30 時間勤務 13 人

週 20 時間勤務 20 人

日額は 8,400 円である。景気が悪いので人が集まるが、将来的には、必要な職員が確保できるか不安要素がある。

B) 勤務状況

勤務実態 夜間勤務の翌日は、公休を充てるなど、休暇取得について工夫している。

有給は 6 日間程度消化 常勤職員 1 月 1 日付与

契約職員 4 月 1 日付与 退職職員も同じ

C) その他

- ・勤務内容が利用者に対する支援が中心であるので、メンタルヘルスを行うことが課題であることは認識している。契約職員では、1 週間で辞めたケースがある。
- ・正確な情報が末端の職員まで届かない傾向があると考えている。
- ・日常業務においては、ヒヤリハットを意識して業務管理を行っている。

【意見 42】職員提案制度の活用促進を図ること

職員提案制度は平成 17 年度より導入されているが、昨年度は提案実績がない。提案へのインセンティブを与えるなど、制度の運用の見直しが必要と考える。

人事評価

平成 15 年度から施行している。

職能評価 年 1 回実施

職能 1 月から 12 月の期間で評価

業績 目標達成度をみる

S 評価 110%、A 評価 105%、B 評価 100%

ただし、対象期間は 4 月から翌年 3 月まで

人材の確保

人材募集は、以下の手段を用いている。

- ・ハローワークを利用している。

- ・福祉人材バンク
- ・折り込み広告

(課題)

- ・医師等の専門スタッフの確保
- ・利用者の重度化への対応
- ・待機待ちへの対応

県リハビリセンター入所調整会議の待機者リストで把握しているところでは、180名が埼玉県立嵐山郷への入所を希望している。このうち、リストに記名がある上位30名については、市(県)福祉事務所から「嵐山郷入所者調書」の送付を受け、「待機者リスト」を作成して入所者判定会議に諮っている。現状ではすぐに入所できないが、短期入所や施設見学の案内を送付するなどして対応している。

国の方針もあって、在宅福祉をすすめている状況下においては、前向きな措置が埼玉県立嵐山郷において行われていると考えるが、施設を視察した印象からすれば、家族等の関係者の負担軽減を図っていくためには、待機者の削減への施策が望まれるところである。

【意見 43】施設の今後の在り方を踏まえて、県と職員について協議を進めること

県は外郭団体を含めて職員定数の管理を厳しく行っているが、埼玉県立嵐山郷に関しても例外ではない。職員が十分充足されているかといえば、例えば勤務歯科医は一人であって、非常勤の歯科医の協力を得て診療に当たっている現状からすれば、決して十分な体制とはいえない。

入所待ちの待機者への対応においては、短期入所での対応を考えているとのことであるが、それには職員の増加も必要となる。

入居者の重度化と職員が高齢者となることでの体力的な問題も考えていく必要がある。どれも職員定数に関わることであるが、将来の施設の在り方と人員配置を考えていく上で、県との協議をより一層進めていくことが必要と考える。

(5) 第三者評価の状況

社会福祉法人としての第三者評価は行っているが、指定管理者としての管理状況についての第三者評価は行っていない。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について
特に問題は見られなかった。

) 施設の在り方について

知的障害児・障害者支援施設・重症心身障害児施設として、非常に重要な役割を持つ施設であり、今後もその機能を高めていただきたい。

8 埼玉県奥武蔵あじさい館（福祉部 高齢者福祉課）

（1）施設の概要

）所在地 飯能市吾野 72

）開設目的

高齢者、障害者及び母子に対し、レクリエーションその他休養のための便宜を供与し、その健康の増進と世代間の交流を図る（埼玉県奥武蔵あじさい館条例第 1 条）。

【機能】

宿泊、食事、日帰り入浴、陶芸教室、健康増進・世代間交流（ダンスパーティーやグランドゴルフ等）

【施設の設立経緯】

県民福祉研修の森（仮称）整備基本方針

（平成 4 年当時の構想段階における県の検討資料より）

（目的）

老人・母子休養施設（仮称）基本構想・基本計画等を踏まえ、高齢者をはじめ多くの県民が、研修やスポーツ・伝承技術等を通してふれあい、心豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

（機能）

- ・世代間交流機能
- ・研修・学習会場提供機能
- ・宿泊機能
- ・その他目的達成に必要な機能

上記の他に、構想段階では施設の機能として、「華道・茶道等の実技会場提供機能」及び「伝統芸能等伝承会場提供機能」を挙げていたが、建設段階では除かれている。

（利用対象者）

目的達成に必要な者とし、主な利用者は次のとおりとする。

- ・高齢者を始め福祉関係者とその家族
- ・福祉等に関する研修、講習などに利用する必要がある者
- ・その他施設の設置目的達成上必要と認められる者

) 設立年月

平成 8 年 4 月 18 日 (開設日)

) 規模

宿泊定員 125 名 (本館 105 名・ログハウス 20 名)

敷地面積 20,102 m²

建物面積 本館 (鉄筋コンクリート造 5,509.77 m²)

ログハウス 3 棟 (木造 計 286.16 m²)

ふれあい工房 (木造平屋建 1 棟 108.72 m²)

あずま屋 (木造 2 棟 48 m²)

屋外棟 (便所・更衣室 1 棟 鉄筋コンクリート造 50.00 m²)

ポンプ室棟 (補強コンクリートブロック造 47.73 m²)

駐輪場 (19.34 m²)

ゲートボール用コート (1,296.00 m²)

駐車場 (1,620.50 m² 普通車 110 台分)

) 建設費 52 億 7,914 万円

(内訳) 建築費 38 億 5,224 万円

用地費 11 億 9 万円

備品費 2 億 2,763 万円

設計費 9,002 万円

地質調査 916 万円

) 管理形態 株式会社グリーンハウス (公募) の指定管理

運営方法

開設～平成 17 年度 (財)いきいき埼玉に業務委託。

平成 18 年度から指定管理者制度に移行

指定管理者: 株式会社グリーンハウス (以下、(株)グリーンハウス)

指定管理期間: 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで(5 年間)

債務負担行為設定 (平成 18 年度から 22 年度まで) 3 億 1,276 万 5 千円

) 年間管理料 (うち指定管理料)

指定管理期間 5 年間の委託料

(単位: 千円)

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合計
63,808	63,364	63,363	61,115	61,115	312,765

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

宿泊利用の状況(本館・ログハウス計)

年 度	宿泊利用者日数 (人) (()内:構成割合(%))						営業日数 (日)	利用率 (%)	稼働率 (%)
	高齢者	母子	障害者(介護者含 む)	その他(幼児含 む)	合計	1日 平均			
16	18,975 (69.5)	301 (1.1)	3,190 (11.7)	4,844 (17.7)	27,310	78.7	347	63.7	95.9
17	20,217 (72.6)	359 (1.3)	2,940 (10.6)	4,326 (15.5)	27,842	81.4	342	64.0	97.5
18	20,218 (73.2)	359 (1.3)	2,880 (10.4)	4,169 (15.1)	27,626	80.5	343	64.7	96.7
19	19,390 (73.0)	384 (1.4)	2,949 (11.1)	3,830 (14.5)	26,553	77.2	344	62.4	94.5
20	19,063 (73.2)	339 (1.3)	2,749 (10.5)	3,882 (15.0)	26,033	75.9	343	61.9	93.5

(注:利用率・稼働率は本館のみ)

休憩利用の状況

年 度	休憩利用者数 (人)(()内:構成割合(%))				営業日数 (日)
	高齢者・障害者等	その他	合計	1日平均	
H16	32,509 (74.4)	11,157 (25.6)	43,666	125.5	348
H17	29,739 (69.5)	13,024 (30.5)	42,763	124.7	343
H18	30,251 (77.6)	8,728 (22.4)	38,979	113.6	343
H19	29,996 (79.7)	7,624 (20.3)	37,620	109.4	344
H20	30,828 (85.5)	5,230 (14.5)	36,058	105.1	343

アンケート結果

アンケートの方法は、フロントに4項目の質問事項を記載したアンケート用紙を置いておく方法のほかに、各客室の案内本(ステーションナリー)のなかに、より詳細な質問事項(13項目)を記載したアンケート用紙を入れておいて、利用者に記入してもらう方法の2つを採っている。

主な項目のアンケートの集計結果は以下のとおりである。

平成20年度 奥武蔵あじさい館利用者アンケート集計結果(27-8)

平成 20 年度利用者アンケート集計結果

(人)

【年齢別】

10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	計
26	13	64	57	80	911	93	1,244
2.1%	1.1%	5.1%	4.6%	6.4%	73.2%	7.5%	100.0%

【当施設を何で知ったか】

インター ネット	新聞	雑誌	知人	DM	旅行代 理店	その他	共済広 報	計
62	3	25	652	39	0	386	4	1,171
5.3%	0.3%	2.1%	55.7%	3.3%	0.0%	33.0%	0.3%	100.0%

【予約係の対応はいかがでしたか】

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
841	170	139	15	0	1,165
72.2%	14.6%	11.9%	1.3%	0.0%	100.0%

【宿泊の際、フロントのサービス・対応はいかがでしたか】

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
866	157	173	12	1	1,209
71.6%	13.0%	14.3%	1.0%	0.1%	100.0%

【食事・宴会のサービス・対応はいかがでしたか】

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
702	171	123	23	5	1,024
68.6%	16.7%	12.0%	2.2%	0.5%	100.0%

【夕食は満足いただけたか】

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
457	145	119	30	13	764
59.8%	19.0%	15.6%	3.9%	1.7%	100.0%

【朝食は満足いただけたか】

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
602	257	233	42	21	1,155
52.1%	22.3%	20.2%	3.6%	1.8%	100.0%

【部屋は満足いただけたか】

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
880	182	127	27	4	1,220
72.1%	15.0%	10.4%	2.2%	0.3%	100.0%

利用者増加策

利用者増加の具体的な施策として、指定管理者は以下のものを実施している。

- ・各種割引プランの実施
- ・スタンプカードの導入
- ・老人クラブ連合会への団体利用誘致
- ・各市町村との保養所契約の推進
- ・年金者連盟へのセールスアプローチ
- ・宿泊者の次回利用予約の取り込み（特典付）
- ・休館日での予約受付開始（電話予約のみ）
- ・ポイントカード会員の勧誘強化
- ・近隣観光地等でのパンフレット配布
- ・観光バス会社との共同企画

）利用料金について

差額料金制

利用料金については埼玉県伊豆潮風館、埼玉県老人母子休養センター白鳥荘の料金に倣って決定している。

また、県在住か否かによる差額料金制は採っていない。

平成 13 年度以降宿泊料等の価格の改定が行われなかった。平成 21 年度より知事の承認を受け料金改定を行い、500 円引上げ（料理代金）した。

減免措置

埼玉県奥武蔵あじさい館条例に利用料金の減免について定められている。即ち、第 20 条で、「指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、知事の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる」とされている。

（関連規定）

埼玉県奥武蔵あじさい館に係る利用料金の減免について（通知）（27 - 13 - 2）

指定管理者(株)グリーンハウスの埼玉県奥武蔵あじさい館に係る利用料金減額(免除)承認申請を受けて、減免措置は、以下のとおりであり、知事の承認を受けている。

減免理由	減免する利用料金の種類	減免金額	備 考
低所得者の利用者に配慮	宿泊料	20%減免	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯に関して、その旨の証明書のコピーを入手し、確認している。1年間有効である
あじさい館の設置目的に合った利用に対して配慮	会議室等施設利用料金	100 % 以内減免	会議室の利用目的が、当該施設の設置目的に合致する場合の次の施設 大会議室 小会議室 研修室
天災事変等の予見し難い事情により、利用目的を十分果たせなかった利用者について配慮	宿泊料 会議室等施設利用料金 休憩料	100 % 以内減免	

過去3年間の減免実績は以下のとおりである。

	H18年度	H19年度	H20年度	備 考
低所得者	135名	102名	102名	
設置目的	1件	1件	1件	飯能市吾野自治会主催「敬老フェスティバル」のみ
天災事変等	—	—	—	

埼玉県奥武蔵あじさい館の利用料金について、次の3つの視点から検討をする必要があると考える。

第一に、利用料金は、県外利用者と県内利用者で同じ料金である。現在、県内利用者と県外利用者に対する利用料金を区別する提案を県に対して行っているとのことであるが、県外利用者には、施設の減価償却や修繕費等の一部を負担してもらうような料金体系が望ましい。

第二に、シニア料金は、60歳以上を対象としている。埼玉県奥武蔵あじさい館条例の

第2条によれば、「高齢者」とは60歳以上の者である。60歳以上が人口の4分の1を超える状況においては、60歳以上をもってシニア料金の対象として良いのか疑問が残る。優遇措置に関しては、65歳を基準として対処している施設が多いようである。

第三に、曜日による利用料金の差を設けていない。

【意見44】利用料金について、見直しの検討を行うことも必要である

上記の視点から鑑みて、以下の事項を提言する。

1. 60歳以上の利用料減額のあり方

26,033名(平成20年度)利用客の約73%が60歳以上である。この傾向は、増す可能性がある。特に埼玉県民以外の人まで、一律的に減額対象とするのはいかがであろうか。利用料金を減額するにしても、県民と県外住民とで差を設けても良いのではなかろうか。

また、県財政が厳しい中で、60歳以上の人に対して、ことさら減額を行う必要があるのではあるだろうか。他の施設では、県の減免措置は65歳以上としている。それとの均衡からすれば、減額は65歳以上として、利用者の約73%が60歳以上であるとの現実を踏まえての利用料金の在り方を検討すべきと考える。その際に、娯楽的施設の性格を鑑みると、委託料の県負担をどこまでなくすことが可能なのか、独立採算をベースとした料金体系も検討に加えるべきである。

区分	宿泊料(1泊2食付き)						日帰り 入浴料 (入浴・休息 室利用)	
	対象者	食事	本館			ログハウス		
			4.5人	3人	2人	通常期 (4月~ 11月)		冬季 (12~3 月)
60歳以上	懐石A	6,930	7,530	7,830	8,050	6,930	400	
	懐石B	8,030	8,630	8,930	9,150	8,030		
	バ	-	-	-	8,160	-		
その他の大人	懐石A	9,510	10,110	10,410	10,630	9,510	800	
	懐石B	10,610	11,210	11,510	11,730	10,610		
	バ	-	-	-	10,740	-		

(注)バは、バーベキュー(5月~9月)

2. シーズン料金の設定

埼玉県奥武蔵あじさい館は、夏季と紅葉のシーズンが混む娯楽的要素の強い施設であるとの印象を受ける。オンシーズンは人手も足りず、人件費も高む時期と考えるので、シーズン料金の導入も検討すべきである。

3. 土日料金制の導入

曜日による利用料金の差を設けていないが、娯楽的性格を持つ宿泊施設であるので、土日料金制の導入についても考える時期にある。

4. 閑散期における連泊の制限の弾力的な運用

多くの県民に利用していただくために、連泊は2泊までに制限している。閑散期には、空いている部屋もあり、また、利用客の中には延泊を希望する者もいるとのことである。利用者に対し、原則的な利用を説明し、「宿泊者の予約状況が逼迫してきた場合には、一旦受けた予約をキャンセルさせていただくこともある」と利用者の理解を得て、利用者の増加のために弾力的な運用も必要である。

) 予約手続について

宿泊予約申込みの方法

予約申込みの時期・手順

埼玉県在住でシニア（60歳以上）、障害者、ひとり親家庭等とそのグループは、利用日の3ヵ月前の初日から、その他は、利用日の2ヵ月前の初日から電話で受け付ける。

現在、インターネットでの宿泊予約は受け付けていないが、部屋の空き状況は確認できる。

ネットでの予約を受け付けていないのは、高齢者が利用者であることとタイムラグ（ネットでの予約と電話での予約との時間的な差）によるトラブルを防ぐためである。

予約開始日についても、指定管理者は県内、県外を区別する変更をする案を県に提案している。県内割引対象者に対しては、3ヵ月前から6ヵ月前に変更、県内一般者に対しては、2ヵ月前から5ヵ月前へ変更、県外の者に対しては、1ヵ月前から3ヵ月前への変更をする。

（年末・年始の予約）

年末・年始期間（12月31日～1月3日）は、往復葉書により、9月1日～末日（当日消印有効）までに申し込んでもらい、抽選で決定する。

夕食は正月特別料金になる。

（予約の際の確認事項）

- a. 利用希望日（宿泊数）
- b. 利用人数（男女別、大人・子供別）と代表者名
- c. 高齢者、障害者、ひとり親家庭等、その他の者の区分
- d. 夕食のコース、宴会の有無、特別料理の希望
- e. 交通手段
- f. その他必要事項

(予約確認表の発送)

内容確認のための予約確認表を、宿泊の約 40 日前に代表者に送付。
同封の宿泊カードに記入の上、利用日当日フロントに渡してもらう。

(予約の取り消し)

速やかな連絡を要請。当日取消は所定料金を徴収。

【指摘 17】 キャンセル料の見直しを行うべき

キャンセルの発生は大きい。1 月以内のキャンセル件数は、平成 20 年度で、540 件、2,043 人発生している。平成 21 年度においても前年比増加傾向にあり、平成 21 年 8 月 15 日現在で、215 件、817 人のキャンセルが発生している。

キャンセルが多い原因は、キャンセルについては宿泊前日の 19 時まではキャンセル料が発生しないという制度にある（それ以降当日キャンセルは、食事代相当分のキャンセル料が生ずる）。多くの機会損失が発生していると考えられるため、キャンセル料制度の見直しを行うべきである。現在、県に対して、前日で 50%のキャンセル料を課すような新しいキャンセル料の提案を行っている²が、県からの具体的な回答はまだない。新しいキャンセル料を承認するよう県の方で積極的に検討するべきである。

未収入金の管理

未収入金は原則発生しない。例外として、宿泊料金の一部を補助する行田市の割引制度と市町村職員共済割引制度の 2 つの制度があるが、これらについても宿泊時から 1 ヶ月以内に割引分の差額を受け取る（口座入金）。

この割引制度の処理は、宿泊割引時に割引額を売上マイナスし、補助分の受取り時に売上プラスするので、帳簿上、未収入金は発生しないことになる。月に 1 万円程度であり、特に問題はないと考える。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

埼玉県奥武蔵あじさい館条例第 13 条（指定管理者の指定の手続）第 2 項によると記に掲げる 5 つの「基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定する」している。

- ・ 県民の平等な奥武蔵あじさい館の利用を確保することができること。
- ・ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に奥武蔵あじさい館の運営を行うこと。

² 埼玉県福祉部高齢者福祉課に宛てた平成 21 年 7 月 15 日付「埼玉県奥武蔵あじさい館条例の一部改正に関するご提案」では、1.宿泊キャンセル料の設定、2.団体利用に対する宿泊予約の優遇措置、3.県外利用者への処遇、の 3 点について検討の提案をしている。

とができること。

- ・奥武蔵あじさい館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ・指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ・指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

審査は、1次審査と2次審査があり、1次審査は書類審査であり、応募者の応募資格の適格性や提出書類整備状況が主な審査事項である。

次いで、2次審査では、1次審査で提出された資料に基づき、選定委員会においてプレゼンテーションを実施する。

選定委員は、その内容について審査を行い、その採点結果を参考に審査会で検討し、指定管理者候補者を選定する。

なお、選定委員会及びそれを組織する選定委員については、埼玉県奥武蔵あじさい館指定管理者候補者選定委員会設置要綱第3条で、「選定委員会は委員6名以内で組織」されるものとされ、学識経験者4名と県職員2名があたった。

厳正なる審査により、応募者12法人の中から、(株)グリーンハウスが選考された。選考理由の主なものは、次のとおりである。

- ・奥武蔵あじさい館の問題点をよく把握しており、提案内容が堅実である。
- ・収支計画の内容は適正であり、委託料の節減にも努めている。
- ・企画内容が、施設の設置目的に即している。
- ・会社の財務基盤は、安定しており、収益面も良好である。

選考過程に特に問題点は見当たらなかった。

) 委託費

導入前とのコスト比較

指定管理期間中(5年間)の経費削減効果

県直営(外部委託)を継続した場合

- ・・・平成17年度委託料×5年分 = 5億243万円(a)

指定管理制度を導入した場合

- ・・・平成18年度～22年度の指定管理委託料(債務負担行為設定済)
= 3億1,276万5千円(b)

平成18年度～22年度の経費削減見込み

- ・・・1億8,966万5千円(c=a-b)
(5年間で37.7%の削減、年平均3,793万3千円の削減)

）指定管理者の提案事項の実現度

提案事項について実現度は、指定管理期間中の各年度の事業報告書を検討し、県の条例にある設立の趣旨から外れていないかを確認している。また、後述のモニタリングによる確認を行っている。

）指定管理者の管理

県への報告事項

- ・指定管理者は埼玉県奥武蔵あじさい館の利用状況及び利用料金の収入に状況について、前月の状況を毎月 10 日までに報告しなければならない。
- ・毎年度終了後、30 日以内に事業報告書を作成して報告しなければならない。

モニタリングの状況

年 4 回、県によるモニタリングが行われている。

平成 20 年度実施書類を閲覧したが、備品の管理について、現品の確認できないものがあったとの指摘があった（後述「備品管理の状況」を参照）。

（ 4 ）指定管理者の業務の状況

下記の表は、（株）グリーンハウスが指定管理者に選定された平成 18 年度から平成 20 年度までの期間における、同社から埼玉県知事宛てに提出された埼玉県奥武蔵あじさい館管理業務事業報告書に基づく収支計算書である。表中の本社費は預り消費税であり、本社経理に繰り入れた上で一括して納税する処理を行っている。

埼玉県奥武蔵あじさい館の収支決算額（指定管理者制度導入後）

（単位：千円）

		H18 年度	H19 年度	H20 年度
事業収入	利用料金収入	347,948	339,363	335,806
	施設利用料	118,020	113,630	111,032
	飲食料	168,992	167,825	166,277
	売店等販売	60,936	57,908	58,497
	県委託料	63,808	63,364	63,363
	収入合計	411,756	402,727	399,169
事業支出	人件費	138,074	133,322	126,636
	賃金	77,349	78,265	70,953
	給料手当	38,032	34,358	35,766
	退職金積立			
	福利厚生費	22,693	20,699	19,917

事務費		271,256	271,938	267,490
	旅費・交通費	5,368	5,004	4,898
	消耗品費	12,647	13,986	12,876
	燃料費	17,270	23,203	23,646
	印刷製本費	1,584	1,313	2,793
	光熱水費	32,425	31,585	32,122
	修繕費	3,860	7,443	5,496
	通信運搬費	3,293	3,645	3,619
	手数料	1,422	32	80
	災害保険料	839	477	521
	委託料	40,674	40,535	38,641
	賄材料仕入	74,768	72,374	69,286
	賃借料	9,922	10,179	10,366
	租税公課	39	75	150
	負担金支出	248	262	228
	売店仕入	52,241	50,290	51,490
	利用促進費	2,158	786	402
	衛生費	1,053	802	716
	その他	3,202	1,813	1,103
	交流事業支出	545	555	392
本社費	7,368	7,579	8,411	
保守費	330	0	254	
支出合計	409,330	405,260	394,126	
収支差額	2,426	-2,533	5,043	

）外部委託の状況

主な委託業務の内容

1 社とビル管理業務請負契約を交わしている。この契約は 1 年契約で自動更新となっている。この管理業務内容と契約金額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

業務内容	H18 年度	H19 年度	H20 年度
設備保守業務等	34,202	33,476	31,658

設備保守業務等については、上記のように年々金額が節減されており、当該契約会社との交渉により契約金額を引き下げている。

入札等の状況

(株)グリーンハウスが指定管理者となった平成 18 年度に入札を行った結果、提示された料金が一番低額であったことおよび開館以来管理業務に携わっている信頼から、上記の会社とビル管理業務契約を締結した。その後も随意契約として管理契約を継続している。

当該管理業務受託会社からの報告書である「月間設備保守報告書」を確認した結果、特に問題となる点は見当たらなかった。

個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

- ・個人情報の保護については、「埼玉県奥武蔵あじさい館の管理に関する協定書」において、「・・・指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報の取扱いについては、別記 2「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。」とし、これに従って個人情報の取扱いに努めている。
- ・従業員からは誓約書を取っている。
- ・利用者の個人情報については、ファイルにして金庫に保管している。
- ・グリーンハウスの GHG 個人情報保護規定に則り、保護に努めている。
- ・ポイントカード作成時に顧客情報をもらうが、これについては流出しない旨を利用者にアナウンスしている。

クレーム対応

- ・クレームの対応については、「苦情が出た場合の対応(コンプレ)」に対応の仕方が簡単にまとめられている。
- ・クレームが発生した場合には、「事故/コンプレイン報告書」に記入し、上司に報告している。「コンプレ対応報告書」綴りの中に綴って保管されている。
- ・クレームの発生を県、グリーンハウス本社に連絡をしたのは、1 件のみで、これまで、大きなクレームはない。

(苦情処理対応)

職員がカスタマーボイスカードに客からの苦情や要望を書き入れ、それを基に業務改善に取り組んでいる。

安全管理

「緊急時の危機管理体制(災害発生時の管理体制及び救命手順)を作成している。

) 財務管理

帳簿管理の状況

総勘定元帳等の管理は適正に行われていた。特に記載すべきものはない。

出納管理の状況

レストラン及びスナックでの夜間営業については、伝票を作成し、翌日精算される（夜間は現金が動かない）。

【指摘 18】現金カウント時には金種票を作成すべき

フロントの宿泊料金を収受する手持ち金庫については、フロントシステム（会計システム）の売上金額と金庫の現金残高とを合わせているが、カウントした結果について帳票（金種票）を作成していない。帳簿と実在現金の一致に関してその証拠を残すことは管理上必要である。金種票の作成を検討すべきである。

【意見 45】口座入金の手続きについては十分に安全を注意して行う必要がある

売上金額については翌日（土日については、月曜日）に JA 吾野支店の口座に入金する。以前は JA に現金回収をしてもらっていたが、現在は JA のサービスがなくなったので、支配人又は副支配人が 1 人で金庫から出して JA の窓口で預け入れている。マンパワーの問題もあるが、安全管理のため 2 人で現金を運ぶことを検討すべきである。

備品管理の状況

備品管理の状況について、指定管理者定期モニタリング報告書を調べた結果は以下のとおりである。

平成 20 年 7 月 3 日の指定管理者モニタリングの結果において、サンプリングによる調査で現品はあるが備品シールの貼付のないもの、現品が確認できないものが数点存在したことが報告されている。平成 20 年 10 月 31 日の指定管理者モニタリングの結果では、総括として年度内に備品の棚卸し作業を実施し確認すると報告している。この報告を受けて平成 21 年 3 月 9 日の指定管理者モニタリングの結果において、現地モニタリングチェックシート（6）備品等維持管理業務における備品等が正常な状態で利用可能であるかについて「問題ない」として「 」を記入しており、以前のモニタリング時に不明であった物品も確認したとコメントしている。

指定管理者であるグリーンハウスの平成 18 年度からの支出については、備品計上すべきものはなかった。

【指摘 19】備品管理の不備について

平成 21 年 9 月 3 日の調査時点で、陶芸用電気炉 DAR-10M には県有備品管理シールが貼付されていなかった。この備品は「埼玉県奥武蔵あじさい館購入物品一覧表【備品】」における書類番号欄に「請求書」と記入されており、当該施設の支配人に確認したところ、記載の意味が不明との説明を受けた。このように「埼玉県奥武蔵あじさい館購入物

品一覧表【備品】」における書類番号欄に「請求書」と記入されたものは他にもあり、現品の確認をし記載内容を修正すべきである。

また、「埼玉県奥武蔵あじさい館 備品確認一覧表」(平成 21 年 9 月 30 日現在)において確認できていない備品が存在している。

過去の指定管理者モニタリングの結果では、備品確認は適正に行われるようになった印象を受けるが、現実には、以前に業務委託していた(財)いきいき埼玉が備品につき除却したと思われるものや、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が管理していた埼玉県老人母子休養センター白鳥荘が廃止されたときに移管された備品などが帳簿上未整理であることが判明した。

高齢者福祉課では「埼玉県奥武蔵あじさい館 備品確認一覧表」にもとづき「埼玉県奥武蔵あじさい館購入物品一覧表【備品】」等の帳簿を整理する必要がある。

）自主事業あるいは受託事業について

自主事業と受託事業

協定書第 1 条の「指定管理業務」に記載された業務が受託事業、それ以外が自主事業とされる。なお、受託業務の細目は別紙 1「指定管理業務仕様書」に定められている。

A) 受託事業

自販機販売について

ソフトドリンク・・・O1 社 手数料 25% (売上管理通帳に入金)
飲料、菓子、牛乳

酒・・・近隣の酒屋 2 社

O2 社 手数料 15% (売上管理通帳に入金)

昼のレストラン・・・価格設定は協定書で定める参考表に基づきグリーンハウスで設定できる。

売店

グリーンハウスは売店の売り上げを収入に計上し、原価分を業者に支払っている。この他にグリーンハウスで独自で仕入れ販売しているものもある。例えば利用者から直接頼まれたペットボトル飲料などである。

売店で扱っている商品を納入する業者は 13 社で、飯能商工会議所が取りまとめている。主な商品は せんべい・まんじゅう・漬物・菓子・みそ・ジャム・ワイン
こんにゃく・うどん・そば・婦人服・タフマンなどである。

B) 自主事業

その他の事業(グリーンハウス独自の事業)を行っており、これが自主事業と扱われている。主なものとしては、まず、毎週日曜に館内で開いている朝市が挙げられる。月に 5 万円程度の売り上げがある。販売しているのは、野菜、果物などで、秩父総合食品卸売市場へ副支配人ら自ら買い出しにしている。この朝市は近隣住民も楽

しみにしているとのことであり、地域社会との交流の場でもある。なお原価率は約90%である。

また無料の健康セミナーを開催している。開催日はホームページにのせている。メタボ等の対策については、本社の栄養士が来た際に、健康に良い食べ物や調理の仕方を紹介している。さらに、その日の昼食メニューにそれを取り入れ900円位で提供している。

なお、指定管理者であるグリーンハウスが、独自の事業を新たに行おうとする場合は、県に申し出て承諾を得ることになっている。

) NPO 法人等との協調体制

NPO 法人、ボランティアとの連携は特にない。

) 執務体制と執務管理の状況

管理指導の状況

A) 現状

埼玉県奥武蔵あじさい館を運営しているのは、(株)グリーンホスピタリティーマネジメントの奥武蔵あじさい館営業所である。支配人以下、10名の常勤職員と77名(平成21年9月3日現在)のパート・アルバイトのスタッフにより施設は運営されている。

パート・アルバイトのスタッフの採用に当たっては、支配人と副支配人が一緒に、あるいは支配人ないしは副支配人がマネジャーとチェック項目表を用いて面接し採用を決定する。採用決定者に対しては、健康診断書と履歴書等を提出してもらう。応募者は、勤務地を鑑みて、埼玉県奥武蔵あじさい館周辺に住む人が多いようである。

採用後は、県所定の個人情報保護の誓約書に加えて、会社が定める「行動規範」・「倫理規範」・「安全衛生重点事項」の順守に係わる誓約書及び同一用紙に記録されている「雇用管理情報のグループ内利用についての承諾書」に、本人が記名押印し提出を受けている。

B) 研修の状況

入社後は、優先度が高い項目を支配人と副支配人が研修を行ない、問題意識を持たせている。使用する教材は、サービス(Hand Book)のハウスツールと安全衛生管理(Hand Book)のハウスツールを用いて教育を行っている。その他パワーポイントによる研修資料を通査したが、民間企業のノウハウが生かされていると感じた。

C) 勤務条件

通常の勤務時間は6時間を原則とし、2交代あるいは3交代の勤務シフトを組んでいる。最初は3ヵ月、次の期間は6ヵ月契約で、以後、6ヵ月毎のサイクルで契約してい

る。雇用者は、健康保険と雇用保険に加入する。

D) 執務管理の状況

タイムカードシステムにより出退時間が集計され、出勤簿に集計される。平成 20 年 4 月の出勤簿を見たかぎりでは、正社員の勤務時間が多い印象を受けたが、指定管理者の本社で、過労等にならないように、勤退には注意しているとのことである。会社は、公休を 111 日設定しているが、なかなか休みを取得できないようである。

E) 忘れ物の扱い

忘れ物リストを調査した。半年保管し、落とし主が取りに来ないケースでは、処分を行う。

(5) 第三者評価の状況

モニタリング以外の評価手続は行っていない。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

施設の建設・維持管理面で、コスト面で特に問題となる点はなかった。

修繕面から

特記すべき事項はない。

) 施設の在り方について

【意見 46】改善事項を改め施設管理に努めること

施設の設置目的である高齢者、障害者及び母子に対し、レクリエーションその他休養のための便宜を供与し、その健康の増進と世代間の交流を図るという役割は、果たされてきたものとする。今後は 60 歳以上の利用料減額の在り方やキャンセル料の扱い方など、本稿で指摘又は意見として記載した事項の改善を図り、施設の管理に努められたい。

9 埼玉県県民健康福祉村（保健医療部 健康づくり支援課）

(1) 施設の概要

) 所在地 越谷市大字北後谷 82

) 設立目的

県民に、健康づくりについて学習する機会を与え、並びに運動及び休養の場を提供し、もって県民の健康の保持及び増進を図るため、埼玉県県民健康福祉村を越谷市大字北後

谷八十二番地に設置する（埼玉県県民健康福祉村条例第一条）。

埼玉県県民健康福祉村条例第二条において、業務について次のように定めている。

「健康福祉村は、次に掲げる業務を行う。

- 一 次に掲げる施設及び附属施設（以下、「施設等」という。）の利用に関すること。
イ 屋内プール及びトレーニング室（以下、「屋内運動施設」という。）
ロ 更衣室、シャワー室及びサウナ室（以下、「更衣等施設」という。）
ハ 多目的広場、テニス場、ソフトボール場、多目的運動場その他の屋外施設
- 二 健康づくりについての研修及び学習に関すること。
- 三 健康づくりについての相談及び情報の提供に関すること。
- 四 健康づくりについての調査及び研究に関すること。
- 五 その他健康福祉村の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

）開設年月

屋外施設は昭和 62 年 5 月、屋内施設は平成 8 年 6 月に開設されている。

）規模

	屋外施設	屋内施設
開設年	昭和 62 年 5 月	平成 8 年 6 月
面積	218,000 ㎡	3522.65 ㎡
建設費	3,531,417 千円	2,193,533 千円

所在地：越谷市大字北後谷 82

屋内施設「ときめき元気館」：プール、トレーニングジム

屋外有料：テニス場（8 面）ソフトボール場、多目的運動場

屋外無料：ジョギングコース（1,830m）サイクリングコース（2,020m）冒険広場、
ローラースケート場、多目的大芝生広場、池

駐車場：600 台

）建築費

屋外施設・・・3,531,417 千円

屋内施設・・・2,193,533 千円

）管理形態

指定管理者による管理運営（指定管理者：（財）埼玉県公園緑地協会（公募））を行っている。なお、開設時（昭和 62 年 5 月）から平成 14 年度までは県の直営だった。その後平成 15 年度から平成 17 年度までは（財）埼玉県公園緑地協会に管理委託をし、指定管理

者制度の導入にともない平成 18 年度から平成 22 年度の 5 か年にわたり、(財)埼玉県公園緑地協会による管理運営を委ねている。

(組織)

職員：10 人(常勤)【所長 1、管理担当 6、健康づくり担当 3】

) 年間管理料(うち指定管理料)

指定管理業務に対する委託料

対象年度	委託料の額
H18	金 157,715 千円 (うち消費税額等 7,510 千円)
H19	金 157,189 千円 (うち消費税額等 7,485 千円)
H20	金 156,704 千円 (うち消費税額等 7,462 千円)
H21	平成 21 年度は 156,352 千円を、平成 22 年度は 156,044 千円をそれぞれ上限として、対象年度の開始前に対象年度の予算の範囲内で当事者で協議した上で定めた額
H22	

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

利用状況

【屋内施設】

(人)

年 度	プール・トレーニングジム(うち高齢者)	更衣室等	合計
H16	136,180 (52,260 = 38.4%)	3,017	139,197
H17	131,213 (50,678 = 38.6%)	2,714	133,927
H18	138,355 (51,189 = 37.0%)	3,348	141,703
H19	131,144 (51,972 = 39.6%)	2,981	134,125
H20	122,248 (48,285 = 39.5%)	3,389	125,637

利用料金

- ・ プール 710 円 (小人・高齢者 350 円)
- ・ トレーニングジム 610 円 (小人・高齢者 300 円)
- ・ 更衣室 210 円 (小人・高齢者 100 円)

【屋外施設】

年 度	テニス場	ソフトボール場	多目的運動場	無料施設	合計
H16	65,597	18,283	8,724	530,058	622,662
H17	66,103	13,437	19,044	695,624	794,208
H18	67,814	13,195	23,682	702,784	807,475
H19	67,737	14,504	21,801	675,610	779,652
H20	72,730	14,236	22,690	693,705	803,361

利用料金

- ・ テニス場 1 時間 500 円
- ・ ソフトボール場 1 時間 430 円
- ・ 多目的運動場 1 時間 1,150 円

収入状況

A) 収入金額

(単位:千円)

年 度	利用料収入 (対前年度比)
H16	65,884 (0.1%)
H17	61,987 (5.9%)
H18	63,711 (2.8%)
H19	60,430 (5.1%)

B) 健康づくり事業の実績と事業効果について

埼玉県県民健康福祉村では、健康づくり事業の中で人材養成と指導助言により、市町村における生活習慣病予防対策などの効果的な健康教室を支援している。

(実績)

a. 人材養成

		H18 年度	H19 年度	H20 年度
人 材 養 成	健康づくりプログラム 普及指導者	年 2 回 延べ 61 人	年 2 回 延べ 82 人	年 2 回 延べ 38 人
	健康運動実践指導者	年 1 回 (13 日間) 18 人	年 1 回 (13 日間) 10 人	年 1 回 (13 日間) 14 人

b.市町村支援

		H18年度	H19年度	H20年度
指導助言	市町村事業への指導助言・健康運動実践指導者等による運動指導、体力測定・転倒予防教室等の開催	指導：126回 33市町村 (2,314人受講)	指導：91回 25市町村 (1,412人受講)	指導：81回 23市町村 (1,269人受講)

(事業効果)

運動指導は、資格取得後の実務経験が非常に重要であり、常に新しい知識や技術を習得することで、健康教育の企画運営に活かせるものである。市町村現場においては、健康教室等のコーディネイト機能の重要性が年々高まってきており、埼玉県県民健康福祉村で実践的かつ最新の知識・技術の習得を目的とした「健康づくりプログラム普及指導者研修」などを実施することにより、市町村職員が継続して実践的な指導力を持つことが可能となる。健康づくりに関する指導者養成と市町村支援の指導助言等は、県民一人ひとりの健康づくりを促進する上で、非常に重要な役割を担っている。

利用者増加策

A) アンケート結果及びその分析

ときめき元気館、屋外無料施設ともに、リピート利用が目立つ。2回目以降の利用は全体で94%を占める。ときめき元気館の利用目的は、約半数が温水プールの利用であり、トレーニングジムがそれに続く。

屋外無料施設の利用目的は、ジョギングコースの利用が最も多く、次に池周辺と芝生広場、冒険広場が同程度の割合となる。屋外無料施設は全体的に平均して利用されている。職員の対応については、「非常に良い」と「良い」で約70%を占めるが、「わからない」との回答も多い。これは、屋外施設利用者は、職員と接する機会が少ないためと思われる。

施設の改善要望については、ときめき元気館では、プールが一番高く、屋外無料施設については、ジョギングコースが一番高い。アンケート結果については概ね良好な結果を得ているが、施設についての改善要望が多い印象を受ける。実際に見学したジョギングコースについては、所々に舗装の不備が散見された。

B) 利用者増加への対策(県保健医療部健康づくり支援課の考え方)

「屋外無料施設については、ジョギング、ウォーキングの普及等により、安定した利用者数を数えている。これらの利用者は、「運動習慣がある」人々であると考えられ、県全体の健康づくりの観点からは施設を有効に活用してもらっており、医療費の削減にもつながる。一方、屋内有料施設の利用者数は、近隣の類似施設開業(公・民とも)の

影響もあり、減少傾向でその対策が必要となっている。利用者増加のためには、公の施設という利用者から見た安心感と比較的低料金であるという優位性を生かしつつ、女性向けのサークルなど魅力のある教室カリキュラムを設定し、それを新聞折り込み広告やインターネットホームページ等により効果的に PR し、埼玉県県民健康福祉村の良さを知ってもらう必要がある。また、新規利用者の獲得に努めるとともに、それらの人たちがリピーターとして定着するよう努めていかなければならない。」

【意見 47】 土日における駐車場の空きスペースの確保について

土日は無料施設の利用者が多く、施設利用者があきらめて帰ってしまうこともあるとのことである。かかる見地からは、施設利用者の駐車スペースを別途確保していくことも一案であろうが、例えば、土日は2時間以内無料、それ以上の利用は有料とするなど、利用者のために駐車場の確保を図っていくべきである。

利用料金について

金額について

「埼玉県県民健康福祉村条例」において上限額を規定している。

小学校就学前の者については、無料とする。

六十五歳以上の者が利用する場合の利用料金の上限額は、所定の利用料金の上限額の五割に相当する金額とする。

(収受手続き)

利用料金は、現金収受の他に自動販売機で利用券を販売し、料金を収受している。屋内施設は、22 時までの営業であり、業務終了後、パートナー企業のスタッフが自動販売機を販売中止にする。高額紙幣のみ職員が当日中に回収し金庫に保管する。翌朝、職員が「元気館」開館前に、自動販売機から前日の残りの売上金とつり銭を全額回収し、新たにつり銭を補充する。日曜日については、18 時までの営業であり、翌日が休場日であることから、業務終了後に職員が売上金とつり銭を全額回収し、金庫に保管する。金庫に保管された売上金は、毎週火曜日と金曜日に銀行へ持ち込み入金を行っている。

【指摘 20】 入金管理について

「金庫有り高確認明細」により日々の現金管理を実施しているが、現金を金庫に保管する前にそれぞれの現金回収時に金種票を作成し、回収した者及び回収金額をチェックした者が確認できるように捺印欄を設けて管理する必要がある。また、現金回収には、相互牽制のために原則として2人体制で行う必要がある。

差額料金制

差額料金は取っていない。県内と県外在住者とで差がない。

利用料の減免措置

利用料金の減免については埼玉県県民健康福祉村条例第 19 条に（利用料金の減免）として以下のように定められている。

「指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため許可施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。」

一部改正[平成八年条例七号・一五年三三号・一七年四六号]

また、障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例ではその第二条（使用料等の減免）で「障害者及びその介護者が県の設置した公の施設を利用する場合は、当該条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料等を減免することができる。」

さらに、障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則第一条では障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和五十八年埼玉県条例第八号。以下、「条例」という。）第二条に規定する規則で定める使用料等は、別表の上欄に掲げるとおりとし、当該使用料等の減免の区分及びその内容は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

上記別表の内容は次のとおりである。

埼玉県県民健康福祉村利用料金のうち次に掲げるもの・・・免除

イ屋内運動施設利用料金

ロテニス場、ソフトボール場及び多目的運動場利用料金（障害者が合同で利用する場合に限る。）

ハ更衣等施設利用料金

）予約手続について

埼玉県公共施設案内予約システム

当該施設はインターネットや携帯電話で予約可能な埼玉県公共施設案内システムが利用できる公園及び施設の一つである。利用方法等は、別記に記載している。

当日利用については、利用希望者が施設の利用許可申請を口頭で行い、事務担当者は施設の空きを確認し、申請を許可する。予約システムから印刷した「申請内容システム当日一覧表」に担当職員が記入し、予約システムでは管理しない。

【指摘 21】予約台帳の管理について

当該施設では、当日分の予約台帳を紙に印刷し、予約の空いている場合に当日利用のために使用している。使用後翌日には、予約台帳をシュレッダーにより廃棄している。当日利用については、この管理方法であるとその使用状況がデータとして保存されないことになる。数年間の一定期間は使用された予約台帳を保管すべきである。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

平成 17 年 7 月に公にされた「埼玉県県民健康福祉村指定管理者募集要項」に従って、選定された。

候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査（書類審査・資料審査など）、二次審査（プレゼンテーション・選定委員会による審査）を行い、下記の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とすることとされている。

【選定に当たっての審査基準】

ア 県民の平等な健康福祉村の利用が確保できること

イ 関係する法令、条例等を遵守し、適正に健康福祉村の管理・運営を行うことができること

ウ 健康福祉村の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること

エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること

オ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること

【選定委員会の委員】

- ・ 大学教授（2 名）
- ・ 園地管理等の専門家（2 名）
- ・ 公認会計士
- ・ 埼玉県保健医療部副部長
- ・ 埼玉県保健医療部健康づくり支援課長

（計 7 名）

埼玉県県民健康福祉村指定管理者候補者の選定結果について

募集開始：平成 17 年 8 月 1 日

選定日時：平成 17 年 10 月 14 日

応募の状況：平成 17 年 8 月 9 日実施現地説明会への参加団体数及び人数
39 団体 67 名

平成 17 年 9 月 12 日申請期限までの申請団体
7 団体

一次審査：

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施。

申請団体 7 者すべてが 2 次審査の対象になった。

二次審査：選定委員による審査項目の採点を行い、最高点者を選考。

(財)埼玉県公園緑地協会の選定理由

最高得点であり、効果的な健康づくり事業計画、園地管理も含めた効率的な維持管理計画など全体としてのバランスのとれた提案がなされ、大きな難点はなかった。

また、人件費の削減、開館時間の延長、ESCO 事業の導入など新たな提案もなされた。

なお、選定委員から(財)埼玉県公園緑地協会について出された主な意見は、以下のとおり。

- ・全体として、レベルの高いかつバランスのとれた提案がなされている。
- ・財務状況が健全であり、経営的に安定している。
- ・人件費削減などの経営努力が見られる。
- ・知恵を絞って新たな企画、提案が盛り込まれている。

選考過程の手続的な面を検討する限り特に問題点は見当たらない。

) 委託費

導入前とのコスト比較

指定管理制度導入前の平成 17 年度の県予算における委託料は 180,014 千円であったが、導入後は、自主事業による収益金を充当した後の指定管理者に対する委託料は、前述のとおりである。

) 指定管理者の提案事項の実現度

(財)埼玉県公園緑地協会の提案については、「健康福祉村の管理運営に関する事業計画書」(平成 17 年 9 月 9 日提出)に記載されている。この提案については、県担当課は年 4 回 4 半期ごとのモニタリングを通じて、その実現性を検討している。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

以下の事項につき、指定管理者は県に報告しなければならない。

- ・利用状況と利用料金収入について毎月 10 日までに、前月の状況を報告。
- ・毎年度終了後、30 日以内に事業報告書を作成して提出。

モニタリングの状況

県は年 4 回のモニタリングを実施している。

指定管理者管理運営状況評価(県の評価)

平成 20 年度

利用者の安心・安全、平等利用の確保 A

施設の設置目的の達成 A

利用者サービスの向上 A

安定した経営基盤の保有 適

総合評価 A

次年度に向けて改善が望まれる点

「近隣類似施設の開業など外部環境が困難な状況にあるが、屋内施設増加利用者の増加に努められたい」

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

平成 20 年度再委託契約一覧表の中の(財)埼玉県公園緑地協会往査時に抽出した契約を検討した。

1 屋内施設管理業務

ZK(株)

指名競争入札・複数年契約(3年間)

契約金額 19,488 千円(うち消費税 928 千円)

複数年継続契約(制度として 20 年度から導入された)

理由)年度ごとに契約する場合に比べ、有利な条件で契約を締結することが見込まれるため。また、施設管理における技術の習熟によって、安定的なサービスの提供を、より良質な形で受けられる。

2 空調設備保守点検業務

ZL(株)

指名競争入札・複数年契約(3年間)

契約金額 12,915 千円(うち消費税 615 千円)

複数年継続契約(制度として 20 年度から導入された)

理由)年度ごとに契約する場合に比べ、有利な条件で契約を締結することが見込まれるため(財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程第 82 条の 2(5)に該当)。また、施設管理における技術の習熟によって、安定的なサービスの提供を、より良質な形で受けられる。

【指摘 22】複数年契約の理由を明確に

複数年契約とする目的が決裁書を見る限り具体性に欠け明確でない。年度ごとに契約する場合に比べ、有利な条件で契約を締結できる理由や施設管理に習熟度、例えば単年度ごとに新たに業者を選定する場合と比べてどのような点が異なるのかなど、具体的な理由を示すべきであると考えられる。

3 総合受付・運動実践指導業務

YU(株)埼玉支店

随意契約

契約金額 61,052 千円(うち消費税 2,907 千円)

YU(株)は県が直営管理しているときからの業者であり、指定管理を受けるときからパートナーとしてやっていくことを約束していた。市町村の指定管理をやっている業者でもある。今後も JV のような形で、共同で業務を実施していくこととした。協定書も締結している。

以上の理由から、「契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されている」(財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程 80 条 2 項 3 号)ということで、随意契約とされている。

なお、屋内プール、トレーニング室に係る利用料金収入見込額と実績額との差額については精算している。

【指摘 23】再委託業者への十分な監督を

屋内スポーツ施設の部分は YU(株)へ丸投げ状態の感があるのは否めない。指定管理者として YU(株)に対する十分な監督を行う必要がある。

4 健康づくり事業に係る職員の派遣委託(外部向け)

YU(株)埼玉支店

随意契約・単価契約

5 省エネルギー事業

YV(株)

随意契約複数年

契約時には、複数年契約の制度は財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程上なかった。従って特例として複数年契約を締結した。

契約期間平成 18 年 5 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

省エネルギー事業

契約金額 6,176 千円(うち消費税 294 千円)

【指摘 24】随意契約にする理由を明確に

随意契約を結んでいるものは、ほとんどが 100 万円以下であるが見積もり合わせをしていないものがあり、決裁書に随意契約とする理由を明らかにすべきである。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

平成 17 年 4 月 1 日の「個人情報の保護に関する法律」の施行を受けて、指定管理者で

ある（財）埼玉県公園緑地協会においても「個人情報保護規程」や「個人情報保護方針」を制定し、職員に対し教育し、周知徹底を図っている。当該施設において個人情報を扱う場合は、下記の「所長へのお便り」のほか、施設利用者への利用者証の発行時である。「所長へのお便り」に関しては、利用者が回答を求める場合、住所・氏名等が記載されるので、その管理・取扱には慎重を期さなければならない。現在のところ、ファイリングをした上で、鍵のかかるロッカーに保管しており問題ない。

また、施設利用者への利用者証発行時には、運転免許証などの本人確認書類が必要であるが、それらをコピーすることはない。また、申込書に記載した住所・氏名・電話番号等の個人情報は、パソコンにその場で入力し会員登録が終了したら即シュレッダーされる。施設訪問日現在で約 10 万人の利用登録がなされているが、利用料金の支払が月謝ではなく、利用の度に支払を行う形態のために退会の手続きが存在しないので、既に利用を中止しているにも関わらず会員情報の削除が行われていない個人情報が多数存在する。

【指摘 25】個人情報の保護の体制を整えること

各個人の施設利用状況はパソコンにより管理され、各個人の最終利用日のデータが分かるようになっている。例えば、最終利用日から 1 年を経過したら、個人情報を削除するなどの対応をしなければ不要な個人情報を持つことになり、データ流出などの危険性も高まる。個人情報の管理の方針につき、ガイドライン等を作成し、それに沿った個人情報の保護を行っていく体制を整えることが望ましいと考える。

クレーム対応

利用者からの意見・要望については、「所長へのお便り」という所定の様式に書き込みをすることで把握している。「所長へのお便り」は施設の掲示板付近の利用者の目につく場所に置かれている。簡易ポストが置かれており、利用者はそのポストに提出を行う。「所長へのお便り」に利用者が自ら住所と名前などの連絡先を記入した場合は、郵送にて回答を書面で送るようにしている。非常に丁寧な対応をしている印象を受けた。また、「所長へのお便り」はきちんとファイリングされ管理されていた。特に問題はないと思われる。

安全管理

施設として利用者の事故や怪我、自然災害、個人情報の漏洩等が重要な危機管理と認識している。これらの危機に対し、「埼玉県危機管理指針」や「埼玉県地域防災計画」を踏まえ、大雨・地震による施設の冠水、火災、強風、降雪、人身事故、施設の事故、金銭の事故、自動販売機の盗難事故等に関し、「県民健康福祉村危機管理マニュアル」を作成している。このマニュアルに従い、危機を発生させない対策や、危機を想定した訓練を実施し、危機時に適切な対応を行える体制づくりを図っている。

) 財務管理

出納管理の状況

A) 現金管理について

受託元金 900,000 円を現金としている。その中には、次のつり銭が含まれている。

つり銭 1、2号機 159,000 円

3号機 28,500 円 が含まれている。

次に、現金管理票をみると、3月31日の現金として、以下のものが扱われていた。

現金	625,080	
券売機	28,500	
券売機	159,000	
両替機	40,000	
自転車つり銭	30,000	
YU(株)夜間つり銭	10,000	
テニスコート使用料	6,500	} 7,420
利用補助券	800	
自販機立替金	120	
	<u>900,000</u>	

【指摘 26】現金の管理を改善すること

- a. 7,420 円は現金扱いしているが、現金そのものはなく、立替金であり、当該勘定で処理すべきである。
- b. 収入処理に関しては、管理資料は存在するが、帳簿上銀行入金されるまで簿外現金処理となっており、改めるべきである。
- c. 所長が出納担当者を兼務しているが、管理のあり方として他の者が現金をカウントし、定期的な検証のため所長が実査するように改めるべきである。
- d. 年度末では、券売機から引き上げた現金を現金収入として処理しているが、平成 21 年度 3 月末に 151,750 円あるが、現金実査した資料がない。裏付け資料の整備を図るべきである。

備品管理の状況

埼玉県県民健康福祉村のほとんどの備品は県の所有のものであり、埼玉県県民健康福祉村は、県から備品の貸与を受けており、その管理を適切に行わなければならない。県からの貸与物品は、県との協定書において明示されている。しかし、現時点で貸与物品のリストと現物の照合が行われた形跡はない。

【指摘 27】備品の实地棚卸を行うこと

今後県との管理責任を明確にするためにも備品の实地棚卸を適時に実施することが望ましいと思われる。

) 自主事業あるいは受託事業について

受託事業

当該施設は、県民の健康づくりの拠点であり、健康づくりのアクションプランである「すこやか彩の国 21 プラン」の推進に一翼を担う施設である。主な受託事業は、以下のとおりである。

A) 有料施設（屋内・屋外）の管理運営業務

B) 健康づくりに関する業務

- ・健康づくり人材養成
 - ・健康づくりプログラム普及指導者の養成業務
 - ・高齢者パワートレーニング指導者の養成業務
 - ・健康運動実践指導者の養成業務
 - ・市町村健康づくり支援事業
- 介護予防のための健康づくりプログラムの開発
市町村が行う生活習慣改善事業への指導助言業務

受託事業収支状況

(単位：千円)

科 目		H20 年度	H19 年度	H18 年度
収 入	委託料収入	156,704	157,189	157,715
	利用料金収入	5,664	60,429	63,710
	雑収入		536	
	合計	213,368	218,155	221,425
支 出	人件費	48,072	54,797	51,186
	報償費	924	921	920
	旅費	926	828	861
	賃金	11,839	11,376	10,137
	需用費	60,137	56,037	58,504
	消耗品費	5,478	4,310	6,401
	燃料費	306	258	273
	印刷製本費	1,110	1,097	1,285
	水道光熱費	39,672	36,635	38,202
	修繕費	13,568	13,735	12,340
	役務費	2,062	2,759	1,910
	通信運搬費	459	409	402
	手数料	1,168	1,886	964
	保険料	435	462	542
	使用料及び賃貸料	8,086	7,654,308	8,264,727
	宣伝費	638	594,000	594,000
	委託費	77,823	79,120,164	79,542,070
	備品購入費		5,692,216	
	公租公課	109,300	145,600	138,200
	負担金			
	補償補填及び賠償金	4		
	一般管理費	21,800	3,000	
	法人税等	50		
	消費税	10,160	10,388	10,602
合計	242,633	228,185	222,661	
収支差額		△ 29,264	△ 10,030	△ 1,236

上記の表はすべて千円未満切捨てのため、合計金額と必ずしも一致しない。

自主事業

A) 収益事業

利用者の利便性や、施設利用の楽しみを付加させるために、「ときめき元気館」及び、野外の広場やジョキングコース等野外施設を有効に活用し、埼玉県県民健康福祉村の設置目的にそった各種の事業を実施し利用者サービスの向上を図るとともに、自主事業からの収益金を埼玉県県民健康福祉村の管理費に充当し県からの委託料削減を図っている。

- ・貸し自転車
- ・テニス教室
- ・フットサルコート貸出し
- ・委託関係（売店、自動販売機、マッサージ機、各種教室、貸しロッカー、パーソナルトレーナー他）

B) 公益事業

（財）埼玉県公園緑地協会設立の本旨に基づき、県民の公園緑地に対する理解を深めるとともに、公園緑地の利用促進及び効果的な活用を図っている。

- ・託児室運営

) NPO 法人等との協調体制

NPO との協調

NPO の活動は月 2 回あり、その時に、今日やる活動を伝えている。例として、植木の伐採がある。また、毎年度 4 月に今年度の方針を決め伝えている。

NPO からは、講習会のテーマニーズ、植えたい花があるとの希望が出されることがある。

感想として、協調体制はますますと思われる。

NPO 法人との協調については、「子育てサポーター・チャオ」と連携を図り、託児室運営業務を委託している。委託業務については、「ベビールーム運営業務委託仕様書」及び「ベビールーム運営業務実施計画書」に定められている。託児所は、火曜日から金曜日の午前 10 時から午後 1 時まで営業しており、託児料金は一回 2 時間 500 円となっている。

また、ボランティア団体の園芸ボランティアと協調を図り、園内の植物園の整備、除草、低木の剪定業務などを行っている。ボランティア団体には常時 25 名程度の会員が登録しており、1 回の活動では 10 名前後が参加している。外部講師による講習会などを不定期に開催し、園芸・植物に対する知識のスキルアップを図っているなど活動は積極的である。

【意見 48】託児室の営業日と営業時間の拡大を検討のこと

NPO 法人の運営する託児室は営業時間が火曜日から金曜日の午前 10 時から午後 1 時までとなっており、しかも一回の利用は 2 時間までとなっている。そのため、利用は専ら埼玉県県民健康福祉村施設の利用者に限られている。昨今の保育園・託児室不足の現状を

勘案すると託児室のニーズは高いと考える。

現在の運営体制では、これ以上の利用の拡大は望まれないと思われるが、施設利用者をさらに増やしていくことを考えるのであれば、営業日と営業時間を拡大して共働きの夫婦などが利用できるような環境を整えていくことも一案と考える。

）執務体制と執務管理の状況

執務状況

執務管理については、まず各職員の毎月の出勤予定表を本部にあらかじめ提出することになっている。シフトは、ア 8:30～17:15、イ 9:30～18:15、ウ 13:30～22:15 の3つである。なお、1日の勤務時間は、県に合わせ平成21年4月1日より1日8時間から7時間45分に短縮されている。スポーツ施設である元気館の営業の終了時間は22時であり、閉館作業はスポーツ施設の受託者であるYU(株)にお願いしている。

定期契約職員の勤務条件は、次のとおりである。なお、給料は本部で支払っている。

週40時間勤務 A(時間単価を決めて残業代を支給)

週30時間勤務 B、C、D、E、F

BとDは、3年間の契約のため平成20年度をもって、辞めている。

Cは、再延長から2年経過し退職することになった。

定期契約職員の有給休暇の取得状況を調査したところ、以下の表のような結果となった。

年	月	B	C	D	年	月	B	C	D
H20年	1	2	0	1		12	4	1	9
	2	1	1	3		計	17	7	30
	3	2	0	1					
	4	0	0	0	H21年	1	1	1	7
	5	0	1	0		2	5	5	7
	6	1	0	2		3	6	4	6
	7	1	0	2		計	12	10	20
	8	0	0	3					
	9	2	0	1					
	10	1	1	2					
	11	3	3	6					

【意見49】年次休暇の付与期間と事業年度との整合性を図ること

(財)埼玉県公園緑地協会定期契約職員の就業に関する要綱の第10条に、定期契約職員の休暇の定めがある。定期契約社員であるOB再雇用者の有給付与は、暦年によってい

る。このため、上記のように、年度末に辞めるとなると、その年の1月から3月に休みが集中しがちである。勤務体制に支障が生ずるように思える。

また、有給付与の対象期と契約期間とに3ヵ月間ずれがあることから、通常の民間企業ではありえないような、4月から翌年3月までの勤務ベースで45日間の有給取得となっている。

OB職員でない定期契約職員は、有給取得の対象期間を暦年から年度に変更している中で、このような極端な有給取得はないが、まだまだ対象となる定期契約職員は存在している。

労働基準法等の法律を順守する立場からは、3ヵ月間勤務しないことが明らかな者に対しても、法定の有給休暇を与えなくてはならないことは理解できるが、個人のマインドに頼るのではなく、通常の民間企業に習い改善が必要である。

(注)民間企業における有給休暇の付与と事業年度との関係についていえば、定年退職日を誕生日が属する月の末日としているケースでは、暦年基準により1月1日に付与、事業年度の開始日に付与、事業年度の一定月の初日に付与している。定年退職日を事業年度の末日としているケースでは、事業年度の開始日に付与している。

(5) 第三者評価の状況

平成20年度までは、第三者評価については特に受けていない。

(6) 施設について

) 施設の状況

施設一般について

監査に際し、施設の管理状況、遊休設備の有無を調査のため、施設を視察した。その結果、次のような事項が存在した。

【意見50】施設の活用について

施設の問題として、建設当初は、以下の機能を有していたが、当時2階にあった検査室、安静心電図室、胸部X線撮影室、診察室、運動負荷心電図室、体力測定室が無くなり、(A)の機能が失われた。また、(B)の機能は、現在も行われているが、(C)の機能は、他団体主催の研修会に参加し情報を得ている、約4千人の体力測定データの収集分析を行っている、市町村に出向き、指導助言等の支援を行っているなどでそれなりの活動を行っているが、施設自体の活用と元々の設置目的の観点から見たならば、施設の活用は十分であるとはいえない状況となっている。

現状においては、市町村が住民に健康づくりの場を提供しているような施設の観がし、指定管理者が管理する他の施設と大差なく、利用者も越谷市を含む近隣市町村の住民が大半であって、県民全体を捉えての健康づくりの施設となっていないのではないかと考える。

財政状況が厳しいことを背景として、開設から10年を待たずに(A)の機能の見直し

が行われ、中断、現在まで至っている。土地代金を除き屋内施設の建設に 22 億円弱の資金の投入を行ったのであるから、本来の機能を取り戻し、県民の多くが利用する施設にしていくべきである。そうでなければ、施設の構想がバブル期が過ぎた時点で行われたとはいえ、10 年もしないで一部機能の中断を図ることは、財政面では大英断であると評価されようが、なぜ、景気の動向を鑑みて、設計の見直しを行わなはなかったのか、疑問が残る。

(設立目的)

(A) 健康増進機能

医学的な裏付けのもとに、各個人の健康状態や体力を把握し、その状態に応じた運動指導、生活指導を行います。

- ア 医学的検査 …………… 心拍数、血圧、心電図、肺機能検査、血圧検査等
- イ 体力測定 …………… 筋力、筋持久力、瞬発力、全身持久力等
- ウ 運動指導 …………… 運動プログラムの作成、トレーニング等の実践指導
- エ 生活指導 …………… 保健指導、食生活指導等

(B) 健康運動指導者育成・研修機能

運動を取り入れた健康づくりを全県的に普及してするために、指導者の養成及び研修を行います。

(C) 情報収集・提供機能

健康づくりに関する情報収集と提供、調査研究を行います。

土地取得について

また、屋外有料施設として、サッカー場、テニスコートがあるが、同じく越谷市内にある市の施設のしらかばと運動公園にも野球場、陸上競技場がある。越谷市のような人口 30 万人を超える県下第 5 番目の市に同じような施設を作る必要性があったのであろうか。県民全体の健康づくりの発進基地であるならば、できるだけ多くの県民が利用し易い場所に施設を設けるべきであったと考え、土地取得の経緯について調査した。そのあらまは、以下のとおりであるが、金利の嵩む県の不良資産の活用から、産業廃棄物の埋めたと当該施設建設とが抱き合わせで行われたことが読み取れる。

A) 土地取得の経緯

ア 土地取得価額 (造成前の底地金額)

埼玉県住宅供給公社が住宅用地として、昭和 44 年 6 月から買収を開始した土地であるが、市街化調整区域であり、地元の越谷市から下水道、道路整備等の要請もあり、公社では手がつけられない状況のため、開発を断念した。

その後、県議会公社特別委員会においても、この土地は金利の嵩む不良資産である

のとの指摘を受け、(財)埼玉県環境保全公社(現在は廃止。)の事業用地として産業廃棄物の埋め立てを行うことを通じて造成を行い、その土地の上に、埼玉県県民健康福祉村を建設することとした。

埼玉県土地開発公社が用地造成工事費を含んだ額で埼玉県住宅供給公社から土地を購入し、その後県が埼玉県土地開発公社に購入資金の償還を行うという形をとった。
償還金額(造成費こみ) 4,459,928 千円

イ 造成費の内訳

(財)埼玉県環境保全公社の事業用地として廃棄物の埋め立てを行うことにより、造成費はその事業費で賄うことし、金額は発生していない。

ウ 地盤調査と地質分析資料

産業廃棄物を埋め立てるに当たり、汚泥(浄水場発生土)、建設資材、鑄物砂を埋め立てたが、協定書、覚書に基づき(社)埼玉県環境検査研究協会が性状に係わるサンプル検査を行い、基準値以下で問題はなかった。

建設・維持管理について

当該施設には温水プールが存在する。施設の利用者にとっては大変ありがたい設備で、設立目的を考えるとときには、夏季に限定されず、年間利用できる施設として考えた設備であったのかもしれないが、以下の問題点が存在する。

【意見 51】温水プールの設置は過度の投資ではないのか

公共施設には珍しい温水プールが存在する。夏季以外にもプールを利用しての健康増進が図れる施設で大変結構な施設であるが、維持管理コストを考えると作られたか疑問である。民間施設には温水プールはもちろんあるが、それは妥当なる入会金と利用料金を反映したものであり、また、市町村が温水プールを持っている場合もあるが、それは、焼却場の排熱利用を図ったものである。

担当課からは、年間を通じた健康づくりや運動機能の向上に役立ち、健康増進施設には必要なものであるとの見解を示されたが、温水をつくる都市ガスのコストが年間 10 百万円を超えること、水道代と光熱費を合わせて 30 百万円を超えるが、利用料金を 10 百万円程度下回ること、設備の修繕コストとを鑑みると、機能を縮小した今の段階からすれば、温水プールまで必要であったのか疑問が残る。

(参考：ガス料金)

ボイラー用	18 年度	10,637 千円
	19 年度	9,673 千円
	20 年度	10,401 千円

) 施設の在り方について

前述のように、現状では、必ずしも建設当初意図した機能を有しておらず、当初の趣旨とは異なるものとなっていること、利用者が越谷市を含む近隣市町村の住民が大半であって、県民全体を捉えての健康づくりの施設となっていないこと、越谷市内に同じような施設があること、この地に施設を設けざるをえなかったそれなりの経緯はあるにしても、建設した以上、施設を現状のまま運営しておくことは許されない。土地代を含み総額 100 億円を超える投資を行っているのであるから、投資効果を考えての施設運用が求められると考える。

10 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ（産業労働部 産業拠点整備課）

(1) 施設の概要

) 所在地 川口市上青木 3 - 12 - 63

) 開設目的

県内中小企業の振興と映像関連産業を核とした次世代産業の導入・集積を図ることを目的に「さいたま新産業拠点（SKIP シティ）」が整備された。これは、上記の目的を基本方針に、企業の創造的な技術開発を総合的に支援し、国際競争力を備えた県内産業の振興を図るとともに、映像関連産業の集積する国際的な拠点づくりを目指すもので、整備にあたっては、民間の持つ経営能力や技術力を活用することとし、埼玉県と NHK で提案競技（平成 11 年度）を実施し、選定された民間事業者と共同で事業を推進した。全 15 ヘクタール（道路を含む）のうち、3.4 ヘクタールの A 街区が平成 15 年 2 月 1 日に整備された。

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ（以下、「ビジュアルプラザ」という。）は、その平成 15 年 2 月 1 日にオープンし、SKIP シティの中核施設として整備された。設置の目的は、県民の映像に関する関心を高め、映像制作活動への参加を促進するとともに映像関連産業を支える人材を育成し、映像に関する創造的な事業活動等を支援することにより映像関連産業の導入・集積を図る（埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例第一条）ことであり、その目的を達成するための業務を行っている。

平成 20 年度に実施した事業は以下のとおりである。

- ・映像ミュージアム運営業務
- ・スタジオ運営業務
- ・映像ホール運営業務
- ・インキュベート施設運営業務
- ・情報発信システム運営業務
- ・映像データベース・システム管理・運営業務
- ・広報
- ・A2 街区維持管理業務

・イベントの開催

) 開設年月

平成 15 年 2 月 1 日

) 規模

面積

土 地 約 15,593 m²

建 物 地下 1 階、地上 9 階

構 造 鉄骨造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造)

) 建築費 448 億 4,831 万円 (SKIP シティ A 街区全体。用地取得費や備品購入費も含む)

SKIP シティ A 街区整備事業費

1 主な事業費

費 用	金額 (億円)	備 考
用地費	208.8	起債 (償還期限平成 22 年 3 月)
設計費	5.5	展示設計を除く
建設費	149.0	うちビジュアル 51.9 億円
工事管理費	2.8	うちビジュアル 1.4 億円
備品費	39.4	うちビジュアル 23.6 億円
展示費 (設計) (制作等)	23.5	うちビジュアル 1.6 億円 うちビジュアル 17.2 億円
合 計	429.0	

2 上記以外の事業費

費用	金額 (億円)	備考
測量・調査・アドバイザー等	5.4	用地管理、式典、鑑定費用、事務費等を含む
映像データベース整備	8.3	文化財映像のデジタル化、システム整備費等を含む
追加工事	5.6	追加工事、道路標識、駐車場整備工事等を含む
追加工事設計	0.1	インキュ内装、電線地中化工事設計のみ
合計	19.4	

ビジュアルプラザは、映像ミュージアムでの映像技術情報と体験学習の提供、映像公開ライブラリーでの視聴の場の提供による一般利用者を意識した公の施設部分とインキュベート施設、HD スタジオのように利用者が限定された施設を有する複合的な施設の性格を持つ。一般利用者向けの施設と利用者が限定された施設とを一体に運営する方が、利便性が高まるとともに、管理コストが下がるとして、一体運営がなされていると思われる。

) 管理形態 県直営

□組織・職員数(平成21年度)

(県)課長1名、主幹1名、主査3名(うち現地駐在1名)、主任1名

前年度と人数的には変動がないが、兼務の仕事が増えている。

(注)駐在者は技術職で、SKIPシティ全体の維持管理のために常駐している。

(委託会社)平成21年度に県から派遣2名(総務部長1名、総務課長1名)

業務の遂行にあたっては、その多くを(株)デジタルスキップステーション³に委託し、実施している。

)年間管理料

平成21年度予算額 877,362千円

A) SKIPシティ A2街区の維持管理

³平成21年1月31日までは、特別目的会社(株)スキップシティ及び(株)デジタルスキップステーションに委託していたが、2月1日に、両者が合併し、(株)スキップシティの事業のすべてが(株)デジタルスキップステーションに引き継がれた。

- ・維持管理（清掃、警備等）の県負担分 153,548 千円
委託先：(株) デジタルスキップステーション（旧（株）スキップシティ）
- ・光熱水費 52,031 千円
- ・保険料（火災、機械、損害賠償）など 5,315 千円

B) ビジュアルプラザの管理運営

- ・ビジュアルプラザ運営 448,380 千円
委託先：(株) デジタルスキップステーション（旧（株）スキップシティ）
- ・「映像産業振興機構」負担金 100 千円
- ・映画祭実行員会負担金 40,000 千円
- ・映像データベース・システムの管理運営（映像公開ライブラリー）
135,987 千円
委託先：(株) デジタルスキップステーション
- ・映像制作機器賃貸借費用 33,247 千円

C) ビジュアルプラザを運営するための県の事務費 6,881 千円

D) SKIP シティ B 街区への企業誘致と用地管理（雑草刈り）1,598 千円

E) 映像関連の NPO や企業等との情報交換など 239 千円

F) NPO や公的団体等が行う地域での映画上映の支援 36 千円

以上を整理すると、上記平成 21 年度予算額における（株）デジタルスキップステーションに対する委託料支払予定額の占める割合は、約 84% である。

なお、ビジュアルプラザの運營業務費は、平成 18 年度の 1,022,670 千円に比べると 145,308 千円（14.2%）の削減が行われている。これは、映像制作支援をソフト事業中心に改めたこと、委託会社の合併、維持管理業務にかかる削減など様々な努力、工夫に因っている。

(2) 施設利用に関して

利用者の状況

利用状況

平成 15 年度以降の入場者と施設利用率の状況は以下のとおりである。

対象施設	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
映像ミュージアム	入場者(人)	85,479	70,468	72,375	72,305	68,915	64,927
インキュベーション施設	稼働率	61.5%	71.0%	73.9%	68.6%	71.5% (63.6%)	57.4% (55.8%)
HDスタジオ	稼働率	44.7% %	60.7%	90.5%	92.6%	95.8% (95.1%)	81.0% (79.8%)
映像ホール	稼働率	59.0%	55.5%	81.6%	71.4%	73.7% (65.1%)	73.0% (51.4%)
公開ライブラバー	入場者(人)	109,816	74,782	59,357	55,027	60,789	58,319

() 書きは、平成 20 年度からの新算定方式による稼働率。

入場者と施設利用率は、初年度を除くと、開設当初から比べると低下傾向にある。

【意見 52】 広報活動を強化すべきである

平成 20 年度における予算額は 914,081 千円で、施設使用料等の収入を差し引いて 802,598 千円の一般財源の投入を予定している。県の厳しい財政状態からすれば、経費削減の削減を行っている中で多額をビジュアルプラザの運営にかけているわけであり、広報活動の強化を通じて、入場者と施設利用率の向上を図るべきである。

【意見 53】 展示品更新のため割増料金を課すなどの手段を講じてはどうか

展示物についても、開設から年数が余り経っていないとはいえ、技術の発達から考えると古くなってきているものもある。厳しい県財政の中では、予算の制約もあるが、ビジュアルプラザは映像技術情報と体験を展示施設で提供しているのであるから、利用者には可能な限り新しい技術を紹介していくことを考えていただきたい。展示品充実に向けての資金確保手段として、料金に展示品の更新のみに用途を限定した追加料金を課す、あるいは、特別展を行い、その際は割増料金を徴収するなど、展示品の更新資金の一部に当てておくことを考えてはいかがであろうか。

アンケート結果

A) 調査目的

「埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務委託契約書」第 13 条で定められている利用者の満足度について把握することを目的としている。

「埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務委託契約書」第 13 条の別紙 6 で調査方法について定めており、その概要は以下のとおりである。

県が実施者であり、自らの費用で、自ら又は第三者に委託することにより実施でき、受託者である(株)デジタルスキップステーションは調査に協力しなければならない。

また、県が調査の目的で立ち入る際は、(株)デジタルスキップステーションの業務の妨げとならないよう配慮し、通常の営業時間内において行わなければならない。
さらに、調査内容についても以下のような詳細な定めを行っている。

調査内容

対象施設	項目	内 容	手法	対象者
映像ミュージアム	展示プログラム企画	魅力あるプログラムが企画されているか、利用者の満足度や再来訪の意志等を中心に評価する。	アンケート又はヒアリング	利用者 (入場者)
	施設運営全般	適切な施設運営がされているか、利用者への対応等を中心に評価する。	アンケート又はヒアリング	
	館外授業の企画・運営	魅力あるプログラムが企画され、運営されているか、教員・教育関係者、生徒等の参加者の満足度を評価する。	アンケート又はヒアリング	利用者 (学校、教育委員会等)
スタジオ	スタジオ施設運営	適切な施設運営がされているか、利用者への対応等を中心に評価する。	アンケート又はヒアリング	利用者
映像ホール	ホール運営	適切な施設運営がされているか、主催者団体・利用者への対応等を中心に評価する。	アンケート又はヒアリング	主催団体
インキュベーター施設(インキュオフィス)	オフィス施設運営	適切な施設運営がされているか、施設入居者への対応や管理業務の適切な実施等を中心に評価する。	アンケート又はヒアリング	入居者
インキュベーター施設(映像制作支援室)	映像制作支援室施設運営	適切な施設運営がされているか、利用者への対応等を中心に評価する。	アンケート又はヒアリング	利用者

B) 調査対象及び方法（平成 20 年度）

調査対象は平成 20 年 9 月までの来館者及び施設の利用者で、映像ミュージアム来館者については直接アンケート調査を実施、その他の施設利用者については郵送によるアンケート調査を実施した。

C) 調査期間

平成 20 年 7 月～9 月

（対象者数及び回収率）

	調査方法	対象数	回答数	回収率
映像ミュージアム	直接アンケート	151	151	100%
映像学習プログラム	郵送アンケート	101	58	57.4%
スタジオ	郵送アンケート	14	5	35.7%
映像ホール	郵送アンケート	15	8	53.3%
映像制作支援室	郵送アンケート	22	5	22.7%
インキュベートオフィス	郵送アンケート	21	9	42.9%

D) 映像ミュージアム利用者アンケート調査結果

一般来場者（団体を含む）151 名

- ・ 展示内容については、良かったという意見が 90%を超えた。
- ・ 現在の状況にあった展示が必要だとの意見もあった。
- ・ スタッフへの要望については、対応はほとんどの人が「良い」と感じ、50%を超える人が「丁寧に説明してくれた」と感じている。
- ・ SKIP シティへの要望については、飲食店や土産物店、子供向け施設を望む声が多かった。

大多数が「また来たい」と思っている。

E) 映像学習プログラムに関するアンケート調査結果

参加クラス数 58 クラス

今後も利用したいか

参加したい 54

参加したくない 1

無回答 3

全体としてどうか 57	全然良くない 0	あまり良くない 0	良かった 39	とても良かった 18
企画内容はどうか 57	全然良くない 0	あまり良くない 2	良かった 39	とても良かった 16
スタッフは親切か 57	態度が良くない 0	親切でない 0	親切だった 23	とても親切だった 34
説明・指導はどうか 57	全然説明がない 0	あまり説明がない 1	十分だった 25	とても丁寧だった 31
展示内容は 38	つまらない 0	あまり面白くない 0	面白かった 22	とても面白かった 16
生徒たちの満足度は 57	非常に不満 0	やや不満 0	ほぼ満足 38	非常に満足 19

企画内容については、とても良かったという意見が多い反面、時間が足りなかった、制作の過程を重視して欲しいなどの意見もあった。

F) インキュベートオフィス利用者（新規利用者）アンケート調査結果

対象 11 名、回答 5 名

・利用者満足度（結果は、次表）

	非常に不満	やや不満	ほぼ満足	非常に満足
全体としての施設			4	1
施設内容			4	1
料金設定		1	3	1
利用上の規則や運営方法等			4	1
利用の際のスタッフ対応			1	4
トラブル等のスタッフ対応			2	3
編集室等、スタッフの施設利用案内			3	2
ア ビジネス支援		1	2	2
イ 制作技術面での支援		1	2	2
ウ 研修会実施などの支援			3	2

・その他

入居者の事業実態に合わせた料金体系を望む声や、行政に対しては事業活動をする上で、支援を望む声が強かった。

G) インキュベートオフィス利用者（継続利用者）アンケート調査結果

対象 10 名、回答 4 名

・利用者満足度（結果は、次表）

	非常に不満	やや不満	ほぼ満足	非常に満足	
全体としての施設		2	1	1	
施設内容		1	1	2	
料金設定		1	2	1	
利用上の規則や運営方法等		2		1	1
利用の際のスタッフ対応			2	2	
トラブル等のスタッフ対応			2	2	
編集室等、スタッフの施設利用案内			3	1	
ア ビジネス支援		1	1	1	1
イ 制作技術面での支援		3			1
ウ 研修会実施などの支援		1	1	1	1

不満と満足の間

・その他

施設設備については、もう少し日常的に使えるものを、という意見もあった。HDV 関連の機材の充実を求める声や受けられるサービスに対する不満もあった。また、行政に対しては、SKIP シティが映像制作現場であることを県内外に周知させてほしいとか、インキュベートオフィスの目指すべき方向を示してほしいとの意見もあった。

H) スタジオ利用者アンケート調査結果

(5 件 インキュ 2 名 都内事業者 1 名 県内事業者 2 名)

施設機器等の整備内容、料金設定、スタッフの対応などすべての項目で、満足と答えている。行政に対しては、撮影協力体制の強化や施設の低料金化を望む声もあった。

I) 映像ホール利用者アンケート調査結果

(8 件 インキュ 1 名 都内 1 名 県内 6 名)

施設機器の等整備内容、料金設定、スタッフの対応などすべての項目で、満足と答えている。ただ、駐車場の手続き面での煩雑さや交通の便が悪いとの理由から今後利用したくないと答えたものもいる。

J) 映像制作支援室利用者アンケート調査結果

(5件 インキュ3名 都内1名 県内1名)

施設機器の等整備内容、料金設定、スタッフの対応などほとんどの項目で、満足と答えているが、施設・機器に対してやや不満である、と答えた人もいる。

行政に対しては、交通の便の確保やフレームの研修の充実、映像文化の県民への周知性を課題に挙げている。

全体として機器に対する台数増や更新に対する要望が多い。

) 利用料金について

入場料及び使用料については、「埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例」において、次のように定められている。

第14条(入場料)

映像ミュージアムに入場しようとする者は、別表第一に定めるところにより、入場料を納付しなければならない。

映像ミュージアムの入館料の決定

県外の展示見学施設や県立展示見学施設の入館料のバランスに配慮し、決定した。また、県内施設及び類似事例を参考に子供区分及び無料入館者対象者、団体割引について決定した。

第15条(使用料)

利用権利者は、別表第二に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

別表第二

スタジオ
映像ホール
インキュベートオフィス
映像制作支援室
駐車場
附属設備

利用料金(主なもの)

A) 映像ミュージアム

大人・・・・・・・・ 500円(個人) 400円(団体20人以上)

小人(小中学生)・・ 250円(個人) 200円(団体20人以上)

(年間会員権について)

リピーターの確保と映像ミュージアム内の機器貸出し(スタジオ機器、編集機器)を促進するため、1年間で何度でも入館できる年間入館券を設定することとした。料金設

定の考え方としては、年 2 回の企画展及び長期休暇（春休み、夏休み、冬休み）における来館を促すため、4 回分（1 回は得になる）の料金で設定することとした。

（区分）

大人	2,000 円
子供	1,000 円

B) 映像ホール

平日 1 日（9 時から 21 時）	33,900 円
土日祝日 1 日（9 時から 21 時）	44,000 円

D) HD スタジオ

副調整室利用時

一般	1 時間 31,500 円	1 日 189,000 円
県民	1 時間 15,700 円	1 日 94,200 円

（差額料金制）

使用料について上記別表第二で、県民と一般とで差を設けており、県民は一般の半分の金額に使用料を設定している。ここで、県民とは、県内に住所を有する個人又は法人及びインキュベートオフィスの利用権利者をいい、一般とは、県民以外のものをいう。

（差額料金制を採っている使用料）

- ・スタジオ使用料
- ・映像制作支援室使用料

減免措置

「埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例」の第 16 条「知事は、特別の必要があると認めるときは、入場料又は使用料を減額し、又は免除することができる」とあり、この規定に基づき「彩の国ビジュアルプラザ入場料及び使用料減額（免除）要領」で入場料又は使用料を減額又は免除する場合の基準及び手続きを定めている。

A) 県民料金の半額の場合

- ・県内の学校が主催する事業で、児童、生徒、学生が教育的活動のために HD スタジオ又は映像制作支援室を利用する場合
- ・県内に在住又は在学の児童、生徒、学生が映像制作活動のために HD スタジオ又は映像制作支援室を利用する場合で営利を目的としないとき

B) 免除できる場合

- ・県が主催、共催又は後援により事業を実施するためビジュアルプラザを利用する場合で、ビジュアルプラザの設置目的の達成に寄与すると知事が認めるとき
- ・インキュベートオフィス利用権利者の顧客が、業務を目的にビジュアルプラザに来

訪するため駐車場を利用する場合

）予約手続について

予約手続は、(株)デジタルスキップステーションが業務委託を受けて実施している。映像ミュージアムの見学ゾーンにおける小学校等の団体見学については、事前に予約を受け付け、施設担当者が詳細なスケジュールを作成し、時間管理を行っている。一般の見学については、事前予約の必要はなく、開館時間内ならば券売機で入場券を購入することにより自由に見学することが可能である。

映像ミュージアムのスタジオおよびインキュベート施設の会議室、編集室、オフィス等およびHDスタジオや機材の貸出しについては6ヵ月前から利用日の3日前までに、映像ホールの使用は12ヵ月前から予約を受け付ける。

予約は利用者が利用申請書を作成提出することにより行う(FAXでも良い)。(株)デジタルスキップステーションでは、申請書を受領し施設予約管理システムに入力を行う。さらに許可書案を作成し、県庁産業拠点整備課にFAXを送る。県庁担当者は、内容を確認して採決をとり、(株)デジタルスキップステーションにFAXで返信する。(株)デジタルスキップステーションの担当者は、印影印刷してある許可書を管理者から受け取り、この許可書にFAXで受け取った許可書の内容を記入して利用者に渡す許可書を作成する。

(3) 施設管理の状況

）外部委託の状況

委託業務

映像ミュージアム、スタジオ、映像ホール、インキュベート施設、情報発信システムの各運営業務、映像データベース・システム管理・運営業務の他、清掃・受付・駐車場の管理・運営業務も(株)デジタルスキップステーションに委託している。なお、維持管理は、管理事務所のSKIPシティA街区維持管理業務共同企業体(構成員:(株)V1、(株)V2)に管理を委託している。

）個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

個人情報保護については、業務委託契約の中で規定している条項に従っている。独自の規程、マニュアル等は特に作成していない。

クレーム対応

マニュアル、規程等は特に作成していない。

安全管理

規程、マニュアル等は特に作成していない。

SKIPシティ維持管理調整会議の中で、個別に検討し、実施方法を定めている。

) 財務管理

帳簿管理と出納管理の状況

帳簿類はすべて県（本庁）で保管している。

備品管理の状況

備品出納簿を基に、サンプリングにより実査を行った。概ね、備品出納簿は適切に記載されていたが、映像関連に関する複合機器が多いため、管理のためのシールを張り付けることができない状況であった。備品や展示物は、年に一度、実査を行い、備品出納簿や展示物一覧とチェックしている。

シールを張ることができないのは、映像機器関連の特性上、やむを得ないと考えられ、現状では特に問題はないと考える。

) NPO 法人等との協調体制

映像ミュージアム運営に当たり、NPO 法人「さいたま映像ボランティアの会」のスタッフを活用している。

(4) 展示物について

展示物については、備品出納簿ではなく実物等展示品リストで管理をしている。展示物が大きく変更することがないため、リストと現物の乖離はない。展示物は大変興味深いのが、平成 15 年 2 月にオープンし約 7 年経過しているため、少しずつ展示物の入れ替えを検討する必要があると考える。しかし、予算の関係上、事実上、展示物の入れ替えは困難を伴うと考えられるため、担当者は、リース、ソフト面からのアプローチを考えており、熱心で望ましい体制であると考えている。

(5) 指定管理者制度導入の見込み

ビジュアルプラザに指定管理者制度導入するかどうか、あるいは導入できるかどうかについては、これまで何度か様々な場面で議論がなされてきた。

まず、平成 16 年 8 月の「公の施設のあり方最終見直し方針」でビジュアルプラザは「直営とするが、効率的な運営を図るため、指定管理者制度の導入についても検討を行うこと」とされた。また、監査委員監査においても、19 年度以降毎年のように指定管理者制度の検討状況について質疑が行われている。これらを受け、県でもこれまで指定管理者制度導入の可能性を検討してきた。

この問題についての従来からの担当課の考え方は次のとおりである。

- ・ビジュアルプラザは本県における映像産業の育成を目指して、PFI 的手法により整備された施設であり、

- ・管理運営に当たっては、事業者や SPC 等と「30 年協定」⁴が締結されている

以上により、川口市、(株)ソニー、NHK、早稲田大学などの協力のもと、県が直営で経営すべき施設である

そして、平成 21 年 2 月、管理運営受託会社 2 社 ((株)スキップシティ、(株)デジタルスキップステーション)が合併したことにより、今後は、運営事業の効率的な展開が図られるとともに、再委託業務の見直し等を進め、委託料の着実な削減を図っていくことの方が指定管理制度を導入するより、施設管理費の削減につながっていくと考えている。

現実には、前述のように平成 18 年度の委託料 1,022,670 千円と比較し、平成 21 年度は 877,362 千円と 145,308 千円(前年比 14.2%減)の削減効果があり、この削減努力を引き続き求めていく方針である。

また、(株)デジタルスキップステーションの筆頭株主である独立行政法人情報通信研究機構は指定管理者制度導入より、(株)デジタルスキップステーションの累積赤字(平成 20 年度末 2 億 4 千万円)の解消を進めることが課題であるとの考えを持っているようである。

さらに、「30 年協定」は、提案競技を実施した結果、落札した事業者に SKIP シティ施設の管理運営を委ねる基本的な協定であり、「30 年協定」を指定管理者制度導入のために一方的に破棄することは、法的な観点からも信義則上も許されない。場合によっては損害賠償の請求の対象にもなりかねないと危惧している。

以上が担当課の考え方であるが、これについては、ビジュアルプラザは 2 つの性格を有する施設であって、まず一般利用者向けの施設は指定管理者の導入を図れる余地があると考える。

他方、利用者が限定された施設については、県の政策とする映像技術者のインキュベーションに係る施設であるから県の直営施設として運営していくことに理解ができる。このような考え方に対しての担当課の反論は以下のとおりである。

ビジュアルプラザの意義

県、NHK、(株)ソニー等は映像関連産業を核とした次世代産業の育成集積を図るため共同出資会社として(株)デジタルスキップステーションを設立することとした。そして、(株)デジタルスキップステーションの活動に要する施設として県と NHK 等が共同してビジュアルプラザを設置した。

⁴ 「30 年協定」とは「さいたま新産業拠点 A 街区整備事業に関する基本協定書」をいう。施設整備当時、制定途上にあつた PFI 法に準拠した事業手法を採用し、締結したもので、オープン(平成 15 年 2 月)後 30 年間にわたって SPC に管理運営を委託することとされている。

ビジュアルプラザの施設

- A 映像インキュベーション（県）
- B HD スタジオ（県）
- C 映像ホール（県）
- D 映像ミュージアム（県）
- E 映像公開ライブラリー（県及びNHK 共有）

県の直営とする理由

- ・（株）デジタルスキップステーションは「映像制作者の育成」と「映像技術の普及啓発」を業務としている。
- ・「映像制作者の育成」は、「A.映像インキュベーション」入居企業等に対し、「B.HD スタジオ」、「C.映像ホール」及び「D.映像ミュージアム」を実地の技術研修の場として使用している。
- ・「映像技術の普及啓発」は、県民の映像産業への関心と理解を深めるために、B、C、D、E の施設を一般に公開又は供用している。

指定管理者導入に対する反論

- ・「A.映像インキュベーション」、「B.HD スタジオ」及び「C.映像ホール」は、（株）デジタルスキップステーションが県の政策目的で運営し、優先利用する施設であることから、指定管理者に運営を託するには適さない。
- ・「D.映像ミュージアム」は一般的には指定管理にふさわしい施設である。しかし、ミュージアムは県及び川口市が設立に関与した地元の映像NPO に学芸員の機能を委託し、県民レベルの運営を図っている。（株）デジタルスキップステーションの技術指導の下で体験施設の案内や説明、小中学校の総合学習における技術指導を行うなど、県民自らの活動の振興も目的としている。
- ・「E.映像公開ライブラリー」については、県とNHKの共有施設で、県とNHK 所有の映像ソフトを公開するために、（株）デジタルスキップステーションが設立された経緯がある。

（結論）

ビジュアルプラザは県の政策目的をもって設立した（株）デジタルスキップステーションの活動のために設立した施設である。今後とも、県が（株）デジタルスキップステーションの株式議決権を通じて映像関連産業の振興のための施設活用と県民利用を直接的にコントロールする必要がある。

なお、随意指定の指定管理は運用としては可能であるが、指定管理制度の発足以前に合意した協定であり、協定当事者の合意を得ることが困難である。

【意見 54】県の直営施設であるとの外観を持った管理運営を望む

県の公の施設は、施設の建設が計画され、その設置目的に鑑みて、その管理を県の直営としていくか、指定管理者に管理運営を委ねるかいずれが決め、管理運営を行っている。

これに対して、ビジュアルプラザは、県の政策である、映像関連産業を核とした次世代産業の育成集積の実現を目指すために、NHK、提案競技で落札したソニー（株）及び他の映像関連者と共同事業を行うこととし、そのための共同出資会社として（株）デジタルスキップステーションを設立した。そして、（株）デジタルスキップステーションが具体的な事業展開をする場として、県及び土地の所有者である NHK が共同してビジュアルプラザを設置した。端的にいえば、民間企業で行われている共同事業の手続きを踏襲したにすぎず、その意味では、他の公の施設の設置とは、設置過程が異なるといえよう。

確かに、前述のように一般利用者向けの施設は指定管理者の導入の余地があると考えますが、（株）デジタルスキップステーションが設立された経緯とそのための事業展開の場としてのビジュアルプラザが設置された経緯を考えるならば、（株）デジタルスキップステーションに全体として施設の管理運営を委ねることは、「30年協定」の期間中は、やむをえないものであり、業務の関連性と一体運営を行うことによる効率性の観点からも、是認されるものと考えます。

ただし、地方自治法の規定に従い、公の施設の管理形態は、地方公共団体の直接の管理運営とするか指定管理者に管理運営を委ねるかいずれかとなっているので、このことは、県の直接的な管理運営を意味する。

委託者である（株）デジタルスキップステーションに、利用者の満足度を高める運営を求めていく、効率的な運営により運営経費の削減を求めていくことなどはむろんのこと、直営施設にふさわしい管理運営状態となっていることが重要である。

施設を監査した印象では、この点に関しては、（株）デジタルスキップステーションに平成 21 年から県職員を 2 名派遣したとはいっても、県職員の現地配置は、技術職の 1 名のみである。関係事務職が駐在していないことから、申請許可手続きは、委託業者が FAX を本庁に送り、承認は産業拠点整備課の担当が行っている。当日中に利用許可書を出しているとのことであるが、利用者にとれば、その場で使用許可を受けられることにこしたことはない。

県の主張どおり、（株）デジタルスキップステーションへの委託に合理性を求めるならば、県の直営施設としての職員の現地配置を行い、県職員がその場で利用許認可を行うなど前面に立っての施設の管理運営を行うべきである。

収入状況

A) 収入金額

(単位:千円)

年 度	利用料収入 (対前年度比)
H16	65,884 (0.1%)
H17	61,987 (5.9%)
H18	63,711 (2.8%)
H19	60,430 (5.1%)

【意見 55】事業評価制度を導入すべきである

ビジュアルプラザの設置の経緯が前述したとおりであるならば、政策目的が達成されているかの事業評価を行わなければならない。そのためには、事業評価の前提となる尺度が必要となる。県費が8億円以上投入されている施設であることを考えると、事業評価が自己満足に陥ってはならないと考える。

県の政策を反映するインキュベート施設、HDスタジオについては、事業の方向性に定量性も加味した事業目的を明確にし、数値的目標達成度を対比する事業評価システムを導入すべきである。それにより、県費の投入と派生效果とを比較検討することにより、取り組むべき課題が明確となると考える。

それには、一般利用者向けの施設と利用者が限定された施設の事業コストが一体としていないのでは、費用対効果が測定できない。総額費用の配布計算により、それぞれの事業予算と発生経費をつかみ、事業評価に役立てるべきである。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

修繕については、NTT コミュニケーションズ(株)、NHK、早稲田大学等の複合施設であるため、大規模修繕については、区分所有者協議会によって決定している。そこで、修繕の必要性、業者、金額、負担割合が決定される。負担割合は、修繕の内容によって異なる。

区分所有者協議会において、修繕については十分に検討されていると考えられるため、特に問題はないと考える。

修繕面から

を参照のこと。

) 施設の在り方について

【意見 56】今後の施設運営で留意されたいこと

県民の映像に関する関心を高め、映像制作活動への参加を促進するとともに映像関連産業を支える人材を育成し、映像に関する創造的な事業活動等を支援することにより映像関連産業の導入・集積を図るという設置目的を達成するために設置以来業務を行ってきた。特に、映像制作者の育成と映像技術の普及啓発という県の政策目的を達成するためには5年、10年のスパンでは無理であり、それゆえにSPCとの間でいわゆる30年協定を締結したのである。

今後は、厳しい県財政ではあるが、これまでの設備とソフトへの投資を無駄にすることなく、当初の政策理念を継続していくことが重要である。そのためには、新たな技術やより高性能な設備導入も必要であろうが、アンケート調査にある、例えば、施設設備についてはもう少し日常的に使えるものとの声をも反映した、利用者に使い易い施設、映像技術の普及啓発であれば、分かり易い時代感覚を生かした施設としての運営を望みたい。また、映像制作者の育成を図っていくために、揺籃期の事業者に対して、支援メニューを充実させていくことが必要である。

1.1 埼玉県農林公園（農林部 農業政策課）

（1）施設の概要

）所在地 深谷市本田 5768 - 1

）開設目的

県民が農林業や農村文化とのふれあいを通じて農林業に対する理解と認識を深めると共に、農林業関係者に対する総合的な研修の場を提供すること。

）開設年月

昭和 63 年 6 月 1 日開園

）規模

敷地面積 約 15.9ha

）建築費

整備費 2,262,507 千円

内国庫補助金 昭和 61～62 年度 果樹花き総合振興対策事業 65,533 千円

昭和 62 年度 木材需要拡大推進緊急対策事業 48,204 千円

用地費 2,077,620 千円（土地開発公社からの買戻額）

）管理形態

（社）埼玉県農林公社が、平成 18 年度から、公募により指定管理者として選任され、管理業務を受託している。

) 委託料の推移

(単位：千円)

年 度	委託料
H17	90,069
H18	85,000
H19	84,000
H20	83,000
H21	82,000

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

年 度	入場者数(人)	研修室等利用状況	
		回数(回)	人 数(人)
H16	444,053	253	6,415
H17	422,560	205	5,699
H18	514,817	298	8,231
H19	511,357	268	6,364
H20	526,450	282	5,902

研修室は、第1研修室(定員約160名)、第2研修室(同約60名)、調理実習室(同約30名)、木工工作室(同約20名)の4つがある。

アンケート結果

利用者満足度(総合、職員対応、清潔さ、講座受講者向け)について、アンケートを実施している。結果の総括表を閲覧したが、「大変よい」または「よい」の占める割合が高く、特に問題は見られなかった。

) 利用料金について

(単位：円)

区分	利用料金	
	半日	一日
第一研修室	3,600	5,900
第二研修室	1,000	1,700
調理実習室	1,300	2,400
木工工作室	1,000	1,700

差額料金制

特に設定していない。

減免措置

利用料金の減額については、協定書に基づき、県の承認を得ている。

) 予約手続について

農林学級

往復葉書かホームページ上から申し込むことができる。抽選結果にもとづいて申込者に連絡することになっている。

野菜、果実等の収穫体験については、当日に園内放送で募集している。

研修室等

電話で連絡して空室状況を確認し、利用日当日までに「埼玉県農林公園施設等利用許可申請書」を提出する。

特にコメントすべき事項はない。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

選考時の書類を閲覧したが、特に問題は無く、選定委員会により公平な選考が行われていた。

) 委託費

導入前とのコスト比較

平成16年度は委託料の実績値、平成18年度から平成22年度は、協定書に定められた額を記載している。指定管理者を募集したことによるコスト削減効果がみられる。

年 度	H16	H18	H19	H20	H21	H22
委託料(千円)	94,521	85,000	84,000	83,000	82,000	80,500
平成16年度比(%)	100.0	89.9	88.9	87.8	86.8	85.2

) 指定管理者の提案事項の実現度

事業計画書、事業報告書、年4回のモニタリングにより実現状況を評価している。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

以下の事項につき、指定管理者は県に報告をしなければならない。

- ・施設の利用状況について、前月の状況を翌月10日までに報告。
- ・毎年度終了後、1ヵ月以内に事業報告書を作成して提出。

報告は、規定どおりに行われていた。

モニタリングの状況

年4回の県によるモニタリングが行われている。モニタリング実施結果書類を閲覧したが、特に問題は見当たらなかった。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

以下の書類を閲覧した。

- ・再委託に関する県の事前承認書類
- ・に関する決裁資料
- ・業務委託契約書

(社)埼玉県農林公社本部で起案し、指定管理を受託している全施設で一括契約しているものと、施設で起案し、独自に契約しているものがある。

前者においては、起案者は全ての契約において経理担当課長、後者においては、起案者は全ての契約において施設管理担当課長であった。

15件の契約の内、入札は1件、1社しか見積もりを取っていない随意契約が4件、数社を指名して見積書を提出させている随意契約が10件あった。

1社見積もり随意契約は、機器のメンテナンスの安全面を考慮してメーカーに依頼するという協会の方針によるものであった。特に問題は見当たらない。

数社見積もり随意契約においては、見積もりを提出させる業者の選定基準が設けられていなかった。前年度に見積もりを提出した企業を指名している、という説明を受けた。

【指摘 28】業者指定を行う場合の公正な判断基準を設けること

起案者が特定の人であり、業者指名のルールが無いのは、不公正な取引が生じるおそれもあるので、業者指定を行う場合の客観的かつ公正な判断基準作りが必要である。

なお、来年度以降は、業者選定会議を開催し、見積もり依頼する業者を選定することとしている。現在、既に業者選定要領を策定するなど、改善策を講じている。

）個人情報保護、クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

「埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）」第 59 条に基づいて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置について、「社団法人埼玉県農林公社個人情報の保護に関する規程」を定めている。そして、この規定に定める個人データの安全管理措置、従業員の監督、委託先の監督についての必要な事項を「社団法人埼玉県農林公社個人情報の保護に関する規程 個人情報の保護に関する規定安全管理措置等細則」に規定している。さらに、公社が保有又は取得する個人情報の適切な保護のため「社団法人埼玉県農林公社個人情報の保護に関する方針」を定め、個人情報の適切な保護に努めている。

クレーム対応

クレーム対応のためだけのマニュアルを特別に設けているわけではない。ただ、職員の行動規範、服装・身だしなみ、あいさつと言葉遣いといった職務上の日常規範を定めた「農林公園サービス管理マニュアル」の中の「園内のトラブルについて」と題した章で、トラブル対応について若干ふれられているのみである。

即ち、その章では、(a) 迷子 (b) 苦情に対する考え方 (c) 苦情対応の心得 (d) 苦情対応で慎むべき対応 (e) 言葉・表現を言い換え (f) 言ってはならない言葉について書かれている。ただ、どちらかという職員の利用者に対する態度や言葉遣い、心構えなどといったトラブル発生時の心得について定められているのみである。

【意見 57】トラブルの発生時の処理マニュアルの策定を行うこと

平成 11 年度から苦情メモ・ノートを作成し公園管理の向上に努めているが、利用者対応の心得について定めたものを除き、トラブルが発生した場合の具体的な処理手順を記載したマニュアルは作られていない。

苦情については、管理部門の者が電話で受ける場合、業務課の者が園内で利用者から直接口頭で受ける場合、売店や食堂で起こる場合など様々な形態がある。これらについて、発生、対応、報告といった一連の手順をある程度具体的に定めて、それを職員に周知徹底させることが必要と考える。

なお、トラブルの発生時及び苦情の対応手順については、現在作成中であるとのことである。

安全管理

火災、異常気象、地震、犯罪・人身事故その他に対する危機について「農林公園危機管理マニュアル」を定めて管理に努めている。また、「農林公園巡視マニュアル」を定め、利用者の事故やトラブルを未然に防止するために、毎日定期的に公園内を巡視させている。巡視担当者は朝・昼・夕の1日3回巡視している。この場合、担当者は「巡視チェックリスト」をもとに公園内の各拠点を廻り、「農林公園管理日誌」「公園巡回チェックリスト(当番用)」を記録することによって、報告を行っている。

【指摘 29】管理日誌における管理者の検印押印の欠如

上記「農林公園管理日誌」には、本日の当番の記名欄のほか、所長、課長の検印欄があるが、ほとんどのページに印鑑が押されていない。所長、課長は日誌を毎日閲覧しているということであるが、管理責任の明確化という観点からも、検印はマニュアルの定めに従い行うべきである。

なお、監査日以降は、内容を確認の上検印を押印しており、改善が見られる。

財務管理

出納管理の状況

現金入金が生じる場合は、以下のとおりである。

イ．研修室等施設利用料収入及び農林学級収入

回収代金は、封筒に入れ金庫に保管している。翌日に金融機関の預金口座に入金する。

ロ．遊具収入

担当者が直接、バッテリーカーから貨幣を回収し、管理表を作成している。

【意見 58】出納の実態に即して現金勘定を活用すること

現金での入金処理が行われているが、当該施設では現金勘定を使用していない。現金を預金口座に入金したときに初めて会計処理を行っているため、実際の現金の動きと会計処理が一致していないことになる。この会計処理方法では、不正や誤謬が発生する可能性が高い。現金の入出金に合わせて会計処理も行う必要がある。

なお、来年度以降、現金勘定を使用して経理処理できるよう、現在体制について検討中であるとのことである。

【指摘 30】

1．実態に即して収入金の認識を経理処理する方法に改めること

実際の現金残高は出納補助簿で管理されており現金の金額把握はできているが、直売所の売上代、体験学習等の参加費として受け入れた現金が収受日に処理されていないために、勘定記録として反映されていない。

現金は稟議書によって処理され、稟議書は実際の現金入金があった日に起票されてい

るが、経理処理に結びついておらず「現金」として認識されていない。経理処理されるのは、JA ふかやの口座（川本支店 普通預金 2042578）に預けられた日であり、そのときに「預金」として処理されている。

これは、職員が十分いないために現金勘定を持たないことにしているとの説明であるが、収入が上がった日に認識されていないのは問題であり、改善すべきである。

年度末においては、農産物直売所の年度末（3月31日）の営業時間は、決算のため午後3時までとしており、当日の売上金は、営業終了後に速やかに金融機関に預け入れ当日処理されている。

なお、経費支払は職員の立替によっており、支出処理は預金を降ろし、立替者へ支払ったときによっているので、問題はなかった。

以上の指摘に対して、次年度以降、現金勘定を使用して経理処理できるよう、体制を検討中とのことである。

2．違算金は帳簿記録により管理すること

収入金額の認識は、売店レジのジャーナルの金額によっている。違算金があり金が不足する場合は、農協へ入金する際に、違算金を入れた箱からお金を出し、余れば箱にお金を入れて調整している。

上記の処理を踏まえ、箱にある金額を確認したところ、1,412円（平成21年8月3日現在）が帳簿により管理されておらず、直ちに金額が分からなかった。次善の策とはいえ、簿外管理となっており、また、金額を把握していないのは問題であり、帳簿記録により管理すべきである。

なお、昨年12月から違算金の帳簿記録を開始し、今年度末においては、雑収入あるいは雑損失として処理するとのことである。

3．預金残高を減らすこと

平成21年3月16日現在の預金残高は32,778,676円で、翌日の17日に30百万円を本部へ送金している。（社）埼玉県農林公社の出先機関の一つである埼玉県農林公園管理事務所にこのように多額の預金残高があるのは、資金効率の観点から問題である。背景として、売店売上収入が営業所の入金となるのに対し、農産物の提供者への支払は本部が行い、かつ臨時職員の給料も本部が支払っていることにより、出がなく入のみの状態となっているからである。出先機関の預金残高としては多過ぎるので、金額を減らすべく改善すべきである。

なお、監査日以降、預金の振替は4半期毎に実施し、残高を減少させている。

）備品管理

備品管理の状況について、現品を実査し備品管理台帳と照合した。その結果は、次のとおりである。

【指摘 31】県と一体となって備品管理台帳の整理を進めていくこと

備品管理台帳は整備させているが、指定管理者へ管理委託をする前に、現品の存在、使用の可否、正常に機能するかの確認が十分に行われてこなかったのが、備品管理の問題点である。指定管理者は県に代わって備品についても適正な管理を行い、県は指定管理者の備品管理の状況をモニタリングし、管理状況の良否を判定していくわけであるが、その前提が成り立っていないことになる。

県と一体となって備品管理台帳の整理を進めていくことを求める。

なお、現在備品の確認作業を開始しているとのことである。

) 自主事業について

農産物の直売所を設け、地元農産物の販売を行っている。このことに関して、管理状況を検討した。

(参考 - 管理の状況)

臨時職員 4 名がレジ等の対応をしている。

レジのつり銭は 20 万円 (2 台設置) で、両替用として、20 万円 (平成 21 年 3 月 18 日より 10 万円増額) を保管している。

平成 20 年度の農産物の直売所での売上高は、約 5,300 万円で、手数料として、原則売上高の 10% を受領している。販売人件費を除いた段階では、赤字にはなっていないが、管理コストまではみていない。

【意見 59】

1 . 農産物の提供者と直売所における残数量の確認を得ること

月単位で売上金額を農産物の提供者へ伝えているが、今まで売上金額でクレームを受けたことはないとのことであるが、問題とするところは、農産物の提供者が持ち込んだ数量から販売した数量を差し引いた数量、すなわち残数量が把握されていないことである。

これは、提供者自身が日々の売上金額を把握していないことも一因と考えられるが、農業事業者には帳簿による収入支出の管理が求められる昨今である現状を踏まえると、いずれ、報告している数字について説明を求められることも想定される。数量確認には手間がかかることも事実であるので、農産物の提供者と、売り場の提供であって現物管理までするものでない旨の合意を得ておくことが望まれる。

なお、今年度末までに、直売所の利用規程に「在庫の管理については生産者 (委託者) の責任において実施する」旨の記述を明記する予定であるとのことである。

) NPO 法人等との協調体制

ボランティアについては、「農林公園ボランティア一覧」に記載されている。そこには 6 団体の名前が記載されているが、所在地、電話番号、人数等が正式に登録されているのは、現在はハーブの会だけである。

【意見 60】ボランティア登録を勧めること

正式にボランティアとして登録してもらうことによって、連絡先も明確になり、ボランティアの管理費用の節約にもつながることになる。また、ボランティアとの連絡が密になることによって公園入場者の増加にも資することになる。従って、現在公園で把握している団体に対してできるだけ登録を求めるべきである。

NPO 法人については、NPO 法人 NPO 埼玉ネットに所属する 1 グループに野外コンサートを毎年お願いしている。

) 執務体制と執務管理の状況

管理体制（所長以下 9 名（うち正職員 4 名））

所長 1（特別嘱託）

施設管理担当 正職員 2、嘱託 1（非常勤嘱託）

業務担当 正職員 2、嘱託 1（常勤嘱託）

園芸相談員 1（非常勤嘱託、週月、水、金の 3 日間）

木工指導員 1（非常勤、木工教室のみ、月 2～4 回）

その他 臨時職員 2 名

農作業臨時職員 5 名

直売所臨時職員 6 名

計 22 名

【意見 61】責任を明確にするための組織図と職務分担表の作成を行うこと

（社）埼玉県農林公社の組織構成表のほかに、嘱託、臨時職員を含めた公園管理事務所独自の組織図は特になく、また職務の詳細な分担を定めた職務分担表も特に作成されていない。

嘱託、臨時職員を含めた組織図と職務分担表（一覧できるもの）を作ることによって、各人の責任を明確にすることになるので作ることが望ましい。

なお、監査日以降、臨時職員を含めた組織図と職務分担表が作成されたことを確認した。

勤務時間について

職員の勤務時間は、（社）埼玉県農林公社の就業規程によると午前 8 時半から 17 時 15 分である（28 条 1 項）。

ただし、埼玉県農林公園では、公園独自の措置として、平成 16 年頃から当番制を敷き、4 月から 9 月の期間は、契約上 4 時までとなっている嘱託 1 名を除く 6 名の常勤職員のうち 1 名が 8 時から 16 時 45 分（早番）、1 名が 9 時半から 18 時 15 分（遅番）とし、10 月から 3 月の期間は 1 名が 8 時から 16 時 45 分（早番）となっている。

【指摘 32】理事長承認書類を整えること

所長からは、上記の当番制は、就業規程 28 条 2 項の「理事長は、業務上必要がある場合は、前項（（注）上記 28 条 1 項）の始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することができる。」に該当すると説明を受けたが、理事長が承認したとの決裁書、稟議書等はないとのことである。

この点に関し、就業規則で認められているが例外事項であるので、当番制を敷いた理由を付した書類を整えておくべきである。

なお、監査日以降、埼玉県農林公園では現在の当番制について再検討を行い、その結果、これまでの夏季 2 名当番(遅番・早番)体制では、通常業務に支障が生じているとの判断から、当番は年間をとおして 1 名とする新たな当番制を敷くことについて理事長の承認を得たとのことである。

(5) 第三者評価の状況

今まで行われていなかったが、平成 21 年度に全庁的な観点から実施されている。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

施設の維持管理状況について、特に問題となる点は見られなかった。

) 施設の在り方について

埼玉県農林公園は、県民が農林業や農村文化とのふれあいを通じて農林業に対する理解と認識を深めると共に、農林業関係者に対する総合的な研修の場を提供するとの開設目的を達成しており、しかも豊かな自然環境の中で県民が手軽に利用できる施設としての機能を果たしている。引き続き、県民に親しまれる施設となることを期待したい。

(7) 施設の課題

【意見 62】利便性を高める交通手段の確保を考えること

最寄りの駅から遠いが公園の近くまで来るバスがなく、自家用車での来園が中心となっており、手軽に利用できる公園としては、来園者のための足の便の確保が課題であると考ええる。

過去に路線バスの運営会社に停留場の設置を求めたことがあるとのことであるが、実現できぬまま今日まで至っている。路線バスを取り巻く経営環境は厳しく、採算を考えたの運行路線の見直しが行われている現況下では停留場の設置は難しいことであることは理解できるが、車での来園が難しい年配者、子どもたちの利用を考えると、もう一段の工夫を期待したい。

なお、今後循環バスを運行している主体の深谷市に対し、運行経路や運行時間の見直しについて要望していく予定であるとのことである。

1 2 熊谷スポーツ文化公園（都市整備部 公園スタジアム課）

（1）施設の概要

）所在地 熊谷市大字上川上ほか地内

）開設目的

魅力ある地域づくりを推進するため、文化、スポーツ、レクリエーション活動の拠点となり、埼玉県を代表するスポーツ施設のある公園として計画された。施設の内、陸上競技場や彩の国くまがやドームは、平成 16 年開催の第 59 回国民体育大会のメイン会場として建設された。

）開設年月

西地区：ラグビー場、ソフトボール場、散策路は、平成 3 年 4 月 1 日

東地区：陸上競技場、彩の国くまがやドームは平成 15 年 7 月 20 日。

）規模

全体 88.3ha

陸上競技場：第 1 種公認陸上競技場、延床面積約 22,500 m²、席数約 15,000 席、トラック 400m 9 レーン

投てき場：やり投げ、ハンマー投げ、円盤投げ、砲丸投げ等

彩の国くまがやドーム：

体育館 3,327.75 m²

（バスケットボールコート 3 面、バレーボールコート 4 面）

多目的運動場 12,923 m²

（テニスコート 16 面、ゲートボール場 20 面）

練習室 418.52 m²

ラグビー場：グラウンド 14,500 m²、メインスタンド 6,300 m²、芝生 9,000 m²、収容人員約 24,000 人

ラグビー場：B グラウンド：14,400 m²、C グラウンド：16,000 m²

ソフトボール場：グラウンド 5,200 m²、スタンド 2,500 m²、収容人員約 5,000 人

ジョギングコース：約 5km

駐車場：常設 7 箇所 1,467 台、臨時 6 箇所 1,352 台

）建設費

403 億円（陸上競技場 105 億円、屋内運動施設 82 億円、公園施設 62 億円、付属施設（機械棟）19 億円、用地費 115 億円、その他 20 億円）

）管理形態

平成 18 年度より、指定管理者制度を導入し、指定管理者として随意指定された（財）

埼玉県公園緑地協会が管理運営を行っている。なお、開設当初は県直営であったが、平成14年度から17年度まで、同財団が管理委託制度により受託し、管理運営を行ってきた。

) 委託料の推移

(単位：千円)

年 度	委託料
H17	710,840
H18	590,134
H19	587,643
H20	555,323
H21	495,985

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

利用者数の推移

(単位：人)

施 設	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
陸上競技場	416,956	140,765	224,144	245,980	318,360
彩の国くまがやドーム	361,378	284,222	376,695	380,864	401,183
ラグビー場	113,780	75,540	82,365	96,410	135,120
ソフトボール場	9,346	11,927	5,785	2,726	4,367
合計	901,460	512,454	688,989	725,980	859,030

) 利用料金について

差額料金制

県外在住者に対する利用料金は、県内利用料金の1.5倍で設定されている。県内在住者の住民税負担と施設の減価償却等の管理費の一部を負担してもらうことを考慮すると、県外料金が設定されていることは望ましいことである。

減免措置

使用料の減免措置は、埼玉県都市公園条例第18条、利用料金の減免措置は、同第30条に規定されている。

小学生・中学生・高校生・・・・・・・・利用料金の1/2

障害者・・・・・・・・利用料金の免除

過去 3 年の減免実績は以下のとおりである。

過去 3 年間減免実績(件数)

	H18 年度			H19 年度			H20 年度		
	全額	半額	計	全額	半額	計	全額	半額	計
陸上競技場	2	5	7	5	4	9	7	7	14
多目的運動場	7	22	29	2	4	6	5	6	11
体育館	3	6	9	7	2	9	8	5	13
ラグビー場	0	15	15	0	2	2	0	2	2
行為許可	11	0	11	3	0	3	3	0	3
	23	48	71	17	12	29	23	20	43

予約手続について

予約手続は、「埼玉県公共施設案内予約システム」⁵により行なわれ、インターネットでの予約と電話（音声案内による）での予約によって行われる。予約システムでの予約は、抽選申込又は先着予約申込の 2 通りの方法があるが、熊谷スポーツ文化公園は、先着予約申込の制度を採用している。予約制限が設定されており、1 人 20 件まで、土日休日の予約は 4 件までとしている。

窓口での電話予約は当日分のみである。窓口の予約手続は、窓口・施設管理等マニュアルに則って実施されている。

利用料金の支払いは、利用当日に行われ、キャンセルは、利用日の前日 23 時 30 分までインターネット又は電話で行えることになっている。利用当日のキャンセルのみにペナルティがあり、連絡がある場合 1 ペナルティ、連絡がない場合 2 ペナルティを課している。累積ペナルティが 4 ペナルティ以上となった場合、翌月から 6 ヶ月の予約システムの利用停止となる。

【意見 63】料金徴収によるペナルティ制度とキャンセルの期日の前倒しについて

利用料金の支払いは利用当日に行われ、キャンセルは、利用日の前日 23 時 30 分まで可能であるため、1 人 20 件の予約制限があるにしても、キャンセルによる機会利益の喪失は避けられない状況である。当日キャンセルでも、当然に利用停止にはならず、また料金の補填も行われぬ。事業として行っている以上、こうした機会損失を避けるために、料金徴収によるペナルティ制度を設定し、適用日を当日だけでなく利用日から起算して何日前からというように期間を設定することも必要である。

⁵ この予約システムの内容については「第 2 章 第 3 2 (財)埼玉県公園緑地協会」の「(参考)公園緑地協会の採用する公園予約システムについて」参照。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

候補者の選定方法を随意指定とした理由

県内唯一の第1種公認陸上競技場やラグビー場、くまがやドームなど多様なスポーツ施設を有し、競技スポーツの振興や生涯スポーツの拠点として更に積極的な県施策との連携と施設の利用増進を図る必要があるとの理由である。

選定理由

- A) 第1種公認陸上競技場、ラグビー場、くまがやドームなどの大規模施設の積極的な利用・調整・維持管理に不可欠な競技団体等とのネットワークと豊富な経験を持っている。
- B) 県地域防災計画の防災拠点として整備された施設の適切な維持管理業務、地元市等関係機関との連携体制に実績を持っている。

【意見 64】選定理由を明確にするよう改善を図ること

随意指定とする理由、(財)埼玉県公園緑地協会を選定した理由、ともに、これではなければならないことを示しているとは言えない。もっと具体的に、明確に示す必要がある。

) 委託費

導入前とのコスト比較

指定管理者導入前と比較して、かなりの改善効果がみられる。

(単位：千円)

H17年度 当初予算	H20年度決算		H21年度予算	
	県委託料	H17年度との 差額	県委託料	H17年度との 差額
710,840	555,323	155,517	495,985	214,855

) 指定管理者の提案事項の実現度

事業計画書、事業報告書と、年4回のモニタリングにより実現状況を評価している。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

以下の事項につき、指定管理者は県に報告をしなければならない。

- ・施設の利用状況について、前月の状況を翌月15日までに報告。
- ・毎年度終了後、1ヵ月以内に事業報告書を作成して提出。

モニタリングの状況

年4回の県によるモニタリングが行われている。モニタリング実施結果書類を閲覧したが、特に問題は見当たらなかった。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

県が事前承認した再委託リストに記載されている、平成21年度の委託契約15件について、再委託に関する県土整備事務所長の事前承認関係書類、委託に関する決裁資料、業務委託契約書を閲覧した。

指名競争入札は1件、1社のみ見積を提出した随意契約は4件、数社を指名して見積を提出させた随意契約が10件であった。

設備管理、警備業務の指名競争入札を行ったが、最終的には1社を残して他社は全員辞退し、当該1社と随意契約を締結した。

1社見積提出随意契約については、ハードのメンテナンスは安全面を考えてメーカーに依頼することになっている(財)埼玉県公園緑地協会本部の方針によるもの、又は、時価(協会の積算金額:概ね県の積算方式に準拠)に対して、2割以上安価な価格で契約する見込みのある場合は1社見積で可とする協会のルールに従ったものであった。

数社見積随意契約も含めて、特にコメントすべき事項は見当たらなかった。

委託費の精算状況

精算状況に特に問題はなかった。

) クレーム対応・安全管理について

クレーム対応

結論:クレームは21件あるが、即時対応されており、内容とも指摘すべき事項はない。

安全管理

防災訓練 年1回1月に実施

遊具点検実施マニュアルにより毎日点検することになっている遊具については、毎日、点検表を用いて点検している。

結論:安全管理については、注意を払っている印象を受けた。

) 財務管理

出納管理の状況

施設利用料金の釣銭用の小口現金として、自主事業用に1万円、受託事業用に2万円がある。小口現金を出納することは、利用料金の釣銭以外はほとんどないため現金出納

帳は存在せず、請求書などの支払は銀行振込（インターネットバンキング）により行われている。小口現金の実査は週に1～2回程度行われているが、その証跡は残されていない。

【指摘 33】現金実査を行い、かつ証跡を残すこと

現金の実査は、営業終了時点において毎日実施すべきである。また、その証跡を残すようにして適切な内部管理体制を構築することが必要である。

備品管理の状況

備品のほとんどは県の所有のものであり、熊谷スポーツ文化公園は、県から備品の貸与を受けており、その管理を適切に行わなければならない。現時点で貸与物品のリストと現物の照合が行われた形跡はない。

【指摘 34】備品の实地棚卸を行うこと

今後、県との管理責任を明確にするためにも備品の实地棚卸を適時に実施し、帳簿との照合を行っていくべきである。その際、使用の可否、機能的陳腐化により今後の使用に耐えないようであれば、県の承認の下、適切な廃棄処理も必要である。

实地棚卸を行う備品の金額や実施時期などの一定の基準を設定することにより実効性を高め少なくとも年に1回は実施することが望ましい。

) 自主事業について

熊谷スポーツ文化公園では、広い意味での自主事業としては、公益事業と収益事業（狭義の自主事業）がある。

このうち公益事業は、公園の機能を十分に活かし、利用者サービスの向上を一層高め、魅力と賑わいのある公園にするために実施している。平成20年度に実施した事業は下記のとおりである。

No	事業名	時期	内容
1	鯉のぼりの掲揚	5月上旬	自治会を通じて寄附された鯉のぼりをドーム、陸上競技場、ラグビー場のポールに掲揚。
2	フットサルくまがやドーム杯	6月21日	「くまがやドーム杯」をかけたフットサル大会の開催（20チーム参加）
3	彩の国 HIGH・KIDS 陸上カーニバル	11月1日	中学生・高校生アスリートの才能や可能性を延ばし、資質の向上を図ることを目的に、陸上記録会を開催（参加者830名）
4	彩の国ロードレース大会	2月21日	小学生から一般競技者まで幅広い層が参加するロードレース大会の開催（参加者235名）
5	エクササイズ講座	定期	太極拳やエアロビクスなど健康維持のためのエクササイズ講座（毎月8～9回開催、1,917名利用）
6	トレーニングルーム利用者講習会	定期	初めてトレーニングルームを利用する方のための講習会（48回834人利用）
7	わくわくスポ文まつり	9月6日～7日	熱気球搭乗体験、ミニSL郷土芸能等、地元関係団体の協力のもと、親子で楽しめるイベントの開催
8	ハートフルサッカー教室	定期	浦和レッズと連携し、小学生を対象としたサッカー教室を開催
9	ホタル鑑賞会	6月14日	ボランティアとの協働によるホタルの放流エリアの管理・ホタル観賞会の開催
10	リサイクルフリーマーケット	9月6日～7日・10月26日・11月24日・3月22日	埼玉ストリートミュージックとフリーマーケットの開催（4回）
11	ボランティア団体との連携事業	6月～	地元公園ボランティア団体や自治会との連携による花壇整備など
12	スポーツ・健康と地域再発見市民講座	11月～1月	スポーツと健康に関する実践講座及び地域の人材や団体等を講師とする地域発見講座（6講座開催）

次に、熊谷スポーツ文化公園では、公園利用者の利便性の向上と、管理運営費の財源とするために、収益事業を行っている。現在行っている事業は下記のとおりである。

[平成20年度実施実績]

事業名	概要
移動売店の設置（ケータリングサービス）	来園者が多い時期等では、人が集まる時間・場所に設置し、飲食サービスを行っている。
自動販売機	自動販売機を園内に設置し、利用者サービスを提供している。平成21年7月末現在35台。
貸し用具事業	彩の国くまがやドームを中心とした利用者のニーズを踏まえ、フットサルピブス、卓球ラケット、テニスラケットなどのスポーツ用具を貸し出している。
直営売店事業	スポーツ用品等の販売、ラグビー、サッカーの試合のためのライン引きなどのサービスを提供している。
屋内広告物事業（平成21年1月から）	彩の国くまがやドーム、陸上競技場、ラグビー場に広告エリアを設けた。平成21年7月末現在6件。
レンタサイクル（貸自転車）（平成21年4月から）	広い園内を移動する手段として、また、サイクルスポーツを支援するため、自転車のレンタルを行っている。平成21年7月末現在5台。
バッテリーカー（平成21年4月から）	子供たちのために、バッテリーカーによるサービスを提供している。平成21年7月末現在5台。

なお、上記事業については1年を通じて利用者の声を聴きながら事業の改善を図り、より良いサービスを提供していくとのことである。

なお、平成20年度の収益事業収入は34,567千円である。その内訳は、

直営売店事業	7,341	千円	
委託売店事業	2,172	千円	
貸し用具事業			
直営	3,418	千円	
委託	12,500	千円	（注）
自動販売機	8,689	千円	
雑収入	447	千円	

(注) 貸し用具事業(委託)は、平成 20 年度の固有の売上である。内容は、県の実行委員会からの委託を受けてインターハイで使用した体育館に仮設の冷房器具を設置したものである。なお、この冷房器具は空調設備業者からレンタルしたもので、レンタル代は 11,135 千円であった。

また、平成 20 年度の収益事業の損益は、諸経費 19,409 千円(減価償却費 2,121 千円を含む)を差し引くと 15,158 千円となり、過去 3 年間では最も少ない利益となっている。

【指摘 35】経理処理で改善を図るべきこと

指定管理者である(財)埼玉県公園緑地協会全体の問題ではあるが、各管理事務所で自主事業について、決算において、収支ベースでは収支差額という形での実績は把握できるが、減価償却費の計算を織り込んだ正味財産の増減(損益ベース)での把握はできていない。これは減価償却費の計算を本部で一括して計算し仕訳入力しているため、各管理事務所に減価償却費の数字を降ろしてこない限り管理事務所では把握できないためである。

各管理事務所で正確な損益を把握することによって、拠点別の経営成績を掴め、それを事業の改善や翌年度の事業計画に繋げることができるのであり、各管理事務所レベルにおける決算においても把握できるようにすべきである。

) NPO 法人等との協調体制

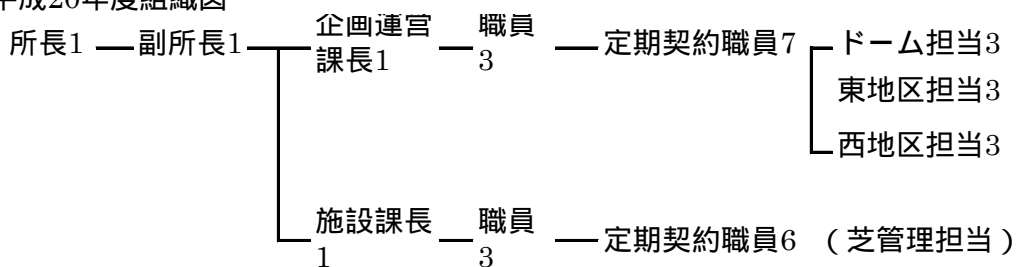
地域のボランティアとの協働による園内花壇の維持管理、清掃などの環境美化活動を行っているが、それ以外は NPO との協働は行っていない。管理施設はスポーツ施設であることもあり、謝金を伴わない協力者を仰ぐのであれば、現状でやむを得ないと考える。

) 執務体制と執務管理の状況

(財)埼玉県公園緑地協会は、現地責任者として許可事務の権限を有する所長を配し、県営公園として公平で公正なサービスを提供するとともに、公園利用の安全と快適性を責任持って確保するよう努めている。

この所長の下で、企画運営課と施設課の 2 つの課に分かれ、それぞれを統括する課長の下、適切な管理運営に努めている。下記の組織図のように平成 20 年度は、所長を含め 10 名の常勤職員と 13 名の定期契約職員で管理運営を行っており、定期契約職員はフレキシブルな勤務ができる定時職員とされている。

平成20年度組織図



構成員

所長（常勤、県派遣）管理全般 安全管理責任者

企画運営課

企画運営課長（常勤、県派遣） 事業報告の作成
自主事業の実施と貸館、施設の利用の許可事務

職員 4 名（男性 3 名、女性 1 名）

定期契約職員 7 名（男性 7 名）毎年度契約で現地採用

施設課

施設課長（常勤、県派遣）

職員 3 名（常勤、県 2 名派遣）

定期契約職員 6 名（男性 6 名）毎年度契約、現地採用 芝管理担当
西地区、東地区 3 名ずつ

待遇

（職員）

年金・健康保険 協会職員 : 厚生年金保険
日本造園建設業厚生年金基金
社会保険に加入
県派遣職員 : 共済年金、地方共済に加入

勤務時間 8 : 30 ~ 17 : 15

（定期契約職員）

年金・健康保険 厚生年金保険
日本造園建設業厚生年金基金
社会保険に加入

勤務時間 週 40 時間契約職員 8 : 00 ~ 16 : 45

週 30 時間契約職員 9 : 00 ~ 15 : 45

休暇の取得状況

有給休暇の管理簿を通査したところ、以下のような問題点が存在した。

【指摘 36】休暇の適切な承認を望む

出勤簿を通査したところ、平成 21 年 3 月末を以って退職した A 氏は年休 37 日消化（繰越 17 日分を含む。）している他に、実父が亡くなったことから忌引休暇を土日を除き 7 日取得していた。

（財）埼玉県公園緑地協会就業規則にある、「第 3 章 人事の別表」には、忌引休暇は、1 親等の直系尊属は 7 日と定められているが、この 7 日間には、土日休日を含む取扱いである。しかるに、土日は忌引休暇の 7 日間に含まないと解釈したのが、今回の問題の起因である。

A 氏は、休暇を取得限度である 37 日（前年の繰越日数 17 日 + 当年度付与日数 20 日の合計）消化しており、この 2 日を休暇とみなすことはできず、規定違反である。管理者は、休暇の承認に当たっては、休暇の取得状況をよく確認してから承認を行うべきである。

（ 5 ）第三者評価の状況

行っていない。

（ 6 ）施設について

）建設・維持管理について

施設の維持管理状況について、特に問題となる点は見られなかった。

）未公開施設について

監査時に、熊谷スポーツ文化公園内の各施設を視察した際に、（財）埼玉県ラグビーフットボール協会関連の記念品が展示されていることを知った。しかも同協会からの預かり品とのことで、未公開となっていることも判明した。

【意見 65】期間限定での（財）埼玉県ラグビーフットボール協会関連の記念品の一般開放

ラグビー場スタンドの下に位置するレセプションルームには、（財）埼玉県ラグビーフットボール協会が収集した同協会関連の記念品が展示されている。記念品は日本代表のユニホーム、ラグビーボール、記念試合の写真パネルなどであるが、ラグビーファンにとっては、とても魅力的なものである。

現在、記念品は非公開としているとのことであるが、（財）埼玉県ラグビーフットボール協会ので了承を得て、一般開放期間中は監視員等のコストも新たにかかると思われるので、年に 1～2 週間の期間限定で一般開放を考えるのは県民サービスの観点から有益であると考え

) 施設の在り方について

大規模な競技会等の開催だけでなく、地域での手軽なスポーツの拠点にもなっており、施設の機能は生かされている。引き続き、文化、スポーツ、レクリエーション活動の拠点として、県民に親しまれる施設であることを期待したい。

1 3 彩の森入間公園（都市整備部 公園スタジアム課）

(1) 施設の概要

) 所在地 入間市向陽台 2 丁目地内

) 開設目的

昭和 48 年に米軍から返還された基地跡地に、昭和 56 年 6 月「ジョンソン飛行場住宅地区返還国有地の処理の大綱」において、県営公園として位置づけられ、みどり豊かな都市環境の形成や、住民の多様なレクリエーションの充足、また都市防災拠点とするため、広域的位置づけをもつ公園として、平成 10 年 4 月に開設された。

) 開設年月

平成 10 年 4 月 1 日開設

) 規模

都市計画決定面積 15.0ha

開設面積 15.0ha

) 建設費

2,762 百万円

) 管理形態 入間公園・西武パートナーズ（公募）

（西武造園(株)（代表）、西武緑化管理(株)、(株)植清園）

管理人の状況

管理人は 2 人で、1 人が県の元職員、他の 1 人は西武造園（株）の元職員である。

管理人は、週 2 日勤務で時間給とされているが、実態は日給である。

所長は常駐しておらず、管理人が管理運営の主体となっている。

運営状況（協定書より）

出資割合 西武造園（株） 50% 運営管理他

西武緑化管理（株）	40%	維持管理他
（株）植清園	10%	修繕・緊急時対応他（重機保有）

指定管理者の業務を運営するに当たり、運営委員会を設けることになっている。運営委員会については、協定書に定めがある。

（参考）

運営委員会 第8条 構成員をもって運営委員会を設け、その業務にあたるものとする。運営委員会の意思決定については、それぞれの出資比率により、その過半数をもってする。

運営委員会は、年1回3月26日前後に行われており、予算と事業計画の承認を行っている。これら資料には、3社の代表者の印がある。

日常業務においては、打合せをし、業務を進めている。その内容を記載した打合せ議事録があるが、西武造園（株）と西武緑化管理（株）の職員のための打合せで、（株）植清園の担当者の名前がない。定例会に参加を求めべきである。

【指摘 37】三者の共同体の実体を感じられないので、実体を監視のこと

三者の共同体で指定管理業務を行っているが、運営委員会の議事録では、3月下旬に予算案と事業計画の承認を行っていることが記載されているのみである。打合せ議事録では、西武造園（株）と西武緑化管理（株）の職員のみが出席しており、（株）植清園の担当者の名前がない。（株）植清園は重機を持っているので、修繕・緊急時対応のため参加を求めたとのことであるが、打合せ議事録に（株）植清園の名がないということは、運営実態において、（株）植清園の存在を感じられない。調査日にも、（株）植清園の関係者は同席していない。

共同体としての考えもあろうが、修繕・緊急時対応のため（株）植清園に参加を求めたのであれば、平時から連絡を密にすべきであり、県としても、3社の連絡体制が密にすることを求めるとともに、3社が有機的に結びついた共同体としての実体を有していることを注視していくべきである。

なお、現地調査以降、全構成員での定期ミーティングを実施し、運営協議会においても、全構成員出席のもと運営を進めている。

）年間管理料（うち指定管理料）

平成20年実績（単位：千円）

費目	金額
指定管理業務委託料（税込）	29,400

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

利用者の状況

彩の森入間公園は、オープンの公園であり、行為許可以外は利用料金が発生しないため、利用者数は把握困難である。

アンケート結果

A) アンケートの方法

アンケートは PMK (パークマネジメントカルテ) 公園の管理運営判断システムに基づいて作成された調査票を管理センター窓口に備え付けて、利用者に手書きで答えて回収箱に入れてもらうという方法を採用している。

設問は以下の 7 問から成っており、設問 7 を除いては、1. 満足 2. やや満足 3. ふつう 4. やや不満 5. 不満 のうち該当するものと、その理由を満足な点と不満な点から選ぶ形式を採用している。

設問 1 緑について

設問 2 清潔さについて

設問 3 安全さについて

設問 4 対応の良さについて

設問 5 便利さについて

設問 6 全体的な印象について

設問 7 感想や意見などがあればご自由に

なお、回答者自身については、性別、年齢、住所(市内か、県西部か、県の内外か) 利用の頻度、誰と来たか、どのように利用したか、交通機関、きっかけを問うようになっている。

調査票は(株)タム地域環境研究所に提出され同社での集計・分析の上、「公園の管理運営診断～利用者満足度による公園評価システム～利用者満足度調査報告書」として報告されている。内容は . 調査の概要 . 利用者満足度調査の総括 . 指標毎の調査結果のまとめ . 利用者属性のまとめから成っている。ちなみに費用は年間 15 万円(税抜き)である。

指定管理者は、上記報告書を公園の管理運営に役立てるつもりである。

B) アンケートの結果

平成 20 年度の調査結果を簡単に述べると以下のとおりである。

満足度結果

項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度
緑	4.3	4.3	4.6
清潔さ	4.3	4.1	4.5
安全さ	4.0	4.1	4.5
対応の良さ	3.8	4.0	4.4
便利さ	3.8	4.0	4.2
全体	4.3	4.3	4.6

5.0 が満点。

【(株)タム地域環境研究所による平成 20 年度の診断】

(総合診断)

全体及び各項目における満足度が高く、かつ、バランスがとれている。前回調査と比べ満足度が 0.2~0.4 ポイント上昇した。特に、清潔さと安全さ、対応の良さの項目がそれぞれ 0.4 ポイント高まった。

全体的に自然や花があって良かった、きれいな園内で、良い公園だ・楽しく利用している、散歩やウォーキングで利用しているという声が多かった。ベンチを占有している人がいる、犬のフンの放置や放し飼い、エサ遣いを禁止してほしいといった利用マナーに関する意見が多かった。また、日陰にベンチがほしい、植物に名札がほしい、草刈りや開花後の花の手入れを充実してほしい、という意見や、公園の PR をより充実してほしいなどの意見があった。

(利用者属性)

60~70 歳代の利用が多く、利用頻度はほぼ毎日と週 1~2 回のリピーターが多い。入間市内の利用が 6 割、その他埼玉県内が 2 割であり、交通機関は自家用車の利用が 5 割で、公共交通機関の利用はなかった。家族での利用が 5 割、1 人での利用が 3 割を占め、散歩やウォーキング・健康づくり、家族団らんを目的とした利用が多かった。

(今後の課題)

満足度は非常に高くなり今後この水準を維持することが必要だが、より快適な利用のためには、利用マナーの向上への取り組みとして、生きものへのエサやりや犬のフンの放置などの対策を充実させることが必要である。

また、散歩やウォーキングを楽しむ利用が多いため、園路からの景観を向上させることや、季節の変化を楽しめる工夫をすること、散策コースとして周辺の施設との連携が重要である。

【意見 66】アンケート回収件数を増やすこと

平成 20 年度のアンケートの回収は 75 件である。有料で第三者機関に分析をしてもらっているのだから、今後も継続するならば、分析の母集団を多くとるようにすべきである。

往査時に管理センターの窓口には、たまたまかもしれないが、古くなったアンケート用紙が 1 枚あるだけだった。職員が調査員として公園内を巡回して協力をお願いするなど、回収枚数を多くする努力をすべきである。

）利用料金について

料金体系

彩の森入間公園は、園内の行為許可のみ有料である。行為許可の利用料金は以下のとおりである。差額料金制は採用されていない。

	単 位		単価（円）
物品の販売及びこれに類する行為	1 m ² 当たり	半日	7
		1 日	14
業として行う写真の撮影	1 件	半日	350
		1 日	700
業として行う映画等の撮影	1 件	半日	14,200
		1 日	28,400
興業及びこれに類する行為	1 m ² 当たり	半日	7
		1 日	14
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1 m ² 当たり	半日	4
		1 日	8
広告物の表示（屋外広告物条例違反とならないものに限る）	表示面積 1 m ² 当たり	1 日	2,000

減免措置

許可行為に関して、以下の条件に該当する場合、無料となる。

- ・国及び地方公共団体（同等の団体含む）が主催、共催若しくは後援する公益的事業に係る許可
- ・学校教育法の規定による学校（大学、専修学校、各種学校は除く）、児童福祉法にいう保育所の事業に係る許可

減免措置を受けようとする場合、利用者は、管理センター又は彩の森入間公園のホームページで公園内行為許可申請書とともに使用料減額（免除）申請書をダウンロードして作成して管理センターに提出する。管理センターでは、公園内行為許可証を発行する際、「許

可の条件」の記載部分に、使用料免除の旨を記載する。

平成 20 年度の行為許可の減免適用したものについて、手続が適正に行われているかについて調査したところ、以下の 6 件について使用料減額（免除）申請書がないものがあった。

管理 No.	行為許可名
20-12	オリエンテーリングイベント
20-14	人間市ラジオ体操記念の日事業
20-22	ニュースポーツセミナー2008in 県西
20-26	第 42 回人間市駅伝競走大会
20-28	第 22 回彩の森クロスカントリー大会
20-30	陸上競技教室（長距離）

【指摘 38】行為許可の減免手続きに関しては厳格に行うべき

行為許可の減免に関しする書類（使用料減額（免除）申請書）を受けていないまま減免措置を実行していたため、必要書類を受け付けるよう厳格に手続きを執行するべきである。なお、21 年度分については、正確に処理を行っている。

収受手続き

自主事業である公園使用料や犬のしつけ方教室参加料を調査した結果、特に問題となるものはなかった。

未収入金

その都度、現金で収受するため未収入金は発生しない。

) 予約手続について

許可行為を受ける場合には、上述したように、利用者は、公園内行為許可申請書を管理センターに提出して、管理センターから公園内行為許可証を受け取る。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

人間公園・西武パートナーズの選定は、平成 19 年度指定管理者の選定手続の中で行われている。

平成 19 年度に係る公募による指定管理者の選定は次のように実施されている。なお、各公園に共通している手続であるので、代表してこの項で記載する。

公募対象公園 : 所沢航空記念公園を含む 13 公園

	公園名	所在	指定期間
(1)	秋ヶ瀬公園	さいたま市	平成 20 年 4 月 1 日 から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間
(2)	森林公園緑道	滑川町	
(3)	久喜菖蒲公園	久喜市、菖蒲町	
(4)	所沢航空記念公園	所沢市	
(5)	しらこぼと公園	さいたま市、越谷市	
	川越公園	川越市	
	加須はなさき公園	加須市	
(6)	秩父公園	秩父市、小鹿野町	
(7)	さきたま緑道	行田市、鴻巣市	
	花の里緑道	行田市、鴻巣市	
(8)	みさと公園	三郷市	
	吉川公園	吉川市	
(9)	彩の森入間公園	入間市	

選定委員会委員

学識者 3 名、県職員 2 名の合計 5 名

選定の経緯

年月日	事 項	実 績
H19 年 7 月 9 日	募集要項発表	
H19 年 7 月 17 日	概要説明会	54 団体出席
H19 年 7 月 18 日	現地見学会（しらこぼと公園）	9 団体出席
H19 年 7 月 19 日	現地見学会（川越公園）	8 団体出席
H19 年 7 月 20 日	現地見学会（加須はなさき公園）	7 団体出席
H19 年 7 月 24 日	現地見学会（所沢航空記念公園）	15 団体出席
H19 年 7 月 26 日	現地見学会（秩父公園）	10 団体出席
H19 年 8 月 24 日	申請締切日	35 団体出席
H19 年 9 月 11 日	一次審査（書類審査）	20 申請決定
H19 年 9 月 20 日	二次審査（面接審査）	11 申請審査
H19 年 9 月 30 日	二次審査（面接審査）	9 申請審査
H19 年 10 月 6 日	指定管理者候補者を選定	
H19 年 11 月 6 日	指定管理者候補者の決裁（知事）	

応募状況

	公園名	応募数	左のうちグループ応募数
(1)	秋ヶ瀬公園	2	1
(2)	森林公園緑道	4	0
(3)	久喜菖蒲公園	3	1
(4)	所沢航空記念公園	4	3
(5)	しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園	3	1
(6)	秩父公園	4	3
(7)	さきたま緑道、花の里緑道	6	2
(8)	みさと公園、吉川公園	5	3
(9)	彩の森入間公園	4	1
	計	35	15

審査方法

「埼玉県営公園指定管理者募集要項」に基づき、A)から C)の手続により提出された事業計画及び法人等概要書類等を審査している。

- A) 応募資格に関する審査
- B) 事業計画書の一次審査（書類審査）
- C) 事業計画書の二次審査（面接審査）

選考理由

県が入間公園・西武パートナーズを選定した理由は以下のとおりである。

- ・現指定管理者として現場に精通しており、新たにボランティアの育成・組織化への取組や、住民参加の防災訓練新規実施、「公園協議会」の設置等、公園を住民や行政と共に育てていこうとする意欲と積極的な姿勢が見られる。
- ・利用者のサービス向上に向けて、これまでの経験とノウハウを生かした数多くの事業提案を行っている。特に池の水質向上や公園施設再生への取組、「公園みまもり隊」による公園パトロールの仕組み作りなどの提案を具体的に行っている。
- ・利用者ニーズの把握に際して、緊急性の有無などその内容により要望を類型化し、対応方法を具体的に示している。
- ・スケールメリットを生かした業務発注や物品調達のほか、提案されている職員のマルチスタッフ化や業務手順手法の見直しによる業務効率化・平準化などによりコスト縮減効果が期待できる。

) 委託費

導入前とのコスト比較

(単位：千円)

	H17年度当初予 算 1	H20 年度決算 2	H17年度予算と の差額
彩の森入間公園	36,374	29,400	6,974

- 1 業務委託料 工事請負費 + 公園緑地協会の運営管理費配分額
- 2 前述したように、指定管理業務委託料 29,400 千円

考え方と精算の状況

下記の図に示された収支差額を補てんする金額が指定管理委託料となる。

$$\text{指定管理委託料 B} = \text{A} \quad (\text{C1} + \text{C2})$$

< 支出 >	< 収入 >
A 当該公園の管理運営に要する経費(指定管理者の経営努力により縮減可能)	B 県が支払う委託料
	C1 当該公園を活用して指定管理者が行う事業収入等(自主事業収入)
	C2 有料施設の利用料金収入

平成 20 年度の業務委託料は、以下のように積算されている。

(単位：千円)

A	経費総額	33,326
C1	自主事業収入	3,826
C2	利用料金収入	100
B	業務委託料 (A-(C1+C2))	29,400

彩の森入間公園の委託料は、協定書に基づき 4 半期ごとに精算される。精算は協定書どおりに行われている。

) 指定管理者の提案事項の実現度

指定管理者申請書類の事業計画書によれば、5 つの基本方針を示している。

安全・快適に利用できる公園づくりを推進する。

利用者の平等利用を確保した利用者本位のサービスを提供する。
ノウハウ活用による公園の活性化と効率的な公園経営を行う。
県民協働の推進など地域の発展に寄与する公園管理を進める。
法令を遵守した公園管理を実施する。

これら基本方針は、事業運営に当たって反映されていると考えることができる。

次に、提案事項が実際に行われているか調査した。

(指定管理者としての提案事項)

A) 憩いの場となる公園づくり

- ・池の水質の向上
- ・公園施設の再生
- ・公園ホームページ、情報提示板を活用し、来園者誘致に取り組みます。

B) 地域とともに公園を育む

- ・花いっぱい公園づくり
- ・住民参加で手作り樹名板の作成
- ・万燈まつりなど地元主催イベントへの参加
- ・フリーマーケットの楽しみの拡充 奇数月の第2日曜日開催
- ・住民参加の防災訓練への取り組み
- ・公園パトロールの実施

C) 積極的な自主事業展開

- ・利用者サービス向上のため簡易な物品販売 計画していない。

D) 園芸教室の開催

- ・花摘みイベントの開催(チューリップ)来春予定
- ・西武ライオンズ選手・コーチによるキャッチボール教室の開催(新規)
22年度以降参加費をとる形で計画
- ・膜体遊具・電動遊具の誘致(新規)22年度以降計画

）指定管理者の管理

基本協定書によれば、次の報告制度が定められている。

報告事項	期限	内容
年度別事業計画等の報告 (基本協定書第 10 条)	前年度 11 月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の基本的な運営方針 ・事業計画(自主事業を含む)及び施設の利用見込み ・当該年度の収支予算案 ・管理執務体制 ・その他県が必要と認める事項
定期報告 (基本協定書第 11 条)	前月分を毎月 15 日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・利用及び収入の状況 ・収入支出状況 ・イベント等の開催状況及び翌月の開催予定 ・公園管理者からの要望・苦情に関する事項
事業報告書 (基本協定書第 12 条)	毎年度終了後 30 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・施設の利用状況 ・料金収入の実績や管理経費等の収支状況 ・その他県が必要と認める事項
自己評価制度 (基本協定書第 13 条)	事業報告書に添付	

モニタリングの状況

A) モニタリングの根拠と種類

県は指定管理者に対して、指定管理業務その他公園における良好な管理及びサービスの質を維持するため、定期的に又は必要に応じて臨時にモニタリングを実施することができる(基本協定書第 17 条)。

(a) 定期のモニタリング

定期的に行われるモニタリングで、法令及び協定に照らして指定管理業務の適切な実施を確保する。

(b) 臨時のモニタリング

臨時に行われるモニタリングで以下の事例が含まれる。

- ・公園管理に関する苦情やトラブルの発生時に、現場の状況や対応を現地で確認及び指導監督する場合。
- ・事故の発生、施設・設備の故障などの発生時に、現場確認、原因究明及び対応

- 状況の確認及び指導監督を行う場合。
- ・その他指定管理者の管理や業務遂行状況について不定期に調査を実施し指導監督を行う場合。

具体的なモニタリングの実施は、「県営公園指定管理者業務のモニタリング（監視）実施要綱」（都市整備部公園スタジアム課）に従って行われている。

B) 定期モニタリングの実施手続

- (a) モニタリングは、県土整備事務所における実施班によって行われる。
- (b) 県土整備事務所は、以下の時期を目安として年 4 回のモニタリング予定日を決定し、実施計画を指定管理者に通知する。ただし、指定管理者の変更のない公園は、第 4 回目と次年度第 1 回目と兼ねて実施できるものとする。

	実施時期	モニタリング対象
第 1 回	6 月	当該年度当初からモニタリング実施月までの指定管理業務の内容
第 2 回	9 月	
第 3 回	12 月	
第 4 回	5 月	4 月末日までに提出される事業実施報告の内容

- (c) 指定管理者は、モニタリング実施日より 1 週間前までに「定期モニタリング自己評価書」を県土整備事務所に提出する。
- (d) 県土整備事務所は、「定期モニタリング実施項目の視点及び確認方法」に示す項目についてモニタリングを実施する。
- (e) 県土整備事務所は、「指定管理業務チェックシート」を作成する。
- (f) 県土整備事務所は、モニタリング結果と指示事項を指定管理者に通知する。
- (g) 指定管理者は、指示事項への対応を県土整備事務所に回答する。
- (h) 県土整備事務所は、(d)～(g)の内容について、公園スタジアム課公園管理担当・スタジアム担当あてに通知する。

C) モニタリングの評価

モニタリングの評価は、次の A～E の 5 段階で行われる。C までは合格点と考える。

- A：特に良好に履行されている。
- B：良好に履行されている。
- C：履行されている。
- D：一部業務の改善が必要である。
- E：全く履行されていないか、履行に重大な問題がある。

D) モニタリング実施状況のテスト

彩の森入間公園は、飯能県土整備事務所により実施されている。平成 20 年度の指定管理チェックシートを閲覧したが、以下のようにモニタリングが実施されていた。

	実施時期	コメント
第 1 回	H20 年 7 月 28 日	チェック項目がすべて C となっている。
第 2 回	H20 年 10 月 20 日	チェック項目がすべて C となっている。
第 3 回	H21 年 2 月 20 日	「環境への配慮」が B 評価、その他はすべて C となっている。
第 4 回	H21 年 6 月 12 日	「都市公園の設置目的を効果的に達成した効率的運営」の 2 項目が B 評価、「環境への配慮」が B 評価、その他はすべて C 評価。

(参考) 県営公園定期モニタリング実施場所

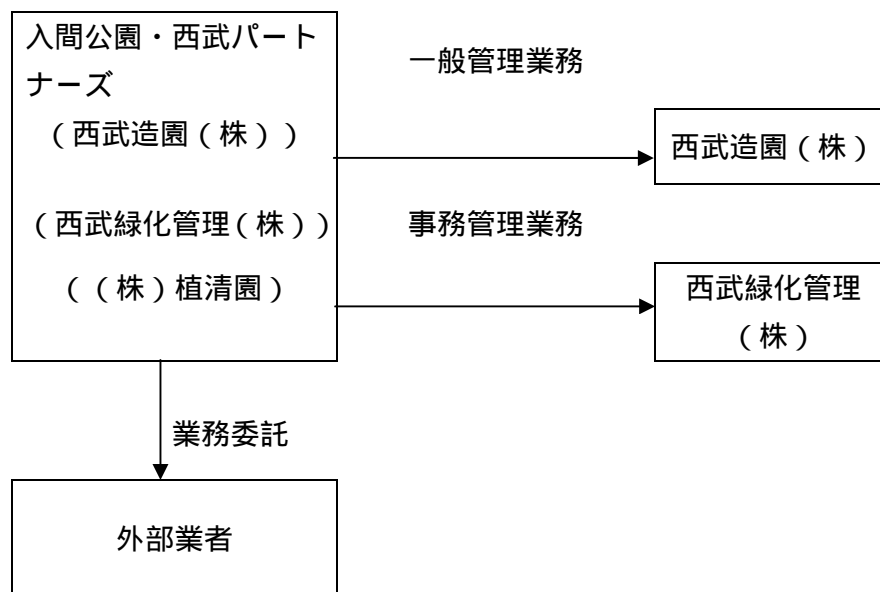
事務所名	公園名
大宮公園事務所	戸田公園
	秋ヶ瀬公園
	埼玉スタジアム 2002 公園
朝霞県土整備事務所	和光樹林公園
	新座緑道
北本県土整備事務所	上尾運動公園
川越県土整備事務所	川越公園
	所沢航空記念公園
	狭山稲荷山公園
飯能県土整備事務所	彩の森入間公園
東松山県土整備事務所	こども動物自然公園
	吉見総合運動公園
	森林公園緑道
秩父県土整備事務所	秩父公園
熊谷県土整備事務所	熊谷スポーツ文化公園
	荒川大麻生公園
行田県土整備事務所	羽生水郷公園
	加須はなさき公園
	さきたま緑道、花の里緑道
越谷県土整備事務所	まつぶし緑の丘公園

	しらこぼと公園
	みさと公園、吉川公園
杉戸県土整備事務所	久喜菖蒲公園
	権現堂公園

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

彩の森入間公園の指定管理者である入間公園・西武パートナーズの業務担当は以下のとおりである。



西武造園(株)と西武緑化管理(株)との職務分担及び平成20年度の年間管理費(消費税込)は以下のとおりである。

(単位：千円)

	西武造園(株)	西武緑化管理(株)
人の配置	所長	副所長及び管理人
上記の人件費	756	3,137
事務管理料	2,000	2,000
公園管理料	-	13,900

人間公園・西武パートナーズと西武緑化管理(株)との間に、施設の維持管理及び運営管理業務契約が締結されており、平成20年度の契約内容は次のように行われている。

(単位：千円)

人間公園・西武パートナーズの勘定	西武緑化管理(株)の業務委託料	西武緑化管理(株)の再委託分	西武緑化管理(株)の再委託先
人件費	3,137		
委託料	13,854		
(内訳) 清掃・警備業務	4,767	4,767	(株)XM
設備機器点検業務	1,032	1,032	E2(株)
園地管理業務	8,055		
事務管理経費	1,149		
広告費	1,097		
その他	851		
合計	20,088		

入札等の状況

過去3年の外部委託契約(再委託)は以下のとおりである。この業務委託者は、実質的な外注先であり、契約状況報告書にて埼玉県飯能県土整備事務所に報告されている。

(単位：千円)

年度	H18		H19		H20	
	契約額	受託業者	契約額	受託業者	契約額	受託業者
清掃・警備業務()	4,700	(株)XM	4,935	(株)XM	4,767	(株)XM
機械警備業務	180	(株)E3	189	(株)E3	189	(株)E3
設備機器点検業務()	800	E2(株)	978.9	E2(株)	1,032.15	E2(株)
一般廃棄物収集運搬業務	—	—	単価契約	E4(株)	単価契約	E4(株)
自家用工作物保安管理業務	—	—	—	—	441	E5

() 2つの業務委託の契約者は、西武緑化管理(株)であり、西武緑化管理(株)で支払いが行われる。

委託費の精算状況

西武緑化管理(株)への支払いは適正に行われていた。

）個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

個人情報保護については、県との協定書の中に定められている「別記2 個人情報取扱特記事項」に従って、指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報を取り扱っている。

なお、指定管理者である入間公園・西武パートナーズは「個人情報保護マニュアル」を定めて個人情報の保護に努めている。その内容は、個人情報の定義、個人情報取扱責任者及び取扱者、情報収集時の守るべき事項、入室制限・施錠・保管場所等、個人情報取扱記録の整備・廃棄、取扱者の限定・複製等の制限、イベントや講習会時の注意である。

クレーム対応

利用者等からのクレームへの対応については、「クレーム対応マニュアル」を定めて、対応している。内容は、まず、「苦情対応の基本 10 カ条」ということで、主に苦情対応の心構えや対応の仕方を、次に、「苦情対応の実際」として、苦情の原因ごとの具体的な対応例や、すぐに解決できない場合の対処の仕方を定めている。

そして、最後に、「意見・クレームに対する対応方法」と題して、意見・クレームの発生 概要の把握 判定 報告 の流れから、緊急性の A・B・C ランク別の県への報告の要否・様式を、さらに 対応評価 データベース化 までの流れを詳細に定めている。

なお、県への報告書の控えを閲覧したところ、犬の放し飼いに対する管理人の対応、ドッグランを作ってほしいなど、ペットに関する苦情・要望が多いようである。

安全管理

安全管理については、指定管理者である入間公園・西武パートナーズは「彩の森入間公園安全対策マニュアル」を定めて、管理に努めている。その内容であるが、まず基本的事項としてマニュアルの位置づけ、体制、訓練、救急法を定め、次に事故対応、防犯対応、火災対応、風水害・大雪対応、地震対応に分け、それぞれ発生防止対策、対応の仕方、その後の処置について定めている。

）財務管理

帳簿管理の状況

月別の「収入・支出状況報告書」を作成しており、平成 20 年度の内容をサンプリングにより調査した結果、特に問題となるものはなかった。

出納管理の状況

入出金については、入出金の都度仮払金勘定で計上し、入金については、収入用の別通帳を作成して現金を入金している。出金については、必要な金額をその都度西武造園(株)の本社に申請して現金を預かってくる。したがって、当該施設管理事務所には現金残がないように管理している。当該施設調査時においても現金残高がないことを確認した。

【指摘 39】領収書管理の不備について

入金の都度、相手方にワンライティング複写式の領収書に必要事項を記入して渡している。施設には、複写された領収書の控えが入金事実の証拠書類として残ることになる。この領収書は、ナンバリングされていて不正使用できないように管理されている。ただし、記入済みの領収書（NO.075）が相手方に渡されずにそのままに領収書綴りに残っていた。廃棄すべき領収書であるから、大きく「×」を記入するなど不正使用できないように廃棄手続きを行い保存すべきである。

また、領収書の発行日付やナンバーおよび廃棄の区分等を記入した領収書の管理簿を作成し、西武造園（株）の管理者が領収書の控えと管理簿を定期的に調べることにより不正や誤謬の確認を行うべきである。

備品管理の状況

県の備品の管理については、指定管理者である入間公園・西武パートナーズは、「入間公園・西武パートナーズ 備品管理マニュアル」を定め、管理に努めている。

上記マニュアルの内容は、

A) 備品チェックリストに従い、毎週木曜に備品のチェックをすること。

各備品には備品管理№（埼 - 備品 ）が付いている。

B) 備品のチェック項目

- ・保管場所に収納されているか
- ・外観に異常がないか
- ・機能に異常がないか

C) 異常がある場合は直ちに所長に報告すること

D) 貸与備品一覧

<管理センター内備品保管場所図>

である。

なお、上記備品一覧によると、備品は全部で 25 件である。

【指摘 40】備品管理の改善が必要

「彩の森入間公園 備品チェックリスト」のファイルを閲覧したところ、毎週木曜日に備品の実査が行われ、全件チェックマークが付されていた。そこで、往査日（平成 21 年 9 月 11 日）に、実査手続を実施したところ、使用していないパソコン及びプリンターが棚の箱の中に保管されているほか、リストに載っている電話やファクシミリも担当者の話では使用していないとのことであった。

以上の点から、毎週木曜日に指定管理者が行っている備品のチェックが形式的に行われていると判断せざるを得ない。

備品が使用されなくなったならば、指定管理者は、速やかに所有者である県に対して報告を行い、廃棄処分をするなどの処理をすべきである。

) 自主事業について

自主事業

A) 自動販売機

自動販売機を設置し利用者の利便性向上を図る。

B) 秋の音楽会

入間市民吹奏楽団と飯能吹奏楽研究会に依頼し、秋の音楽会（入場料なし）を行っている。

C) マナー向上のための犬の躰け教室

年度報告に進捗状況を記載している。

なお、飲食販売、膜体遊具・電動遊具の誘致については、業務委託により行うことにしている。

指定管理者の提案事項は、今後行うことを予定していない自主事業と業務委託を除き、徐々に達成されつつある。

) NPO 法人等との協調体制

清掃花壇管理ボランティア（ITK 交友会彩の森公園ボランティア 17 名、個人 1 名）の方々が花壇等の手入れを行っている。また、入間市立東町小学校の皆さんがチューリップの球根を植えるボランティアを行っている。

) 執務体制と執務管理の状況

所長は常駐していないため、園地管理作業実施即日報告書と管理運営業務日報を用いて管理を行っているが、次のような状況であった。

園地管理作業実施即日報告書

検印は、前任の所長の押印のみで、所長の押印がない日も見受けられる。

現在は改善されている。

管理運営業務日報

上記に同じ

【指摘 41】報告書類を機能的に利用して適切な管理を行うべきである

所長は常駐しておらず、契約職員を管理人に充てている。管理人は、園地管理作業実施即日報告書に日々の管理状況を記録し、それを所長が確認し、必要があれば措置を行うことにしているが、監査対象年度の園地管理作業実施即日報告書には前任所長の印鑑が押印

されているのみで、また、所長が見ていないのか押印忘れなのか分からないが、事実として押印がない日も見受けられる。園地管理作業実施即日報告書に押印を忘れないだけでなく、管理責任者としてのコメントを記載すべきと考える。なお、平成 21 年度の園地管理作業実施即日報告書は改善されている。

(5) 第三者評価の状況

現在、第三者評価は実施していない。これに関して、担当課の考え方は、県の指定管理者制度全体として、第三者評価の導入に対する基本的な考え方や実施方法等のガイドラインが策定された上で、県営公園の指定管理者業務の特性に合わせた実施方法を検討したい、とのことであった。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

施設整備に 2,762 百万円と用地コストとして 13,389 百万円かかっている。

修繕面から

過去 3 年間の修繕支出の状況は以下のとおりである。支出に占める割合は軽微である。

(単位：千円)

年 度	H18	H19	H20
修繕費支出	1,221	1,214	2,100
支出総額	31,816	32,744	33,326
支出に占める修繕費比率	3.8%	3.7%	6.3%

平成 20 年度の修繕費支出は、通常修繕 1,200 千円に加え、防災用バッテリー交換支出 900 千円が発生している。

) 施設の在り方について

アンケート結果からも地元住民に評判の良い施設であることは理解できたが、その反面、施設利用者に地域性があり、主たる利用者が入間市又はその周辺の市町村の住民であることが分かった。

【意見 67】施設の受益者の観点から考えると、県営公園として維持するよりは、地元の入間市に移管することを検討すべき

利用者のほとんどが入間市又はその周辺の市町村の住民であり、近隣住民に親しまれている施設である。県営公園として維持するよりも地元の入間市が主体となって管理していくべき施設と考える。防災の拠点になるという点に関しても、市町村レベルで考えるべきことであり、県の予算で維持管理することの必要性が薄いと考える。受益者たる住民の観点から考えると、この公園は、県営公園として維持するよりは、便益を主に享受している

地元の入間市に移管することを検討すべきである。また、そうすることにより、地元住民により密着した施設となると考える。

1.4 埼玉スタジアム2002公園（都市整備部 公園スタジアム課）

（1）施設の概要

約30haの公園は埼玉スタジアム2002を主施設として、サブグラウンド3面、フットサルコート2面のサッカーを中心とした公園である。常に利用できる施設としては、水の広場、緑の広場、修景池を配置し、憩いと安らぎのある公園をめざしている。

）所在地 さいたま市緑区中野田500

）開設目的

基本理念は以下のとおりである。

- ・21世紀を担う青少年に夢と希望を与える
- ・サッカー王国・埼玉をサッカーのメッカにする
- ・防災支援機能を備えた都市公園とする

）開設年月

平成13年10月12日オープン

）規模

- ・スタジアム 客席数63,700席
建築面積52,633.49㎡
- ・サブグラウンド（105m×68m、芝）・・・2面（競技照明付1面）
- ・サブグラウンド（105m×68m、人工芝）・・・1面（競技照明付）
- ・フットサルコート（38m×18m、人工芝）・・・2面（競技照明付）
- ・緑の広場・・・1.4ha
- ・水の広場（噴水、流れ）・・・35m×170m
- ・修景池（洪水調整池兼用）・・・5ha
- ・ジョギングコース・・・2.2km
- ・正面駐車場・・・500台収容
- ・北第1・第2駐車場・・・150台収容
- ・東駐車場・・・大型バス100台収容
- ・駐輪場・・・100台収容

）建築費

356億円（用地費等を含む公園整備総額766億円）

) 管理形態

指定管理者：(財)埼玉県公園緑地協会(随意)

) 年間管理料

過去3年間の県からの委託料は以下のとおりである。

(単位：千円)

年 度	年間管理料
H 18	363,781
H 19	305,577
H 20	350,159

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

過去5年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	年度別利用者数	累計利用者数
H 16	1,239,754 人	3,810,713 人
H 17	1,259,580 人	5,070,293 人
H 18	1,386,799 人	6,457,092 人
H 19	1,715,830 人	8,172,922 人
H 20	1,537,473 人	9,710,395 人

平成20年度の利用者数の内訳は以下のとおりである。

- ・メインピッチ(プロ試合) 1,094,468 人
- ・メインピッチ(アマチュア試合) 109,778 人
- ・第2・第3グラウンド 52,054 人
- ・第4グラウンド(人工芝) 111,206 人
- ・サッカー以外のイベント 148,801 人
 - フリーマーケット
 - パブリックビューイング
 - スタジアム結婚式
 - 浦和美園夏祭り ほか
- ・その他の利用 21,166 人
 - フットサルコート
 - スタジアムツアー

アンケート結果

イベントを行ったとき、参加者を対象に実施している。

自主事業の評価結果を得る手段としての性格を有しており、アンケートの結果は、次の事業に反映されている。

利用料金について

利用料金の金額

利用料金については、サッカー場としての利用、撮影利用およびイベントその他の利用によって料金設定が異なる。

料金区分は、サッカー場（メインピッチ）グラウンド、第4グラウンド（人工芝）フットサルコート、付属施設（照明施設等）広告物表示、その他の行為、会議室等諸室、ボールルーム付属備品、備品レンタルその他になり、使用者や使用時間等により異なる詳細な設定になっている。

サッカー場（メインピッチ）であれば、以下のとおりである。

（単位：円 税込）

時間帯 利用区分	アマチュア利用			
	9:00～13:00 13:00～17:00 17:00～21:00	9:00～17:00	9:00～21:00	左記時間帯を超え1時間まで増すごとに
スタンド利用なし（ピッチのみ）	32,000	64,000	96,000	8,000
1層メインスタンド	40,000	80,000	120,000	10,000
1層メインスタンド及び1層バックスタンド	80,000	160,000	240,000	20,000
メインスタンド全て	80,000	160,000	240,000	20,000
1層スタンド全て	100,000	200,000	300,000	25,000
全てのスタンド	140,000	280,000	420,000	35,000

入場料を徴収する場合は、入場料収入総額の5%を加算する。

県外に住所を有する者の使用料は、各金額の2分の1を加えた額となる。

(単位：円 税込)

		アマチュア以外の利用		
時間帯 利用区分	9：00～13：00	9：00～17：00	9：00～21：00	左記時間帯を超え1時間まで増すごとに
	13：00～17：00 17：00～21：00			
1層メインスタンド (練習による利用)	56,000	112,000	168,000	14,000
1層スタンド全て				
メインスタンド全て 及びバックスタンド 全て				800,000 25,000
全てのスタンド				1,200,000 35,000

入場料を徴収する場合は、入場料収入総額の5%を加算する。

県外に住所を有する者の使用料は、各金額の2分の1を加えた額となる。

減免措置

利用料金の減免については「指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。」(埼玉県都市公園条例第30条)とあり、「利用料金減額(免除)承認申請書」に基づき適正に処理している。

過去3年間の実績は以下のとおりである。

年 度	全 額	半 額	合 計
H 18	5件	0件	5件
H 19	4件	0件	4件
H 20	5件	0件	5件

）予約手続について

メインピッチ、第2および第3グラウンドは、団体および自主事業で使用するため、一般利用は行っていない。

第4グラウンドとフットサルコートは、ホームページからのグラウンド予約システムにより予約可能であり、予約状況を確認できる。

予約可能なグラウンド

		埼玉スタジアム・スポーツクラブ会員		フットサル利用登録証を有する者	初めて利用する者
		チーム登録している会員	チーム登録していない会員		
第4 グラ ウン ド	フルピッチ	予約可	予約不可	予約不可	
	ハーフコート	予約可	予約可	予約可（キャンセル不可）	
	フットサルコート	予約可	予約可	予約可	
フットサルコート A		予約可	予約可	予約可	
フットサルコート B		予約可	予約可	予約可	

予約開始時期及び予約方法について

第4グラウンド（人工芝）

		埼玉スタジアム・スポーツクラブ会員		フットサル利用登録証を有する者	初めて利用する者
		チーム登録している会員	チーム登録していない会員		
利用 希 望 日 を 基 準 と し て	2 ヶ月前の初日から 2 ヶ月前の15日	利用希望調査票を FAX	利用希望調査票を FAX	予約不可	
	2 ヶ月前の15日から 2 ヶ月前の20日	利用調整の上スタジアムから回答	利用調整の上スタジアムから回答	予約不可	
	2 ヶ月前の21日から 2 ヶ月前の末日	WEB、電話、直接受付にて予約可	WEB、電話、直接受付にて予約可	予約不可	
	1 ヶ月前の初日から 1 週間前の午前0時	WEB、電話、直接受付にて予約可	WEB、電話、直接受付にて予約可	WEB、電話、直接受付にて予約可	
	1 週間前の午前0時から当日	電話、直接受付にて予約可	電話、直接受付にて予約可	電話、直接受付にて予約可	

（太枠）が埼玉スタジアム・スポーツクラブ会員の優先予約期間

フットサルコート A・B

		埼玉スタジアム・スポーツクラブ会員		フットサル利 用登録証を有 する者	初めて利用す る者
		チーム登録し ている会員	チーム登録し ていない会員		
利用希望日を基準として	1 カ月前の初日から 1 週間前の午前 0 時	WEB、電話、 直接受付にて 予約可	WEB、電話、 直接受付にて 予約可	WEB、電話、直接受付にて予 約可	
	1 週間前の午前 0 時か ら当日	電話、直接受 付にて予約可	電話、直接受 付にて予約可		

予約のキャンセルは電話でのみ可能である。

予約後は、利用日当日までに「公園施設利用許可申請書」を提出し、(財)埼玉県公園緑地協会は「公園施設利用許可証」を発行する。

利用料の收受については、一般の利用者については、プレー前に現金にて收受する。地方自治体や公共団体(各サッカー協会等)には、利用の都度に請求書を発行して、(財)埼玉県公園緑地協会の銀行口座に利用料金を振り込んでもらう。(株)三菱自動車フットボールクラブ(通称浦和レッズ、以下、「浦和レッズ」とする。)の利用については、プレー後の各施設の利用状況を確認して利用の都度に請求書を発行して、(財)埼玉県公園緑地協会の銀行口座に利用料金を振り込んでもらう。

【指摘 42】

1. 不正が起りやすい領収証様式をワンライティングの複写式に改めること

パソコンで印刷した領収証に出納者印を押印し、利用者に渡したものをコピーして控えとして保管している。この領収証の控えの中に、出納員印が押印していないものがある。調査時に確認したところ、領収証をコピーし忘れたため、後にパソコンで印刷したものをファイリングしたことが判明した。これでは、領収証の控えとして証拠力がなく意味をなさない。

この領収証の発行方法であると、上記の手続き誤りを誘発し易く、不正が容易に行える。ワンライティングの複写式で、かつ事前にナンバリングされた領収証綴を使用することにより、利用者に渡したものと同一のものが控えとして残るように改めるべきである。また、領収証の控えは、発行者とは別の者が定期的に確認することが必要である。

なお、領収証綴は管理台帳により在庫管理(領収証のナンバーも記す。)し、綴を使用したときに払出処理を行い、中間あるいは決算時に在庫確認を行うことにより、領収証の全体的なコントロールを行うべきである。

2. 領収証の保管の理由が明確でない

フットサルコート利用料の領収証には、発行された領収証をそのまま領収証控えにホチ

キスで閉じていたものが存在した。キャンセルになったものと思われるが、その理由は不明であった。領収証は現金の收受と引き換えに発行されるものであり、回収理由が不明であることは管理責任が問われる。

予約管理は、予約のキャンセルを含めて全体をコントロールする必要があり、施設利用とその対価としての利用料金の收受まで確実に確認できるようにすべきである。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

候補者選定方法

埼玉スタジアム 2002 公園は、アジア最大級の客席数を有するサッカー専用スタジアムを擁する公園であり、本県のサッカー振興及び青少年のために活用を図るなど県施策と密接に連携した事業企画、管理運営を行う必要があるため、(財)埼玉県公園緑地協会へ随意指定している。

選定理由

日本サッカー協会等関連団体との強固なネットワークを活用し、多くの国際試合の誘致を実現するとともに、サッカースクールの運営等、公益性の高い自主事業も積極的に実施しており、スタジアムの建設理念であるサッカーの振興に寄与している。

大規模試合の開催に不可欠な高度の芝管理技術については、技術の取得や人材育成に努めており、Jリーグのベストピッチ賞を受賞するなど国内最高レベルの評価を得ている。

上記のように芝の管理が重要なサッカースタジアム施設であり、公園施設の管理とサッカースタジアムの運営、さらには本県のサッカー振興及び青少年のために活用を図るなどの県施策を実行する等の特殊事情があることから、随意指定に基づく指定管理者選定はやむを得ないと考える。

) 委託費

導入前とのコスト比較

指定管理者制度導入前の平成 17 年度当初予算収支差 525,716 千円であるが、平成 20 年度決算における委託料は 350,159 千円であるため、この差額 175,557 千円がコスト削減効果となっている。

考え方と精算の状況

県が(財)埼玉県公園緑地協会に支払う委託料は、以下の方法により毎年度精算を行う。利用料金の主な精算方法は、アマチュア以外の試合に係る収入額が、年度事業計画上の見積額を上回った場合には下記の利用料金について精算を行う。下回った場合には原則精算は行わない。

- ・アマチュア以外が行う試合のメインピッチ利用料
- ・アマチュア以外が行う試合の入場料収入の 5%に相当する額

- ・アマチュア以外が行う試合での大型映像装置、照明装置、特別観覧室、駐車場利用料金
- ・アマチュア以外が行う試合で主催者に許可する行為（広告物の表示、大型映像装置による広告）

メインピッチ利用料については、利用料金表の利用区分ごとの試合数から年度事業計画上の予定数を上回った場合には、上回った試合分精算対象から除外する。

ただし、他の精算を行わない県営公園と同様、災害その他やむを得ない事由により施設の利用状況が大きく変化した場合には、県と指定管理者が別途協議した上で、その損失負担方法を決定するものとする。

過去3年間の委託料収入の精算金額は以下のとおりである。

（単位：千円）

年 度	予算金額	決算金額	精算金額
H 18	460,734	363,781	96,953
H 19	369,825	305,577	64,248
H 20	362,138	350,159	11,979

）指定管理者の提案事項の実現度

（財）埼玉県公園緑地協会は、平成18年度からの指定管理業務を行うに当たっての基本方針として以下の項目を県に提出している。

利用者満足度をより一層高め公平公正なサービスを提供する。

安全で安心できる公園にする。

効率的な運営を行う。

蓄積されたノウハウとネットワークを活用する。

地域との連携・強化により、地域づくりの核となる公園を育てる。

埼玉県との連携を密にした運営を行う。

さらに、指定管理者としての抱負として

感動を創造する劇場型サッカー観戦スタジアムにする。

園地の有効活用によりスポーツ振興及びにぎわいを生み出す。

利用者に満足して頂けるサービスを提供する。

日本を代表するスタジアムの知名度と施設を活かして事業を展開する。

平成20年度の事業計画において上記の基本方針および指定管理者としての抱負の各項目に従って計画策定を行い、事業報告書において具体的な取り組みを記載しており、取り組みの努力が窺われる。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

他の公園における指定管理施設と同様に、月次報告を実施している。

モニタリングの状況

「指定管理者管理運営状況自己評価書」を作成しており、総合評価は A で、「適正な会計処理と事業計画に沿った施設管理や利用者サービスなどの指定管理業務を着実に実施することができた。」とし、特に評価すべき点として「管理目標の 4 項目全てを達成することができた。・有料施設利用人数(154 万人)・サッカースクール幼稚園巡回指導(1,008 人)・ドリームサッカー開催数(13 回)・紙コップリサイクル回収実績(76.55%)」としている。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

支出に占める外部委託費の割合は、約 30%であり、ここ 3 年間でその割合が減ってきている。

(単位：千円)

年 度	H18		H19		H20	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
委託費	280,988	30.4%	273,405	29.8%	274,946	27.9%
支出合計	923,542	100.0%	917,476	100.0%	987,159	100.0%

平成 20 年度の業務委託の状況は以下のとおりである。

委託等業務名	契約額(千円)	備考
設備管理業務	74,550	
警備業務	37,800	
廃棄物処理業務委託		1Kg あたり 26.25 円
清掃業務委託	52,416	
消防用設備等保守点検業務	9,450	
エレベーター設備保守点検業務	6,073	
エスカレーター設備保守点検業務	5,387	
空調機保守点検業務	3,276	
自動制御機器保守点検業務	8,558	
緑地管理業務	15,225	
芝管理補助業務	46,221	
観客席点検業務	945	
ピッチ照明投光器清掃業務	2,625	
ピッチ照明投光器清掃業務	1,050	
合計	263,575	

入札等の状況

業務委託契約は、競争入札と随意契約で行われている。過去3年間の主要な業務委託契約のうち、競争入札によるものの推移をみると、以下ようになる。平成19年度に空調機保守点検業務の業者が変更になった以外は、まったく同じ業者が行っている。

(単位：千円、金額税込)

委託等業務名	H18年度		H19年度		H20年度	
	業者	契約額	業者	契約額	業者	契約額
設備管理業務	(株)XA	84,196	(株)XA	75,849	(株)XA	74,550
警備業務	XB(株)	39,879	XB(株)	38,808	XB(株)	37,800
廃棄物処理業務委託	YQ(株)	1Kgあたり 18.9円	YQ(株)	1Kgあたり 23.1円	YQ(株)	1Kgあたり 26.25円
清掃業務委託	XC(株)	59,850	XC(株)	50,400	XC(株)	52,416
消防用設備等保守点検業務	ZA(株)	11,025	ZA(株)	9,975	ZA(株)	9,450
ILV-ター設備保守点検業務	ZB(株)	6,535	ZB(株)	6,388	ZB(株)	6,073
ILV-ター設備保守点検業務	(株)ZC	6,174	(株)ZC	5,670	(株)ZC	5,387
空調機保守点検業務	ZD(株)	3,990	(株)XA	3,182	(株)XA	3,276
自動制御機器保守点検業務	ZE(株)	9,450	ZE(株)	8,925	ZE(株)	8,558
緑地管理業務	(株)XD	17,010	(株)XD	15,225	(株)XD	15,225

指名競争入札の手続に関しては、「第3 2 (財) 埼玉県公園緑地協会」の項で詳しく述べているが、その手続が正しく行われているかに関して平成 20 年度を対象にして調査を行った。その結果は次のとおりである。書類の形式が整っていないものが見受けられたが、入札の指名手続は財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程どおりに行われていた。

- A) 執行伺の決裁に関して、一部、決裁日が記入されていないものがあった。
- B) 支出負担行為決議書に関して、一部、決裁日が記入されていないものがあった。
- C) 支出負担行為決議書に関して、理事長の承認印がないものがあった。

次に、契約額 1 千万円以上のものについて、落札状況を調査した。その結果は以下のとおりで、予定価格に近い金額で落札されていることが分かる。

(単位：千円)

委託等業務名	業者	H18 年度		
		A)契約額 (税込)	B)予定価格 (税込)	落札率 (A/B)
設備管理業務	(株)XA	84,196	84,315	99.86%
警備業務	XB (株)	39,879	40,215	99.16%
清掃業務委託	XC (株)	59,850	64,680	92.53%
消防用設備等 保守点検業務	ZA (株)	11,025	11,498	95.89%
緑地管理業務	(株)XD	17,010	17,430	97.59%

(単位：千円)

委託等業務名	業者	H19 年度		
		A)契約額 (税込)	B)予定価格 (税込)	落札率 (A/B)
設備管理業務	(株)XA	75,849	76,113	99.65%
警備業務	XB (株)	38,808	39,346	98.63%
清掃業務委託	XC (株)	50,400	52,490	96.02%
消防用設備等 保守点検業務	ZA (株)	9,975	10,332	96.54%
緑地管理業務	(株)XD	15,225	16,251	93.69%

委託等業務名	H20 年度				
	業者	A)契約額 (税込)	B)予定価格 (税込)	落札率 (A/B)	
設備管理業務	(株)XA	74,550	74,580	99.96%	不落随契
警備業務	XB (株)	37,800	39,575	95.52%	
清掃業務委託	XC (株)	52,416	52,826	99.22%	不落随契
消防用設備等 保守点検業務	ZA (株)	9,450	9,450	100.00%	不落随契
緑地管理業務	(株)XD	15,225	16,192	94.03%	

また、随意契約の問題点に関しては、(財)埼玉県公園緑地協会の項で詳しく述べているが、金額が大きい以下の随意契約(リース契約については省略)に関して、随意契約であることの合理性があるか否かを含め調査を行った。随意契約の根拠については、特に否定する積極的な理由も見当たらなかった。

業務内容	業者	随意契約の根拠その他
芝管理補助業務	YM (協)	メインピッチ、第2グラウンド、第3グラウンド、もみの木広場、駅前交通島の芝が管理対象である。芝の専門技術を持っているところが少ないこと、試合に合わせてタイムリー且つスピーディーに芝を管理することが必要となることから、平成13年から同一業者と随意契約を締結している。特にメインピッチの芝は管理技術が必要である。(メインピッチは、屋根が大きく、第2グラウンドに比べ日照時間が57%であるため、冷地用の芝が必要で、夏は冷却用に42キロメートルの管がピッチの地下に埋め込まれている。)
芝管理薬剤購入契約	ZF(株)、(株)ZG、(株)ZH、(株)ZI、(有)ZJ	随意契約による単価契約 芝関係の農薬をあつかっている会社。メインピッチの芝は日照時間が少ないため、病気になりやすく、芝を維持するには、多くの農薬を使用せざるを得ない状況である。 単価は薬剤の価格表による。5社と物品購入単価契約を締結する。5社から見積書を提出してもらい、薬剤毎に単価の安い業者と購入契約を結んでいる。

委託費の精算状況

委託費の計算に関しては、検査員が、業務委託調査報告書に基づき、業務の完成（分割支払いの場合、業務の部分完成）を確認してから精算する手続きを行っている。支払の前に業務委託調査報告書が作成されているかについてサンプリングにより検証を行ったが、問題はなかった。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

(該当するものとして)

- ・イベント参加者の情報
- ・サッカースクール会員の情報

(管理状況)

- ・個人情報管理台帳を作成
- ・平成 17 年 4 月 1 日の個人情報保護法施行を受けてプライバシーマーク⁶を取得し、規定に従い管理を行っている。
- ・シュレッダーによる書類廃棄を別の人間が確認しているかについては、行われていない。

クレーム対応

埼玉スタジアム 2002 公園要望・苦情受付状況を閲覧したところ、施設の貸与先である浦和レッズが対応すべき項目が含まれていた。そういう場合は、「浦和レッズに伝える」と対応欄に記載されていた。また、「上司に報告する」との記載があるが、最終的な処置結果が記載されていないので、記載することが望まれる。

【指摘 43】対応欄に処置結果をもれなく記載するように職員を指導のこと

対応欄に処置結果が記載されていないことは、クレーム管理簿のみでは対応欄に記載された事項が実行されたのかわからないだけでなく、対応結果の今後のクレーム発生への影響が判断できない。処置結果がもれなく記載されるよう指導されたい。

安全管理

緊急対応マニュアルが整備され、地域自治会と連携して、5 月及び 11 月には防災訓練

⁶ プライバシーマーク

JISQ15001：2006 に沿って個人情報保護システムを構築。18 年度に取得

(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)の審査を2年に1回受けている。

を実施しており、特に問題とすべきものはない。

）財務管理

帳簿管理の状況

埼玉スタジアム 2002 公園では特定端末で処理（そこにはデータが残る。）し、一つのデータを本部のサーバーに送信する。未送信を防ぐための措置として、送信済みデータと未送信データとに分かれて結果がアウトプットされるので、担当者は未送信のデータがあるか確認することにより、未送信データのもれを防いでいる。

結論として、データ管理はできていると考える。

収入の処理に関して

（財）埼玉県公園緑地協会の決算書において、第 4 グラウンドの使用料が、埼玉スタジアム・スポーツクラブが使用した場合は自主事業収入で、一般利用は受託事業収入（利用料金収入）となっている。クラブ会員の使用は減額となることを除き、グラウンドを使用している事実は同じであるが、勘定科目が異なる。

また、スポーツクラブ会員は、1 面 1 時間 1 万円が HALF 9,000 円（フルピッチ 18,000 円）となる。

【指摘 44】勘定科目の見直しを行うこと

第 4 グラウンドの使用料収入が、スポーツクラブが使用した場合は自主事業収入、一般利用は受託事業収入（利用料金収入）となっている。県に報告する決算書において、同一施設の使用料収入が異なる勘定科目で処理されるのは疑問である。見直しを行うべきである。

また、スポーツクラブ会員の使用は使用料金が減額となっており、減免措置と考えられるので、会員料金の利用料金設定における知事承認を受けるべきである。

自主事業収入には、広告看板収入が含まれており、収入の 1 割程度であるが安定収入となっている。懸念されるのは、景気の低迷により、企業が広告宣伝費を削減していることである。

出納管理の状況

埼玉スタジアム 2002 公園には、受託事業用の小口現金があり、その他、レスト（グッズ販売及びスタジアム内ツアーを実施）とフットサルコート、及び直営売店に釣銭用の現金がある。

施設の利用上、現金を取り扱う機会が多いので、現金過不足の発生する場合も多くなる。現金過不足は月末にまとめて入力されることになっており、毎月少なからず現金過不足が発生している状況である。

現金の実査については、実務が多忙なこともあり、3日に一度程度行われている状況であるが、実査が実際に行われたかどうかの証跡は残されていない。調査の日において、売上金額を検証したところ、フットサルコート回数券の売上が漏れていた。売上の計上ミスについては、毎日現金実査を行っていたならば当然に防げたものであり、現在の管理体制に問題があると言わざるを得ない。未収金については、「未収金管理簿一覧」が作成されており適切に管理されている。

【指摘 45】現金実査を行うこと

現金管理は、経済活動を行うあらゆる事業体において不可欠かつ重要なものであり、その管理は慎重かつ適切に行わなければならない。現金の実査は、営業終了時点において毎日実施すべきである。また、現金実査の証跡を残すようにして適切な内部管理体制を構築することが必要である。

備品管理の状況

指定管理者である（財）埼玉県公園緑地協会保有の備品は管理台帳に載っており、適切に管理されているが、その数は少数である。備品のほとんどは県所有のものであり、埼玉スタジアムは、県から備品の貸与を受けており、その管理を適切に行わなければならない。現時点で貸与物品のリストと現物の照合が行われた形跡はない。

【指摘 46】備品の实地棚卸を定期的に行うこと

今後県との管理責任を明確にするためにも備品の实地棚卸を定期的の実施すべきである。その際には、実施可能性を考慮して、实地棚卸を行う備品の金額や実施時期などの一定の基準を設定することにより実効性を高め、少なくとも年に1回は実施することが望ましい。

) 自主事業について

主な自主事業

次のように、スタジアム施設を利用した自主事業を展開している。実施した事業の全てが満足いくレベルというわけでないが、概ね利用者からの評価は良いようである。

A) サマーナイトツアー(8月2日、3日) 参加料 大人800円、こども400円
ツアー開始までの待ち時間が長いとの不満 今年から着た順から事前申し込みへ変更

B) スタジアムツアー

水曜日、土日 4回/1日 大人500円 小学生200円 1時間 事前確認が必要
ア.10:30 40名以内
イ.12:00

ウ.13:30

エ.15:00

団体 20 名以上ならば曜日指定なし 基本料金 6,000 円 大人 300 円、小学生 100 円

C) 県民の日特別企画「スタジアムの裏側見せませ見学会」

概ね好評

D) スタジアムの 4 階でサマーキャンプを実施 小学生の親子

キャンプ協会へ事業を一部委託

) NPO 法人等との協調体制

当公園における過去 3 年間におけるボランティアの活動状況は、次とおりである。

埼玉スタジアム 2002 公園ボランティア活動状況

No	ボランティア名	活動内容	開始時期	募集方法	経緯	人数	活動時間
1	金葉会・一月会	2002 花壇の花植え	H17 年	花と緑の振興センターに依頼	平成 17 年 3 月の花壇設置を契機に近隣の方にボランティアへの参加を呼びかけた。	21	年 2 回
2	埼玉スタで花を咲かせ隊	2002 公園内の花植え等	H20 年	自発的に申し出有り	ボランティアから公園内に花を植えてきれいになりたいとの申し出があった。	4	年 1 回
3	埼玉スタきれいにし隊	公園内の清掃活動	H18 年	HP 及び公園内に募集掲示	ボランティアから公園内をきれいにしたいとの申し出があった。	40	年 2 回
4	団体名なし(公園内清掃)	公園内の清掃活動	H20 年	自発的に申し出有り	ボランティアから公園内をきれいにしたいとの申し出があった。	100	年 1 回
5	浦和レッズサポーター有志一同	サクラソウの植栽	H20 年	自発的に申し出有り	ボランティアから公園内をきれいにしたいとの申し出があった。	100	年 2 回
	計					265	

なお、正式にボランティアとして登録しているのは№1のみであり、それ以外はリーダーの名前を把握しているだけである。また、夏休みを利用した親子キャンプでは、(財)埼玉県公園緑地協会が、運営を埼玉県キャンプ協会に一部委託している。

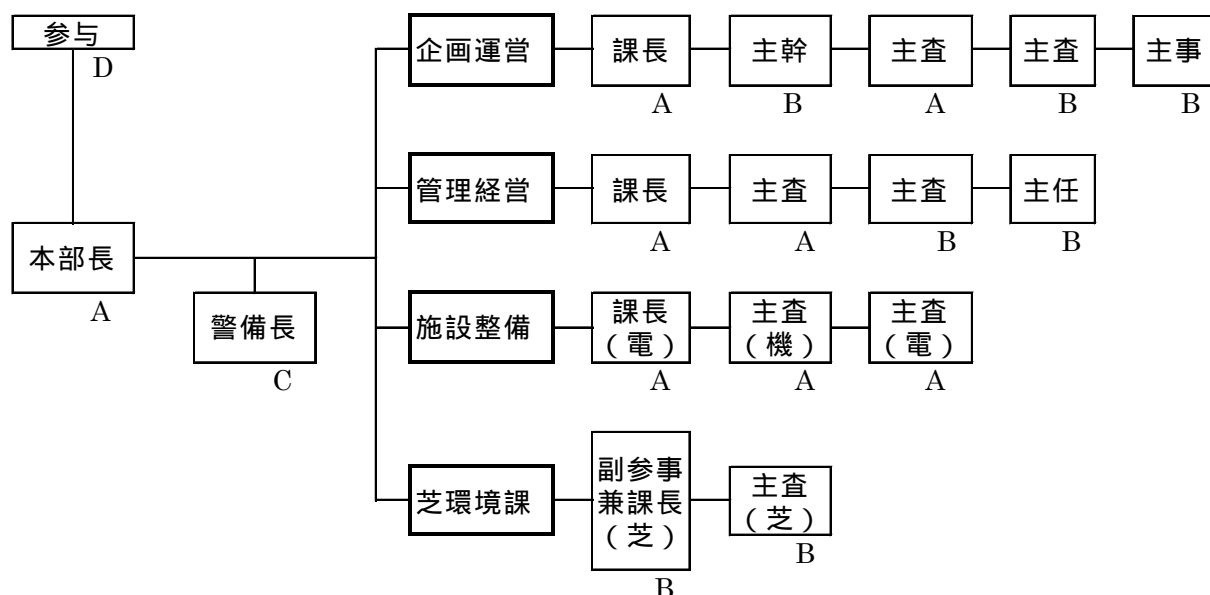
) 執務体制と執務管理の状況

執務体制

指定管理者である(財)埼玉県公園緑地協会は当公園を管理するにあたり、協会の組織上は「埼玉スタジアム 2002 事業推進本部」として位置付けている。

【埼玉スタジアム2002事業推進本部】

平成21年4月1日現在



職員数15名 定期契約職員2名

- A: 県派遣職員
- B: プロパー職員
- C: 週40時間定期契約職員
- D: 週30時間定期契約職員

主な職務内容

本部長・・・埼玉スタジアム 2002 事業推進本部の統括

警備長・・・警察本部及び所轄警察署との連絡調整
 イベント警備に係る主催者との連絡調整
 危機管理に関すること
 地元対策に関する事務など
 なお、警備長は埼玉県警察本部 OB である

企画運営課・・・大会・イベント運営、施設利用に関すること
 スタジアム主催イベントに関すること
 各種広報

- サッカースクールイベントの企画・立案・実施など
- 管理経営課・・・文書の保管・管理等
 - 諸手当の認定・報告、勤務整理
 - 予算の調整及び執行管理並びに決算（監査対応を含む）
 - 備品管理
 - 公園施設の利用許可等の事務
 - 常設看板等の管理運営
 - 自主事業に関すること
 - その他の担当に属さない事務
- 施設整備課・・・施設利用者との連絡調整
 - 電気設備の維持
 - スタジアム周辺施設設備工事に関すること
 - 建築基準法の定期点検
 - 消防設備の維持
- 芝環境課・・・グラウンドの芝の維持全般
 - 人工芝の維持に関する補助的な業務
 - 植栽、舗装等土木、造園の維持に関する補助的な業務
 - 危険物の保管に関する補助的な業務
 - 芝管理機器（リース品を含む）の管理など
 - なお、業務全般は埼玉造園建設業協同組合の作業員が行っており、芝環境課はそれを統括している

以上広範囲の業務を行っており、それに応じる執務体制としては特に問題はない。

執務管理の状況

で述べたように、広範囲の業務を行っているが、前述の職務体制で賄いきれない部分・専門的な技術等を必要とする業務については外部に委託しているものも多い（（４）指定管理者の業務の状況（外部委託の状況の稿参照））

特に上記 芝環境課の業務のうち、グラウンド（メイン、第 2、第 3）芝の維持全般に関する業務は、前述のように芝管理補助業務として YM（協）に委託され、実際の業務全般は同組合の作業員が行っている。芝環境課がそれを統括している。なお、同組合への平成 20 年度の委託料は 46 百万円である。

当公園の心臓部分ともいえるグラウンドのしかも芝の維持全般業務を、1 つの業者に任せていて、統括業務のみ当協会職員が行っているという点は検討の余地もあるが、芝の管理業務が特殊な技術を必要とすること、ある程度の経験と継続が必要なこと、及びプロパー職員である芝環境課長（グラウンドキーパー）が常勤として現場で業務の統括を行っていることなどを考慮するとやむを得ないところである。

(5) 第三者評価の状況

県担当課が平成 21 年 5 月 12 日に実施した「指定管理業務チェックシート(平成 20 年度第 4 回)」においては、業務の改善が必要となる項目はなく、指定管理業務は良好に遂行されていると評価している。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

過去 3 年間の修繕費の金額をみる限り、特に問題とすべきものはない。

修繕面から

特に問題とすべきものはない。

) 施設の在り方について

次に、記載するように、埼玉スタジアム 2002 は県を代表する施設として、大いに使命を果たしている。引き続き、埼玉県をアピールする施設として発展を望みたい。

感動を生む劇場型サッカー観戦スタジアム

埼玉スタジアム 2002 は、アジア最大級のサッカー専用スタジアムであり、県民にハイレベルな試合の観戦機会を提供している。

特に(財)埼玉県公園緑地協会では日本代表戦の誘致に積極的に取り組んでおり、平成 20 年度には、4 試合の日本代表戦が開催され、世界に情報発信している。また、Jリーグ浦和レッズのホームゲームや 18 歳以下日本一決定戦である高円宮杯決勝戦、全国高校サッカー選手権等が開催されており、サッカーのメッカ埼玉として、サッカーを愛する青少年の憧れの地とあってよい。

サッカーを主軸とするスポーツの振興とにぎわいを創出

世界でも最高水準の施設を有する埼玉スタジアムを活用して、サッカーを主軸とするスポーツの振興を図り、にぎわいを創出している。

メインピッチの他、第 2、第 3、第 4 グラウンド、フットサルコートを活用して、県の各世代のサッカー大会が開催されているほか、一般のサッカー愛好者に天然芝を利用していただく「ドリーム・サッカー」や「埼玉スタカップ」フットサル大会などを実施している。また、サッカースクールの運営や、女子サッカー、クリニックや中学校サッカー部支援などをとおしてサッカーを中心とするスポーツの振興を図っている。

このほか、地域の住民、関係企業と連携して実施する夏祭りやゴールデンウィーク等のシーズンイベント、スタジアムに宿泊する「キャンプ@サイスタ」など多彩なイベントでにぎわいを創出している。

防災支援機能を備えた安心、安全な公園

当公園は、地震等の災害時における防災活動拠点として指定されており、備蓄倉庫や浄水装置、非常用電源を備えている。当協会では、非常時に迅速な対応が取れるよう、施設の管理を行っており危機管理体制の確保に万全を期している。

1 5 所沢航空記念公園（都市整備部 公園スタジアム課）

（1）施設の概要

）所在地 所沢市並木 1 - 13

）開設目的

所沢航空記念公園

所沢航空記念公園は、米軍所沢基地の返還に伴い、「日本航空発祥の地」を記念して、昭和 49 年 3 月に基地の一部約 50ha が公園として計画され、昭和 53 年 3 月に開設された。

所沢航空発祥記念館

所沢航空発祥記念館は、所沢航空記念公園内に、平成 5 年 4 月 3 日、航空に関する科学技術や所沢飛行場に関する歴史的資料を総合的に展示する施設として開設された。記念館が目指す姿は、航空に関する資料の展示施設としてだけでなく、航空科学・技術の啓発、所沢飛行場の変遷や飛行機の発達史を通じて、教育的理解増進、さらには飛行機に触れて、操縦を体感する等の娯楽性も加えた総合的な文化施設であり、これまでにない新しい記念館、地域発展の核となる戦略的文化施設として整備されてきた。

）開設年月

所沢航空記念公園：昭和 53 年 3 月

所沢航空発祥記念館：平成 5 年 4 月 3 日

）規模

所沢航空記念公園：公園面積 50.2ha

所沢航空発祥記念館：建築面積 3,878.5 m²

延床面積 5,260.7 m²

）建設費

8,251 百万円（用地 0 円、整備 8,251 百万円）

）管理形態

所沢航空記念公園は、平成 20 年度より、（財）埼玉県公園緑地協会・（財）日本科学技術振興財団グループが共同体で指定管理者となっており（公募）公園部分を（財）埼玉

県公園緑地協会が、所沢航空発祥記念館を（財）日本科学技術振興財団が担当管理している。それぞれの組織図は次のとおり。

所沢航空記念公園：（財）埼玉県公園緑地協会				
所長(1)	管理課長(1)	主査(2)	主事(2)	定期契約職員(5) (内訳) 受付窓口担当(3) 園地管理担当(2)
所沢航空発祥記念館：（財）日本科学技術振興財団				
館長(1)	副館長(1)	総務課長(1)	職員(6)	事業課長(1)
カッコ内数値は人数を表わす。				

代表者は（財）埼玉県公園緑地協会で、それぞれの役割分担は、協定書を結び決めている。実際の管理運営に当たっては、運営委員会を必要に応じ開催し打合せを行っている。平成20年度は、運営委員会を5回開催している。

）年間管理料（うち指定管理料）

平成20年実績		(単位：千円)
費目	金額	
指定管理委託料(税込)	384,472	

(2) 施設利用に関して

）利用者の状況

利用者数の推移

(所沢航空発祥記念館)

ここ2～3年、若干、利用者数は減少しているが、概ね横ばいである。

年 度	入館者数
H18	242,182 人
H19	236,286 人
H20	234,791 人

ただし、平成 20 年度の入館者数のうち 150,890 人（64.3%）が高齢者や小学校就学前の児童等の無料入館者であり、また、小人の入館料を大幅に減額したため、利用料金収入は減少傾向にあると考える。

現実的には展示物の大幅の更新等は、予算の関係上、なかなか厳しいことが考えられるため、無料来館者を対象とした、レストランや売店等の充実を図ることが、結果として長期的なコスト削減につながると考える。

（所沢航空記念公園）

平成 12 年度の利用者数は以下のとおりである。

	イベント利用等	通常利用	年間利用者数
H12 年度	46,220 人	4,742,362 人	4,788,582 人

また、テニスコート等の有料施設利用者数は以下のとおりである。

	有料施設利用者数
H20 年度	141,321 人

有料施設は利用料金を収受するため、利用者数を把握することが可能であるが、所沢航空記念公園の通常利用の場合、アルバイトを数日雇って人数カウントを行うなど、相当の支出が発生する。そのため、平成 12 年度以降は人数カウントを実施していない。実施していないことがただちに問題となる訳ではないが、大きなイベントまたは改修等がある場合には、人数カウントの実施の検討を望みたい。

アンケート結果

（所沢航空発祥記念館）

アンケートは適切に実施され、分析されていた。

（所沢航空記念公園）

アンケートは適切に実施され、分析されていた。

利用料金について

利用料金

A) 所沢航空発祥記念館

- ・ 展示館 個人・・・大人 500 円 小中学生 100 円
団体・・・大人 400 円 小中学生 80 円
- ・ 大型映像館 個人・・・大人 600 円 小中学生 250 円

- 団体・・大人 500 円 小中学生 200 円
- ・共通割引券 個人・・大人 800 円 小中学生 300 円
- 団体・・大人 650 円 小中学生 250 円

*平成 21 年 4 月 1 日より、小中学生の入館料を 250 円から 100 円に改定(値下げ)した。

B) 研修室・・1,000 円(1 時間当たり)

C) 会議室・・ 500 円(1 時間当たり)

* 備品(プロジェクター等)の有料貸出しがある。

D) テニスコート

- ・県内住民・・一般 900 円 学生 450 円
- ・県外住民・・一般 1,350 円 学生 670 円

E) 運動場

- ・県内住民・・一般 2,200 円 学生 1,100 円
- ・県外住民・・一般 3,300 円 学生 1,650 円

F) 野外ステージ

入場料等を徴収しない場合

- ・県内住民・・4,500 円(1 時間当たり)
- ・県外住民・・6,750 円(1 時間当たり)

興行等で入場料等を徴収する場合

上記料金に加え入場料等の総収入額の 10.5%に相当する額または 79,100 円のいずれか多い額。(消費税込の金額)

G) 茶室彩翔亭

・全館利用の料金

全日利用(9時から20時)・・69,000 円

一日利用(9時から16時、13時から20時)・・46,100 円

半日利用(9時から12時、13時から16時、17時から20時)23,000 円

減免措置

所沢航空発祥記念館で減免が認められる主なケースは以下のとおりである。

- ・減額(免除)申請書を来館前の1週間前までに提出し、その承認を受けることにより入館料を減免する場合
- ・心身障害者の団体等
- ・視察依頼書等を来館日の1週間前までに提出し、その承認を受けることにより入館料を減免する場合
- ・県、国、地方公共団体又は市町村等関係機関及び(財)埼玉県公園緑地協会関係者で、当該施設の事業及び設備視察を目的とするもの
- ・所沢市からの申請によるもの。

利用料金の收受

所沢航空発祥記念館では券売機とインフォメーションの POS システムを用いての手売り、団体、買い戻し等による入館料の收受があり、以下の手続きを行っている。

- ・ 4 時 30 分入館料販売終了後に、券売機 3 台から当日の入館料を回収し、インフォメーションの入館料等集計システムよりプリントされた「券売機販売集計表」と照合する。
- ・ インフォメーションの手売り用金庫が入館販売終了後、当日 POS システムによる手売り、インターネット割引、団体、買い戻し等の集計をし、アテンダントがその日の集計額を事務局に収める。
- ・ 「券売機販売集計表」の内訳表「入館券手売り、買い戻し表集計」に基づき、当日の手売り、団体、インターネット、特別割引、買い戻しを集計する。
- ・ 手売り用金庫にはつり銭が保管されている。
- ・ 「有料入館者（展示館、映像館、共通券の券売機、手売り）表集計」に基づき、当日の総入館料を集計して総合計金額を確認する。

総入館料を金銭有高表に記入し、現金と共に入館料収納袋に入れて事務局の金庫に保管する。

【指摘 47】所沢市と免除条件を取り決めること

所沢航空発祥記念館では、所沢市からの申請により利用料金が減免される場合がある。この場合の申請できる条件が明確ではない。免除条件を県と所沢市で取り決める必要がある。また、上記申請における申請書に、申請理由を記載する欄を設け、申請理由を明確に記載しておく必要がある。

）予約手続について

所沢航空発祥記念館における団体予約は、電話予約は受け付けず、インターネットにおけるホームページ上からの申込みか FAX 申込表に記入し FAX を送付することによっている。

当該施設では、施設担当者は各種管理台帳（バス、研修室、会議室）及び映像館残席確認の上、予約相手先に内容確認の電話を入れ回答する。その後事務局管理課のパソコンに申込みデータを入力して、申込表を台帳にファイリングする。

テニスコートと運動場については、埼玉県公共施設案内予約システムにて電話、インターネットによる予約が可能である。埼玉県公共施設案内予約システムについては、「第 2 章 第 3 2（財）埼玉県公園緑地協会」の箇所に記載しているので参照されたい。

野外ステージは、県内住民は利用日の 6 ヶ月前から県外住民は 5 ヶ月前から管理事務所窓口で予約が可能である。利用者は、「野外ステージ利用許可申請書」を提出する必要がある。

茶室彩翔亭については、利用日の 3 ヶ月前の月の初日から電話で予約が可能である。全館利用および地方公共団体等が公共、公益を目的として利用する場合は、利用日の 6 ヶ月前の月の初日から受け付ける。利用者は、「有料公園施設等使用許可申請書」を提出する

必要がある。

キャンセルについては、野外ステージおよび茶室彩翔亭とも当日まで可能である。

【指摘 48】利用許可日が明確でなく、キャンセル関係の書類が具備されていない

野外ステージの利用にあたり、利用者から「野外ステージ利用許可申請書」を受け取り、茶室彩翔亭については、利用者から「有料公園施設等使用許可申請書」を受け取っているが、この申請書を保管しているだけで、何時受け付けて利用許可を認めたのか不明である。また、キャンセルがあった場合においても該当する書類がないためキャンセルの事実が確認できない。

利用許可につき、その申請書に日付付きの受領印を押印して受け付ける、あるいは使用許可証を発行し、その控えを保管する等の手続きを採る必要がある。

キャンセルにおいても、その事実を上記申請書に記入欄を設けて記載する等、書面等で確認できるように改めるべきである。

この手続きは、利用料金の収受における内部統制としても必要である。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループの選定は、平成20年度指定管理者の所沢航空記念公園を含む13公園を含む選定手続の中で行われている。

平成20年度に係る公募による指定管理者の選定は、次のように公正なる手続が実施されている。

選定委員会委員：学識者3名及び県職員2名

応募者の状況

応募者は4団体で、そのうちグループ応募数は3団体である。

審査方法

「埼玉県営公園指定管理者募集要項」に基づき、A)からC)の手続により提出された事業計画及び法人等概要書類等を審査している。

A) 応募資格に関する審査

B) 事業計画書の一次審査(書類審査)

C) 事業計画書の二次審査(面接審査)

選定理由

県が(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループを選定した理由は以下のとおりである。

・当公園の現指定管理者としての実績と、航空発祥記念館開館以来管理者を行ってきた実

績を併せ持ち、その間に蓄積した豊富な管理運営ノウハウを生かした適切かつ効率的な公園管理の実施が期待できる。

- ・公園の特性を十分踏まえて「航空」をキーワードとした特色ある公園づくりを目標に掲げて具体的な事業提案を行うなど、指定管理者として業務に当たろうとする強い意欲が感じられる。
- ・貴重な航空関連資料の収集から有効活用までをさらに推進するとともに、所沢航空発祥記念館における事業を通じて「航空発祥の地・所沢」を全国に広く発信し、県民の誇りとなる「日本一の航空博物館」を目指すとする積極的な提案が行われている。
- ・ファミリーパスポートやシルバーカップルパスポートの創設などにより利用者サービスのさらなる向上を図るとともに、彩翔亭において生涯学習・伝統文化とふれあう具体的な企画を提案している。

）委託費

導入前とのコスト比較

(単位：千円)

	H17年度当初予算 1	H20 年度決算 2	H17年度予算との差額
所沢航空記念公園	420,189	384,472	35,717

1 業務委託料 工事請負費 + 公園緑地協会の運営管理費配分額

2 前述したように、指定管理業務委託料 384,472 千円

考え方と精算の状況

下記の図に示された収支差額を補てんする金額が指定管理委託料となる。

$$\text{指定管理委託料 B} = \text{A} \quad (\text{C1+C2})$$

< 支出 >	< 収入 >
A 当該公園の管理運営に要する経費(指定管理者の経営努力により縮減可能)	B 県が支払う委託料
	C1 当該公園を活用して指定管理者が行う事業収入等(自主事業収入)
	C2 有料施設の利用料金収入

平成 20 年度の業務委託料は、以下のように積算されている。

(単位：千円)

	科目名	所沢航空記念 公園分	所沢航空発祥記 念館分	合計
A	経費総額	246,362	256,698	503,060
C1	自主事業収入	16,166	31,874	48,040
C2	利用料金収入	36,379	34,169	70,548
B	業務委託料 (A-(C1+C2))	193,817	190,655	384,472

所沢航空記念公園の委託料は、協定書に基づき四半期ごとに精算される。精算は協定書どおりに行われている。

) 指定管理者の提案事項の実現度

指定管理者申請書類の事業計画書によれば、6つの基本方針との具体的な事業方針を示している。

基本方針	事業方針
1) 管理運営ノウハウを活用し、両法人の連携で効果的で効率的な運営を目指すとともに、利用者サービス向上の相乗効果を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園と記念館が一体となったイベントの連携開催 ・所沢航空発祥記念館と彩翔亭の相互利用促進の利用者サービス展開 ・広報活動の強化 ・所沢航空発祥記念館でのアテンダントの配置 ・所沢航空発祥記念館でのファミリーパスポート券発行などリピーターへのサービスの展開 ・狭山茶を使用した呈茶サービスの実施 ・レストラン、ショップ、売店、ケータリングサービスの展開
2) 公園が持っている様々な機能を有効に活用し、利用者満足度をさらに高め、賑わいのある公園を創る。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを踏まえた大型映像館の運営 ・1日楽しめる各種イベント開催 ・彩翔亭を活用した交流茶会の支援等 ・スポーツ施設の貸出方法の弾力化 ・利用者ニーズの高い各種スポーツ教室の実施 ・「利用者によるモニター制度」やアンケート調査の実施 ・お客様サービス向上プロジェクトの展開 ・サービス向上を図るレストラン等の経営
3) 貴重な航空関連	<ul style="list-style-type: none"> ・九一式戦闘機実物資料の保存・展示

<p>資料を収集・調査・保存・有効活用する博物館活動を充実強化し、その活動を通じて「航空発祥の地・所沢」を全国に広く情報発信し、地元住民の誇りとなる日本一の航空博物館を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新パネルの作成展示 ・航空をキーワードにした様々な特別展の開催 ・科学に関するワークショップや実験 ・航空と文化をテーマとした公開講座の開催 ・格納庫及びYS-11の特別公開 ・他の航空関係博物館との業務連携の展開
<p>4) 地域のボランティア団体、学校、企業等と積極的に連携するとともに、記念イベントなどを開催し、住民に親しまれ、地域づくりの核となる公園をつくる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園開設30周年記念イベントを地域と連携開催(2008年) ・所沢飛行場開設100周年記念イベントを地域と連携開催(2011年) ・友の会の開設 ・「航空公園サポーターズクラブ」の新設 ・ドッグラン施設の活用促進 ・花ごよみマップの作成や花壇づくり ・社会体験教育活動支援の展開(園内の清掃や樹木管理を通じて) ・「木楽会」(地域ボランティア)による樹木調査・自然観察会の実施
<p>5) 都市に残された貴重な緑地空間を大切に保全するとともに、自然とのふれあいや利用者に愛される都市景観の創出に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢市内20校の児童とボランティアによる四季の草花の植栽・管理 ・花ごよみマップの作成・樹木調査と樹木版の設置 ・樹木観察会や自然観察会の実施 ・ふれあいウォークラリーの実施 ・フィルムスポットづくり
<p>6) 公園施設の安全点検の徹底を図り、危機管理体制を強化し、防犯に配慮した公園づくりを進めるなど、利用者や県民の安心安全を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体、関連機関、地域と連携した防災訓練の実施 ・危機管理対応職員の配置と制服警備員による巡回や機械警備の実施 ・遊具をはじめとする公園施設や展示施設の日常点検の実施 ・早期修繕の実施 ・防犯に配慮した公園管理の実施 ・注意看板の設置 ・所沢市と連携したホームレス対策の実施

これら基本方針は、事業運営にあたって反映されていると考えることができる。

）指定管理者の管理

県への報告事項

基本協定書によれば、次の報告制度が定められている。

報告事項	期限	内容
年度別事業計画等の報告 (基本協定書第 10 条)	前年度 11 月 末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の基本的な運営方針 ・事業計画(自主事業を含む)及び施設の利用見込み ・当該年度の収支予算案 ・管理執務体制 ・その他県が必要と認める事項
定期報告 (基本協定書第 11 条)	前月分を毎 月 15 日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・利用及び収入の状況 ・収入支出状況 ・イベント等の開催状況及び翌月の開催予定 ・公園利用者からの要望・苦情に関する事項
事業報告書 (基本協定書第 12 条)	毎年度終了 後 30 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の実施状況 ・施設の利用状況 ・料金収入の実績や管理経費等の収支状況 ・その他県が必要と認める事項
自己評価制度 (基本協定書第 13 条)	事業報告書 に添付	

モニタリングの状況

A) モニタリングの根拠と種類

県は指定管理者に対して、指定管理業務その他公園における良好な管理及びサービスの質を維持するため、定期的に又は必要に応じて臨時にモニタリングを実施することができる(基本協定書第 17 条)。

(a) 定期のモニタリング

定期的に行われるモニタリングで、法令及び協定に照らして指定管理業務の適切な実施を確保する。

(b) 臨時のモニタリング

臨時に行われるモニタリングで以下の事例が含まれる。

- ・公園管理に関する苦情やトラブルの発生時に、現場の状況や対応を現地で確認及び指導監督する場合。
- ・事故の発生、施設・設備の故障などの発生時に、現場確認、原因究明及び対応状況の確認及び指導監督を行う場合。
- ・その他指定管理者の管理や業務遂行状況について不定期に調査を実施し指導監督

を行う場合。

具体的なモニタリングの実施は、「県営公園指定管理者業務のモニタリング(監視)実施要綱」(都市整備部公園スタジアム課)に従って行われている。

B) 定期モニタリングの実施手続

ア) モニタリングは、県土整備事務所における実施班によって行われる。

イ) 県土整備事務所は、以下の時期を目安として年4回のモニタリング予定日を決定し、実施計画を指定管理者に通知する。ただし、指定管理者の変更のない公園は、第4回目と次年度第1回目と兼ねて実施できるものとする。

	実施時期	モニタリング対象
第1回	6月	当該年度当初からモニタリング実施月までの指定管理業務の内容
第2回	9月	
第3回	12月	
第4回	5月	4月末日までに提出される事業実施報告の内容

ウ) 指定管理者は、モニタリング実施日より1週間前までに「定期モニタリング自己評価書」を県土整備事務所に提出する。

エ) 県土整備事務所は、「定期モニタリング実施項目の視点及び確認方法」に示す項目についてモニタリングを実施する。

オ) 県土整備事務所は、「指定管理業務チェックシート」を作成する。

カ) 県土整備事務所は、モニタリング結果と指示事項を指定管理者に通知する

キ) 指定管理者は、指示事項への対応を県土整備事務所に回答する。

ク) 県土整備事務所は、エ)~キ)の内容について、公園スタジアム課公園管理担当・スタジアム管理担当あてに通知する。

C) モニタリングの評価

モニタリングの評価は、次のA~Eの5段階で行われる。Cまでは合格点と考える。

A: 特に良好に履行されている。

B: 良好に履行されている。

C: 履行されている。

D: 一部業務の改善が必要である。

E: 全く履行されていないか、履行に重大な問題がある。

D) モニタリング実施状況のテスト

所沢航空記念公園は、川越県土整備事務所により実施されている。平成20年度の指定管理チェックシートを閲覧したところ、以下のようにモニタリングが実施されて

いた。また、下記コメントに記したように、モニタリング手続が現場では形骸化されているような印象を受けた。

	実施時期	コメント
第 1 回	H20 年 7 月 10 日	県土整備事務所では、チェック項目がすべて A となっている。
第 2 回	H20 年 12 月 18 日	県土整備事務所では、チェック項目がすべて A となっている。第 1 回目の評価をそのまま使っていた模様である。公園スタジアム課では、すべて C と修正されていた。
第 3 回	H21 年 3 月 26 日	チェック項目ごとに評価も異なっている。
第 4 回	H21 年 8 月 5 日	チェック項目ごとに評価も異なっている。

【指摘 49】有効なモニタリングの実施を行うため具体的な評価基準の設定が必要

所沢航空記念公園のモニタリングチェックシートを見る限りでは、モニタリングが単に実施されていればいい、というような姿勢で行われているようにも見受けられる。実施要綱に記載されているように、モニタリングの実施目的は、「指定管理者が実施する業務について、設置者である県が法令及び協定書に照らして履行状況の確認を行うこと」によって、効果的・効率的なサービスの提供を確保し、住民サービスの向上を図るもの」である。その目的を達成するためにも、しっかりとした姿勢でモニタリングを実施すべきである。

モニタリングが有効に機能しない運用上の問題として、5 段階評価の基準が抽象的で曖昧であることが考えられる。現在の評価基準では、所沢航空記念公園の第 2 回目モニタリングのように、A と評価するのか、C と評価するのか、主観に大きく左右されてしまう。事例を織り込むなど具体的に評価できるような運用指針を作成しておくことが必要ではないか。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 業務委託

外部委託の状況

指定管理者としての受託事業収入と外部委託費の過去 3 年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円(税抜))

年度	H18	H19	H20 (1)
受託収益	383,266	376,630	366,163
委託費	233,466	230,486	147,182
委託費率(/)	60.9%	61.2%	40.3%
日本科学技術振興財団に係る委託費(2)	163,035	163,035	100,394
-	70,431	67,451	46,788
/	18.4%	15.7%	12.7%

(1) 平成 20 年度の受託収益及び委託費は、以下のように(財)埼玉県公園緑地協会と(財)日本科学技術振興財団の受託収益及び委託費を合算したものである。

	公園緑地協会	科学技術振興財団	合計
受託収益	184,587	181,576	366,163
委託費	46,788	100,394	147,182

(2) 平成 18 年度及び平成 19 年度は、(財)埼玉県公園緑地協会が支払った(財)日本科学技術振興財団に対する外部委託費を、平成 20 年度は、(財)日本科学技術振興財団が支払った外部委託費を記載している。

所沢航空記念公園は、平成 20 年度より、(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループが指定管理者となっており、所沢航空記念公園を(財)埼玉県公園緑地協会が、所沢航空発祥記念館を(財)日本科学技術振興財団が担当している。しかし、それ以前は、(財)埼玉県公園緑地協会が随意指定で指定管理者となっており、所沢航空発祥記念館の運営管理業務は、(財)日本科学技術振興財団に外部委託していた。平成 20 年度に委託費が減少したのは、このように(財)日本科学技術振興財団が指定管理者となったので、それ以前に発生していた(財)日本科学技術振興財団に対する外部委託費が計上されなくなったためである。上記表のうち、(財)日本科学技術振興財団に係る外部委託費を抜き出して過去 3 年間の推移をみると のようになり、委託費が減少していることになる。

年 度	H18	H19	H20
指定管理者	(財)埼玉県公園緑地協会 (随意指定)	(財)埼玉県公園緑地協会 (随意指定)	(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループ(公募)
(指定管理者の担当区分)			
所沢航空記念公園	(財)埼玉県公園緑地協会 が管理者	(財)埼玉県公園緑地協会 が管理者	(財)埼玉県公園緑地協会 が管理者
所沢航空発祥記念館	(財)埼玉県公園緑地協会 が管理者 (財)日本科学技術振興財団に再委託(随意指定)	(財)埼玉県公園緑地協会 が管理者 (財)日本科学技術振興財団に再委託(随意指定)	(財)日本科学技術振興財団が管理者

入札等の状況

A) 業務委託契約の締結状況

過去3年間の業務委託契約の締結状況は以下のとおりである。委託業者はほとんど同じ業者となっている。

(単位：千円)

年 度	H18		H19		H20	
	契約額	受託業者名	契約額	受託業者名	契約額	受託業者名
(所沢航空記念公園関係)						
清掃警備業務()	27,668	(株)XM	13,230	(株)XM	21,210	(株)XM
警備業務	-	-	11,760	XL(株)	6,038	XL(株)
茶室及び管理棟機械警備業務	567	ZM(株)	529	ZM(株)	717	ZM(株)
園地管理業務	8,190	XN(株)	9,030	XN(株)	11,500	XN(株)
噴水等施設管理業務	431	(株)ZN	-	-	-	-
廃棄物運搬管理業務	1t当たり 13,125円	(株)ZO	1t当たり 13,125円	(株)ZO	1t当たり 13,125円	(株)ZO
日本庭園池循環設備保守点検業務	441	ZP(株)	441	ZP(株)	441	ZP(株)
消防用設備保守点検業務	258	ZQ(株)	258	ZQ(株)	246	ZQ(株)
駐車場精算機保守点検業務	764	ZS(株)	-	-	-	-

年 度	H18		H19		H20	
	契約額	受託業者名	契約額	受託業者名	契約額	受託業者名
電気施設点検業務	469	(株) ZT	469	(株) ZT	469	(株) ZT
運動場施設整備業務	時間単価 856 円	(社) ZU	時間単価 856 円	(社) ZU	時間単価 856 円	(社) ZU
駐車場管理業務(人的)	-	-	-	-	時間単価 781 円	(社) ZU
駐車場運営業務(機械)	-	-	1日当たり 12,500 円	YI(株)	1日当たり 12,500 円	YI(株)
駐車場機械保守点検業務	-	-	-	-	2,520	YI(株)
駐車場管理業務(人的)	時間単価 735 円、 919 円	(社) ZU	時間単価 782 円	(社) ZU	-	-
駐車場管理業務(人的)	時間単価 781 円、 963 円	(社) ZU	-	-	-	-
防災施設維持管理業務	-	-	-	-	386	WJ(株)
早朝テニス受付業務	-	-	-	-	時間単価 963 円	(社) ZU
園地除草業務	-	-	-	-	時間単価 1,070 円	(社) ZU
(所沢航空発祥記念館関係)						
航空発祥記念館運営補助業務	時間単価 1,900 円	(株) ZV	時間単価 1,995 円	(株) ZV	-	-
航空発祥記念館清掃業務	5,145	(株) ZW	8,400	(株) ZW	-	-
航空発祥記念館機械警備業務	1,375	ZM(株)	1,375	ZM(株)	1,375	ZM(株)
YS-11型機清掃・点検業務	872	ZX(株)	872	ZX(株)	872	ZX(株)
航空発祥記念館運営業務()	171,187	(財)日本科学振興財団	171,187	(財)日本科学振興財団	-	-
設備等保守点検業務	-	-	-	-	9,261	ZY(株)
昇降機保守点検業務	-	-	-	-	605	(株) ZC
自動ドア保守点検業務	-	-	-	-	458	ZZ(株)

年 度	H18		H19		H20	
	契約額	受託業者名	契約額	受託業者名	契約額	受託業者名
冷却塔薬注装置保守 点検業務	-	-	-	-	95	WA(株)
IMAX映写システム保 守点検業務	-	-	-	-	8,232	WB(株)
大型映像館映写システ ム操作管理業務	-	-	-	-	7,286	WC(株)
ジャンボジェット機フラ イトシミュレーター保守点検業 務	-	-	-	-	1,680	WD(株)
データセンターのコンピ ューター保守点検業務	-	-	-	-	730	WE(株)
受付・案内業務	-	-	-	-	19,885	WF(株)
フライトシミュレーター 保守点検業務	-	-	-	-	315	WG(株)
ショップ等運営業務	-	-	-	-	10,732	WH(株)
ショップコンサルティング 業務	-	-	-	-	630	WI(株)

() 平成 19 年度及び平成 20 年度は清掃のみ。

B) 所沢航空記念公園の外部委託

所沢航空記念公園の委託については、財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程第 5 章に規定されている。業務委託は、入札によっているが、電子入札が導入されていないので、手続が煩雑になるため、一般競争入札は行われておらず、指名競争入札のみが実施されている。委託手続の詳細は、「第 2 章 第 3 2 (財) 埼玉県公園緑地協会」の項で説明する。

C) 所沢航空発祥記念館の外部委託

(財) 日本科学技術振興財団では、契約は、指名競争入札か随意契約かのいずれかで締結する。指名競争入札に関しては、取扱要領である「所沢航空発祥記念館契約に係る指名入札の実施について」が作成されているが、実際にはこの規定は適用されていない。契約締結及び支払に関する具体的な手続は、所沢航空発祥記念館経理事務規程及び文書取扱規程に従って行われる(「伺い」の作成、契約金額に対応する決裁権限者による決裁など)。

【指摘 50】業務委託の入札関係の規程を実態に即した形になるよう見直すこと

業務委託については、基本的には 3 社から見積書をとって、最も低い金額について、伺書を作成し、決裁を受ける。この手続の根拠は、物品購買管理規程第 16 条(委託事

業の物品購入)第1項及び第2項に記載されている「2社以上の合見積を必要とし」である。しかし、そもそも、業務委託に関して、物品購買管理規程第16条の規定を適用すべきなのかが疑問である。物品購買管理規程の第4条「物品の範囲」によれば、物品に委託業務そのものは含まれておらず⁷、あくまで第16条は「物品」について規定していると考えられる。運用で第16条を根拠にしている、ということであれば、物品購買管理規程を見直し、実態に合わせるか、又は、業務委託に関して別の規程を作成する必要がある。

また、「所沢航空発祥記念館契約に係る指名競争入札の実施について」という規則が文書化されているが、これは実際には使用されていない。各規程の整合性をとるため、規程の見直しを行うべきである。

サンプルによる調査

平成20年度の業務委託契約について、その手続きが適切に行われているかについて、7件のサンプルを抽出してチェックをした。

業務内容	契約内容	受託業者名	契約額	付記
1)清掃警備業務	指名競争入札	(株)XM	21,210	
2)園地管理業務	指名競争入札	XN(株)	11,500	契約変更による追加契約(追加額2,030)あり
3)設備等保守点検業務	指名競争入札	ZY(株)	9,261	
4)IMAX映写システム保守点検業務	随意契約	WB(株)	8,232	随意契約の根拠:IMAXシステムのメンテナンスは当社のみ可能。合理性あり。
5)大型映像館映写システム操作管理業務	指名競争入札	WC(株)	7,286	
6)受付・案内業務	指名競争入札	WF(株)	19,885	
7)ショップ等運營業務	指名競争入札	WH(株)	10,732	

手続き上の重大な問題は検出されなかったが、以下のようなエラーがあった。

上表の2)園地管理業務の契約について

- ・「執行伺」の決裁日が鉛筆書きとなっていた。
- ・契約変更の「支出負担行為決議書」の決裁日が、H21/2/27(鉛筆書き)となってい

⁷ 物品購買管理規定第4条 この規程における物品とは、展示品、機械器具備品、什器、図書、印刷物、消耗品およびその他これに準ずるものとする。

たが、契約変更の「執行伺」の決裁日が H21/1/16 となっており、契約が H21/2/1 であれば、H21/1/27 の誤りではないか。

- ・「業務委託変更契約書」の契約日が H20/2/1 となっていたが、H21/2/1 の誤りではないか。

【指摘 51】正確な事務手続きの実施を徹底すること

業務委託に係る手続き上のエラーを防ぐために、処理者とは別の者、たとえば処理者の上司などによる検証を行うなど正確な事務手続きの遂行が確保される体制を整えるべきである。

委託費の精算状況

委託費の支払いに関しては、適正な手続きで行われていた。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

(所沢航空発祥記念館)

個人情報保護に関するマニュアルが制定されており、適切に運用されていた。

(所沢航空記念公園)

個人情報保護に関するマニュアルは明文化されており、実際の運用面においても、書面での個人情報をシステムに入力した後、システムは ID とパスワードで管理されており、特に問題はない。

クレーム対応

(所沢航空発祥記念館)

要望・苦情受付状況を月別で管理しており、適切に対応されていた。また、早急に改善すべきクレーム等は見当たらなかった。

(所沢航空記念公園)

要望・苦情受付状況を月別で管理しており、適切に対応されていた。また、早急に改善すべきクレーム等は見当たらなかった。

安全管理

業務運営上、安全管理に特に留意しており、展示品の管理として、壊れたら直すことを職員へ徹底している。

(所沢航空発祥記念館)

「危機管理マニュアル」が作成されており、該当する事実が発生した場合の報告制度

も整備されている。また、これらの制度は適切に運用されており、特に問題となる事項は見当たらなかった。

(所沢航空記念公園)

「危機管理対応等基準」及び「所沢航空記念公園における防犯指針」が定められており、ケース毎に具体的に規定されている。これらの制度は適切に運用されており、特に問題となる事項は見当たらなかった。

) 財務管理

帳簿管理の状況

所沢航空記念公園の会計入力、一人の担当者により行われている。そのため、日々の売上日報を毎日入力できない状況にある。その結果、売上を数日まとめて入力しているため、入力ミスが生じていることが散見された。入力ミスについては、事後チェックにより発見されて修正されており、現在のところ問題はないが改善すべき事項である。

【指摘 52】売上日報を毎日入力体制に改めること

売上日報については、当日に必ず入力すべきである。また、上席者によるチェック体制も強化し、ミスを事前に防ぐ内部統制を確立すべきである。

出納管理の状況

所沢航空記念公園・所沢航空発祥記念館が両方行っている総合日報、施設利用状況報告書、預金通帳、現金、預金元帳を閲覧し、内容について聞き取りを行った。

(所沢航空記念公園)

現金実査は毎日実施されており、売上高現金はレシートとの照合が行われていた。釣銭用現金も釣銭台帳と一致していた。しかし、現金は、預金に預け入れるまで簿外となり、現金出納帳は、月末日以外は記載されていない。現金は日ごとの封筒に入れられ、金庫に保管されている。

(所沢航空発祥記念館)

小口現金を持っているが、小口現金出納帳ではなく、仮払金台帳で処理している。

【指摘 53】適切な現金出納処理を行い、通帳・印鑑の保管方法を見直すこと

) 所沢航空記念公園・航空発祥記念館両方：現金出納帳を持たないために、銀行への振込み伝票を1件ずつ記載して、銀行預金通帳に細かく表示する必要性が生じている。また、小口現金を仮払い処理しているのも不適切である。指定管理契約当初、指定管理者は経費支払い用現金を持ってはいけないとの誤った認識が生じた模様であるが、県との協議の上、適切な処理を行うべきである。また、銀行に預け入れるまで簿外となっている現

金も、現金出納帳に入出金を記載する必要がある。

) 所沢航空記念公園：預金通帳と届出印が同じ金庫に保管されていたので別々に保管するべきである。なお、指摘の後、保管方法は改善された。

備品管理の状況

A) 所沢航空発祥記念館

所沢航空発祥記念館には、実際の機体のほかジャンボジェット機のフライトシミュレータ、航空についての歴史的資料、大型映像館など様々な備品展示物がある。しかし、これらの展示物のほとんどは、指定管理者制度導入時に県から引き継いだものと説明を受けたが、県との協定書の管理備品に含まれておらず、管理責任が曖昧となっている。

管理備品として県との協定書に記載のあるものは、a)YS-11、b)セスナ 310、c)九一式二型戦闘機のみである。また、航空自衛隊入間基地から無償貸与を受けているのは、a)T-1B 型機(25-5856 号機)一機、b)J3 エンジン(S/N E20007)一式、c)J3 エンジン用エンジンドーリー一式、d)J3 エンジン用テールパイプ1台である。これらについては、所沢航空発祥記念館と航空自衛隊入間基地との間で「無償貸付物品借受証」なる書面により適切に管理されている。

【指摘 54】協定書の管理備品に含まれていない展示物があり、管理責任が曖昧である

展示物の中には県との協定書の管理備品に含まれていないものが存在する。所沢航空発祥記念館のすべての備品(展示物)について、所有関係を明確にし、管理責任をはっきりさせるべきである。また、モニタリング調査において、備品棚卸に関して指摘されていない。モニタリングの精度を高める必要がある。

B) 所沢航空記念公園

所沢航空記念公園のほとんどの備品は県所有のものであり、所沢航空記念公園は県から備品の貸与を受けており、県からの貸与物品は、県との協定書において明示されている。指定管理者は管理を適切に行わなければならないが、現時点で貸与物品のリストと現物の照合が行われた形跡はない。

【指摘 55】備品の実地棚卸を行うこと

県との管理責任を明確にするために、備品の実地棚卸を適時に実施することが必要である。また、上述しているように、モニタリング調査において、備品棚卸に関して指摘されていない。制度の厳格な運用を期待したい。

決算書について

決算書の作成状況について調査したところ、次の検討課題があった。

【指摘 56】科目の内容が統一されているか検証を行うこと

(財)埼玉県公園緑地協会と(財)日本科学技術振興財団はそれぞれ決算書を作成している。県へ合算した決算書を届けるにあたり、科目の内容が統一されているか検証する必要がある。

) 自主事業について

公園内利用者の便益事業やサービスとして施設を有効活用し、以下の収益事業を実施している。

所沢航空発祥記念館

事業	内容
レストラン・ショップの展開	(売店) 航空関係グッズ、イベントと連動したグッズ、新規開発商品などのほか、公園内での遊具(紙飛行機、バトミントンセットなど)も販売する。 (食堂) ランチバイキングの他に、狭山茶を始め様々な県産食材を使ったメニューなど、創意工夫し提供する。
施設備品の貸出・活用	プロジェクター、ビデオ・モニター、コピー機を有料貸出する。
工作教室・ワークショップ・実験ショーの開催	飛行機工作教室や特別展でのワークショップを行う。参加者は、消耗品代として実費を負担する。

所沢航空記念公園

事業	内容
バッテリーカー事業	2カ所、8台
茶室呈茶サービス事業	抹茶セット等の販売
貸収納庫事業	32区画貸出
食堂売店事業	委託食堂・移動販売庫・自動販売機

両施設併せた平成 20 年度の自主事業の収支状況は、以下のとおりである。

(単位：千円(税抜))

自主事業収入	所沢航空記念公園分	所沢航空発祥記念館分	合計
食堂収入	2,420	4,351	6,771
売店売上(含む自動販売機)	11,811	25,241	37,052
収納庫貸出	185	6	191
バッテリーカー収入	2,614	-	2,614
呈茶サービス収入	5,073	-	5,073
工作教室・ワークショップ等	-	1,747	1,747
収入合計	22,102	31,345	53,447
事業費支出	7,486	30,375	37,861
収支差額	14,617	970	15,587

) NPO 法人等との協調体制

所沢航空発祥記念館

航空機関連に知識の深いボランティアの方々に、簡単な飛行機キッドを作成していただき、販売している。航空機関連に知識の深いボランティアの方々を集める際にも、施設前で集まっている航空機ファンに声を掛けてお願いしている等、ボランティア集めについても工夫がなされている。

所沢航空記念公園

熱気球体験イベント時にボランティアの協力等活発に活動している。ボランティア等との協調は良好に行われている。

) 執務体制と執務管理の状況

勤務状況

A)(財)埼玉県公園緑地協会

常勤 所長以下 6 名(川越公園兼務)

定期契約職員 5 名(週 40 時間 1 名、週 30 時間勤務 4 名 地元採用)

赴任時研修を行っている。

直接の上司が評価し、その上が 2 次評価する人事評価を行っている。

勤務時間は、8:00 - 16:45(ケースバイケースで遅くなることもある。)

B)(財)日本科学技術振興財団

全員常勤 副館長以下 9 名 契約社員 1 名(週 3 日)

赴任時研修を行っている。

直接の上司が評価し、その上が2次評価する人事評価を行っている。

調査結果は、本人から問われれば伝えている。

勤務時間は、9:00 - 17:15 (残業は少ない)

職員の指導

A)(財)埼玉県公園緑地協会

朝の打合せで、警備員からの報告を受けての対応、朝の巡回対応を指導している。

B)(財)日本科学技術振興財団

部全体では1月に1回 職員の指導をしている。

営業の状況についても説明している。

課単位では、頻繁に行っている。

(5) 第三者評価の状況

現在、第三者評価は実施していない。これに関して、担当課の考え方は、県の指定管理者制度全体として、第三者評価の導入に対する基本的な考え方や実施方法等のガイドラインが策定された上で、県営公園の指定管理者業務の特性に合わせた実施方法を検討したい、とのことであった。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

用地は、米軍所沢基地からの返還であるため、ゼロコストであり、施設整備に8,251百万円がかかっている。

修繕面から

過去3年間の修繕支出は以下のとおりである。

(単位：千円(税抜))

修繕費支出	H18年度	H19年度	H20年度
1)所沢航空記念公園()	20,678	11,238	8,972
2)所沢航空発祥記念館()	-	-	4,080
合計	20,678	11,238	11,756

平成18年度及び平成19年度は、(財)埼玉県公園緑地協会が、公園及び記念館の指定管理者となっており、(財)埼玉県公園緑地協会が支出した修繕費は全て1)の公園に含まれている。

修繕実施状況一覧を見る限り、こまめな修繕活動が行われていると考える。

施設の課題

A) 展示物について

予算の制約があり、展示物の情報のアップデートがタイムリーに行えない。また、展示物の表現方法も変えねばと思いつつも、一部しか出来ていない。

【意見 68】適時な展示品の更新、収集が必要

展示施設に共通する課題である。設立時は予算措置がなされ、展示物が整備されるが、予算額の減少により施設の運営費も削減される中では、展示物の更新までは至っていないのが現状である。展示施設においては、展示品の整備計画を明示するとともに、それを実行するための手段を講じなければならない。展示品充実に向けての資金確保手段として、料金に展示品の更新のみに用途を限定した追加料金を課す、あるいは、指定管理者の協力を得て、イベントを行い、その収益金を積立し、展示品の更新の一部に当てることを考えてはいかがであろうか。

B) 駐車場の台数の確保が課題

駐車場のスペースがあまりなく、駐車場の台数の確保が課題と考えている。駐車場は2時間無料であるが、公園利用者でない者との峻別が難しい。

航空発祥記念館を利用者対象としているのであれば、入場券の発売時に駐車券に2時間無料処理をすることで対応可能だと思うが、所沢航空記念公園は、テニス場、野球場を除き、原則無料となっているので、公園利用者でない者を排除することが難しい。

【意見 69】航空発祥記念館利用者のための駐車場確保について

航空発祥記念館の入場者が駐車場の空きがなくて入館できないのであれば、駐車場のうち航空発祥記念館専用スペースを設けてはどうであろうか。

環境保全が叫ばれている中で、所沢航空記念公園は西武新宿線の航空公園駅からも近く、電車利用者を促進する意味でも、思い切って駐車場を原則有料とし、施設の有料利用者のみ一定時間無料とすることを考えてはいかがであろうか。駐車料金収入の増額は、展示品の更新積立金に回すことも一案と考える。

C) (財) 埼玉県公園緑地協会では、自主事業で工作などを行うスペースが少ない。

(財) 埼玉県公園緑地協会の事務所面積は小さく、事務所内で自主事業を行うスペースが少ない。参加人数の多い場合は、航空発祥記念館の部屋を借りて、現在は対応している。

D) 収入確保への取組

以下、収入確保への対策を考え、一部は実行している。

- ・テニスコートの利用時間の拡大。
- ・茶会のみから抹茶提供により収益の拡大を図る。
- ・リピーターを増やすために割安な料金体系の拡大。
シルバーパスポート、インターネット割引、ファミリーパスポートなど
- ・会議室の利用の促進
- ・繁忙期 開館日の拡大
- ・公開講座の実施
- ・たこあげなど自主事業の拡大

) 施設の在り方について

(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループは指定管理者の立場から次のような役割を有していると考えている。その役割については異論はなく、引き続き、県民の憩いの場、学習の場として機能を果たすことを期待したい。

(所沢航空記念公園)

- ・日本の航空史を後世に伝える記念公園
- ・県西部のスポーツ・レクリエーションの拠点
- ・学習や文化・情報活動拠点としての公園
- ・災害時における防災活動拠点及び避難地
- ・所沢市の中心地(官庁街)にある緑豊かなシンボリック公園

(所沢航空発祥記念館)

- ・新しい都市機能として、とりわけ県西部地域のシンボリック施設
- ・所沢市を中心とした県西部地域の観光資源
- ・学ぶ機会を創造する社会教育施設
- ・航空資料を数多く揃える専門施設
- ・誰もが楽しめる娯楽施設

16 特別県営住宅(都市整備部 住宅課)

(1) 施設の概要

) 設置目的

公営住宅階層と公団(現 UR)住宅階層の中間層に賃貸することを目的に建設された。昭和42年に開催された埼玉国体の選手村として建設されたが、旧日本住宅公団より県が譲り受け、埼玉県独自の公の施設となっている。

) 設置年月

昭和42年

) 規模

上尾シラコバト団地 35 棟 844 戸 5 店舗

) 建築費

土地 65,083 m² 6,422 百万円

建物 42,983 m² 3,573 百万円

(注) いずれも、公有財産台帳に基づく、平成 8 年 3 月 31 日時点での評価額である。

) 管理形態 埼玉県住宅供給公社 (随意)

指定管理者制度が導入される以前より、一般の県営住宅と特定公共賃貸住宅とともに、当該施設も埼玉県住宅供給公社に管理委託させていた。入居審査などのノウハウの蓄積および一体的な管理によるコスト削減のため、指定管理者制度導入後も埼玉県住宅供給公社が指定管理者となることが効率的であるため、随意指定となった。

) 年間管理料 (うち指定管理料)

指定管理期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日である。

平成 18 年度 139,428 千円

平成 19 年度 78,499 千円

平成 20 年度 108,501 千円

指定管理料は予算 (埼玉県県営住宅事業特別会計、住宅事業費/住宅管理費/営繕費/委託料の当初予算) を上限として、県と埼玉県住宅供給公社の協議により毎年決定される。計画修繕および退去修繕の有無により、指定管理料は大きく増減する。

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

当該施設の利用状況は、以下のとおりである。

(各年度の 3 月 31 日時点)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
管理戸数 (戸)	844	844	844	844	844
入居戸数 (戸)	808	782	773	774	735
空家戸数 (戸)	36	62	71	70	109
入居率	95.7%	92.7%	91.6%	91.7%	87.1%

平成 20 年度において、入居率が下落しているのは、高層階 (エレベーターがない) の

高齢者の退去が増えたこと、入居希望者はいるものの入居収入基準の不一致で入居に至らない場合が多いこと、また、耐震基準の関係で募集停止している棟があることなどのためである。

アンケート結果

アンケートは、本社・支社の窓口来訪者等に対し、対応後に「アンケートはがき」を配布し、対応内容を事後記入してもらい回収している。

アンケート結果によると、窓口来訪者等は本社・支社の職員の対応に対し、概ね満足であった。また、アンケートの収集方法も妥当であると考ええる。

）家賃について

埼玉県住宅供給公社の家賃収納は以下のように行われる。

家賃の収納方法

家賃の収納方法は次の3つの方法がある。

家賃収納方法	説明
A) 口座振替	毎月末の前日が振替日
B) 納入通知書による振込 (納入通知書兼領収書)	口座が開設できない住居者や、敷金の納付。6ヶ月分の納付書を4月と10月に送付する。
C) 現金による収納	住居者が、支所に来所して納付するケースと、専任管理人が集金するケースがある。

現金による家賃の収納手続

現金による収納については、収納手続きが若干複雑になるため、その手続きの確認が必要となる。

現金による家賃の収納事務は、主に専任管理人によって行われる。専任管理人は、現在22人いる。支所の各地区入居サービスセンターに1人常駐している。専任管理人が、集金(集金希望の場合と滞納分の収納の場合がある)を行う場合、以下の手続きにより家賃集金と送金を行う。

A) 現金領収書を作成して相手方に渡し、現金を受け取る。

B) 入居サービスセンターに戻り、パソコンのシステムのフォームにより払込書兼領収書を作成しアウトプットする。

C) 払込書兼領収書を用いて、原則的には集金日当日に県の指定口座に振り込みを行う。

ただし、専任管理人が家賃を夜間に集金した場合や、金融機関の休日に集金した場合

には、翌日あるいは休日以降の金融機関の営業日初日に、県の口座に振り込む。

D) 集金及び振込の事実については、その行為が行われた日に、(住宅管理システムの)金銭出納帳システムに家賃の収納額(集金額)と払込額(県の口座への振込額)を入力する。

E) また、専任管理人が、毎月、月初めに前月分の金銭出納帳(家賃)を出力し、この金銭出納帳の収納額と現金領収書を突合し、払込額と払込書兼領収書とを突合して収支金額の記載が正しいことを確認する。

F) その後、前月の「家賃収納実績報告書」を作成し、金銭出納帳(家賃)、現金領収書及び払込書兼領収書を添付して支所に提出する。

G) 支所では、担当職員及び副所長が、「家賃収納実績報告書」の記載内容が正しいことを添付書類によって確認し、所長が決裁する。支所でチェックが終わると、本社(県営住宅収納課)に提出される。本社では、この収納実績報告をまとめて、収納実績を県に報告する。

家賃の減免について

「埼玉県県営住宅の家賃及び敷金の減免等実施要綱の運用基準」

家賃の減免は、最長1年である。毎年、申請することにより条件を満たせば継続的に家賃の減免を受けることができる。滞納している債務者に対しては、減免は最長6ヵ月である。

【指摘 57】減免手続に関しては基準に基づき厳格に行うべきである。

滞納している債務者に対しては、減免は最長6ヵ月であるが、延滞債務者に対して1年の減免が行われているものが1件あった。実際には翌月に6ヵ月に変更された。結果として是正されていたものの、減免手続きは基準に基づき適切に行うべきである。

なお、住宅課からは、上記の指摘に関連し、監査後、速やかに職員に事案内容を周知し、注意喚起を行った。また、平成21年10月の本社・支所長会議において管理者に対して、改めて事案説明及び注意喚起を行ない、さらに、担当者会議の議題に挙げるなど再発防止に努めている。

今後も、各種会議等の機会を通して職員に対する注意喚起を行い、再発防止に努めるとの説明を受けた。

【意見 70】家賃が長い間据え置かれている場合は現行の水準を妥当とする疎明資料が必要
特別県営住宅について、平成6年度に家賃改定を行って以来、家賃の変更はないが、景気悪化および特別県営住宅が移行期にあることを考慮すると、家賃の改定が行われて

いないことについて、著しく問題となるとは考え難い。

また、県庁および埼玉県住宅供給公社は民間業者のノウハウを活用し、家賃滞納が生じないように努力していること、および、家賃減免規程を厳格にし、減免額が減少していることを考慮しても、家賃の改定が長期間行われていないことについて、直ちに著しい問題とは考え難い。

しかし、最終改定から約 15 年間、家賃改定を行わないで良いことについて、検討した調書がないことは問題があると考え。結果として家賃改定に至らなかったとしても、現行水準のままで良いことについての疎明資料を作成しておくことが望ましいと考える。

）募集手続について

一般の県営住宅が、年 4 回に対し、特別県営住宅は随時募集を行っている。下記の事項を除き、特に問題となる事項は見当たらなかった。

【意見 71】入居時における説明について

特別県営住宅は老朽化が進んでいることから、今後、建替えや大規模修繕が必要となり、工事を行うに当たっては入居者への影響（転居等）も予測される。

このことから、事前に入居者説明を行っておくなど、事業の遂行に支障が生じないようにしておくべきである。

（ 3 ） 県の指定管理者に対する指導・管理について

）選考手続について

指定管理者制度導入前より、埼玉県住宅供給公社が管理委託を実施していたため、そのまま随意指定で埼玉県住宅供給公社が指定管理者となった。公社事業のなかの、公営住宅等管理事業の一環として当該施設の指定管理者となっており、一般県営住宅 26,110 戸（公営住宅法における管理代行制度）、特別県営住宅 844 戸（地方自治法における指定管理者制度）、特定公共賃貸住宅 96 戸をすべて管理しており、ノウハウの蓄積、コスト削減効果が他の民間業者と比較して著しいと考えられるため、随意指定となった。

選考手続について、特に問題はないと考える。

）委託費

導入前とのコスト比較

平成 18 年度より指定管理者となったが、従前より県営住宅と同様に管理委託を行っていた。そのため、平成 18 年度は県営住宅と当該施設について収支を区分しておらず、したがって、導入前とのコスト比較を実施していない。

考え方と精算の状況

当該施設単独で予算管理をしており、委託料について下記の事項を除き、適切に精算さ

れていた。

【指摘 58】財務会計システムに入力ミスを防ぐ対応が必要

委託料は、四半期毎に概算払いで支払われるが、財務会計システムへ入力する際に、「概算払い」を「精算払い」として入力ミスをしている。「精算払い」と入力すると確定額となってしまう後に金額変更ができないため、その後のシステム入力において、支出負担行為変更として最終的に帳尻を合わせている。

結果的に、支払額について何ら問題はないが、今後、財務会計システムに入力する際にミスがないよう、十分にチェックする必要があると考える。

) 指定管理者の提案事項の実現度

「施設の管理目標に対する取組結果」という自己評価において、「自ら企画立案の実施」という項目を設けている。具体的な目標は、以下のとおりである。

地位継承の取扱いについて、事務処理方法および様式の家を定め提案する。

県住宅条例に定められた連帯保証人の付加要件案を提案する。

入居者管理状況について企画立案し実施する。

評価結果は良好であり、特に問題は見当たらなかった。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

年度毎に「指定管理者事業報告書」を作成して、活動内容、収支状況等を報告している。また、事実上、埼玉県住宅供給公社は県と一体となって事業を行っているため、綿密に報告は実施されている。

モニタリングの状況

平成 20 年度のモニタリングにおいては、「平成 20 年度 県営住宅（公社管理代行・指定管理者）の課題・対応」一覧において、実施された。平成 21 年度においては、他の公の施設と同様に、モニタリングチェックシートを整備し実施する予定である。

特に問題となる事項は見当たらなかった。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

平成 18 年度、19 年度、20 年度の外部委託の明細および入札結果に関する資料を閲覧し、聞き取りを行ったが、規程に従って実施されており、特に問題は見当たらなかった。

委託費の精算状況

閲覧した外部委託契約のうち、後で精算が発生する委託契約はなかった。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

基本協定書に個人情報保護の条項を盛り込んでおり、かつ、個人情報取扱特記事項等のマニュアルもある。また、モニタリングでも個人情報保護に関する項目があり、チェックの対象となっている。管理は適切に実施されていた。

また、既に退去した世帯に関しては、家賃等債権回収及び退去手続き等が完結した時点で、関係書類を県に引き継ぐこととし、その後、県の書庫で所定の期間保存し、破棄することとしている。特に問題は見当たらなかった。

クレーム対応

クレームを受けると、担当職員は受付簿に内容を記載の上、担当支所に内容を報告する。報告を受けた各支所では、クレーム対応を行い、各支所で報告書が作成され、各支所において保管されている。また、各種クレームに対するマニュアルも作成されている。

クレーム対応について、特に問題は見当たらなかった。

安全管理

関連マニュアルを参照し、聞き取りを行ったが、特に問題は見当たらなかった。

) 財務管理

帳簿管理の状況

特に問題は見当たらなかった。

出納管理の状況

現金は各支所（浦和、川越、大宮、熊谷、岩槻）で保有している。現金残高が少なくなったら、本社に「支払伺い」を行い補充し、10万円を保有している。現金の補充のタイミングは、各支所に委ねられ、現金の補充は、各支所の担当者が直接本社に現金を取りに行っている。小口現金の主な用途は、切手購入が主なもので、それらは入居者への郵便連絡として使用される。また、各支所においては、預金口座は設けていない。

埼玉県住宅供給公社は、年2回、抜き打ちで小口現金の残高チェックを行っている。管理状況に関して、特に問題となる事項は見当たらなかった。

備品管理の状況

関連帳簿を閲覧したが、特に問題は見当たらなかった。

未収入金の状況

家賃の回収は指定管理者の契約の中に含まれず、別途契約(家賃収納・徴収業務委託契約)に基づいて行われている。

埼玉県住宅供給公社は、家賃収納に関する業務を委託されており回収努力義務を負うが、最終的な家賃の回収責任は県が負っており、埼玉県住宅供給公社と県とが連携して徴収業務を行っている。滞納者に対する未収入金の回収は、平成 19 年度に民間の債権回収会社の協力を得て、「退去者滞納業務マニュアル」を定め、債権内容により分類データ化し、名義人や連帯保証人及び相続人に対して、県内外を問わず架電督促、文書督促、直接訪問による徴収、所在不明者等については、戸籍・住民票の申請を行い所在確認するなど、回収業務を行っている。

滞納者で県外に転出してしまった者に対する滞納家賃等の回収については、電話による催告、郵便での催告、近県については訪問による納入折衝等が実施されている。しかし、遠隔地の滞納者で電話等の折衝方法が見あたらず、郵送による催告しか行えずに回収が進んでいないものがある。どこまでコストを掛けて回収するかについては、費用対効果を考えるべきであるが、1 百万円を超えるような多額の滞納者に関しても前述のような理由で郵送の手続のみが行われているケースもある。このような場合、回収が進まずに結果として不納欠損となってしまう可能性も低くない。

(注) 退去者滞納家賃の不納欠損処理について

滞納家賃等の不納欠損の取扱いは以下のとおりである。

- 1) 住宅使用料は実質家賃であり、公法上の債権ではなく私法上の債権であるとの最高裁の判例があることから消滅時効は民法第 169 条に基づき 5 年と取り扱っている。
- 2) 出納局長依命通達により、消滅時効により不納欠損処理するためには、5 年間(判決を得たものは 10 年間)の消滅時効の年数が経過した場合、債務者からの時効の援用が必要としている。このことから家賃滞納者から「時効援用の申し立て」を提出してもらい不納欠損処理を行っている⁸。

【意見 72】連絡がとれない退去した遠隔地の滞納者に対する滞納家賃等の回収方法を工夫する必要がある。

滞納者が県外の遠隔地に移った場合、電話等の折衝方法が見あたらず、回収が進まないこともある。このような遠隔地の滞納家賃等については、費用対効果を考慮し、今後も引き続き、回収方法の工夫を要す。

⁸ 不能欠損処理の根拠：埼玉県財務規則第 203 条(債権の時効等による消滅時効)及び出納局長依命通達第 203 条関係(債権の時効等による消滅)によれば、「(1)消滅時効が完成し、かつ、債務者があるとき……」とある。

) 自主事業あるいは受託事業について

主な自主事業としては、駐車場賃貸および自動販売機の設置等がある。

【意見 73】特別県営住宅の住民に対するソフト事業をさらに充実させることが望まれる

自主事業から発生した利益は埼玉県住宅供給公社の利益となるが、これを財源とし、高齢化が進む特別県営住宅の住民に対するソフト事業をさらに充実させることを望む。平成 18 年度より高齢者世帯等に対する安否確認等を実施しているが、住居者との協働により、花壇等の整備や単身高齢者の見守り、集会参加等を促し、社会問題となっている孤独死等を防止し、より豊かな生活の実現を目指すことが望ましいと考える。

) NPO 法人等との協調体制

特別県営住宅としての施設の特性から、NPO 法人等は存在しない。ボランティア等ではないが、自治会が存在し、自治会との関係は概ね良好であるとのことである。

) 執務体制と執務管理の状況

県職員の派遣について

県からの派遣は 9 名となっている。これまでプロパー職員化を進めている。3 公社の統合後、多いときは 13 名であったが減少している。

A) 派遣者の肩書

副理事長、事務局長兼総務部長、公営住宅部長、技監、県営住宅収納課法務担当課長及び法務調査幹、大宮支所長、川越支所長、岩槻支所長

部長級 1 名、課所長級 5 名、主幹級 1 名、主査級 1 名、再任用（副課長級）1 名

(内訳)

技術職（副理事長、公営住宅部長、技監 - 再任用、大宮支所長、川越支所長）

事務職（事務局長兼総務部長、岩槻支所長、県営住宅収納課法務担当課長、法務調査幹）

B) 派遣理由

県営住宅収納課の法務担当課長（県での職位は主幹級）及び法務調査幹（県での職位は主査級）は、県の行う訴訟の補助事務に係わっている。理由として、訴訟の相手方への対応、訴訟資料の作成、断行（強制執行）の実施の調整業務など、県の訴訟担当職員と密接な連携をとる必要があることから県職員を派遣している。

C) 県職員派遣の考え方

住宅課の説明では、県の考え方として、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」

の趣旨を踏まえ、埼玉県住宅供給公社からの派遣の要請(事務職、技術職ごと)に基づき、経営の安定、業務推進の観点から職員派遣の必要性を検討し、実行しており、県の意向のみで職員派遣を行っているわけではない。

【意見 74】埼玉県住宅供給公社が県から自立した組織体となるためには、人材の育成が不可欠

県の意向のみで職員派遣を行っているわけではないとしているが、副理事長1名、部長6名(兼務を含む)のうち2名など、上位管理者は県からの出向者に大きく依存している。適当な人がいないことも事実であろうが、現状のままでは、県から自立した組織体となりにくいと考える。収納事務に関わる県派遣者を除き、必要最小限に県派遣者を留めるために、人材の育成を行うべきである。

職員の状況

A) 県に準じて定数管理を行っている。

平成21年度 146名(県派遣者含む。) 常勤役員 3名、常勤職員 136名
合計 139名で定員の枠内である。非常勤職員の定員は118名(嘱託96名、専管⁹22名)

非常勤職員は1日7時間45分以内の勤務、1週間の勤務時間が38時間45分以内となっている。非常勤からは、採用試験を受けて平成21年4月に常勤職員へ2名登用している。

嘱託は、65歳定年で、1年ごとに契約を更新し、補助作業が多いが職員と同じ業務を行っている。

給料は月額20万円から25万円の3段階給料となっているが、賞与及び退職金はない。なお、専管は、給料月額23万5千円であるが、年齢が高い。

年齢層では、50代が多く、20代、30代も在籍しているが、全体として、嘱託の比率が高いのが問題となっている。

B) 有給休暇等

本社・支社の職員等での有給休暇等は県と同一条件で付与されており、退職時に著しく有休を取る等の職員は存在しない。

嘱託は4月から3月を対象期間に4月1日に有給休暇を付与する。3月末退職で有給期間の付与と対象期間が一致している。

⁹専管とは「専任管理人」のことであり、県営住宅家賃収納業務のほか入居管理業務全般を行っている。

夏季休暇は7月から9月までに5日（嘱託4日）取得できる。
7月から11月までに厚生に関する計画の実施に参加する場合は3日（嘱託3日）の範囲内で職務専念義務が免除される。

C) 休日

休日は、土日祝祭日、12月29日から1月3日までの日。
時間外勤務手当はあまり発生していない。

D) 人事考課

プロパー職員に対し、人事考課は2月下旬に年1回実施している。評価結果を給与、処遇に反映している。直接上位の者が評価し、その上位者が2次評価を行っている。評価結果は、4月に昇給として反映されることにより分かるので、面談により通知していない。

目標管理については、年度当初の5月に目標を各自設定させ、3月に評価し、その達成度により翌年の賞与に反映させている、また、人事評価の成績評価と結びついている。

(5) 第三者評価の状況

前述の「県への報告事項」と「モニタリングの実施状況」に記載したのみで、第三者評価は実施していない。ただし、県のモニタリングの他、様々な監査は受けており、特に問題はないと考える。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

建物の老朽化が著しいため、現在、入居者の状況を調査するなど、今後の方針を検討している段階である。

) 施設の在り方について

特別県営住宅という施設は、「公営住宅法」に該当する一般の県営住宅でもなく、国の法律である「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づいて設置された特定公共賃貸住宅とも異なり、埼玉県特有の施設であり、かなり老朽化が進んでいる。

そのため、県としても今後の方策を思案している最中である。

【意見 75】特別県営住宅の今後について方針を固めるべきである

今後、一般の県営住宅に転換する等の方針を県として検討していくべきであると考え
る。

17 特定公共賃貸住宅（都市整備部 住宅課）

(1) 施設の概要

) 設置目的

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等に基づいて、優良な住宅を中堅所得者向けに提供することが目的である。

) 設置年月、規模、建築費

物件名	設立年月	規模	建築費
鴻巣登戸住宅	H6 年度	20 戸	(注)
加須南大桑住宅	H6 年度	32 戸	
与野上落合住宅	H9 年度	15 戸	
春日部内牧住宅	H10 年度	1 戸	
大宮砂住宅	H11 年度	28 戸	
合計	5 団地 96 戸		

(注) 公有財産台帳において、特定公共賃貸住宅は、加須南大桑住宅（平成 6 年公有財産台帳価格 建物 443 百万円、土地 218 百万円）を除き一般の県営住宅の一部でもあるため、両者を区分して記帳を行っていない（団地ごとの価格として記帳されている）ため、特定公共賃貸住宅のみの建築費は不明である。

) 管理形態 埼玉県住宅供給公社（随意）

「特別県営住宅」を参照されたい。

) 指定管理料

指定管理期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日である。

(単位：千円)

年 度	指定管理料
H18	15,859
H19	11,953
H20	8,836

指定管理料は予算（埼玉県県営住宅事業特別会計、住宅事業費/住宅管理費/営繕費/委託料の当初予算）を上限として、県と埼玉県住宅供給公社の協議により毎年決定される。計画修繕および退去修繕の有無により、指定管理料は大きく増減する。

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

当該施設の利用状況は、以下のとおりである。

(各年度の 3 月 31 日時点)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
管理戸数 (戸)	96	96	96	96	96
入居戸数 (戸)	71	82	85	88	84
空家戸数 (戸)	25	14	11	8	12
入居率	74.0%	85.4%	88.5%	91.7%	87.5%

当該施設は、中堅所得者向けの住宅である。そのため、長期入居するというよりは、持家を取得して退去する傾向があるため、一般の県営住宅に比べて回転率が高く、空家が発生してしまうとのことである。これらの問題を解決するため、民間業者にも入居斡旋をお願いしている。

アンケート結果

「特別県営住宅」を参照されたい。

) 家賃について

埼玉県住宅供給公社の家賃収納は以下のように行われる。

家賃の収納方法

「特別県営住宅」を参照されたい。

現金による家賃の収納方法

「特別県営住宅」を参照されたい。

家賃の減額について

「特別県営住宅」を参照されたい。

当該施設は、施設設置後、所得に応じて減額した家賃が毎年 5% ずつ上昇し、最終的に近傍同種の住宅と同じ水準の賃料になる、という制度であるが、現在はどの団地においても、家賃減額はなくなっている。

また、平成 16 年度に入居率が落ちていること、近傍同種施設と比較して地価等の下落により優位性がないこと等から、5 団地すべてにおいて概ね 30 ~ 40% 強の家賃減額改定を実施している。そして、現時点においても改定家賃のままとなっている。

【意見 76】家賃が長い間据え置かれている場合は現行の水準を妥当とする疎明資料が必要

平成 16 年度より家賃の改定が行われていない。このことについて、現場の感覚では家賃改定は必要ないと考えていること、家賃という生活の根幹に関わる支出についてみだりに変更してよいものではないことから、家賃水準自体は概ね妥当であると解釈できる。

しかしながら、定期的に現状の家賃で良いことにつき、何らかの検討資料を残しておくことが望ましいと考える。

) 募集手続について

民間不動産仲介業者の斡旋、埼玉県住宅供給公社の HP、県の HP 等に掲載し、随時募集を行っている。入居審査については、概ね適切に実施されていると考える。

(3) 県の指定管理者に対する指導・管理について

) 選考手続について

「特別県営住宅」を参照されたい。

) 委託費

導入前とのコスト比較

「特別県営住宅」を参照。

考え方と精算の状況

当該施設単独で予算管理をしており、委託料の概算払額に対し、適切に精算も行われており、特に問題は見当たらなかった。

) 指定管理者の提案事項の実現度

「特別県営住宅」を参照されたい。

) 指定管理者の管理

県への報告事項

「特別県営住宅」を参照されたい。

モニタリングの状況

「特別県営住宅」を参照されたい。

(4) 指定管理者の業務の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

平成 18 年度～平成 20 年度までの、「外部委託の明細・入札結果に関わる資料」を閲覧したが、特に問題は見当たらなかった。

当該施設においては、賃貸物件の一部を所有するという特殊性から、退去修繕工事が多いが、コスト削減効果と地域の建設業者の活性化の両方を勘案し、規則に従って業者選定を行っている。

委託費の精算状況

該当する契約はない。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

「特別県営住宅」を参照されたい。

クレーム対応

「特別県営住宅」を参照されたい。

安全管理

「特別県営住宅」を参照されたい。

) 財務管理

帳簿管理の状況

「特別県営住宅」を参照されたい。

出納管理の状況

「特別県営住宅」を参照されたい。

備品管理の状況

「特別県営住宅」を参照されたい。

未収入金の状況

「特別県営住宅」を参照されたい。

【意見 77】連絡の取れない退去した遠隔地の滞納者に対する滞納家賃等の回収方法を工夫する必要がある

「特別県営住宅」を参照されたい。

) 自主事業あるいは受託事業について

主な自主事業は、駐車場賃貸収入と自動販売機収入である。駐車場収入は、特定公共賃貸住宅と同様、近傍同種施設と同じ価格水準とし、埼玉県住宅供給公社にとってノーロスノープロフィットとなっている。特に問題は見当たらなかった。

) NPO 法人等との協調体制

「特別県営住宅」を参照。

) 執務体制と執務管理の状況

「特別県営住宅」を参照。

【意見 78】埼玉県住宅供給公社が県から自立した組織体となるためには、人材の育成が不可欠

「特別県営住宅」を参照されたい。

(5) 第三者評価の状況

「特別県営住宅」を参照されたい。

(6) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等に基づいて、国庫補助を受け家賃減額を行い、優良な住宅を中堅所得者向けに提供することが目的である。

現在では、家賃減額はなくなり、国庫補助も受けていない。

実態としては、他の大多数を占める県営住宅と同様に管理をしており、特定公共賃貸住宅に関するコストのみを考えたとしても、スケールメリットが生かされ、特に問題はないと考える。

修繕面から

退去修繕がほとんどであり、特に問題は見当たらなかった。

) 施設の在り方について

聞き取りによると、入居者は概ね将来の住宅を取得することを目的として比較的短期間で計画的に退去する方々が多いとのことである。戸数が少ないが、現状、特定公共賃貸住宅の存在に関して、その役割を果たしていると考えられる。

18 埼玉県立小川げんきプラザ（教育局 生涯学習文化財課）

（1）施設の概要

所在地 小川町木呂子 561

）開設目的

集団宿泊活動や自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資するための社会教育施設として設置する（埼玉県立げんきプラザ条例第一条）。

名称：埼玉県立小川げんきプラザ

所在地：比企郡小川町大字木呂子字大沢 561 番地

業務：集団宿泊活動に関する事

自然体験活動に関する事

生涯学習活動に関する事

利用施設及びプラネタリウム館（以下これらを「施設等」という）の利用に関する事

その他げんきプラザの設置の目的を達成するために必要な事業に関する事

（埼玉県立げんきプラザ条例第二条）

）開設年月

昭和 46 年 10 月 15 日設置

平成 15 年 4 月 1 日再編

）規模

敷地面積 430,917 m²（うち県有地 430,917 m²）

建物の概要：本館（鉄筋コンクリート造 4 階建、延床面積 2,961.05 m²、宿泊室 20 室・

宿泊定員 150 名、プラネタリウム館、天体観測室）

バンガロー（木造平屋建 10 棟、延床面積 305.1 m²）

活動センター（鉄骨造 2 階建、延床面積 944.74 m²）

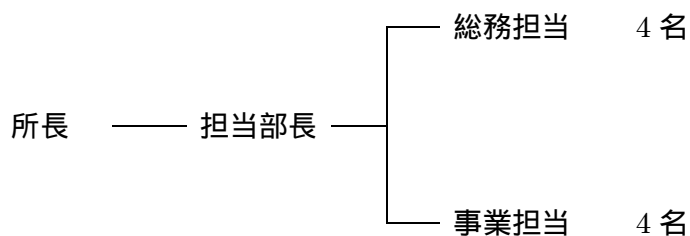
野外活動施設（夏季設営テント 3 張・宿泊定員 15 名、キャンプファイヤー場、

野外炊事場、避難所、野外便所）

）建築費

1,827,846 千円（用地 177,125 千円、建設費 1,650,721 千円）

管理形態 県の直営
 管理組織形態は下記のとおりである。



年間管理料

平成 20 年度当初予算 141,422 千円

(2) 施設利用に関して

利用者の状況

過去 5 年間の利用者数

(人)

H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
47,592	50,550	51,026	51,512	52,023

アンケート結果

利用の満足度について (満足度調査)

主催事業

(%)

年 度	満足した	やや満足	やや不満	不満
H18	64.1	33.2	2.7	0
H19	74.4	25.6	0	0
H20	69.0	31.0	0	0

受入事業

(%)

年 度	とてもよかった	よかった	あまりよくな かった	不満
H18	66.7	32.2	0.4	0.7
H19	59.0	40.2	0.8	0
H20	53.5	45.1	1.1	0.3

満足度調査から、「とてもよかった」と「よかった」を合わせ、前年度比で同程度となっている。

利用者からは、「施設が清潔である」「楽しい活動プログラムだった」「施設内が整備さ

れている」「職員の対応が親切である」等、満足の声がたくさん寄せられている。

) 利用料金について

使用料等について、埼玉県立げんきプラザ条例第十四条は、次のように定めている。

「利用権利者は、別表第一に定める金額の使用料を納期限までに納付しなければならない。

2 げんきプラザのプラネタリウム館に入館しようとする者は、別表第二に定める金額の入館料を納付しなければならない。」

使用料の算定

・ 宿泊室

施設設備の償却費、維持管理費から算出した使用料（935 円）及び全国・近県の青少年教育施設の宿泊料金から算定した。また県内他施設の状況も参考にした。

・ キャンプ用テント

他県の青少年教育施設、県内類似施設の使用料を勘案して算定した。また県内外の状況も参考にした。

・ バンガロー

施設建築費の償却費から算出した額（354 円）から算定した。県内外の状況も参考にした。

・ 研修室

（徴収の考え方）

宿泊者が利用する場合は徴収しない。日帰り利用者からは、研修室使用料として料金を徴収する。

（使用料算出方法）

施設ごとに施設設備の償却費、管理費経費等から $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ 当たりの維持費を算出し（3.0 円）対象施設の面積及び利用区分時間を乗じて算定した。

利用料金

A) 宿泊施設等使用料

	宿泊室	バンガロー	テント
小中学生	300 円	200 円	100 円
高校生等	500 円	300 円	200 円
一般・学生	800 円	400 円	300 円

小学校就学前の者は無料

県内の学校教育での利用は免除
県内の 65 歳以上の方の利用は半額
障害者の利用は半額
県外者の利用は 5 割増

B) 集会室・研修室等使用料

	集会室	研修室
午 前	1,400 円	700 円
午 後	1,800 円	1,000 円
夜 間	1,400 円	700 円
1 日	4,100 円	2,200 円

宿泊団体の利用は無料
県内の学校教育での利用は免除

C) 食堂

朝食 640 円
昼食 690 円
夕食 790 円

D) プラネタリウム館

高校生 350 円
一般・学生 700 円
小中学生、65 歳以上は無料

(差額料金制)

使用料(宿泊施設、研修室等)

65 歳以上の者については、料金表の金額の二分の一に相当する額とし、小学校就学前の者については無料とする。

県外に住所を有する者の使用料(宿泊施設、研修室等)は料金表の金額に百分の五十に相当する金額を加えた額とする。

(減免措置)

埼玉県立げんきプラザ条例第十五条で使用料等の減免について次のように定めている。

「知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料又は入館料を減額し、又は免除することができる」

この規定を受けて埼玉県立げんきプラザ管理規則第六条で、所長が判断する基準を定めている。

「使用料・入館料減額(免除)申請書」を調査した結果、以下の問題点があった。

【指摘 60】使用料等の減額（免除）申請において減免の根拠を正確に明記すること

身体障害者の介護者については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」に基づく根拠条文が申請書に明確に記載されていなかった。しっかりと根拠条文を記入するよう申請書作成の指導をすべきである。

幼稚園、保育園児の引率者については、免除の根拠として記載している「埼玉県立げんきプラザ管理規則」及び「埼玉県立小川げんきプラザ使用料及び入館料の減免基準」の引用条文が誤っていたので、上記条例を十分に確認のうえ申請書作成の指導をすべきである。

) 予約手続について

日帰り利用

- ・ 電話、FAX、メールで申込み
（利用月の1ヵ月前から申し込み可能）
- ・ 下見打ち合わせ（できなくとも可）
- ・ 利用申請書の提出（一か月前から三日前まで）
- ・ 当日の利用

宿泊利用

宿泊できる者は以下のとおりである。

- ・ 青少年又はその指導者を中心に構成された団体（5名以上）で、活動計画を持つ者
- ・ 生涯学習活動を行う団体（5人以上）で、活動計画を持つ者
- ・ 教育課程に基づく学習活動として利用する児童、生徒、その他引率者
- ・ その他所長が適当であると認めた者

利用手続きは以下のとおりである。

- ・ 電話又はFAX、メールで申込（利用月の3ヵ月前の月初め1,2,3の3日間に申込み、その後は空室があれば、7日前まで利用申込み可能）
- ・ 利用団体指導者研修会に参加（利用月の1ヵ月前の第一土曜日13時から）
- ・ 利用申請書の提出（3ヵ月前から7日前まで）
- ・ 当日の利用

【意見 79】空き室情報に誤解を与えないよう工夫を行うこと

ホームページ上から利用申請書を入手することができ、施設の空き室情報も確認できるなど使用者の利便性を考慮している。

ただし、12月22日にホームページ上の空き室情報を確認したところ、「11月20日現在」と表示されていた。これは、12月22日までに新たな申込み変更等が無かったのでホームページをアップデートして日付表示を更新しなかったことによる。ホームページのアップデートは、施設担当者が全て行っているため、手間暇を考えて変更項目がな

い場合はそのままにしている。

しかし、これでは約 1 ヶ月前から空き室情報が更新されていないという誤解が生じるおそれがある。県民に誤解が生じないように、情報表示の仕方について工夫する必要がある。

(3) 施設管理の状況

) 外部委託の状況

現地の所長決裁で行える委託業務は 500 万円未満となっており、予定価格が 100 万円以下の場合には「指名見積もり合わせ」を行っている。

平成 20 年度は以下の 6 件で契約総額は 2,539 千円である

- ・一般廃棄物収集及び運搬業務
- ・消防設備等保守点検業務
- ・し尿浄化槽保守点検業務委託
- ・吸収式冷温水機保守点検業務
- ・害虫防除及び殺菌消毒業務
- ・し尿浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業務

また、周辺の数施設にわたって共通する業務については、契約金額が 100 万円以上の場合は財務課で一括契約している。例えば、平成 20 年度は以下の業務が一括契約されている。

- ・教育関係庁舎消防設備保守点検業務（西 D 地区）
- ・教育関係庁舎清掃・警備業務（県北 A 地区）
- ・教育関係庁舎警備業務
- ・教育関係庁舎エレベーター設備保守点検業務（松山高等学校ほか 8 機関）
- ・小川げんきプラザ宿直業務委託（委託単価契約）

入札等の状況

指名見積り合わせの場合、2~3 の業者を選定して見積りを提出させている。この場合、過去に委託を受けた業者について、その者の業務の遂行状況を見ながら、場合によっては、見積り提出業者から外す場合もある。そのために、業務委託契約書の中の仕様書に報告義務をさだめ、仕事の内容を写真などで報告させ、チェックするようにしている。

さらに、委託業者が特定の者に限定されないよう配慮している。そのために、複数の選定対象業者を選ぶ段階で、毎年対象業者を変えていくようにしている。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

「個人情報の取扱いについて」という内規が制定されており、個人情報として管理する情報及び保管場所、管理の仕方について規定されている。保管の仕方について実際に調査したが問題はなかった。

【意見 80】情報保護の対象とする個人情報に記名式アンケートの回答も加えるべき

アンケート回答は個人名等が記載されている（記名式アンケート）が、アンケート回答については、内規に規定されていなかった。運用としては、他の個人情報と同様に管理されているようであるが、内規の管理対象となる個人情報の中に記名式アンケートの回答も明記すべきである。なお、アンケートの実施については、無記名式での対応が可能かどうかの検討もしていただきたい。

クレーム対応

宿泊者の協力を得てアンケートを行っている。団体の代表に対して「ご利用アンケート」、主催事業参加者に対して「主催事業アンケート」を行っている。宿泊者以外にも、ハイキング等に来た人に対して「日帰り利用アンケート」をお願いしている。

アンケートは、1ヵ月単位で集計し、職員に通知している。月1回のリーダー会議（所長、担当部長、総務担当課長、事業担当部長の4名で構成）の時も取り上げる。食堂に対するクレーム等については、許可業者に随時通知し、年2回の食堂委員会にて検討する。

平成21年4月から「クレーム対応マニュアル」を成文化し、クレーム対応記録表の作成や、クレーム対応チェックシートの記入などを行っている。それ以前については、クレーム対応に関する成文化された規則はなかった。制度的には、主としてアンケートによってクレームを拾っていた（アンケートの最後に自由に記載する欄が設けられている）。

安全管理

平成21年度「危機管理マニュアル」

「危機管理マニュアル」が作成されている。げんきプラザに再編整備してから作成され、毎年見直しが行われている。事務室に常備し、常に職員全員が閲覧できるようにしている。毎年4月に「危機管理マニュアル」の研修会を実施する。

新型インフルエンザ対応マニュアルについては、平成21年5月に暫定的に作成されたが、9月中に見直しが行われ、更新している。

安全点検は、毎月第2水曜日に各担当者別に「安全点検表」を記入し、異常があればその措置の状況を記入するようになっている。安全管理・施設分担表により点検担当を明確にして、点検に当たっている。一部専門的な部分については、再委託契約で外部委託している。

) 財務管理

帳簿管理の状況

平成20年度の「予算差引簿」を確認した結果、特に問題となるものはなかった。

出納管理の状況

現金管理には、以下の問題がある。

【指摘 61】 釣り銭用現金保管簿に釣り銭残高を記載すること

監査を実施した平成 21 年 9 月 29 日に、釣り銭として 5 万円の現金があることを確認したが、県の定める「釣り銭用現金保管簿」への記載が行われていなかった。適切に現金の管理を行う観点から、「釣り銭現金保管簿」に確実に記載を行うべきである。

備品管理の状況

備品管理の状況を調査したが、次の問題点がある。

【指摘 62】 現在使用しているものと既に使用していないものを区別し、使用していないものについては、除却処分等の処理を行うこと

備品台帳で「旧帳簿からの転記」として平成 9 年 4 月 1 日に転記したもので現存しているものについては、既に古くなり使用していないものや使用できないものが存在している。

例えば、映写フィルムは、既に映写機が存在しておらず、その利用は不可能である。ビデオカメラやテレビの中には、機能の面から既に使用していないものも存在する。

また、台帳に記載されているパソコンは 27 台あるが、そのうち 26 台は OS の問題で既に使用しておらず、ホームページ管理用に使用している 1 台のみが使用されている。なお、事務室で、現在使用しているパソコンは、県が一括してリース契約を締結したものの一部が配布されたものである。

前記した 26 台のパソコンについては処分の事務処理を進めているとのことであるが、既に陳腐化してしまい、使用できない、あるいは今後使用予定の無い備品については、既に資産価値が無いと考えられるので、除却処分等の対応をすべきである。除却処理することにより、実際の資産として管理すべき物品が明確になり、かつ、備品管理台帳がスリムになるため、備品管理が行いやすくなるを考える。

【指摘 63】 備品台帳と現物の照合ができるように現物管理を徹底すること

台帳の記載物と現物が突合できないものがあつた。例えば、天体望遠鏡 23 個と観光望遠鏡 3 個については、合計数も記載項目も合致させることはできなかった。

この原因として、第一に、備品台帳に、現物が「どこ」にあるのか、ロケーションを記載していないこと、第二に、現物に貼られている備品管理ラベルの記載内容が消えてしまっているものがあること、さらに、物によっては備品管理ラベルの貼付のない場合があること、が挙げられる。

上記の使用できない備品を特定するためにも、早急に、備品全部の实地棚卸を行い備品台帳との照合を行う、備品管理ラベルを確実に貼付してラベルの記載内容を明記

し、ラベルを完備する、記載したラベルについては、記載内容が消えないように、ラベルの上から透明のシートを貼るなど工夫をする、という対策を講ずるべきである。

) NPO 法人等との協調体制

げんきプラザボランティア登録者数調べ

(人)

年 度	登録者数	うち新規
H18	48	10
H19	47	12
H20	54	18
H21	57	7

登録制であり、ボランティア登録名簿に記載してもらい、データを PC にて入力し、共有ハードディスクに保存して管理している。ボランティアは個人に限っており、その殆どは大学生である（一部高校生）。主催事業の約 1 ヶ月から 2 ヶ月前に登録者のメールアドレスに宛てて案内を発信し、参加の回答の返信を受ける。

募集は 1 事業 5 名程度である。参加者には、交通費として 1 名当たり 2,000 円を支給している。平成 21 年 3 月 31 日現在、ボランティア登録者数は 53 名、主催事業参加者数は 115 名であった。ボランティアとの協調関係は良好と判断できる。

) 執務体制と執務管理の状況

職員の管理指導の状況

職員への情報伝達に関しては、データとして共通サーバーに入れ、各自参照する方式をとっている。月 1 回リーダー会議を設け、役職が出席し、主催事業の内容の検討、クレーム対応、施設の課題を検討している。議事録も作成している。

執務管理の状況

残業申請はデータ管理されている。口頭で承認し、後で入力するケースがある。土日は県庁サーバーが使用できないのがネックである。

(勤務時間)

常勤職員 9 名が土日も交代で勤務し、週 5 日の勤務が割り振られる。

他に、専門員 (1 名) が 週 4 日で 30 時間勤務している。

7 時間 8:30 - 16:15

8 時間 8:30 - 17:15

(職員構成)

所長	2 年目
担当部長 2 名	4 年目と 3 年目
担当課長 3 名	2 年目 2 名と 1 年目 1 名
主任	平成 2 年より
主事 2 名	両名 2 年目
専門員	2 年目 1 年更新 定年者

宿直は、当年度から行田の(株)G1に委託している。
また、施錠し機械警備を行うのも同委託業者である。

システム運用での課題

職員の執務管理は県庁サーバーに入力して行っているが、サーバーの運営コストを削減するために土日は運用していないことから、別途管理しているデータを再度県庁サーバーに入力する重複作業が発生している。土日(あるいは祭日も)に運営している県有施設に共通する悩みである。

コストの観点からは、一部のサーバー利用者のためにシステム運用はできないとの県の考えは合理性もあり十分理解できるが、現場においては、県庁サーバーが稼働していない日はいつも重複作業となっており、しかも一時的なシステムダウンではなく恒常的に続く、システム利用者への過度な負担となっている現実的な問題がある。

(4) 指定管理者制度導入の見込み

平成 20 年度中を目途に指定管理者導入済みの施設(埼玉県立名栗げんきプラザ)の検証を行い、平成 21 年度、22 年度で未導入施設への拡大について検討することとなっている。

(5) 施設について

) 建設・維持管理について

コスト面から

施設の維持管理について、コスト面からの問題は特になかった。

修繕面から

雨洩り等、特に修繕箇所はない。

) 施設の在り方について

県が果たす役割として、市町村では設置が困難な宿泊機能を備えた体験型施設にお

いて、市町村単位では実施困難な広域的事業を重点的に行ったり、広域的グループにネットワーク型の活動の場を提供する必要がある。

【意見 81】教育施設としての性格を一層強めた運営を

当施設は、県民生活部青少年課が所管する「埼玉県青少年総合野外活動センター」と類似する要素を多く持っている。それに対しては、教育機関として社会規範を身につけさせるよう運営を行ってきたところであるが、一方で、利用者の要望に応えて一斉の「朝のつどい」を廃止したというような緩和の動きも見られる。

しかしながら、教育局の教育施設として運営していくのであれば、教育的な効果を第一義に考え、教育施設としての性格をより一層強めた運営を行うべきと考える。

教育施設としての特色をより強く打ち出すことで、民間企業のグループが指定管理者として運営管理している埼玉県青少年総合野外活動センターとの役割分担が明確になると考える。

19 埼玉県立浦和図書館（教育局 生涯学習文化財課）

（1）施設の概要

）所在地 さいたま市浦和区高砂 3 - 1 - 22

）開設目的

図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求にこたえるために設立された。

）開設年月、規模、建築費、年間管理料、等

県立図書館は 3 館体制であり、各図書館において専門分野を設けるとともに、相互連携も強いいため、3 館比較を掲載する。

（職員数は平成 21 年 4 月時点、年間管理料は平成 21 年度当初予算、蔵書数は平成 21 年 3 月時点）

図書館	創立年	建築費	延床面積	職員数	年間管理料	蔵書数	専門分野
浦和	大正 11 年	81 百万円	4,543 m ²	41 名	48,940 千円	468,649 冊	社会科学、産業 地域・行政資料
熊谷	昭和 45 年	103 百万円	3,056 m ²	33 名	40,363 千円	442,231 冊	総記、哲学・宗教 歴史・地理、海外資料
久喜	昭和 55 年	460 百万円	4,059 m ²	34 名	45,156 千円	514,491 冊	自然科学、技術、芸術 言語、文学、児童用資料等

) 管理形態 直営

各館に、それぞれ館長を始め、総務等の機能が設けられている。埼玉県立浦和図書館を中心として、3館が連携しサービスが行われている。

) 図書館の在り方

文部科学省内に設置された「これからの図書館の在り方検討協力者会議」から、平成18年3月に、『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～』という表題の報告書が公表され、その中で、これからの図書館には、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実が求められる旨の記載がある。

さらに、「都道府県教育委員会は、本提言で示している図書館の新しい在り方の実現に向けて、都道府県の図書館政策の指針を示すとともに、その実現に向けて主体的に先導することが望まれる。都道府県立図書館は、調査・研究機能を活用して、市町村立図書館や地域の大学と連携協力し、図書館の新しいサービスやサービスの評価方法の調査・研究開発に努めることが求められる。また、市町村立図書館への支援や、公立図書館間や館種の異なる図書館間での連携の中心となること、域内の図書館職員への研修プログラムの開発・実施等に努めることが求められる」として、役割を明確にしている。

(2) 施設利用に関して

) 利用者の状況

図書館については、年間来館者数を3館比較で記載する。

(単位：人数)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
浦和図書館	293,968	262,007	249,009	242,822	217,278
熊谷図書館	156,316	149,660	140,776	135,151	141,723
久喜図書館	260,836	233,438	229,995	203,134	228,867
合 計	711,120	645,105	619,780	581,107	587,868

年々利用者数が減少している理由は、各市町村において図書館の設置が進んでいること、および、市町村図書館との連携を図り相互貸借ができるようになっているため、県立図書館に来館しなくとも本が借りられるような体制になっているためである。また、インターネット上での検索システムにより、来館しなくとも目的が達成できるということも一因と考える。

アンケート結果

アンケートは、毎年実施され報告されている。平成20年度の浦和図書館におけるアンケート結果によると、「資料の使いやすさ」「資料の量及び内容について」の満足度があまり高くない。これは、一般的に馴染みやすいベストセラー本などがほとんどなく、

県立図書館として専門分野に特化した資料構成が影響していると考える。

また、「施設について」も満足度はあまり高いとは言えず、建物の老朽化が目立つ状態である。

) 利用料金について

料金徴収

図書館の貸出については、図書館法第 17 条により公立図書館は対価を徴収してはならないとしている。利用料金が発生するのは、主にコピー機利用によるものである。

減免措置

上記の理由により、該当する事項はない。

) 予約手続について

予約手続について、その手順および業務フローを確認したが、特に問題点は見当たらなかった。

(3) 施設管理の状況

) 外部委託の状況

入札等の状況

平成 19 年度および平成 20 年度の外部委託案件について、全件閲覧したが、県の規程に従って処理されていた。また、随意契約においての見積書提出指名先の選定にも、合理的な理由があり、特に問題は見当たらなかった。

委託費の精算状況

精算が必要な外部委託契約はなかった。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

個人情報保護

個人情報の取扱いについては、ア.図書カード作成時の申込書に個人情報を記載する場合とイ.個人が図書を借りたときがある。

アの場合は、記入済みの申込書を 1 ヶ月保存し廃棄するようルールが定められており、実際にそのように運用されていた。

イの場合は、返却管理を行うため、貸出中は誰がどの本を借りているかという情報がシステムの中に保存されているが、返却後は、本の貸出記録は残るが、「誰が借りたか」という情報は消去される。

また、図書館システムから個人情報の漏えいを防止するために、ID とパスワードを入力しシステムにログインする仕組みとなっている。この ID とパスワードについては、定期的な変更が行われていない。

【意見 82】定期的にパスワード変更を行うこと

パスワードの変更は、セキュリティを高めるために、定期的実施すべきである。

また、今後、臨時職員が多くなってきた場合、ID、パスワードを個人別に付与することを検討する必要があると考える。

クレーム対応

主なクレーム対応としては、ア.意見箱に寄せられた意見と、イ.カウンターへ直接寄せられたクレームがある。

アについては、意見書関連マニュアルが存在し、適切に処理されていた。イについては、マニュアルが存在しないが、対応の困難な場合には速やかに管理職員を呼ぶ等の臨機応変な対応をしている。また、施設の老朽化に対するクレームも多い。

【意見 83】クレーム対応マニュアルを作成すること

現状においては、クレームは適切に処置されているが、クレーム対応マニュアルを作成し、クレーム内容、対応、結果等の情報を共有化することが望ましい。

安全管理

危機管理マニュアルが作成されており、災害時等の対処方法および安全点検項目が定められている。特に問題点は見当たらなかった。

) 財務管理

帳簿管理の状況

各種帳簿について、査閲を行ったが特に問題点は見当たらなかった。

出納管理の状況

出納管理について、現金実査を行い、関連する内部統制および帳簿を確認したが、特に問題点は見当たらなかった。

備品管理の状況

備品について、備品出納簿等の帳簿で管理されているが、定期的な実査をしていないので、帳簿と実際の備品が乖離している可能性がある。

【指摘 64】備品の実査を行い管理帳簿と照合のこと

往査で確認したところ、平成 20 年度中は備品の実査が行われていなかった。備品管理の状況を改善すべきである。

なお、平成 21 年度の 12 月より備品の実査を進めており、その結果を踏まえ、機能的に陳腐化し将来使用の見込みがないものについては、年度内に廃棄決定するとのことで

ある。

) NPO 法人およびボランティアとの協調体制

ボランティアについては、広く活用されており、また名簿が作成されている。
ボランティアとの協調体制については、特に問題は見当たらなかった。

) 執務体制と執務管理の状況

有給休暇の取得状況

少ない時間の人もあるが、夏季休暇の 5 日間は取れており、また、平均 10.5 日の年次休暇も取得されている。休暇の少ない人には指導をしているとのことである。

職員の勤務体制

(常勤職員について)

3 週に 1 回 土日勤務がある。
第 4 金曜日 研修や打合せを組むことが多い。

結論：特に指摘すべきことはない。

(臨時職員について)

職員は、常勤職員のみでの状況である。各図書館単位で臨時職員を採用可能である。

【意見 84】臨時職員の活用を図ること

実態として、臨時職員の活用度は低い。運営コストの更なる削減のためには、臨時職員の活用を図るべきである。

(4) 図書館の管理体制について

) 図書館の在り方について

県では、図書館の将来的な運営方針等を決定している。各館においては、それぞれの館長を始め、総務等の機能が設けられている。浦和図書館を中心に、各館に専門分野が設けられており、3 館が連携しサービスが行われている。

【意見 85】県立図書館は 1 館体制とし、中央図書館の機能を果たすこと

県内にある 3 館 (浦和図書館、熊谷図書館、久喜図書館) で、浦和図書館は社会科学・産業・地域行政資料、熊谷図書館は歴史・哲学・海外資料、久喜図書館は科学・芸術・児童資料の分野を担当するなど、それぞれ専門分野を定め、図書館機能は分散されている。これでは、過去に図書館を利用したことがあり使用の仕方を理解している、あるいは専門分野を知っており中心となる収蔵図書に分かっていれば別であろうが、初めて来館した利用者の希望する図書を閲覧したいとの要求には対応できない。

基本的には、日常の図書館機能は市町村が担っていくべきであって、県立図書館は、貴重本、学術書など専門性が高く、市町村では利用頻度が低いが県民のニーズから必要な図書、あるいは高価で購入が難しい図書を中心に収集していくべきであり、このことは、県の考え方と一致すると考えるが、もう一段進め、県立図書館は1館体制とし県内にある図書館の中央図書館の機能を果たしていくべきである。

) 図書の購入と選択手続について

図書の選択の主な方法は、見計らい選定である。埼玉県書店商業組合との事前の取り決めに従って持ち込まれた図書を、司書により構成される週一回の選定委員会で、収集方針に基づき、過去に類似の本がないか等も考慮し、選定している。

図書の購入決定機能は、埼玉県立浦和図書館において集中的に行っている。

また、寄贈による図書の入手もあるが、県立図書館にふさわしい図書であることを選定したうえで、寄贈を受け入れている。

購入図書は、選定見計らいや送料などの手数料を含めた意味で、埼玉県書店商業組合から定価で購入している。

【意見 86】 図書選定に外部有識者のアドバイスを取り入れることを検討すること

県立図書館は、市町村図書館との差別化を図るため、蔵書については、一般的な小説やビジネス書などは取り扱っておらず、専門性の高い図書を集積する方針である。

したがって、司書の中で、それぞれ概ね専門分野が決められているが、図書選定の過程で、現状では外部有識者等のアドバイスを取り入れることは実施していない。

より適切な専門図書の集積を行うため、弾力的に外部有識者のアドバイスを取り入れることを検討する余地がある。

) 図書の管理について

蔵書点検は、年2回ブロック別点検を実施し、2年(合計4回)で一巡するように点検している。

また、普段から蔵書の無断持ち出しを禁止するため、平成15年度より入り口に、貸出手続確認装置を設置しており、図書の紛失を予め防止している。

蔵書点検に関する資料を閲覧したが、紛失図書は著しく多くなく、点検方法および点検結果について特に問題は見当たらなかった。

) 図書の廃棄手続について

基本的には、永年保存を心掛けているが、「埼玉県立図書館資料除籍処理要項」の除籍基準に従って、除籍を行っている。

また、除籍となった図書については、「埼玉県立図書館資料リサイクル事業実施要項」に従って、直ちに廃棄するのではなく、要求のある市町村等に配布し、県民に対して無料配布している。その後、「研究図書有効活用プロジェクト」により海外に配布されたりす

る。それらの過程を経て、なお、残ってしまった図書については、廃棄を行っている。

不要となった図書についても、充分にリサイクルの機会が与えられており、特に問題は見当たらなかった。

) 図書の弁償・修繕について

本の弁償については、その原因が利用者にある場合には、利用者に弁償してもらうこととなっている。

また、管理の過程で発見された修繕が必要な本については、司書が修繕を行っている。司書は図書の修繕に関する外部研修を受けている。

図書の修繕について、特に問題は見当たらなかった。

) 貸出図書の返却管理について

基本的に本の貸出期間は2週間である。システム上に未返却件数管理として、どの本がどれだけ延滞しているかのデータがあり、1ヵ月を超えた時点で電話や督促状で管理をしている。

往査時に、未返却管理状況を確認したが、利用者等が入院中である等の特殊な事情を除いた長期未返却は少数であり、かつ、電話や督促も行われていたため、特に問題はないと考える。

(5) 施設について

) 建設・維持管理について

埼玉県立浦和図書館は昭和35年に建設され設備が老朽化し、耐震性でもやや劣る建造物と診断されているだけでなく、収蔵庫も一杯になりつつあり、利用者からの要望も出されているがエレベーターも設置されていない。このため、高齢者や身体障害者の方々にとっては、利用しづらい施設となっている。利用機会の平等の見地からは、車いす利用者にも配慮したバリアフリー化を行うとともに、かかる設備の導入を図るべきとは考えるが、残念なことに、設置スペースがない。場合によっては、施設の老朽化のために、施設に相当手を加えなければ、設備の設置もできないかもしれない。以上により、埼玉県立浦和図書館の建て替えの問題を含めて、1館体制を目指す時期となっていると考える。

これらの観点は監査を通じて実感したことであるが、生涯学習文化財課は、埼玉県立図書館ライフチャンスライブラリー化基本計画策定委員会を立上し、同委員会は、平成21年2月に「県立図書館のライフチャンスライブラリー化に向けて」で同趣旨のことを提言している。

提言の内容によっては、早急に出来るものと時間を要するものがあると考えますが、早急でできるものは速やかに実行していくことが重要である。組織・機構図をみると、各図書館が業務を分担していることが分かるが、図書館長が浦和、熊谷、久喜の各館に配置されており、並列な状態となっている。県立図書館の1館体制を目指していくので

あれば、浦和図書館長を図書館長の総括責任者と定めるとともに、各図書館の役割分担の見直しも必要である。

) 図書保管の状態

建物の老朽化が著しいため、所蔵図書の保存状態が悪化している。

【意見 87】所蔵図書の保管所の環境整備を図ること

図書館の在り方については、現在、検討中とのことであるが、その過程において、重要な所蔵図書を適切に保管できる環境も整備していく必要があると考える。

(6) 図書の貸出サービスについて

図書の貸出サービスについて、その業務フローおよび内部統制を確認したが、特に問題点と思われる事項は見当たらなかった。

第2 書面調査対象施設

直接往査していない施設に関して、担当課へ質問書を提示し回答を求め、回答内容について質疑を行った。施設を直接往査し、作成されている書類を閲覧し、管理担当者に事実確認して初めて判明する事実は含まれていないなど、書面による調査の限界があるので、全ての改善を要する事柄を網羅しているわけではないが、改善を要する事柄があれば、その内容を記載している。

なお、調査した項目は、以下のとおりであり、年間利用者数と年間指定管理料については、平成20年度の数字を使用している。以下の施設に同じ。

- ・ 直営施設であれば、直営の理由
- ・ 指定管理者の導入計画
- ・ コスト比較
- ・ 施設運営の自己評価
- ・ 管理体制
- ・ 外部委託の状況
- ・ 利用手続関係
- ・ 利用料金
- ・ 利用者増加策
- ・ 備品関係
- ・ クレーム対応
- ・ アンケート調査の対応
- ・ 個人情報保護・安全管理
- ・ NPO等の協調

1 県民生活部

(1) 指定管理者導入施設

1. 埼玉会館（県民生活部文化振興課）

指定管理者：(財)埼玉県芸術文化振興財団（随意）

) 施設の概要

埼玉会館は、輝かしい歴史と伝統に裏づけされた埼玉県の文化的シンボルともいえる施設であり、長きにわたって県の文化行政の中核を担うと同時に、にぎわいを生み出す都市装置として県都の発展に彩りを加えてきた。

所在地 さいたま市浦和区高砂三丁目1番4号

開館年 昭和41年

年間利用者数 609,884人

年間指定管理料 239,171 千円

) 改善事項
特記事項なし

2. 彩の国さいたま芸術劇場（県民生活部文化振興課）
指定管理者：(財)埼玉県芸術文化振興財団（随意）

) 施設の概要

「創造する劇場」をコンセプトに、優れた舞台芸術作品を生み出し、世界に向けて発信していくとともに、埼玉県の芸術文化の拠点施設に位置付けられおり、県の事業として相応しい芸術文化事業を、県内全域を視野に展開していくことが使命となっている。

所在地 さいたま市中央区上峰三丁目 15 番 1 号
開館年 平成 6 年
年間利用者数 292,457 人
年間指定管理料 918,391 千円

) 改善事項
特記事項なし

3. 熊谷会館（県民生活部文化振興課）
指定管理者：(財)埼玉県芸術文化振興財団（随意）

) 施設の概要

県北地域の芸術文化の拠点として 30 年を超える伝統がある施設であり、県北地域のにぎわいを生み出す場として県民に親しまれてきた。

所在地 熊谷市末広三丁目 9 番 2 号
開館年 昭和 46 年
年間利用者数 130,309 人
年間指定管理料 99,582 千円

) 改善事項
特記事項なし

(2) 直営施設

1 . 埼玉県平和資料館 (県民生活部広聴広報課)

) 施設の概要

県民に戦争の悲惨さ及び平和の尊さを伝えることにより、県民の平和に対する意識の高揚を図り、もって平和な社会の発展に寄与することを目的に設けられた。

所在地 東松山市大字岩殿 241 番地 113

設立年 平成 5 年

年間利用者数 32,824 人

年間管理料 132,396 千円

) 改善事項

特記事項なし

2 . 埼玉県婦人相談センター (県民生活部男女共同参画課)

) 施設の概要

売春防止法により保護更生や収容保護を必要とする女子に対し、相談、指導、保護等の援護を行うことにより、その福祉の増進を図るとともに、いわゆる DV 防止法による配偶者からの暴力を防止し、その被害者を保護することにより人権を擁護する施設として設置された。

所在地 施設の性質上記載しない。

設立年 昭和 61 年

年間利用者数 2,792 人

年間管理料 253,796 千円

) 改善事項

特記事項なし。

3 . 埼玉県生活科学センター (県民生活部消費生活課)

) 施設の概要

消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する学習の支援、その他必要な支援を行い、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保する消費者サービス施設である。

所在地 川口市上青木三丁目 12 番 18 号 SKIP シティ A1 街区総合棟 2 階

設立年 平成 15 年

年間利用者数 81,935 人

年間管理料 128,667 千円

) 改善事項

直営の理由

施設を直接県で運営している理由として、以下の回答があった。

- ・ 埼玉県生活科学センターの消費者学習支援は、消費生活支援センターが行う相談業務や教育・啓発と一体になってその機能を発揮するもので、消費者行政と密接な連携が不可欠であること。
- ・ 展示案内業務の大部分は、既に民間委託しており、学校等の利用促進の働きかけなどは、県が行った方が効果的であること。

【意見 88】 指定管理者の導入の検討を要す

直営施設としている理由は、指定管理者制度の導入を妨げる理由とはならないと考える。埼玉県生活科学センターの消費者学習支援は、参加体験型施設「彩の国くらしプラザ」の見学であり、展示案内業務の大部分は、既に民間委託している。また、研修・交流室、図書・情報コーナーについても指定管理者制度が比較的問題なく導入できる施設であり、既に指定管理者制度を導入している複数の施設において民間の指定管理者が学校等への働きかけを行って成果があがっている実績がある。さらに、消費生活支援センターが併設されているため、その協力関係により消費生活における行政サービスが低下することはないと考える。

コスト比較においても現在の人員が管理運営に必要であるとすれば、指定管理者制度の導入により 800 万円程度の人件費の削減が見込まれる（現員の県職員人件費 33,250 千円（3.5 人） 指定管理者予想人件費 24,500 千円（3.5 人））というのであるから、検討の必要があると考える。

2 環境部

(1) 指定管理者導入施設

1. 埼玉県山西省友好記念館（環境部自然環境課）

指定管理者：(財)小鹿野町振興公社（公募）

) 施設の概要

埼玉県と中華人民共和国山西省との友好県省締結を記念して、県民に山西省の歴史、自然、文化等を紹介し、もって県民の国際理解を深めるため、埼玉県山西省友好記念館を設置するものである。記念館には、埼玉県と中国山西省との間に締結された友好県省を記念して、山西省に係る展示がなされている。

所在地 秩父郡小鹿野町両神薄 2245

開設年 平成 4 年

年間利用者数 10,444 人

年間管理料 10,501 千円

) 改善事項

特記事項なし

2. 埼玉県長瀬総合射撃場（環境部自然環境課）

指定管理者：(株)秩父開発機構（公募）

) 施設の概要

埼玉県長瀬総合射撃場は、射撃に関する技術を向上させ、銃による事故の防止及び射撃技術の発展を図ることを目的に作られた施設である。大口徑ライフル射撃場、小口径ライフル射撃場、エアライフル射撃場がある。クレー射撃場については、平成 13 年 11 月 1 日から鉛の汚染問題により供用が停止されている。

所在地 秩父郡長瀬町大字野上下郷 2395 番地 1

開設年 平成 6 年

年間利用者数 12,027 名

年間管理料 5,600 千円

) 施設の在り方について

当該施設の建設にかかった総事業費は、約 63 億円になる。その内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

用途	金額
用地購入費	1,058,936
場内用地 1 次造成費	1,001,378
基本設計、地質調査、環境アセス等	625,020
施設建築、用地 2 次造成	3,559,495
開設準備費等	68,159
計	6,312,988

上記の工事費用のうち、工事の途中で地滑りが起きたため、その用地の 2 次造成のために約 2.8 億円の追加の工事費用を計上している。射撃場という利用者が限定されている施設にかかる費用としては、多額のコストをかけすぎていると言わざるを得ない。

【意見 89】施設再開のための費用が許容できるものでなくては再開する合理性はない

ライフル射撃と並んで収益源であったクレー射撃は鉛散弾の汚染問題の影響で、平成 13 年 11 月 1 日より営業を中止し、土壌の改良のための工事を行っている状態である。平成 13 年度から平成 21 年度までに計上された工事費用は約 6 億 7 千 9 百万円に上る。今後土壌改良工事が終了し、クレー射撃を再開するのであれば、鉛散弾の汚染問題に対して何らかの措置を講じるとのことであるが、その改良工事についても、射撃方向が斜面の下方に向かっているという立地の性格上、鉛散弾の回収工事を施すにしても、技術的に難しいだけでなく、汚染問題の再発を防ぐ更なる抜本的な改良工事となると費用が多額となるおそれもある。

現在の利用者は年間を通じて 1 万人ほどしかおらず(クレー射撃を再開したとしても 2 万人程度)、そのことをもって直ちに閉鎖するとの結論にならないにしても、既に建設費用と鉛散弾の汚染対策費用で約 70 億ものコストがかかっており、新たな施設改良費の発生が県民の多くが十分納得するだけの少額とならない限り、県民負担から考えると、この施設を再開する合理性はないと言わざるを得ない。

3. 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター(環境部自然環境課)

指定管理者:(財)トトロのふるさと財団(公募)

) 施設の概要

「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」は、いきものふれあいの里の中心施設として、県民みんなが狭山丘陵の自然について学習し、理解を深めていただくために作られた。そのセンターには、展示室、観察バルコニー、講義室などの施設のほか、野外に

は炭焼き窯を併設している。また、定期的に自然観察会も開催している。

県立狭山自然公園を中心に概ね 1,000ha の区域を対象とし、スポット 1～5 及びセンターエリアの自然観察スポットを連絡歩道などで有機的に結んでいる。

また、センターエリアには、自然環境保全活動の中心的機能をもつ「センター」が設置されている。

所在地 所沢市大字荒幡 782 番地

開設年 平成 6 年

年間利用者数 22,664 名

年間管理料 13,741 千円

) 改善事項

特記事項なし

4. さいたま緑の森博物館（環境部自然環境課）

指定管理者：「さいたま緑の森」岩堀・環境クリアーJV（公募）

) 施設の概要

自然そのものを展示物とした「さいたま緑の森博物館」は映画「となりのトトロ」の舞台ともなった狭山丘陵の一角にあり、変化に富んだ豊かな自然がたくさん残されている。狭山丘陵は、1960～80年代に、急速な住宅化や開発が進む中で、県民の中から、貴重な自然を保全し、緑やいきものとのふれあいを取り残そうとする声が大きくなった。この「さいたま緑の森博物館」は、都市近郊ではめずらしくなった雑木林や湿地と、貴重ないきものを守るとともに、だれもが身近に自然のすばらしさを実感できることを目的にオープンした。

所在地 入間市宮寺 889 - 1

開設年 平成 7 年

年間利用者数 30,742 名

年間管理料 16,000 千円

) 改善事項

特記事項なし

3 福祉部

(1) 指定管理者導入施設

1. 社会福祉総合センター (福祉部社会福祉課)

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会(公募)

) 施設の概要

施設名称；彩の国すこやかプラザ

- ・セミナーホール、会議室
- ・福祉研修センター
- ・福祉情報センター
- ・介護すまいる館(福祉用具の利用支援)

所在地　さいたま市浦和区針ヶ谷 4 - 2 - 65

開設年　平成 13 年

年間利用者数　82,287 名

年間管理料　112,851 千円

) 改善事項

特記事項なし。

2. 上里学園(児童養護施設)(福祉部社会福祉課)

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団(随意)

) 施設の概要

児童養護施設。児童棟・管理棟・幼児棟他 鉄筋コンクリート 3 階建

所在地　児玉郡上里町大字三町 183 番地 1

開設年　昭和 47 年

年間利用者数　1,380 名(延人数)

年間管理料　423,453 千円

) 改善事項

特記事項なし。

3. おお里（児童養護施設）（福祉部社会福祉課）

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（随意）

）施設の概要

児童養護施設。管理棟・児童棟（A～C）・高齢児棟他 鉄筋コンクリート2階建

所在地 熊谷市中恩田字高田 289 番地

開設年 昭和 52 年 4 月

年間利用者数 1,342 名

年間管理料 363,980 千円

）改善事項

特記事項なし。

4. いわつき（児童養護施設）（福祉部社会福祉課）

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（随意）

）施設の概要

児童養護施設。管理棟・居住棟（4棟）・車庫・自転車置場他 鉄筋コンクリート平屋建（管理棟は2階建）

所在地 さいたま市岩槻区大字徳力字西 206 番地

開設年 昭和 57 年 7 月

年間利用者数 789 名

年間管理料 328,395 千円

）改善事項

特記事項なし。

5. 埼玉県障害者交流センター（身体障害者福祉センターA型）（福祉部社会福祉課）

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（随意）

）施設の概要

障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設。

文化施設としては、会議室、研修室、工芸室、図書資料室、おもちゃ図書館、福祉機器展示コーナー、ホール、調理研修室、音楽室、和室、相談室がある。

スポーツ施設としては、体育館、トレーニング室、室内プール、ソフトボール場、ゲートボール場、アーチェリー場、陸上トラック、テニスコートがある。

所在地　さいたま市浦和区大原 3 - 10 - 1
開設年　平成 2 年 4 月
年間利用者数　213,325 名
年間管理料　367,633 千円

) 改善事項
特記事項なし。

- 6 . あさか向陽園 (障害者歯科診療所)(福祉部社会福祉課)
指定管理者 : 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 (随意)

) 施設の概要
施設内の障害者歯科診療所。鉄筋コンクリート平屋建 (3658.30 m²の内 84.67 m²)
所在地　朝霞市青葉台 1 - 10 - 60
開設年　昭和 58 年 4 月
年間利用者数　2,007 名
年間管理料　37,046 千円

) 改善事項
特記事項なし。

- 7 . 皆光園 (障害者歯科診療所)(福祉部社会福祉課)
指定管理者 : 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 (随意)

) 施設の概要
施設内の障害者歯科診療所。鉄筋コンクリート 2 階建 (4417.88 m²の内 254.4 m²)
所在地　深谷市大字人見字前柳沢 1998 番地
開設年　平成 4 年 4 月
年間利用者数　3,486 名
年間管理料　55,167 千円

) 改善事項
特記事項なし。

- 8 . そうか光生園 (障害者歯科診療所)(福祉部社会福祉課)
指定管理者 : 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 (随意)

) 施設の概要

施設内の障害者歯科診療所。鉄筋コンクリート 2 階建 (3884.98 m²の内 170.45 m²)

所在地 草加市柿木町字竹 1215 - 1

開設年 昭和 63 年

年間利用者数 2,347 名

年間管理料 37,702 千円

) 改善事項

特記事項なし。

- 9 . 埼玉県伊豆潮風館 (障害者更生センター)(福祉部障害者福祉推進課)
指定管理者 : (株) 馬淵商事 (公募)

) 施設の概要

障害者とその家族が宿泊休養し、健康の増進とレクリエーションの場として活用するためのバリアフリーの施設。

鉄筋コンクリート造 3 階建、定員 80 名、客室 17 室、大広間 1 室、会議研修室 1 室、大浴場 (男女各 1)、家族風呂 2 室

所在地 静岡県伊東市大字富戸字先原 1317 番地 89

開設年 昭和 63 年

年間利用者数 16,366 名

年間管理料 108,500 千円

) 改善事項

特記事項なし。

- 10 . 埼玉県立熊谷点字図書館 (福祉部障害者福祉推進課)
指定管理者 : 社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム (公募)

) 施設の概要

身体障害者福祉法第 34 条に基づき視覚障害者の更生を援護し、福祉の向上を図ることを目的としている視覚障害者情報提供施設である。

所在地 熊谷市上之 2026-2

開設年 昭和 53 年
年間利用者数 27,997 名
年間管理料 42,400 千円

) 改善事項
特記事項なし。

1 1 . 埼玉県母子福祉センター (母子福祉施設) (福祉部こども安全課)
指定管理者：財団法人母子寡婦福祉連合会 (随意)

) 施設の概要
母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子及び寡婦福祉法に基づき母子福祉施設として設置された。

所在地 さいたま市大宮区吉敷町 1 - 124
開設年 昭和 37 年
年間利用者数 3,795 件
年間管理料 25,166 千円

) 改善事項
指定管理者を随意指定していることについて
(随意契約とした理由)

- ・施設の特異性等から、従来、管理委託していた団体に継続的に管理を行わせることが県民サービス上適当である。埼玉県母子寡婦福祉連合会は、母子及び寡婦福祉法に定める母子福祉団体として、母子家庭及び寡婦の総合的福祉推進のため、各種事業を行っていることから、母子家庭及び寡婦を対象としたサービスを継続的に行わせる団体として適当である。
- ・個人情報保護に特に配慮を必要とするなど、施設運営に特に高度で専門的なノウハウが必要な施設である。
- ・母子家庭及び寡婦を対象とする生活相談及び就業相談は、個人情報保護に配慮するとともに、継続的かつ専門的なノウハウが必要であり、これらの実績・経験を有する当該団体を随意指定することが適当である。

【意見 90】公募募集を視野に入れること

随意契約であることに特に問題があるとは思えないが、利用者増加への工夫の面で、公募も視野に入れるべきと考える。なお、担当課においても公募への切り替えの検討が行われているとのことである。

管理指導関係モニタリング

県担当課のモニタリング実施結果をレビューした結果は、利用者数は指定管理者制度を導入した平成 18 年度以降、19 年度までは前年度を上回る数字だったが、20 年度は前年度を下回り、管理目標も下回ったことから、この点についてのコメントがあったが、概ね良好であった。

【意見 91】利用者拡大への施策が望まれる。

事業の PR や、利用時間の工夫など、利用者拡大への施策が望まれる。

4 保健医療部

(1) 指定管理者導入施設

該当なし

(2) 直営施設

1. 埼玉県立高等看護学院（保健医療部医療整備課）

) 施設の概要

看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を教授し、専門職業人として社会に貢献できる看護師を育成することを目的に設立された。

課程：医療専門課程（3 年課程）看護学科

定員：1 学年 80 名

敷地：12,138 m²

校舎：第 1 校舎 鉄筋コンクリート造 4 階 第 2 校舎 同 3 階

体育館：1,143 m²

女子学生寮：定員 64 名（個室、全室冷暖房完備）

所在地 熊谷市板井 1696

開設年 昭和 49 年

定員数 240 名 平成 20 年度在籍数 231 名

年間管理料 277,205 千円

) 改善事項

特記事項なし

5 産業労働部

(1) 指定管理者導入施設

1. 埼玉県産業文化センター（産業労働部産業労働政策課）

指定管理者：財団法人埼玉県産業文化センター（随意）

) 施設の概要

ソニックシティビル（インテリジェントビル）とソニックシティホール（コンベンション施設）から構成されている。

ソニックシティホールには、大ホール、小ホールの2つがあり、総合コンベンション施設の中核になっている。このほかに、イベントスペースとして展示場がある他、国際会議室、会議室・研修室などがある。また、ソニックシティビルには、パレスホテル大宮、公共オフィス、民間オフィスなどが入っている。

敷地： 17,483 m²（県 8,386 m²、さいたま市 9,097 m²）

建物： 130,885 m²（県 30,672 m²、日本生命 62,362 m²、さいたま市 815 m²、さいたま市（駐輪場）5,646 m²、共用部 31,390 m²）

公園： 2,850 m²（さいたま市）

バスバース： 2,000 m²（さいたま市）

所在地　さいたま市大宮区桜木町 1 - 7 - 5、2

開設年　昭和 62 年

年間利用件数　ホール 3 施設 613 回、ビル 3 施設 24,554 時間帯

年間管理料　なし¹⁰

) 改善事項

指定管理者の選考方法について

【意見 92】委託料がなくなったことを鑑みれば、随意指定に合理性も見いだせる

埼玉県産業文化センターは、県、さいたま市、日本生命との共同事業により建設され、その管理は、事業者の出捐の（財）埼玉県産業文化センターと大宮ソニックシティ（株）（区分所有法に基づく管理者）が連携して一体的に行っている。

（財）埼玉県産業文化センターを随意指定とした理由として、ソニックシティは、ホール棟、ホテル棟、ビル棟の複合施設であり、県の所有部分、県・さいたま市・日本生

¹⁰ 「経費の削減」面では、

- ・財団独自の給与制度の導入による人件費の削減（平成 18 年度に職員給与 15%削減）
 - ・再委託業務（舞台管理、設備管理、清掃、防災、案内など）の見直しによる 再委託費の削減を実施した。
- その結果、平成 20 年度から指定管理料（委託料）を廃止している。

命の区分所有部分、さいたま市の所有部分からなっており所有形態や所有者が複雑で、また、財団と大宮ソニックシティ（株）が連携して一体的に管理しているため、ホールのみを切り離して管理することが不可能であることが挙げられている。

この背景には、施設を財団と大宮ソニックシティ（株）が連携して一体的に管理した方が、管理コストを削減する効果があり、また、管理コストを全体で吸収する方が施設の入居者や利用者へ公平なサービスを提供できるとの考え方がある。

指定管理者が導入された埼玉県産業文化センターでは、随意指定とする合理的な理由がなければ、原則公募により指定管理者を選考すべきであるが、指定管理者を導入する前に埼玉県産業文化センターが建設された経緯とその管理者としての（財）埼玉県産業文化センターが関係者により設立されたこと、また、経営の努力の結果、県が平成 19 年度まで支払っていた委託管理料がなくなったことを評価するならば、随意指定に合理性も見いだせる。

2 . 埼玉県労働会館（産業労働部勤労者福祉課）

指定管理者：社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会（公募）

）施設の概要

貸館で、県民の福祉を増進し文化の向上を図るため県が設置した施設で、講演会、パーティー、講習会・研修会、会議等多様な催し物の場として利用されている。

なお、当該施設は平成 22 年 4 月 1 日をもって廃止されることになっている。

施設名

講堂 1 室、教室 1 室、会議室洋室 16 室・和室 1 室

所在地　さいたま市浦和区常盤 9 丁目 24 番 13 号

開設年　昭和 40 年

年間利用者数　279,001 人

年間管理料　28,759 千円

）改善事項

特記事項なし

（2）直営施設

1 . 埼玉県産業技術総合センター（産業労働部産業支援課）

）施設の概要

県内中小企業の産業技術力を強化し、国際競争力を備えた県内産業の振興を図ることを目的に作られた。新技術・新製品の研究開発の推進、産学官連携の推進、ベンチャー・新分野進出企業の支援の 3 つを柱とし、新製品開発に向けた県内中小企業と大学との連携の橋渡しや、中小企業やベンチャー企業が取り組む研究開発から試作品の製作、事業

化までのプロセスを技術・経営両面から総合的に支援する。

施設は、SKIPシティ（埼玉新産業拠点）A-1 街区（行政施設）の中にある。

貸会議室 5 部屋、貸ホール 2 部屋

所在地 川口市上青木 3-12-18

開設年 平成 15 年

利用件数 平成 20 年度を含む直近 5 か年の平均は依頼試験約 18,000 件、
技術相談 10,000 件、機器開放約 2,600 件

年間管理料 329,082 千円

（うち「公の施設」に関する部分はおよそ 1 割程度である）

）改善事項

指定管理者の導入について

【意見 93】施設の中に「公の施設」としてなじまない部分がある。

公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する施設のことであって、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設であり、ある公有財産が公の施設に該当するかどうかは、次の 5 点の要件により判別することとなる。

1 「住民の福祉を増進する目的」をもって設けるものであること

設置目的は、「埼玉県産業技術総合センター条例」第 1 条によると、「県民が行う研究開発から事業化までを総合的に支援することにより、県内産業の技術力を強化し、国際競争力を備えた県内産業の振興を図り、もって県民の福祉の増進に寄与するため、埼玉県産業技術総合センターを川口市上青木三丁目十二番十八号に設置する。」

2 住民の「利用」に供するものであること

一般的に試験研究所はこの 2 の要件に該当しないとして、公の施設にあたらぬとされている。そこで問題となるのが、埼玉県産業技術総合センターが、単に試験研究所にとどまるものなのかどうかということである。

当センターの行う業務をみると、「埼玉県産業技術総合センター条例」第 2 条によれば、以下のとおりである。

研究開発及びその成果の事業化等に対する支援に関すること。

産業技術に関する研究開発及び技術移転に関すること。

産学連携に係る事業の企画及び実施に関すること。

技術及び経営に関する交流、情報提供及び人材育成に係る事業の企画及び実施に関すること。

試験研究機器の利用に関すること。

分析、試験等（以下「依頼試験」という。）の実施に関すること

貸研究室、会議室、多目的ホール及び駐車場並びに附属設備の利用に関すること。

その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

以上を見る限り、単なる試験研究所にとどまらず「県民が行う研究開発から事業化までを総合的に支援することにより、県内産業の技術力を強化し、国際競争力を備えた県内産業の振興を図り」という、住民の利用に供することを目的にもつ施設であるとも考えられる。

ただし、この施設に関して、「住民」の意味するところは、いわゆる「一般県民」をいう場合と「中小企業者」をいう場合とがある。即ち、上記業務のうち、の「会議室、多目的ホール及び駐車場並びに附属設備の利用に関すること」のみが「一般県民」の利用に供すことであり、それを含めて、からまでは「中小企業者」つまり「一般住民」の中の「特定の者」に供されているのである。

従って、この「特定の者」の利用に供されている施設の部分が、「住民の「利用」に供するもの」といえるものなのか、という疑問が生じる。

3 「当該地方公共団体」の住民の利用に供するためのものであること

埼玉県は県民の利用には供せられている。ただし、利用料金は、県民であるかどうか、営利目的か否かによる区別はない。

4 「施設」であること

物的な施設である。

5 「地方公共団体」が設けるものであること

1で述べたように埼玉県が条例を定めて、設置した施設である。

(結論)

埼玉県産業技術総合センターは上記2で述べたように、一般住民の利用に供される部分と中小企業者という特定の者の利用に供される部分との2つに区分される。即ち、同センターは一般住民の利用に供することが可能な会議室、多目的ホール及び駐車場並びに附属設備という公の施設の部分と、それ以外の試験研究所としての公の施設以外の行政財産(公用財産)の部分とからなる複合施設であるといえることができる。

従って、上記2つの部分を分けて管理することも可能である。「公の施設」としての貸会議室・貸ホール等の業務について、現在は県の直営であるが、効率化の観点から指定管理者による管理をも含め検討してみるべきである。

ただし現実的な問題として、貸会議室・貸しホール等の「公の施設」の部分が施設全体に比しおよそ1割程度と、全体の割合に比して少ないことと、前述の8つの業務がそれぞれ相互に連携していくためには、それをサポートする機能が求められ、埼玉県産業技術総合センターを一体として管理運営する方が効率的かつ有効であると考えられることから、あえて、指定管理者を導入するメリットは少ないと判断した。

利用料金について

【意見 94】 県外利用者の料金が同額であることについて、他県の水準や動向に注視していくこと

利用料金については、県民であるかどうかを問わず、また施設利用が営利目的であるかあるいは非営利的な目的のためのものかを問わず、一律に定められている。

利用料金については東京、大阪など 8 都道府県の考え方を参考に決めたとのことである。その中で群馬県だけが県外の者の利用料金を県民の場合に比べ 1.5 倍としているが、本県ではこの考え方は採用しなかった。なお、当施設でも前身の工業技術センター当時は県外利用者からは 2 倍の料金を収受していた経緯がある。

この点、当施設の利用者としては、県内の中小企業者の利用が多いであろうが、川口という土地柄から、東京、千葉、場合によっては神奈川あたりからの利用も少なくないであろう。県に事業税や県民税を納めている中小企業者と県内に事業所等を置かず、そのような税金を納めることのない事業者とを一律に論じて良いものかという疑問が生じる。

担当課の説明では、埼玉県産業技術総合センターの支援機能を整備することには、予算上あるいは人的にも限界があり、すべての技術分野をカバーできている訳ではない。他の都県も同様の状況にあるので、お互いが機能を補完することにより、より中小企業の利便性を確保するための枠組み（TKF＝テクノナレッジ・フリーウェイ、東京・神奈川・千葉・埼玉の公設試験場が共同して企業を支援する枠組み）を設けている。

この枠組みを維持していくためには、それぞれの県が県外県内利用者の料金に概ね差を設けないことが前提となる。県外者に利用料金の格差を設けることは、結果として、県内の中小企業の技術支援ニーズが満たされなくなる。

以上を鑑みると、県内県外を問わず利用料金を一律とする合理性はあると判断するが、そうであるならば、それぞれの県の利用料金がどうなっているかについては、現在行っている利用料金の検討の際に、より関心を払っていくべきであろう。

今後の課題

【意見 95】 常に最先端の機器・機械の導入を行い、また技術職員の育成に努めること

埼玉県産業技術総合センターは、中小企業の技術力向上のため、依頼試験、機器開放、研究開発などを行っており、最先端の分析・評価機器や生産機器を揃え、活用している。こうした機器は、以前から保有していた機器に加え、平成 15 年の埼玉県産業技術総合センターオープン当初に十数億円をかけて整備したところであるが、機器は、5 年 10 年と時間の経過とともに物的劣化も進み、機能的な陳腐化もみられるところである。

グローバルな競争をしている中小企業の支援をするためには、常に最先端の機器や機械を導入していく必要があり、また、前述のように、埼玉県産業技術総合センターは TKF の枠組みを構成する存在であることも鑑みれば、自発的に企業の要望や新規格への対応を図るべきであり、機器の状態、機能的陳腐化の度合いなどを勘案しながら適時

に機器整備計画の見直しを図り、県内及び県外中小企業の利用に応えるよう整備を進めていくべきである。

また、技術職員が中小企業からの技術的相談や指導を行うためには、その技術レベルを民間企業と同等あるいはそれ以上に保持していく責務がある。そのためには、OJTや外部の技術研修などの利用により知識と技能の向上を図る、先端の研究開発も行い研究者としての感性を養うことも必要となる。人事ローテーションにおける短期間での職場従事では技術レベルを民間企業と同等あるいはそれ以上に保つことは難しい。スペシャリティを高めていくためには、人材育成プログラムを立案し、長期的視野に立った研修体系、人事異動、人事評価を行ってゆく必要がある。

6 農林部

(1) 指定管理者導入施設

1. みどりの村 (農林部森づくり課)

指定管理者:(株)高橋造園(公募)

)施設の概要

山村の豊かな自然とのふれあいの中で、県民の山村における農業及び林業に対する理解を深めるとともに、その健康の増進を図る。(みどりの村条例第1条)

所在地 秩父郡小鹿野飯田字牛房沢 853 他

設立年 昭和 61 年 6 月 1 日

年間利用者数 130,493 人

年間管理料 13,400 千円

)改善事項

指定管理者の収支状況

【意見 96】指定管理者の収支の状況に留意されたい

平成 21 年度の収支予算書を見ると、指定管理者にほとんど利益が残らない計算になっている。公募により指定管理者を募集したのであるが、民間企業であるので、費用を吸収できなく採算が改善されないと、次回の指定管理者の募集の際に応募者が出てくるのか、一抹の不安がある。今後、指定管理者の収支の状況に留意されたい。

(2) 直営施設

1. 埼玉県秩父高原牧場 (農林部畜産安全課)

)施設の概要

酪農家は、牧場を活用して乳用子牛の育成業務を外部化することができ、これによって削減できる労力を搾乳作業に集中することで、規模拡大と収益性の向上を図ってきた。こ

のような機能を有する施設は他に県内にはなく、都市近郊の中であって施設用地の確保が難しい本県の酪農業が今後とも発展していくためには、牧場の受託育成機能の継続が必要である。

所在地 東秩父村坂本 2951
設立年 昭和 48 年
年間利用者数 187 頭
年間管理料 64,917 千円

) 改善事項

特記事項なし。

) 直営施設であることについて

- ・牧場が有する多様な機能の内、ふれあい牧場や牧道・牧草地の管理による景観の提供、教育面での活用など新たな県民ニーズに対応してきた機能については、収益性を望むものではなく、公共性が高いことから、県が直営で実施することが必要である。
- ・酪農家からのニーズを満たすため、現在の受託頭数を放牧管理する必要性があり、放牧地や採草地などの効率的な管理・使用が不可欠である。このため、長期間にわたる牧場運営から得られたノウハウが必要であり、民間が管理運営することは、経営リスクを高めることになる。

牧場運営のノウハウの蓄積が必要であること、収益性を望むものでないという面から、直営がふさわしいと考える。

2. 彩の国ふれあい牧場 (農林部畜産安全課)

) 施設の概要

多くの県民に畜産への理解を深めてもらうことを目的に、利用料金を徴収しない施設として設置され、畜産関係の展示、動物とのふれあいの場、乳製品づくり等の体験学習などを提供している。

所在地 東秩父村坂本 2949-1
設立年 平成 9 年
年間利用者数 来場者数 397,827 人、モーモーハウス入館者数 61,037 人
年間管理料 埼玉県秩父高原牧場に含まれる

) 改善事項

特記事項なし。

7 都市整備部

(1) 指定管理者導入施設

1. さいたまスーパーアリーナ（都市整備部都市整備政策課）

指定管理者：(株)さいたまアリーナ（随意）

) 施設の概要

旧国鉄の大宮操車場跡地を中心とした「さいたま新都心」に位置する。世界に例のない可動機構を有し、音楽・スポーツイベントや展示会など多彩な催しに対応できる施設である。また、埼玉県の防災活動拠点として、災害時の被災者等の避難所機能を有する。

敷地面積 45,007 m²、建築面積 43,730 m²

地下 1 階、地上 7 階

所在地 さいたま市中央区新都心 8 番地

開設年 平成 12 年

年間入場者数 2,215 千人（稼働率 71%）

年間管理料 なし（但し、修繕費等充当分として 49,172 千円）¹¹

) 改善事項

特記事項なし

2. 上尾運動公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：(財)埼玉県公園緑地協会（随意）

) 施設の概要

昭和 42 年の第 22 回国民体育大会を埼玉県で開催するため、主会場として昭和 41 年に陸上競技場と体育館が建設され、さらに昭和 46 年に埼玉県誕生百年記念事業のひとつとして「さいたま水上公園」が建設された（昭和 44 年 3 月、海のない埼玉県に大型レジャープールをという構想に基づく）。プール敷地約 7ha。

所在地 上尾市愛宕、日の出、東町地内

¹¹指定管理者の(株)さいたまアリーナでは、利用料金等の収入によって外部委託費、光熱費、人件費などの運営費用がまかなわれているため、実質的な年間管理料はゼロである(当法人では、平成 20 年度において外部委託費 740,192 千円、光熱費 631,912 千円、人件費 242,245 千円が発生している)。指定管理料 49,172 千円は県有財産の修繕などに充当するものとしている。なお、県との取決めにより、(株)さいたまアリーナの適正利益を売上の 3%とし、残りの額を県に納付している。

開設年 昭和 42 年
年間利用者数 夏季プール利用者数 145,106 人
年間管理料 226,730 千円

) 改善事項

これまでは随意により指定管理者を指定していたが、県は、平成 22 年度から公募に切り替えた。

3. しらこぼと公園(都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者:(財)埼玉県公園緑地協会(公募)

) 施設の概要

昭和 47 年に、さいたま水上公園に次ぐ 2 番目の大型レジャープール公園の計画が決定され、昭和 54 年 6 月に開設された。現在、公園の開設面積約 20.0ha、その内プールの面積は 11.8ha となっている。公園の名称は、この付近に生息する県民の鳥「シラコバト」にちなんで付けられた。

所在地 越谷市大字砂原、小曾川、野島、さいたま市岩槻区大字末田地内
開設年 昭和 54 年
年間利用者数 夏季プール 318,280 人
年間管理料 63,994 千円

) 改善事項

施設の老朽化が進んでおり、修繕費が年間 30 百万円と高額になっている。

【指摘 65】管理費用の増加については検討すべき(指定管理者の導入効果)

管理料が、平成 17 年度当初予算 61,296 千円に対し、平成 20 年度 63,994 千円で、指定管理制度導入前に比べ、管理料が 2,698 千円増加している。コスト面からのメリットが享受されていない。なぜ、コスト削減できないのか、指定管理料の再検討、見直しを行う必要がある。

4. 加須はなさき公園(都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者:(財)埼玉県公園緑地協会(公募)

) 施設の概要

東北自動車道加須 IC から南へ 3 km に位置する公園で、利根地域の田園風景に育まれた水とみどりを基調に、青毛堀川の多目的遊水池事業との複合施設として計画された。平成 4 年 7 月に、プールを中心とした公園が開設され、大型レジャープールのほか、鯉の森、

芝生広場、自然観察園などがある。

所在地 加須市大字船越、下高柳、水深地内
開設年 平成 4 年
年間利用者数 夏季プール 89,922 人
年間管理料 123,820 千円

) 改善事項
特記事項なし

5 . 川越公園 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (財) 埼玉県公園緑地協会 (公募)

) 施設の概要

県営で 3 番目の水上公園として、人口増加の著しい県西南部に計画され、川越市の市街地から西へ約 2 km、入間川の右岸に位置している。昭和 63 年 7 月、28.4ha の区域に 9 種類のプールを整備し、開設。平成 3 年には、入間川河川敷に残る自然を生かした、水と緑の空間を創出することを目的に、公園面積が約 44.6ha まで拡張された。

所在地 川越市大字池辺、豊田本、小ヶ谷、上寺山、的場地内
開設年 昭和 63 年
年間利用者数 夏季プール 210,156 人 テニス場 24,615 人
年間管理料 75,323 千円

) 改善事項
特記事項なし

6 . 秩父公園 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : 秩父開発機構・西武造園グループ (公募)

) 施設の概要

秩父市と小鹿野町にまたがるみどり豊かな長尾根丘陵に位置している。約 375ha の広大な敷地に、スポーツの森ゾーン、センターゾーン (音楽の森ゾーン)、文化の森ゾーンが設けられている。

所在地 秩父市別所、久那、寺尾、田村、小鹿野町長留地内
開設年 昭和 56 年
年間利用者数 テニスコート 3,834 人、音楽堂 18,870 人、

野外ステージ 30,667 人
年間管理料 180,226 千円

) 改善事項

【指摘 66】備品の棚卸を行うこと

備品の実地棚卸がされていない、実地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。

【意見 97】アンケート結果の改善を図り、利用者増加を図ること

利用増加策を具体的に検討すべきである。アンケート調査結果を見たところ、改善すべき事項が存在するが、運営に反映されていない。対応を図るべきである。

7. こども動物自然公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：(財)埼玉県公園緑地協会（随意）

) 施設の概要

東松山市の南西、アカマツ、クヌギ、コナラなどの雑木林に囲まれた比企丘陵の自然の中に位置する。昭和 53 年 2 月、次代を担う子どもたちが、動物及び丘陵の自然と融合するような公園の計画が行われ、「こどもが動物と親しむ」「こどもが自然の中で情操と科学心を養う」「こどもがリラックスして遊べる」の基本理念のもとに、昭和 55 年 5 月に開設された。

所在地 東松山市大字田木、岩殿、鳩山町大字石坂地内

開設年 昭和 55 年

年間利用者数 入園者数 515,790 人、こどもの城 120,485 人

年間管理料 474,045 千円

) 改善事項

これまでは随意により指定管理者を指定していたが、県の方針に従い、今後の募集については公募への切り替えの可能性がある。

【意見 98】アンケート結果を運営に反映させること

アンケート調査結果を見たところ、改善すべき事項が存在するが、運営に反映されていない。対応を図るべきである。

8. 羽生水郷公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：(財)埼玉県公園緑地協会（随意）

) 施設の概要

国内 1 ヲ所の「ムジナモの自生地」を含んだ公園で、東北自動車道羽生 IC のすぐ東側に位置している。昭和 56 年、菖蒲田、修景池など水を取り入れた施設を中心に整備、開設され、昭和 58 年 10 月には、園内にさいたま水族館がオープンした。平成 18 年 3 月、生物と自然をテーマにした、さらに魅力ある文化教養型レクリエーション拠点となるようにさらに広く整備された。

所在地 羽生市大字三田ヶ谷、与兵衛新田ほか地内

開設年 昭和 56 年、平成 18 年拡張整備

年間利用者数 261,737 人

年間管理料 158,268 千円

) 改善事項

これまでは随意により指定管理者を指定していたが、県の方針に従い、今後の募集については、公募への切り替えの可能性がある。

9 . 戸田公園 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (財) 埼玉県公園緑地協会 (公募)

) 施設の概要

漕艇場を中心に、東西約 2,500m、南北約 300m と細長く、荒川を隔てて、東京都板橋区に接している。前身は、昭和 12 年から昭和 15 年に建設された、国の最大規模の人工静水コースを備えた「戸田漕艇場」である。昭和 39 年 10 月、東京オリンピックの漕艇競技会場に決定されたことから、昭和 37 年に県が公園として都市計画決定し、漕艇場の拡幅や周辺施設の整備を行った。オリンピック終了後、同年 12 月に県営公園として開設され、平成 16 年には「彩の国まごころ国体」のボート競技場として使用された。

所在地 戸田市戸田公園地内 (管理事務所 戸田市戸田公園 5-27)

開設年 昭和 39 年

年間利用者数 63,855 人

年間管理料 58,698 千円

) 改善事項

特記事項なし

10 . 荒川大麻生公園 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (財) 埼玉県生態系保護協会 (公募)

) 施設の概要

熊谷市西部に位置する荒川左岸河川敷の、みどり豊かなスポーツレクリエーション公園である。昭和 61 年 11 月に吉見総合運動公園に次ぐ 2 番目のゴルフ場を有する公園として開設された。園内には地域の特性を尊重して樹林を活かした「野鳥の森」が整備されている。

所在地 熊谷市大字大麻生、広瀬、川原明戸、押切、樋春地内

開設年 昭和 61 年

年間利用者数 データなし

年間管理料 14,600 千円

) 改善事項

特記事項なし

1 1 . 吉見総合運動公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：北荒川緑地（株）・伊田テクノス（株）グループ（公募）

) 施設の概要

吉見町を流れる荒川右岸河川敷にある広大な公園である。昭和 50 年代になり、余暇時間の増大への対応として、スポーツとレクリエーションの施設を取り入れる計画のもとに、昭和 57 年に、県営で初めてのゴルフ場を有する公園として開設された。公園計画の総面積は約 312ha で、県道鴻巣川島線から上流区域の 200ha は、一般公園 83.8ha と吉見ゴルフコース 99ha が開設されている。

所在地 吉見町大字中曽根、一ツ木、地頭方、明秋、今泉ほか地内

開設年 昭和 57 年

年間利用者数 野球場 22,164 人、テニスコート 25,178 人

年間管理料 30,839 千円

) 改善事項

【指摘 67】備品の棚卸を行うこと

備品の実地棚卸がされていない、実地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。

【意見 99】アンケート調査を行うこと

運営改善の一つの手段として、利用者を対象としたアンケート調査を行うべきである。

【意見 100】クレーム対応マニュアルを作成すること

平成 20 年度はクレームなく、苦情等があれば、その内容に応じて個別に適宜対応しているとのことであるが、場当たりの対応を避けるために、クレームの対処方法を定めたクレーム対応マニュアルを作成すべきである。

1 2 . 久喜菖蒲公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：日本環境マネジメント（株）（公募）

）施設の概要

久喜市と菖蒲町にまたがるこの地域は、河原井沼、昭和沼といわれていたクリーク（小川）の多い湿田地帯であり、昭和 45 年からこの小川を集約して 31.3ha の巨大な池を作り、周囲に 165ha の工業団地を造成した。

この池を中心にボート、魚釣り場、周遊サイクリングコース、遊歩道、ジョキングコースなどの施設を整備し、昭和 52 年 7 月、公園として開設された。

所在地 久喜市河原井町、菖蒲町昭和沼地内

開設年 昭和 52 年

年間利用者数 貸ボート 6,531 人、有料釣り場 2,406 人

年間管理料 44,100 千円

）改善事項

【指摘 68】備品の棚卸を行うこと

備品の実地棚卸がされていない、実地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。

【意見 101】アンケート結果を運営に反映させること

アンケート調査は行っているが、その後の運営に反映されていない。分析結果を運営に生かしていくべきである。

【意見 102】クレーム対応マニュアルを作成すること

苦情等があれば、その内容に応じて個別に適宜対応しているとのことであるが、場当たりの対応を避けるために、クレームの対処方法を定めたクレーム対応マニュアルを作成すべきである。

1 3 . 秋ヶ瀬公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：埼玉県公園緑地協会（公募）

）施設の概要

さいたま市の西端を流れる荒川の河川敷で、秋ヶ瀬橋からその上流約 3 km、羽根倉橋ま

での区域に位置する公園である。昭和 41 年に、都市の拡大による公園緑地の不足に対処するため計画され、昭和 46 年に開設された。

所在地 さいたま市桜区大字栄和、大久保領家、山久保、神田、下大久保、
上大久保、町谷、西堀、道場ほか地内

開設年 昭和 46 年

年間利用者数 216,845 人

年間管理料 87,897 千円

) 改善事項

特記事項なし

1 4 . みさと公園 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (財) 埼玉県公園緑地協会 (公募)

) 施設の概要

三郷市の南西部、^{こあいだめい}小合溜井を隔てた対岸の東京都立水元公園と隣り合う平坦な地形の公園である。人口の増加が著しく都市として大きく発展している県南東地域に、住民の憩いの場所を設置する計画から、昭和 59 年 4 月に開設された。

所在地 三郷市高洲三丁目地内

開設年 昭和 59 年

年間利用者数 炊飯場 11,240 人、バーベキュー広場 10,640 人

年間管理料 59,562 千円 (吉川公園を含む。)

) 改善事項

特記事項なし

1 5 . 吉川公園 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (財) 埼玉県公園緑地協会 (公募)

) 施設の概要

吉川市内、J R 吉川駅から北東へ約 4.5 km、千葉県との境を流れる江戸川の右岸河川敷に位置している。水辺景観等の河川敷特有の自然環境を生かしながら、レクリエーションが楽しめ、野外スポーツやイベントにも対応できる、多目的利用が可能な公園として計画され、平成 7 年 8 月に開設。また、玉葉橋下流側エリアを自由広場として平成 15 年 3 月に開設された。

所在地 吉川市大字下内川、八子新田、鍋小路、深井新田地内
開設年 平成 7 年
年間利用者数 野球場 7,521 人、運動場 1,932 人
年間管理料 みさと公園に含まれる。

) 改善事項
特記事項なし

1 6 . さきたま緑道 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (株) 清香園 (公募)

) 施設の概要

JR 北鴻巣駅前の鴻巣市赤見台近隣公園から武蔵水路に沿って、さきたま古墳公園に至る延長 4.5 km、幅員 25m の遊歩道と自転車道のある緑道である。昭和 58 年 4 月に一部開通、以後徐々に拡張し、平成元年 11 月に全面が開通された。

所在地 行田市大字佐間、鴻巣市袋、川面ほか地内
開設年 昭和 58 年
年間利用者数 データなし
年間管理料 17,900 千円 (花の里緑道を含む。)

) 改善事項

【意見 103】緑道管理は指定管理者によるよりも道路との一体となった管理が望まれる

緑道は都市公園法に基づく公園とされており、公の施設として公募による指定管理者を選考したとの経緯であるが、当該施設は、主たる道路に面した場所に設置されており、外観的にもいわば歩道と同じような機能を有していると考えられる。

従って、その管理をことさら指定管理業務とするよりは、県道と一体となった管理業務と位置付けした方が、コスト削減も期待できると思われ、各県土整備事務所における県道管理業務と一体として行うことが望まれる。

1 7 . 花の里緑道 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (株) 清香園 (公募)

) 施設の概要

JR 北鴻巣駅前の北東約 1.5 km に位置し、鴻巣市、行田市境から上越新幹線に沿った延長約 1.5 km、幅員 25m の遊歩道と自転車道をもつ緑道。歩行者、自転車専用の空間を確保することにより、災害時の避難路としても役立つ、安全で快適な生活環境を形成するため

に整備され、平成 16 年 3 月に概ね全面開通された。

所在地 行田市大字野、鴻巣市屈巢地内
開設年 平成 12 年
年間利用者数 データなし
年間管理料 さきたま緑道に含まれる。

) 改善事項

【意見 104】 緑道管理は指定管理者によるよりも道路との一体となった管理が望まれる。
さきたま緑道と同趣旨である。

18 . 森林公園緑道 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : (財) 公園緑地管理財団 (公募)

) 施設の概要

東武東上線、森林公園駅から国営武蔵丘陵森林公園までの 2.9 km の散策路。昭和 43 年 3 月、国の明治百年記念事業として国営武蔵丘陵森林公園の設置が決定されたことに伴い、その周辺整備の一環として、昭和 51 年に開設された。

所在地 滑川町大字羽尾、山田地内
開設年 昭和 51 年
年間利用者数 データなし
年間管理料 15,200 千円

) 改善事項

【意見 105】 アンケート結果を運営に反映させること

アンケート調査は行っているが、その後の運営に反映されていない。分析結果を運営に生かしていくべきである。

【意見 106】 緑道管理は指定管理者によるよりも道路との一体となった管理が望まれる。
さきたま緑道と同趣旨である。

19 . 狭山稲荷山公園 (都市整備部公園スタジアム課)

指定管理者 : 狭山市 (随意)

) 施設の概要

狭山市内、稲荷山公園駅の市街地に位置し、戦後米軍が使用していた「ジョンソン飛行場」跡地の一部、面積 16.5ha の地域を、みどり豊かな都市環境の形成や、住民の多様な

レクリエーションの充足、また災害時の避難地となる防災公園として計画し、平成 14 年 4 月に開設された。

所在地 狭山市稲荷山一丁目地内

開設年 平成 14 年

年間利用者数 データなし

年間管理料 27,000 千円

）改善事項

【指摘 69】狭山市に備品の定期的な棚卸を求めること

備品の定期的な棚卸がされていない。狭山市に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。

【意見 107】アンケート調査の実施を求めること

狭山市に対し、運営改善の一つの手段として、利用者を対象としたアンケート調査の実施を求めるべきである。

【意見 108】クレーム対応マニュアルの作成を求めること

苦情等があれば、その内容に応じて個別に適宜対応しているとのことであるが、場当たりの対応を避けるために、狭山市に対しクレームの対処方法を定めたクレーム対応マニュアルの作成を求めるべきである。

【意見 109】施設の地元市への移管を検討すること

狭山稲荷山公園は、米軍基地の跡地で国が県営公園として整備したが、それ以前に狭山市が借りていた経緯がある。智光山公園内にある狭山市公園管理事務所の常勤職員（狭山市職員）12 名で管理しているが、狭山稲荷山公園内の管理事務所には狭山市の職員は常駐しておらず、再委託者の U1 の関係者が常駐し、管理を行っている。公園のイベントを見る限りは、狭山市（市民）のみの使用であり、主として狭山市民が公園施設の利用を享受している。

狭山市の再委託費は、平成 20 年度に約 21 百万円あり、指定管理料の約 78%を再委託費としている。

狭山市の再委託比率が高いこと、狭山市民が公園施設の利用を主として享受していることを考えると、この公園を県営公園として維持し狭山市を指定管理者として随意指定していくより、狭山市の公園として狭山市が管理運営していくのが良いのではないか。この公園を狭山市に移管することを検討すべきである。

20. 和光樹林公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：和光市（随意）

）施設の概要

東武東上線和光市駅から南へ 1.5 km に位置し、昭和 20 年米軍に接收された「キャンプ朝霞基地」の跡地の一部で、快適な住環境の確保と、美しい都市景観の創出を図る公園として計画された。平成元年 3 月、多目的利用が可能な広場を整備し、スポーツとレクリエーションの場所として、また広域避難地として整備、開設された。

所在地 和光市広沢地内

開設年 平成元年

年間利用者数 データなし

年間管理料 15,810 千円

）改善事項

【指摘 70】和光市に備品の定期的な棚卸を求めること

備品の定期的な棚卸がされていない。和光市に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。

【意見 110】アンケート調査の実施を求めること

和光市に対し、運営改善の一つの手段として、利用者を対象としたアンケート調査の実施を求めるべきである。

【意見 111】クレーム対応マニュアルの作成を求めること

苦情等があれば、その内容に応じて個別に適宜対応しているとのことであるが、場当たりの対応を避けるために、和光市に対しクレームの対処方法を定めたクレーム対応マニュアルの作成を求めるべきである。

【意見 112】施設の地元市への移管を検討すること

和光樹林公園は、和光市都市整備課の常勤職員（和光山市職員）6 名で管理しているが、管理センターには外注の警備員がいるのみである。平成 20 年度の指定管理料 15,810 千円に対して再委託料は 36,290 千円と高額になっている。

多額な業務委託料の契約主体が和光市であること、和光市民が公園施設の利用を主として享受していることを考えると、和光市の市営公園として和光市が管理運営していくのが良いのではないかと検討すべきである。

2 1 . 新座緑道（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：新座市（随意）

）施設の概要

和光樹林公園に隣接した東京都の長久保緑道を通り再び県に入った場所から、新座市の栄緑道の手前の県道東京朝霞線までの、延長 480m、幅員 10mの遊歩道で、平成 5 年 4 月に開設された。

所在地 新座市新塚地内
開設年 平成 5 年
年間利用者数 データなし
年間管理料 902 千円

）改善事項

【意見 113】 緑道管理は指定管理者によるよりも道路との一体となった管理が望まれる
さきたま緑道と同趣旨である。

2 2 . まつぶし緑の丘公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：松伏町（随意）

）施設の概要

県南東部、松伏町の北部に位置し、南側を県道春日部松伏線、北側を県道野田岩槻線に接している。中川と大落古利根川に挟まれた平坦な区域に、地域のランドマークとなる緑豊かな丘を、都市の基盤整備に伴い発生する建設発生土を活用しながら築くなど「人と環境にやさしい都市公園」として整備、平成 19 年 4 月に一部 5.6ha を開設した。

所在地 松伏町大字大川戸地内
開設年 平成 19 年
年間利用者数 データなし
年間管理料 17,285 千円

）改善事項

【意見 114】 施設の地元市への移管を検討すること

この公園の管理組織は、松伏町まちづくり整備課長（松伏町役場内勤務）の管理のもと、当公園の責任者として管理センター所長、現場スタッフが職員 1 名、嘱託 1 名が常駐し、夜間スタッフは U2 の業務委託となっている。平成 20 年度の業務委託料は、8,595 千円であり、指定管理料の約 50%である。

また、指定管理業務に関する特記仕様書によれば、当公園の管理と整備に関しては、

ボランティア団体の大川戸地区県営公園整備促進委員会との協力体制をとることが定められている。

この公園は完成途中の公園であり、平成 19 年 4 月に一部 5.6ha を開設しているが、今後の開設予定は、平成 22 年度、平成 25 年度及び平成 28 年度に各々一部開設し、公園全体が完成開設されることになっている（現在、用地買収は既に完了している）。整備途上ということもあり、地元自治体との連携は不可欠であるといえるが、地元団体による再委託の状況や、高い密度の地元団体との協力関係を考えると、松伏町の町営公園として松伏町が管理運営していくのが良いのではないか。この公園を松伏町に移管することを検討すべきである。

2.3. 権現堂公園（都市整備部公園スタジアム課）

指定管理者：幸手市・栗橋町（随意）

）施設の概要

栗橋町内、東武伊勢崎線栗橋駅から南東へ約 1.5 km、権現堂調整池と中川の合流部、茨城県との境に位置している。桜の名所として親しまれる権現堂桜堤や隣接する権現堂調整池の水辺空間を活かして平成 20 年 4 月に公園の一部が開設された。

所在地 幸手市大字外国府間、高須賀、権現堂、内国府間、北三丁目、栗橋町大字小右衛門地内

開設年 平成 20 年

年間利用者数 データなし

年間管理料 幸手市 22,268 千円、栗橋町 15,199 千円

）改善事項

【指摘 71】栗橋町に備品の定期的な棚卸を求めること

栗橋町では、備品の定期的な棚卸がされていない。栗橋町に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。

【意見 115】幸手市と栗橋町にアンケート調査の実施を求めること

幸手市と栗橋町に対し、運営改善の一つの手段として、利用者を対象としたアンケート調査の実施を求めるべきである。

【意見 116】幸手市と栗橋町にクレーム対応マニュアルの作成を求めること

苦情等があれば、その内容に応じて個別に適宜対応しているとのことであるが、場当たりの対応を避けるために、幸手市と栗橋町に対しクレームの対処方法を定めたクレーム対応マニュアルの作成を求めるべきである。

【意見 117】栗橋町に対して定期的な研修の実施を求めること

栗橋町に対して、教育・訓練等に関して定期的な研修の実施を求めるべきである。

【意見 118】指定管理契約の在り方、公園の在り方を充分検討すること

権現堂公園の指定管理者は幸手市と栗橋町であり、各々自治体に属している領域を管理している。

幸手市では、幸手市都市整備・駅周辺開発課職員 4 名で管理している。しかし、実際には NPO 法人 U3 が現地に常駐し、園地管理を行っている。NPO 法人 U3 に対する再委託料は 8,102 千円である。また、同 NPO 法人は、ボランティア活動も行っている。県が幸手市を指定管理者に選定した理由は、「公園の整備に当たっては、地元自治体と NPO 団体等地元住民の方々が積極的に関与してきたという経緯を踏まえて、今後の未供用部分の整備推進に当たっても県民協働による取り組みが不可欠である」というものである。この公園は、幸手市が直接関与してきたというより同 NPO 法人の関与のもとに運営されてきているのである。

また、県が栗橋町を指定管理者に選定した理由は、「地元自治体を指定管理者とすることで、未供用部分の整備及び管理業務がさらに効率的に行うことができる」というものである。しかし、栗橋町についても、栗橋町都市整備課の常勤職員 4 名が管理しているが、公園の実質的な管理は再委託先の U4 事業団で行っており、同事業団で管理事務所に常勤している（U4 事業団への再委託料は平成 20 年度で 5,840 千円）。

この公園は整備途上ということもあり、地元自治体との連携は不可欠であるといえるが、以上のように実質的な管理者はそれぞれ NPO 法人 U3 及び U4 事業団であるので、指定管理業務はこの実質的な管理先と締結する方が自然であるが、こうした地元の団体を有機的に活用することを考えると、この公園については、地元自治体に移管することも検討すべきである。特に、桜堤のある第 4 号公園については、実質的には地元自治体が関与、整備を行ってきているという事実を踏まえ、地元の公園としてその在り方を考えていくべきである。

(2) 直営施設

1. 大宮公園（都市整備部公園スタジアム課）

) 施設の概要

大宮駅から東北へ約 1 km に位置し、明治 18 年、埼玉県最初の県営公園として誕生。昭和 37 年に公園として都市計画決定され、昭和 55 年に「第二公園」が大宮公園の東側に、更に平成 13 年に「第三公園」が第二公園の南側に開設された。

所在地　さいたま市大宮区高鼻町、寿能町、堀の内町、見沼区大和田町地内

開設年　明治 18 年

年間利用者数　552,658 人

年間管理料 管理運営費 554,159 千円、人件費 148,200 千円

) 改善事項

大宮公園のうち、管理上特殊なノウハウを要する施設のない第二公園及び第三公園については、平成 22 年度から指定管理者制度を導入する。

【意見 119】アンケート調査を行うこと

運営改善の一つの手段として、利用者を対象としたアンケート調査を行うべきである。

8 教育局

(1) 指定管理者導入施設

1. さいたま文学館 (教育局 生涯学習文化財課)

指定管理者:(財)けやき文化財団(随意)

) 施設の概要

埼玉県にゆかりのある文学者の作品や文学関係の資料を収集・保存・展示し、埼玉県の文学の振興を図るとともに、県民の文学活動の拠点施設として設置された。桶川市民ホールとの複合施設である。

所在地 桶川市若宮 1 - 5 - 9

開設年 平成 9 年

年間利用者数 60,098 名

年間管理料 201,499 千円

なお、年間利用者数と年間管理料については、平成 20 年度の数字を使用している。以下の施設に同じ。

) 改善事項

特記事項はない。

2. 埼玉県立名栗げんきプラザ (教育局 生涯学習文化財課)(公募)

指定管理者:名栗フィールズパートナーズ

(構成団体) (株)東急コミュニティー

NPO 法人国際自然大学校

(株)ニックス

) 施設の概要

平成 15 年度より、旧少年自然の家・旧青年の家・大滝グリーンスクールの再編により

「県立げんきプラザ」として発足した。埼玉県立名栗げんきプラザは、他のげんきプラザより先行して試験的に指定管理者制度を導入している。山中のキャンプ場であり、プラネタリウム施設が特徴である。

所在地 飯能市上名栗 1289 - 2
開設年 昭和 56 年設置 平成 15 年再編
年間利用者数 50,254 人
年間管理料 84,154 千円

）改善事項

管理指導関係モニタリング

【意見 120】再委託の請求書は金額がわかる状態で入手すること

県担当課による四半期毎のモニタリングは、全体として適切に実施されているが、再委託先に関する請求書について、金額欄が社外秘情報扱いとされている状態で入手していた。この状態では、指定管理者が自らできる業務を、利益だけ確保し丸投げしていか否かの管理が不十分となる可能性がある。今後は、金額欄を社外秘情報扱いとしない状態で入手すべきである。

なお、一部では社外秘情報扱いとしていたが、全体としての再委託金額は把握し管理を行っていた。

また、現在においては既に改善済みである。

クレーム対応

【意見 121】クレームに対する記録簿の作成が望まれる

「トラブル対応・苦情対応マニュアル」が作成されており、「情報処理連絡表兼事故報告書」のフォームも作成されているが、クレームに関する記録簿が作成されていない。過去の一定期間におけるクレーム内容を記録しておくことにより、情報の共有化が可能となる。クレームに関する記録簿の作成について指定管理者への指導が望まれる。

3. 埼玉県立川の博物館（教育局 生涯学習文化財課）

指定管理者：(株)乃村工藝社（公募）

）施設の概要

昭和 58 年から昭和 62 年に行われた荒川総合調査を基に、「荒川その他の河川と人々の暮らしとかかわりに関する資料の収集・保管及び調査研究を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与する」ことを目的に設置した。

県立博物館施設再編整備計画にもとづき、「埼玉県立自然と川の博物館条例」により、埼玉県立川の博物館として開館した。また、大水車やウォーターアスレチックの「荒川

わくわくランド」など、アミューズメント施設も充実している。

所在地 寄居町小園 39
開設年 平成 9 年設置、平成 18 年再編
年間利用者数 139,314 人
年間管理料 232,643 千円

) 改善事項
特記事項はない。

4. 埼玉県立武道館 (教育局 スポーツ振興課)

指定管理者 : (財) 埼玉県体育協会 ・ (株) サイオー 共同事業体 (公募)

) 施設の概要

県民が親しみやすく身近に感じる「開かれた武道館」として、中小規模から国体などの大規模大会までの開催が可能な施設として建設された。大屋根や木組みなど、日本の伝統的な木造建築の様式を取り入れた施設であり、太陽光等を利用した自然エネルギーを積極的に活用している。また、高齢者や身体の不自由な方たちも安心して利用できる施設として設計されている。

平成 16 年の「第 59 回彩の国まごころ国体」に合わせて、旧武道館を現在の地に新武道館として建設されたため、外観的にも新しく美しい。

所在地 上尾市日の出 4 - 1877
開設年 平成 15 年
年間利用者数 167,337 人
年間管理料 109,360 千円

) 改善事項
特記事項はない。

(2) 直営施設

1. 埼玉県立近代美術館 (教育局 生涯学習文化財課)

) 施設の概要

埼玉県民の心のうるおいを求める要望に応え、昭和 57 年 11 月に北浦和公園内に開館した。常設展を意味する MOMAS コレクションは、日本人に馴染みの深いピサロ、モネ、ルノワール等の印象派の画家からピカソまであり、興味深い。また、美術館自体も著名な建築家により設計された建築物であり、美術館内外にも様々な彫刻が点在している。そして、国内外のグッド・デザインの椅子が常時 20 ~ 30 脚程度配置されており、

自由に座ることができる。また、ミュージアムショップ、レストランも美術館の雰囲気に合わせて充実している。

所在地　さいたま市浦和区常盤 9 - 30 - 1

開設年　昭和 57 年

年間利用者数　271,355 名

年間管理料　432,889 千円（実績）

）改善事項

特記事項はない。

2. 北浦和公園（教育局 生涯学習文化財課）

）施設の概要

昭和 46 年に埼玉大学の移転に伴い、跡地を公園として利用することとし昭和 49 年に開園した。

所在地　さいたま市浦和区常盤 9 丁目地内

開設年　昭和 49 年

年間利用者数　一般開放の公園であるためカウントしていない。

年間管理料　埼玉県立近代美術館の予算額に含まれている。

）改善事項

管理体制

公園管理は埼玉県立近代美術館が行っている。

【意見 122】公園の美観の維持に努めることが望ましい

埼玉県立近代美術館の北側の公園について、雑草、タイルのはがれ等が見られた。公園の美観を損なわないように努めることが望ましい。

3. げんきプラザ（長瀬、加須、神川、大滝）（教育局 生涯学習文化財課）

）施設の概要

平成 15 年度より、旧少年自然の家・旧青年の家・大滝グリーンスクールの再編により「県立げんきプラザ」として発足した。

長瀬げんきプラザは、昭和 36 年に長瀬青年の家として設置され、平成 4 年に改装された、宿泊棟をメインとした小規模施設である。

加須げんきプラザは、昭和 40 年に加須青年の家として設置され、昭和 59 年に新築移転された、宿泊棟をメインとした小規模施設である。

神川げんきプラザは、昭和 48 年に神川青年の家として設置された、宿泊棟をメインと

しながらも、多目的グラウンド、テニスコート等があるのが特徴的な施設である。

大滝げんきプラザは、平成4年に大滝グリーンスクールとして設置された、宿泊棟をメインとしながら、しっかりとしたキャンプ用テント、体育館等があり、山の中の山の上にある、ロケーションはすばらしい施設である。

施設名称	所在地	開設年	年間利用者数	年間管理料 (平成20年度)
長瀬	長瀬町井戸 367	昭和36年設置 平成4年改築	26,607人	99,914千円
加須	加須市花崎 456	昭和40年設置 昭和59年新築	49,856人	124,651千円
神川	神川町池田 756	昭和48年設置	41,794人	97,561千円
大滝	秩父市大滝 5944 - 2	平成4年設置	53,798人	142,840千円

）改善事項

管理体制

各げんきプラザにおいて、所長以下概ね6名から10名の常勤職員と若干の非常勤職員が配置されている。担当課は、各げんきプラザとの連絡調整機能を担っている。また、内部者により構成される「げんきプラザ連絡協議会」に出席し、運営への助言を行っている。

【意見123】施設的美観の維持に努めることが望ましい

雑草が生えて整備されていないグラウンド、本当に利用可能なのか疑わしいテント等が見られる施設もあった。これらの施設管理について、既に職員による美化作業等が行われているようであるが、繁忙期に行き届かないことがあれば、利用者の満足度低下にもつながりかねない。これからも継続的に、施設の美化を図るべきである。

利用手続関係

パンフレット等には、利用できる人として「原則として5人以上の団体」と記載している。

しかし、核家族化、勤務形態の多様化から、昨今の社会情勢においては、5人以上の団体という条件は満たせない場合もあるが、その場合においては、適宜、職員の判断により弾力的に対応している。

クレーム対応

各げんきプラザにおいて、クレーム対応に対するマニュアルもなく記録簿等もない。

【意見124】クレームに対する記録簿の作成が望まれる

クレーム対応について、施設の特性としてあまりクレームが発生しないと予想される

こと、及び、現場で臨機応変に対応していると考えられることから、直ちにマニュアルを作成することを求めないが、クレーム記録簿を作成し、クレーム内容、対応、結果等の情報を共有化することが望ましい。

4. 埼玉県立歴史と民俗の博物館（教育局 生涯学習文化財課）

）施設の概要

昭和 34 年、埼玉県立博物館の設置についての請願が県議会において採択され、昭和 46 年に埼玉百年記念事業の一つとして開設、開館した。その後、県立博物館施設再編整備計画により、旧民俗文化センターと旧埼玉県立博物館が平成 18 年 4 月に統合され、「歴史と民俗の博物館」として新装、開館した。常設展示物も見応えがあるが、平成 21 年夏に開催された特別展「いただきます～食の文化史～」などは、遊びゴコロを大切にしながらも、生命の源である「食」にスポットをあてた興味深い催し物であった。

所在地 さいたま市大宮区高鼻町 4 - 219

開設年 昭和 46 年設置、平成 18 年再編

年間利用者数 144,538 人

年間管理料 475,112 千円

）改善事項

特記事項はない。

5. 埼玉県立さきたま史跡の博物館（教育局 生涯学習文化財課）

）施設の概要

古墳群を中心とした広い区域を確保し、その環境を整備して古墳群の保存と一層の活用を図るため「さきたま風土記の丘」を建設した。その建設計画の一環として、古墳群等から出土した考古資料を活用するため、昭和 44 年 10 月にさきたま資料館が開館した。その後、平成 18 年 4 月に、県立博物館施設再編整備計画により、「埼玉県立史跡の博物館」を構成する 2 館のうちの 1 館として「埼玉県立さきたま史跡の博物館」として再出発した。小規模な博物館ながらも、国宝の鉄剣や貴重な埴輪等が展示され興味深い。また、勾玉作り体験等の体験コーナーも充実している。

所在地 行田市埼玉 4834

開設年 昭和 44 年設置、平成 18 年再編

年間利用者数 111,355 人

年間管理料 312,924 千円（さきたま古墳公園の管理料を含む）

）改善事項

特記事項はない。

6. さきたま古墳公園（教育局 生涯学習文化財課）

）施設の概要

国指定史跡である「埼玉古墳群」と調和のとれた、鑑賞、保護及び散策を目的とした公園として整備、開設された。

所在地 行田市埼玉 4834

開設年 昭和 51 年より古墳群と調和のとれた公園整備を開始

年間利用者数 公園利用者のみを集計はしていない。

年間管理料 埼玉県立さきたま史跡の博物館に含まれている。

）改善事項

特記事項はない。

7. 埼玉県立嵐山史跡の博物館（教育局 生涯学習文化財課）

）施設の概要

昭和 48 年、埼玉県議会において歴史資料館の建設が決定され、昭和 51 年 4 月に「埼玉県立歴史資料館」として開館した。平成 18 年 4 月、県立博物館施設再編整備計画により、「埼玉県立史跡の博物館」を構成する 2 館のうちの 1 館である「埼玉県立嵐山史跡の博物館」として再出発した。

「埼玉県立嵐山史跡の博物館」は、国指定史跡である比企城館跡群「菅谷館跡」や、比企地域の中世城館跡をはじめとする貴重な文化財を、将来にわたって確実に保存・管理するとともに、関連資料の収集、保管、研究調査を進め、その成果を展示等により公開してゆくことを目的としている。鎌倉時代に活躍した畠山重忠やおばあさんのロボットが、本物の人間さながらの動きをしながら解説をすることが興味深い。

所在地 嵐山町菅谷 757

開設年 昭和 51 年設置、平成 18 年再編

年間利用者数 65,566 名

年間管理料 78,560 千円

）改善事項

特記事項はない。

8. 埼玉県立自然の博物館（教育局 生涯学習文化財課）

）施設の概要

昭和 52 年、埼玉県議会において自然系博物館の建設が決定され、昭和 56 年 11 月に埼玉県立自然史博物館として開館した。平成 18 年 4 月、県立博物館施設再編整備計画によ

り、「埼玉県立自然と川の博物館」を構成する 2 館のうちの 1 館である「埼玉県立自然の博物館」として再出発した。

主な展示物は、謎の海獣「パレオパラドキシア」の骨格や、巨大ザメ「カルカロドン・メガロドン」の復元模型などがあり、全体的に迫力があり、興味深い。

所在地 長瀬町長瀬 1417 - 1
開設年 昭和 56 年設置、平成 18 年再編
年間利用者数 64,871 名
年間管理料 233,740 千円

) 改善事項
特記事項はない。

9. 埼玉県立文書館 (教育局 生涯学習文化財課)

) 施設の概要

郷土についての歴史的価値のある文書・記録・行政文書等の収集・保存・整理をし、広く県民の利用に供し、あわせて調査研究を行うことを目的とする。

所在地 さいたま市浦和区高砂 4 - 3 - 18
開設年 昭和 44 年設置、昭和 50 年独立、昭和 58 年新築
年間利用者数 20,708 人
年間管理料 267,317 千円

) 改善事項
特記事項はない。

10. 埼玉県立図書館 (熊谷、久喜) (教育局 生涯学習文化財課)

) 施設の概要

県民の生涯にわたる多様な学習要求にこたえるために、開設された。

施設名称	所在地	開設年	年間利用冊数	年間管理料
熊谷	熊谷市箱田 5 - 6 - 1	昭和 45 年	91,401 冊	40,363 千円
久喜	久喜市下早見 85 - 5	昭和 55 年	141,439 冊	45,156 千円

) 改善事項
「第 1 19 埼玉県立浦和図書館」の項を参照されたい。

11. 埼玉県立スポーツ研修センター (教育局 スポーツ振興課)

) 施設の概要

昭和 53 年、体育・スポーツ・レクリエーションに関する総合的な研修センターの必要性から、検討委員会を設け基本構想を策定、教育長の発議により政策会議において建設を決定した。主な業務内容は、スポーツに関する指導者（教員）の研修、調査研究業務等および一般利用者への開放がある。平成 23 年以降は、研修機能等を行田市に設置する総合教育センターに統合する予定となっている。

所在地 上尾市東町 3 - 1679

開設年 昭和 57 年

年間利用者数 156,926 人

年間管理料 169,781 千円

) 改善事項

特記事項はない。

第3 調査対象外郭団体

1 (財)いきいき埼玉

(1) 組織の概要・沿革

平成14年4月1日に「財団法人埼玉県県民活動総合センター」と「財団法人埼玉県高齢者生きがい振興財団」が統合し、「財団法人いきいき埼玉」(以下、「いきいき埼玉」という。)になった。

) 所在地 伊奈町小針内宿 1600

) 沿革

平成14年4月1日

- ・「(財)埼玉県県民活動総合センター」と「(財)埼玉県高齢者生きがい振興財団」が統合し、いきいき埼玉となり、埼玉県県民活動総合センター(以下、「県民活動センター」という。)内に本部を置く。
- ・「埼玉県男女共同参画推進センター」がさいたま新都心にオープン。県から管理受託する。
- ・「高齢者いきがい支援センター」が県浦和大久保合同庁舎にオープンする。

平成17年4月1日

- ・「埼玉県男女共同参画推進センター」が県の直営となる。

平成17年12月27日

- ・いきいき埼玉が県から受託していた埼玉県県民活動総合センター(以下、「県民活動総合センター」という。)の指定管理者に指定される。

平成18年2月27日

- ・県から受託していた「埼玉県老人母子休養センター白鳥荘」が閉館される。

平成18年4月1日

- ・いきいき埼玉が指定管理者(平成18~20年度)として県民活動総合センターの管理・運営を開始
- ・県民活動総合センターにおいて「ボランティア・NPO相談センター」が「彩の国市民活動サポートセンター」と統合し、機能充実を図る。
- ・県から受託していた「埼玉県奥武蔵あじさい館」が指定管理者制度によって民間企業の運営となる。

平成21年2月21日

- ・県民活動総合センターの利用者が1,000万人に達する。

平成21年4月1日

- ・いきいき埼玉が指定管理者(平成21年～25年度)として県民活動総合センターの管理・運営を開始する。
- ・県浦和大久保合同庁舎内にあった事務所を県民活動総合センター内に移転する。
- ・「県民相談コールセンター」による県民相談事業を県から受託して開始する。

) 設立目的

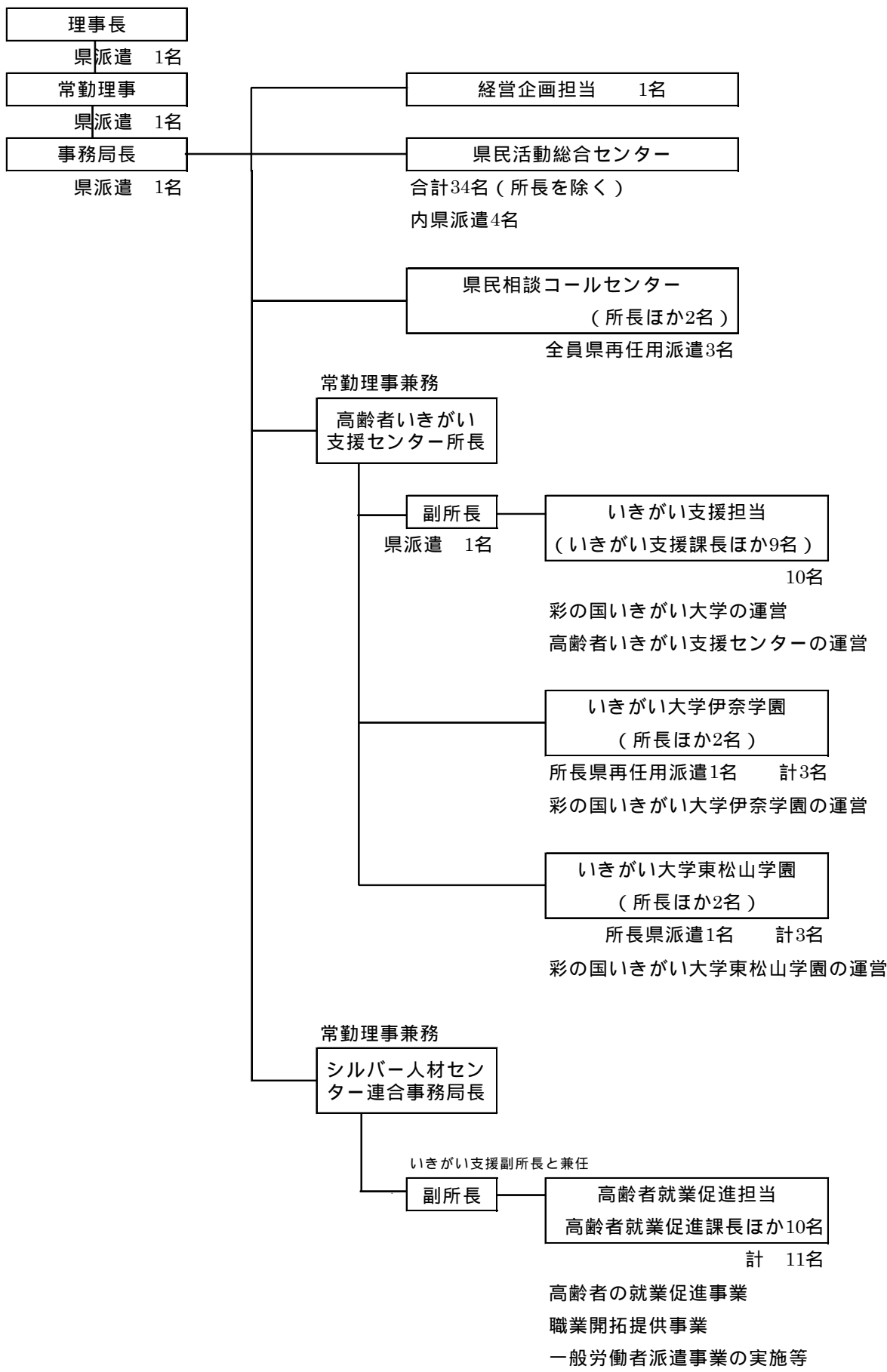
いきいき埼玉は、ボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動(視聴覚教育活動を含む。)女性活動、青少年活動及び高齢者活動などの諸活動並びに県民一人一人の生涯学習活動(以下「県民活動」という。)の助長促進、高齢者の就業機会の提供等を行い、もって県民が主体となった地域社会の形成を促進し、あらゆる世代が共に支え合う豊かな埼玉の発展に資することを目的とする。

) 設立年月

平成14年4月1日

) 人員構成

平成21年度の組織構成は、以下のとおりである。



県の派遣職員の推移は、以下のとおりである。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
11 人	11 人	10 人	13 人*

* 3 人の増加は県民相談業務の受託によるもの。

）職務執行管理の状況

いきいき埼玉の就業規則は、県に準じて規定されているが、公益法人改革への対応の中で、平成 22 年 4 月 1 日から施行される「労働基準法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 89 号）」に沿う形で改正が行われる予定である。

（ 2 ）事業の内容

いきいき埼玉は、多様化する県民ニーズに応えるため、様々な事業を推進している。平成 20 年度に同財団の行った事業は、以下の 6 つに分けられる。その主な事業は、次のとおりである。

）世代分野を超えた事業（指定管理事業）

世代間・分野間交流を柱とし、県民の交流の場と県内各地域で活動している団体などに発表の場を提供するための各種イベントの実施や各グループが行う自主的な研修事業などの企画・運営の援助をする。

A) 彩の国いきいきフェスティバルの開催

県内の活動団体や NPO との協働において、世代を超えた交流と日ごろの活動の成果を発表する場としてのイベントを実施した。

B) 市民活動支援事業

・ NPO 基礎講座

NPO の啓発・活動活性化を図る講座として、事業企画の作り方、助成金、委託金の獲得方法に関する講座を開設した。

・ NPO ふれあい交流会

県内各地で活動している NPO 団体の状況を、県民に知ってもらうための展示、発表や団体同士の情報交換会を実施した。

C) いきいき活動支援事業

・ 活動団体協働参加事業

県民活動団体の指導者の資質向上及び団体活動の活性化を図るため、財団の設立趣旨に沿った分野の団体と協働で研修会等の事業を実施した。

・ 活動団体発表支援事業

音楽、演劇等の文化芸術分野の活動団体を中心に、様々な活動の「発表・紹介の場」として、イベントを実施した。

・シニアのためのボランティア・NPO 体験講座

「都市型高齢者」の社会参加のニーズに対応するため、ボランティア・NPO 体験学習を実施し、高齢者の生きがいの増進と社会貢献活動の促進を図った。

・次世代育成支援事業

子育て支援に関わる活動をしている NPO などと協働して、子育て支援事業や子ども向け遊び体験学習を実施した。

) 多様な学習機会の提供 (指定管理者事業)

地域で活動する人材を養成するための各種講座を実施。また、養成した講師を登録し、市町村へ紹介するなど、市民講師活動をサポートする。

市民講師体験プログラム

以下のステップを用意している。

A) 市民講師塾

日ごろの生涯学習の成果として身に付けた知識・技能を活用し、広く県民に広めるために必要なノウハウ (講師としての心構え、人を惹きつける話し方、プログラムの組み方等) を学ぶことにより、県民の自己啓発活動から社会貢献活動へと繋げるための支援を行う。

B) まなびあいセミナー

ボランティア活動や生涯学習の成果を生かして、企画・発表・教授する意欲のある方に、講師を体験する機会を提供する。講座の企画、調整は参加者が計画し、いきいき埼玉は側面から支援する。まなびあいセミナー修了者には、いきいき埼玉が「市民講師」として登録する。

C) 市民講師活用講座

原則として、いきいき埼玉が市民講師として認定した方を対象に県民活動総合センターをはじめ、県内生涯学習機関との共催事業等において、講座等の講師として活動する場を提供し、さらなる活動の発展を進める。

D) 市民講師プラザ

市町村等で実施されている生涯学習講座や、高齢者学級等の講師を検討されている担当者に市民講師の模擬講義を聴いていただき、市民講師の活躍の機会を提供してもらう。

・カウンセリング講座

カウンセリングの体系的学習を通じて、家庭、地域、職場の中で相談・援助活動を

行うことのできる人材を育成する講座を実施する。

・パソコンを活用した地域活動促進講座

IT 機器の操作技能を人に教えるための知識・技能を習得し、IT に関する指導者を養成することにより、IT を活用した地域活動を促進する講座を実施する。

各種講座

また、“生活の向上”“職業能力の向上”“自己実現”など県民が生きがいのある充実した生活を送るため、趣味やスポーツ、文化教養など様々な講座を提供している。

- ・資格取得講座
- ・パソコン講座
- ・生活に密着した生活趣味講座
- ・幅広い教養を身につける文化教養講座
- ・文化・芸術を楽しむための各種コンサート

)いきがいと健康づくり事業(自主事業)

高齢者の生きがいづくりや健康づくりを充実させるため、高齢者いきがい支援センターを運営するほか、「全国健康福祉祭(ねんりんピック)への埼玉県選手団派遣、「シニア傾聴ボランティア養成事業」などを実施している。

)高齢者就業支援事業(自主事業)

高齢者の就業による生きがいづくりを目的とするシルバー人材センター及び高齢者事業団の円滑な運営を図るため、各シルバー人材センター等に対する相談事業等を充実し、各シルバー人材センター等における円滑な事業運営を推進する。

また、技能講習の開催や一般労働者派遣事業の推進により、高齢者の就業を支援する。

シルバー人材センター事業の概要

定年退職後等に、臨時的かつ短期的(週20時間・月10日程度)又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実、健康増進、社会参加の促進を図る。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、各都道府県にシルバー人材センター連合が設置されており、埼玉県では、いきいき埼玉がシルバー人材センター連合の指定を受けている。

(埼玉県シルバー人材センター連合の概要)

事業実績(平成20年度)	団体数	68団体(全国第1位)
	会員数	48,412人(全国第3位)

契約金額 約 233 億円 (全国第 2 位)

業 務

連合会議、連合理事会、ブロック幹事会、事務局長会議等の開催

巡回相談等の実施 (研修 9 回、巡回相談 22 団体)

国庫補助金 (連合交付金) の交付 (61 団体、655,241 千円)

無料職業紹介事業、一般労働者派遣事業 等

) 彩の国いきがい大学の運営 (自主事業)

高齢者の学習の場として、県内 8 か所で「彩の国いきがい大学」(一年制課程 6 学園、一年制課程専科コース 2 学園、二年制課程 2 学園)を開講している。社会の変化に対応できる能力を身につけ、社会参加による生きがいを高め、卒業後は地域活動のリーダーとして活躍してもらうことを目的とする。

市町村にもいきがい大学と類似したものがあるが、それとの住み分けが課題と考える。重複したものを実施していても意味がない。ただ、社会に貢献していくリーダーを育成していただくだけの規模のない市町村は、リーダーを育成していくことも難しい。

いきがい支援センター事業費の内容の検討

委託費	いきがい大学運営事業	5,061 千円	1
	全国健康福祉祭埼玉県選手団派遣事業	14,183 千円	
	いきがい彩の国発行事業	2,613 千円	

1. 主な内訳は東松山学園 (元後保護指導所) の清掃代金、機械警備、空調設備の保安業務等の施設管理費である。

伊奈学園の施設管理に係わるコストは、いきいき埼玉がある場所を会場としているため、集計対象となっていない。

【意見 125】事業費は人件費を含めて把握すべきである

現在の決算書は、給料手当、非常勤職員報酬は個別事業の集計対象となっていない。当該コストは、全体の事業費として県の補助金対象となっているので、各個別事業費として振当てしていないとのことであるが、事業評価を行う上で、事業成果を達成するためにその事業費がいくらかかっているか把握しておくことは必要なことであり、その事業が負担すべき原価を把握するためには、人件費についても配賦を行い、事業費に含めることが必要である。

【意見 126】直接費を回収する受講料負担を求めていくべきである

また、今の事業費は、事業を実施するための直接費を集計しているとの認識であれば、県補助金収入 9,393 千円をどう見るべきであろうか。事業に関わる職員の人件費、施設の維持管理費は、学生の授業料では賄えていないのが現状である。地域社会のリーダーとして活躍していただける人材育成を県の施策として展開しているのであるから、県費を投入するのは理解できるにしても、学生の教養を高める側面もあるので、少なくとも直接費は回収する受講料負担を求めていくべきである。

選考手続

いきがい大学の入学者の選考は、県内在住の満 60 歳以上で条件を満たした応募者の中から、選考基準に基づいて行われている。

一年制課程 抽選

一年制課程（専科） 400 字以内の作文を提出していただき、選考する。

二年制課程 800 字以内の作文を提出していただき、選考する。

（条件）

一年制課程

過去に彩の国いきがい大学（埼玉県老人大学校）を卒業したことがないこと。

一年制課程（専科コース）及び二年制課程

過去に二年制課程を卒業したことがないこと。

【指摘 72】応募資格の確認を要す

募集案内の応募資格には県内在住の満 60 歳以上とあるが、健康保険証や免許証などによる応募者の住所及び年齢確認がされていない。選考をする上で、受付時に応募資格を公的書類により確認することが必要である。

負担金収入

宿泊学習の負担金である。宿泊は県民活動総合センターの宿泊施設を利用している。このことにより、宿泊施設の利用実績を上げる効果もある。

平成 20 年度の実績は次のとおりであり、学生数 244 名のうち約 80%参加している。

二年制課程の初年度

専攻科名	日 程	宿泊者数
福祉・環境科	H20 年 9 月 9 日～10 日	54
ふるさと伝承科	10 日～11 日	55
美術工芸科	11 日～12 日	41
地域創造科	12 日～13 日	46
合計		196

【意見 127】宿泊学習の参加料は一律同額とすべきである

宿泊学習は、県民活動総合センターを宿泊所として、施設の有効利用と混雑期を勘案し閑散期に実施されている。

65歳以上は4,620円、65歳未満は5,840円の宿泊費となっており、料金差額がある。宿泊学習の一環として考えると、県民活動総合センターを会場にしてからの料金差額であるので、料金の差額があるのはいかがかと考える。参加者一律の料金とすべきである。

授業料の收受

授業料納入簿を通査し、平成20年度授業料振込確認表と照合したところ問題なく回収されていた。ただし、東松山学園については、伊奈学園に資料がないため確認を行っていない。

）県民総合センターの運営（指定管理事業）

県民活動総合センターの指定管理者として、施設の有効活用を図るため、工夫を凝らしたPR活動や夜間講座を行うほか、利用料金収入の増加につながる事業を実施する。

- ・県民活動総合センター管理事業
- ・いきいき生活講座開設事業
- ・広報事業

（3）公益財団法人の認定

公益財団法人の認定については、税制優遇の具体的なメリットや公益財団法人の認定を受けた場合の報告義務等における事務負担なども判断材料として慎重に検討している。

また、いきいき埼玉の事業費の中で大きなウェイトを占めるシルバー人材センター連合事業等が公益事業と見なされるか否かについては、平成21、22年度の動向をみてからという全国シルバー人材センター事業協会からの通知もあり、今後のいきいき埼玉の財務内容や事業計画等と照らし合わせながら、公益財団法人を目指すか一般財団法人としていくかを判断していく予定である。

（4）事業の遂行能力

【意見 128】指定管理者としての重要な事業を再委託することは問題である

いきいき埼玉は、「彩の国市民活動サポートセンター」運営業務について、当施設の開設当時から、NPO法人I1に委託している。

「彩の国市民活動サポートセンター」は、ボランティア団体や市民活動団体、NPO法人などの団体が取り組む市民活動をサポートし、地域に根ざした県民参加の社会をつくるため、当施設内に設置されたNPO等の活動拠点と位置付けられており、指定管理業務に含まれる重要な事業である。

この重要な事業を指定管理者たる、いきいき埼玉が再委託することは問題と考える。当

施設の開設当初においては、県から業務委託を受けた、いきいき埼玉に「彩の国市民活動サポートセンター」の運営についてノウハウがないため再委託することは仕方ないとしても、指定管理者制度導入時においては、指定管理者自身が行わなければならない業務である。当施設開設から10年近く経過しており「彩の国市民活動サポートセンター」の運営についてのノウハウが、いきいき埼玉に蓄積されていれば、再委託の必要がなかったのではないかと考える。県内の各市においてNPO支援センターが設置されつつあるが、県全域に及ぶNPO支援の重要性や組織的・財政的基盤の安定したNPO中間支援センターの存在意義は大きく、いきいき埼玉におけるNPO支援事業の在り方を再考する必要がある。

2 (財)埼玉県公園緑地協会

(1) 組織の概要

) 所在地 さいたま市大宮区高鼻町4-130

) 設置目的・設置年月

財団法人埼玉県公園緑地協会(以下「公園緑地協会」という。)は、県が設置した水上公園施設等の管理運営に協力し、県内の都市公園事業を後援するとともに、県民の公園に対する理解を深めることを目的として、昭和46年4月24日に「財団法人埼玉県水上公園協会」として設置された。その後、県からの管理受託施設の増加や事業の拡大などの理由から、昭和54年9月19日、現在の名称に変更した。

) 基本財産の推移

(単位:千円)

年度末	金額
S46	1,000
S47	2,100
H3	50,000
H13	97,800
H20	97,800

）事業の内容

公園緑地協会は、次の事業を行っている。

事業の内容	管理する施設
<p>1) 指定管理業務 県営公園等の管理運営に関する業務 (公益事業(1)、自主事業(2)を含む) 県営公園等の行為の許可及び利用の許可に関する業務 利用料金の収入に関する業務 公園等施設(設備及び備品を含む) の維持管理に関する業務 その他県が必要と認める業務</p> <p>1 公益事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の利用増進に関すること ・公園緑地の効果的な利用を図るための催物の開催 ・公園緑地事業に関する資料等の配布 ・公園の施設、管理の在り方に関する総合的な調査研究 ・緑化の推進並びに緑化思想の普及及び啓発 ・公共団体等が行う公益的な事業への協力 ・その他公益的な事業 <p>2 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び売店の経営 ・乗用遊戯施設の経営 ・貸用具類の経営 ・その他管理運営上必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉スタジアム2002公園 ・熊谷スポーツ文化公園 ・こども動物自然公園 ・上尾運動公園 ・戸田公園 ・秋ヶ瀬公園 ・しらこぼと公園 ・みさと公園 ・埼玉県県民健康福祉村 ・吉川公園 ・所沢航空記念公園 ・川越公園 ・羽生水郷公園 ・加須はなさき公園
<p>2) 受託事業 県営公園の管理運営に関する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮公園小動物園

）理事会の状況

理事会は平成20年度に3回開催されており、平成21年度の監査期間中にも理事会が1回開催されているのを確認した。いずれも議事録を閲覧したが、活発な質疑応答がなされていたが、意見として記載した事柄も存在している。

(第1回 平成20年5月28日開催)

出席理事 7名
委任状 3名
出席監事 2名

(第2回 平成20年11月25日開催)

出席理事 7名
委任状 3名
出席監事 2名

(第3回 平成21年3月27日開催)

出席理事 7名
委任状 3名
出席監事 2名

(第1回 平成21年5月26日開催)

出席理事 6名
委任状 4名
出席監事 2名

【意見129】出席が一度もない理事については、理事会の活性化のため見直しが必要

理事会は年3回開催されているが、他の業務と重なり出席が一度もない理事がおられる。欠席した理事については、理事会終了後、議案を説明し、意見を伺い、協会の運営に反映しているとのことであるが、出席が難しい人に関しては、理事会の活性化を図るため理事の見直しも必要と考える。

(2) 指定管理者応募体制

公園緑地協会は、県の公の施設管理が中心となる法人である。平成18年度からの指定管理者制度導入により、それまでの管理委託から指定管理者制度へ、県の考えも「原則公募へ」と流れが大きく変わっており、公園緑地協会としても、県施設の指定管理者となるべく体制を整えている。

) 担当者

新たな指定管理者施設の受嘱に向けて、公園緑地協会に担当者2名を置いている。

本部改革改善対策幹(県派遣職員)

主査(プロパー職員)

業務内容は、次の事項である。

- ・指定管理者制度の運用事務の総括に関すること（事業計画の進行管理、モニタリングへの対応）
- ・新たな指定管理者に向けた事務の総括に関すること（新たな指定管理者に向けた事業計画の策定、応募申請事務）

）指定管理応募への考え方

指定管理への応募については、下記の「応募の方針」に沿って行っている。ここで最も重要なのは、同協会が持っているノウハウ、即ち受託業務時代に培った有料の都市公園のマネジメントができるという能力を前提に考えることである。かかる能力を活かせる公園を受けていこうというのが同協会の考え方である。

ただし、地域的には上記各管理事務所の対応が可能な、県南部、県中央部、県東部、県北部にある程度範囲を絞り、県西部、特に秩父地方にある施設については、今後は原則として受嘱しない方向である。

また、県の委託料が収入に占める割合 54%（平成 19 年度、平成 20 年度）を利用料金収入と自主事業収入を増やすことによって下げられる可能性のある公園の管理業務に応募していくのが同協会の考えである。

（応募の方針）

指定管理者への応募方針を、「平成 19 年度指定管理者応募方針」を定め、理事会の承認を得て定めている。

- ・公園緑地協会のノウハウを生かすことにより、他団体と比べ、利用サービスの向上と管理コストの縮減について、効果的な提案ができる公園等については応募する。
ここで公園緑地協会のノウハウとは、（有料の）都市公園のマネジメントができることにあり、そのために公園管理運営士の資格がなければ管理職になれないこととするなど、資格取得を促進し人材の養成に努めている。
- ・職員の雇用状況や経営状況を踏まえた応募とする。
- ・指定管理者の応募にあたり、他団体のノウハウを活用することにより、効率的な運営、サービスの向上及び安心・安全の強化を一層進めることができる公園については共同提案や連携に努める。

）応募体制について

公園緑地協会では、各公園を管理するための体制として、本部のほかに各公園に管理事務所を設けそこに管理課をおいて公園管理に努めている。ただし、埼玉スタジアム 2002 公園は施設の重要性和規模を考え事業推進本部と位置づけて、企画運営・管理経営・施設整備・芝環境の各課を設けてある程度の機動性を持たせている。

また、吉川公園については地理上の関係と管理の効率性を考え、みさと公園管理事務所の所管にしている。みさと、吉川両公園は吉川公園が河川敷で単体での管理が難しいため

一体的に管理するというのが県の方針でもある。

) 平成 21 年 4 月 1 日現在で、公園緑地協会が管理している施設
(公募)

公園緑地協会が現在指定管理を受けている公園等で、指定管理者募集要項にしたがって応募し、公募で選定されたのは以下の 9 施設である。

- ・ 所沢航空記念公園 (平成 20 年度から 5 年間)
(財) 日本科学技術振興財団グループとグループ提案
- ・ 川越公園 (平成 20 年度から 5 年間)
- ・ 加須はなさき公園 (平成 20 年度から 5 年間)
- ・ しらこぼと公園 (平成 20 年度から 5 年間)
- ・ みさと公園 (平成 20 年度から 5 年間)
- ・ 吉川公園 (平成 20 年度から 5 年間)
- ・ 戸田公園 (平成 18 年度から 5 年間)
- ・ 秋ヶ瀬公園 (平成 20 年度から 5 年間)
- ・ 埼玉県県民健康福祉村 (平成 18 年度から 5 年間)

なお、公募の場合については、債務負担行為 (指定期間) を行うため基本協定書に委託費の金額が載っている。上述のように 7 公園について、平成 20 年から 5 年間の指定管理者に選定されている。

(随意指定による受嘱)

公園緑地協会が現在指定管理を受けている公園で、随意で指定されたのは以下の 5 公園である。

- ・ 上尾運動公園 (平成 20 年度から 2 年間)
- ・ こども動物自然公園 (平成 21 年度から 5 年間)
- ・ 熊谷スポーツ文化公園 (平成 21 年度から 5 年間)
- ・ 羽生水郷公園 (平成 21 年度から 3 年間)
- ・ 埼玉スタジアム 2002 公園 (平成 21 年度から 5 年間)

なお、上尾運動公園については、現在の指定期間が平成 21 年度で終了することに伴い、平成 22 年度から従来の随意指定から 2 年間の公募指定へ変更された。

(3) 執務体制

) 県派遣職員

平成 21 年度期首における県職員の配置及び人数は、以下とおりである。

		本部課長・本部長等		所長・副所長		本部副参事・本部主幹・事務所課長		本部主査・事務所主査・係長		県派遣合計	職員数(県派遣含む)	定契約職員数
		課長										
本部	総務課	課長	1		0		0	主査	1	2	7	2
	経営企画課	課長	1		0		0	主査	1	2	6	1
	技術課	技師長兼課長	1		0	主幹・副参事	3	主査	1	5	6	4
	改革改善対策幹		0		0	改革改善対策幹	1		0	1	2	0
埼玉スタジアム2002事業推進本部	本部長		1		0	課長	3	主査	4	8	15	2
熊谷スポーツ文化公園管理事務所			0	所長	1	課長	2	主査	2	5	10	13
こども動物自然公園管理事務所			0	副所長	1	課長	1	係長	1	3	35	17
上尾運動公園管理事務所			0	所長	1	管理課長	1	主査	1	3	6	6
戸田公園管理事務所			0		0	管理課長	1		0	1	2	3
秋ヶ瀬公園管理事務所			0		0		0		0	0	3	8
しらこぼと公園管理事務所			0	所長	1		0		0	1	6	1
みさと公園管理事務所			0		0		0		0	0	2	5
県民健康福祉村管理事務所			0		0		0		0	0	4	6
所沢航空記念公園管理事務所			0	所長	1		0		0	1	6	5

	本部課長・本部長等		所長・副所長		本部副参事・本部主幹・事務所課長		本部主査・事務所主査・係長		県派遣合計	職員数(県派遣含む)	定契約職員数
川越公園管理事務所		0		0		0		0	0	8	5
羽生水郷公園管理事務所		0		0	課長	1	主査	1	2	9	5
加須はなさき公園管理事務所		0		0		0		0	0	6	3
		4		5		13		12	34	133	86

）県の定員管理との関係

県の定数管理は外郭団体も対象にしており、職員は減少傾向にある。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受託公園数	13	24	24	24	14	14	13	13
県派遣職員	30	76	73	67	44	41	36	34
県派遣役員	2	2	3	3	1	1	1	1
計	32	78	76	70	45	42	37	35
プロパー職員	101	100	97	97	93	96	100	99

(注)平成14年度末に県の公園事務所を廃止、24の県営公園の管理を公園緑地協会に委託し、許可事務や修繕工事など広範な業務を協会に委託。これに伴い、県派遣職員が大幅に増加している。

平成18年度以降は、指定管理者制度が導入されたことに伴い、県派遣職員・役員25人削減し、漸次削減している。

人員配置表をみると、技術系職員に対し派遣要望が多いことから、県派遣職員が多くなっていることが分かる。また、総務課、経営企画課、技術課の各課長、また、埼玉スタジアム2002事業推進本部の本部長など、経営の中心となる人材は県派遣者で、組織が県派遣者なくしては、成り立たない構図となっている。

県の職員派遣は、派遣要請先からの具体的なポストを示しての派遣要請に基づいて、派遣の是非を検討し派遣を行うのを原則とし、また、派遣は漸次削減する方針とのことであるが、派遣ポストが長年固定されており、適材となる人材が育つ環境にないこと、県派遣者を削減したことがプロパー職員の即補充につながらず、むしろ人員が減ることから、大幅な負担につながっている。

【指摘 73】公募対象となる外郭団体に対しては、公正なる競争環境を確保すること

主管課である都市整備部公園スタジアム課から派遣されている県派遣職員が本部改革改善対策幹の職に就いており、指定管理者制度の運用事務の総括に関することと、新たな指定管理者に向けた事務の総括に関することをも担当している。

監査の過程において、指定管理者の選考過程で特段便宜を図っている事実は認められなかったが、県職員の派遣は外郭団体の要請により派遣先の経営及び業務の強化のため行われるものである。

指定管理者を随意契約で選定しているのであれば、派遣先において企画あるいは総務など経営の核となる業務に携わっているとしても、指定管理者の業務強化のためであり、矛盾は感じられないが、公募形態で指定管理者が募集されるのであれば、このように応募団体のまさに応募申請事務に携わることで、指定管理者選定の公平性が保たれるのかを考えた場合、公正なる指定管理者の募集を行う外観を呈していないと言わねばならない。

指定管理者を公募で募集するのであれば、公正なる競争環境を整備すべきであり、経営の核となる業務に職員を派遣すべきでないとする。指定管理者となる外郭団体の管理の在り方を検討すべきである。

）執務管理の状況

昇任について

公園管理運営士((財)公園緑地管理財団が実施)の取得を主幹昇任の条件としている。

職員研修

県が受ける公務員向けの研修を入社時に受講し、昇任年度に研修を受けることを義務付けている。土呂の自治人材開発センターに通いで、秩父市(荒川村)の広域連合自治セミナーハウスで宿泊し研修を受ける。

内部研修としては、交通安全研修、接客研修(外部講師へ依頼。)がある。外部講師を利用し、特定の職種の職員を除き、公園管理運営士受験対策の研修を受けさせている。

執務管理の状況について

執務状況は勤務実績表が作成され管理されており、特段問題とするところはないが、その過程で年次休暇の取得状況を往査した受託施設で検証した。その結果、年次休暇について検討を要す事項が存在した。

【意見 130】定期契約職員の年次休暇付与時期を見直すことを考えるべきである

今年度の包括外部監査で調査の対象とした施設において、熊谷スポーツ文化公園と埼玉県民健康福祉村の定期契約職員の年次休暇の消化で問題とすべき事実が存在した。

年次休暇については、熊谷スポーツ文化公園では、忌引休暇の解釈の誤りから退職者

が2日間余分に休暇を取得していた。この背景には、管理者が有給休暇の取得状況をよく確認しないままに、承認をしたことがある。

次に、埼玉県県民健康福祉村においては、平成21年3月末で退職した定期契約職員の年次休暇の取得状況は次のようになっている。Cは、平成20年4月から平成21年3月までの期間で捉えると、年次休暇数は45日で、事業年度を年次休暇の付与期間とし、退職日を事業年度の末日とする場合には繰越日数20日に新規付与日数20日の計40日をも上回っている。しかも1月から3月末までの期間で、新規付与日数20日を全て消化している。

年	月	A	B	C
H20年	1	2	0	1
	2	1	1	3
	3	2	0	1
	4	0	0	0
	5	0	1	0
	6	1	0	2
	7	1	0	2
	8	0	0	3
	9	2	0	1
	10	1	1	2
	11	3	3	6
	12	4	1	9
	計	17	7	30
H21年	1	1	1	7
	2	5	5	7
	3	6	4	6
	計	12	10	20

年次休暇を消化すること自体は、労働者が労働基準法で認められた権利であって、何ら規制を加えることができないが、こうした現象は、民間企業とは異なる、国又は地方公共団体の年次休暇の付与方法に準じていることから起因していると考えられる。

民間企業においては、定年退職で該当者の生まれた日の末日をもって退職とする場合には、年次休暇の付与日は暦年による、事業年度の開始日とする、1年の特定月の初日とするなど、一律ではないが、事業年度末をもって退職とする場合には、一律事業年度の開始日としている。そこには、年次休暇の付与期間と退職事業年度を一致させることによる費

用の期間帰属の適正化の考えが反映されている。

これに対し、国の場合は、「一般職の場合の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」により、県は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」により、歴年で年次休暇が付与され、定年退職者は事業年度末をもって退職するものとしている。

県の場合は、国に準じて条例で定めており、独自で年次休暇の付与を考えているわけではないので論評を控えるとしても、外郭団体は国や地方自治体ではないので、不合理性を解消すべく民間企業において採用されている方式により年次休暇を定めるべきである。

そのことにより、退職予定者の1月から3月の期間における過度の年次休暇取得による勤務体制への影響を小さくできるとともに、公募を原則とする指定管理者制度において、人事コストを削減するメリットもある。

なお、定期契約職員については、既に事業年度ごとに年次有給休暇を付与する制度に改めている。

(4) 指定管理者の事務手続

) 協定書の締結

基本協定書と単年度協定書の締結

県議会の承認を得て指定管理者に決定されると県と協定書を結ぶこととなる。指定管理者との協定については、基本協定書と単年度協定書の2種類を締結する。

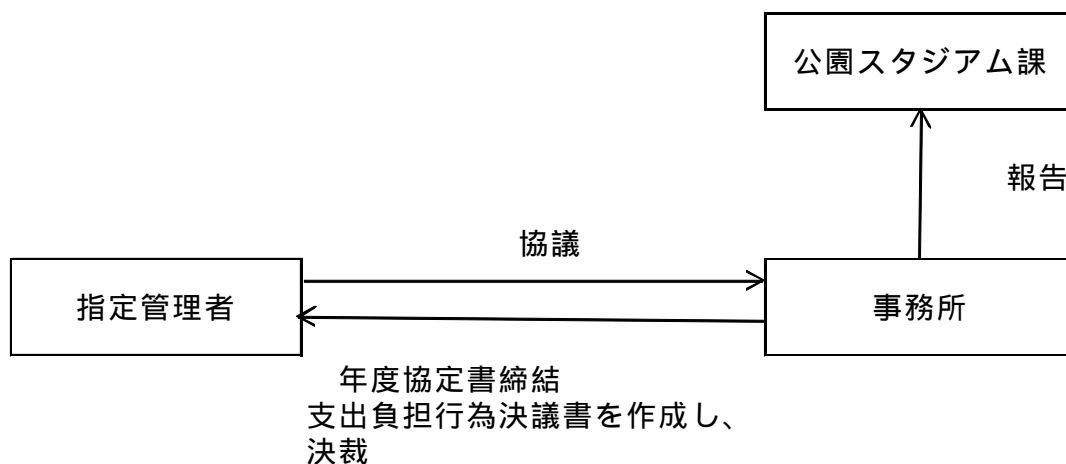
基本協定書・・・議会の議決に基づき決定された指定管理者が各公園を管理する期間全体を通して県と結ぶ協定
業務内容や管理の基準、法律上要請されているもの等様々な内容を含んでおり、指定管理業務の根本になるもの。

単年度協定書・・・毎年度指定管理者と年度の事業計画や委託料、支払法について締結するもの。指定管理者の指導に必要な年度の事業計画等を含むので、内容を確認・協議のうえ各県土整備事務所及び大宮公園事務所(事務所)と締結することになる。

年度協定書締結

基本協定書に基づき年度協定書を締結する。

【年度協定締結の流れ】



年度協定書締結の流れ

事務の根拠：基本協定書

年度協定案の提出時期

随意契約の場合・・・前年度9月末

公募契約の場合・・・前年度11月

(選定初年度は指定議決後速やかに提出。)

) 年度別事業計画書等に関する事務手続き

年度協定書、事業計画書等の協議

スケジュールをもとに、所定の期日に以下の書類を作成し、各県土整備事務所・大宮公園事務所と協議を行う

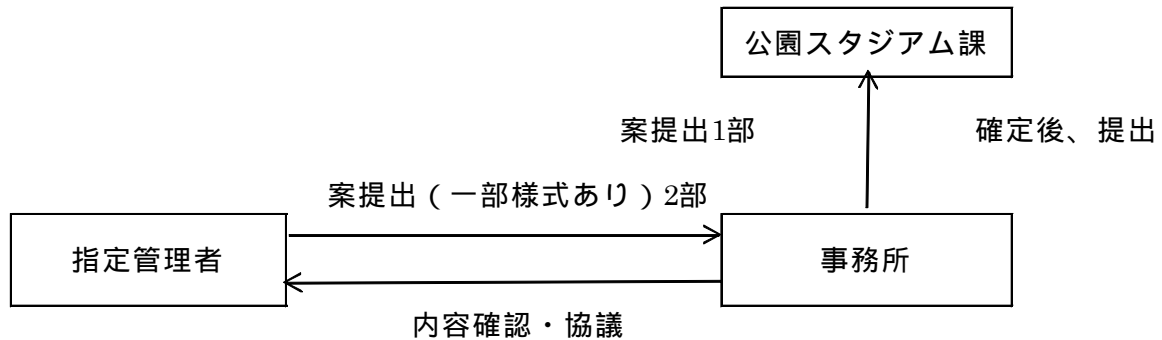
- ・当該年度の事業計画書・・・全公園
- ・利用料金の承認 / 施設の供用日・時間 / 料金の納期限の設定
 - ・・・新たに選定された公園及びそれ以外は変更する場合のみ
- ・管理目標の設定・・・全公園
- ・業務の一部委託の承認願・・・全公園
- ・指定管理者の許可基準等の変更
 - ・・・新たに選定された公園及びそれ以外は変更する場合のみ
- ・情報公開規程等の変更・・・同上
- ・文書管理に関する協議・・・同上
- ・個人情報の適切な管理に関する定め・・・同上
- ・その他地域機関で必要と認める書類・・・必要な場合のみ

年度別事業計画書等の提出時期

随意指定の場合・・・前年度9月末

公募指定の場合・・・前年度 11 月末
(指定初年度分は、前年度の 1 月頃)

【年度別事業計画書等の提出の流れ】



）委託料の受取の事務

委託料の支払い

委託料は、単年度協定に基づき支払われる。原則として年 4 回請求し、県の担当課職員が業務状況を確認し、各県土整備事務所及び大宮公園事務所で支払いが行われる。

指定管理者が、条例・規則に違反するなど指定管理者としてふさわしくないと判断され、指定を取り消された場合等には、委託料の返還を求められる。

公募により指定管理者が選定された公園については、複数年の委託料を債務負担行為として議決しているが、随意指定で指定管理者を選定した公園については、事業計画や委託料も公募同様（選定時に）指定期間分すべて提出されているが、債務負担行為ではなく、毎年度の予算編成の中で、委託料は決定される。

なお、各公園について事業計画書の中にある「事業収支積算」を入手し閲覧したが、特に大きな問題は見当たらなかった。

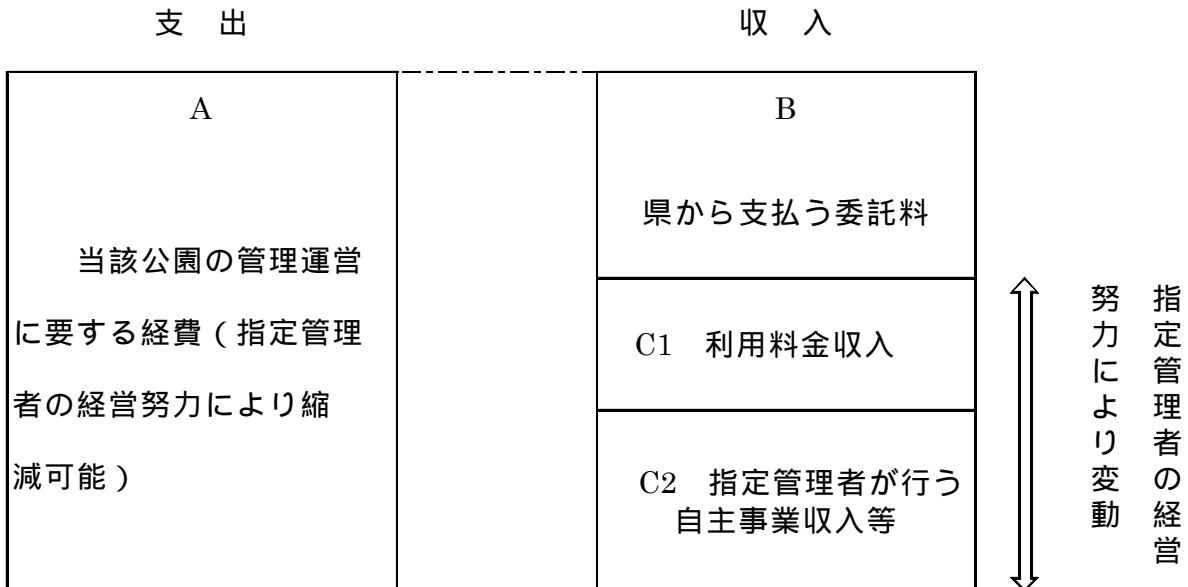
指定管理者が管理を行うために必要な経費

指定管理者制度が導入された県営公園の場合、指定管理者の支出としては、公園の維持管理に必要な経費のほか、協定で定めた事業計画に基づいて指定管理者が公園で行う事業に必要な経費などが含まれる。

他方、指定管理者の収入としては、協定で定めた事業計画に基づいて指定管理者が公園で行う事業による収入などが含まれる。このため、公園の指定管理者が管理を行うために必要な経費は、協定書で定めた県からの委託料と、これらの収入で賄うこととなる。

《指定管理者制度上の公園管理運営経費の概念》

$$A - (C1 + C2) = B : \text{委託料}$$



C1: 利用許可、行為許可に
基づく収入

C2: 指定管理者が行う自主
事業収入

(5) 業務の状況

) 業務委託契約の締結について

総論

県の承認を得て受託業務の一部を外部に委託している。ここでは、指定管理者となっている施設について、一括して業務委託契約の事務手続を検討している。

契約に関しては、財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程（以下「財務規程」という。）

第5章に規定されている。

第1節 通則

第2節 一般競争入札

第3節 指名競争入札

第4節 随意契約

第5節 単価契約

第6節 複数年継続契約

契約は以下の組み合わせで行われるが、電子入札制度を導入していないため、入札が煩雑になることから、一般競争入札は実施されていない。従って、指名競争入札と随意契約

が実施されている。

契約形態	年度	金額
一般競争入札 指名競争入札	単年度	単価でないもの(総額)
随意契約	複数年度	単価契約

指名競争入札について

A) 業務委託契約の締結まで

指名競争入札の契約締結までの手続きは以下のとおりである。

ア) 契約の申請

契約担当者(各事務所又は本部)が、随意契約になるか否か、の判断(財務規程第79条1項)を行い、随意契約とするか、指名競争入札とするかを決定し、「執行伺」(第107条)(様式6)を作成し、「積算書」(「委託設計書」)を添付する。

イ) 契約の決裁

財務規程「別表3」の決裁区分により、契約金額に応じて、決裁が行われる。100万円未満の場合、各管理事務所で決裁が行われる。100万円以上の場合が本部決裁となる。

ウ) 指名業者の選定

指名業者の選定は、埼玉県に登録業者¹²で、「入札調達情報公開システム」の中から行う。財団独自の審査会で選定したものはここ2年間ない。県の登録業者から選定するため、財務データ等の資料は入手しない。

各所属長名で、「指名業者等内申書」を作成する。指名業者は、原則3名以上とする(第77条)。「指名業者等内申書」は、理事長以下7名程度で構成される指名業者選定委員会により審査され承認される¹³。

エ) 指名業者の積算

指名業者選定委員会で承認されると、選定業者に通知(選定の通知)がなされる(郵

¹² 「財団法人埼玉県公園緑地協会業務委託等指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条

(参加者資格)指名競争入札に参加することのできる者は、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿、建築物管理業務競争入札参加者登録名簿及び物品関係等競争入札参加資格者名簿に登録されている者若しくは、財団法人埼玉県公園緑地協会業務委託等指名業者資格審査会要領に基づく資格審査を受け、適当と認められた者とする。

¹³ 「財団法人埼玉県公園緑地協会業務委託等指名業者選定委員会要綱」

送)。選定業者は、仕様書（積算書から金額データを削除したもの）を協会のホームページから入手し、又は協会から郵送してもらう。ホームページ上の仕様書を開きデータをダウンロードするのに、専用のアドレスが必要であり、このアドレスは通知書に記載されている。

アドレスは、毎回変更し、業種によっても異なっているため、選定業者以外の者がアクセスできないようになっている。仕様書をホームページ又は郵送により渡す方法は、選定業者同士を会わせないことを目的として、平成 20 年度入札より採用している。選定業者は、この仕様書に基づき、契約金額（入札金額）を積算する。

オ) 入札

入札は、各管理事務所（又は本部）で行われる。予定価格の設定（封書にて開札場所に置く）、入札書の提出等、財務規程に基づき行われる。

B) 契約の変更について

ア) 主として契約額の増額である。追加契約として執行伺を作成し、積算書（積金額と入札比率（= 当初の落札価格/当初の積算額）を添付し、当初承認された決裁区分に基づいて決裁が行われる。

イ) 変更契約が締結される。契約の変更が行われている業務委託は、園地管理業務が多い。園地管理業務で変更契約が多い理由として、公園は自然環境に左右される場合が多く、当初の積算時に天候等自然環境の変動を予測することが困難であるため、発生するとのことであった。

C) 入札手続の検証

平成 20 年度における指名競争入札契約が、財務規程に準拠して処理されているか等について、契約金額や契約内容からランダムにサンプリングした契約について調査した結果は以下のとおりである。なお、所沢航空記念公園に関するテスト結果は、「第 2 章 第 1 15 所沢航空記念公園」の項に記載しているので、ここでは省略する。

	件名	業者名	契約日	数	当初契約 税込千円	変更契約 税込千円	総額 税込千円	単契（複 数年）	事務所名
1	設備管理 業務	(株)XA	H20.4.1	1	74,550	—	74,550	単年	埼玉スタ ジアム 2 0 0 2 公 園
2	警備業務	(株)XB	H20.4.1	1	37,800	—	37,800	単年	埼玉スタ ジアム 2 0 0 2 公 園

					当初契約	変更契約	総額		
	件名	業者名	契約日	数	税込千円	税込千円	税込千円	単契(複 数年)	事務所名
3	清掃業務	(株)XC	H20.4.1	1	52,416	—	52,416	単年	埼玉スタ ジアム2 002公 園
4	緑地管理 業務	(株)XD	H20.4.1	1	15,225	—	15,225	単年	埼玉スタ ジアム2 002公 園
5	建築物清 掃業務	(株)XE	H20.4.1	1	48,300	—	48,300	単年	熊谷スポ ーツ文化 公園
6	園地管理 業務(東 地区)	(株)XF	H20.4.10	1	29,925	2,447	32,372	単年	熊谷スポ ーツ文化 公園
7	園地管理 業務(西 地区)	(株)XG	H20.4.10	1	35,700	1,764	37,464	単年	熊谷スポ ーツ文化 公園
8	清掃業務	(株) XH	H20.4.1	1	28,915	0	28,915	単年	こども動 物自然公 園
9	警備業務	(株) XH	H20.4.1	1	11,288	0	11,288	単年	こども動 物自然公 園
10	園地管理 業務	(株)XI	H20.4.17	1	14,858	1,176	16,034	単年	こども動 物自然公 園
11	清掃業務 (運動場)	(株)XJ	H20.4.1	1	13,860	0	13,860	単年	上尾運動 公園
12	園地管理 業務	(株)XK	H20.4.16	1	9,345	2,090	11,435	単年	上尾運動 公園
13	園地管理 業務	(株)XL	H20.4.17	1	7,770	2,247	10,017	単年	戸田公園
14	清掃業務	(株) XM	H20.4.1	1	21,210	0	21,210	単年	所沢航空 記念公園
15	園地管理 業務	(株) XN	H20.4.16	1	11,550	2,132	13,682	単年	所沢航空 記念公園

					当初契約	変更契約	総額		
	件名	業者名	契約日	数	税込千円	税込千円	税込千円	単契(複数年)	事務所名
16	警備業務	(株)XO	H20.4.1	3	33,075	0	33,075	複数年	戸田公園・秋ヶ瀬公園
17	清掃業務	(株)XO	H20.4.1	3	33,264	0	33,264	複数年	秋ヶ瀬公園
18	浄化槽保守点検・汚濁負荷測定	(株)XP	H20.3.31	5	26,250	0	26,250	複数年	しらこばと公園
19	園地管理業務	(株)XQ	H20.4.16	3	16,065	0	16,065	複数年	吉川公園
20	グラウンド施設管理業務	(株)XR	H20.3.31	5	26,303	0	26,303	複数年	吉川公園

テスト結果

テスト結果を要約してまとめると以下ようになる。

業務契約	決裁日エラー	決裁印エラー	契約書のエラー
1:設備管理業務	×		
2:警備業務	×		
5:建築物清掃業務	×		
6:園地管理業務(東地区)	×	×	
7:園地管理業務(西地区)	×		
8:清掃業務	×		×
9:警備業務	×		×
10:園地管理業務	×	×	
20:グラウンド施設管理業務	×		

各々について説明すると以下ようになる。

1:設備管理業務

支出負担行為決議書の決裁に関して決裁日が記載なし。

2:警備業務

支出負担行為決議書の決裁に関して決裁日が記載なし。

5：建築物清掃業務

「執行伺」の決裁日記入ミス：理事長決裁日が平成 20 年 3 月 13 日となっており、指定業者の決定通知平成 20 年 3 月 6 日より後になっていた。当然、指定業者の決定通知日前になるはず。

6：園地管理業務（東地区）

「執行伺」に決裁日記載なし。

支出負担行為決議書に決裁日記載なし。

契約変更の「執行伺」に決裁日記載なし。

変更契約の支出負担行為決議書の決裁について理事長の承認印無し。また、決裁日記載なし。

7：園地管理業務（西地区）

「執行伺」に決裁日記載なし。

契約変更の「執行伺」に決裁日記載なし。

変更契約の支出負担行為決議書の決裁について決裁日記載なし。

8：清掃業務

「執行伺」の決裁日 H20/3/10 の記載を後に H20/3/3 に訂正している。

業務委託契約書に契約保証金の免除の旨記載あるが、根拠について何も記載なし。推測するに財務規程第 52 条 2 項(1)と思われる。

9：警備業務

「執行伺」の決裁日 H20/3/10 の記載を後に H20/3/3 に訂正している。

業務委託契約書に契約保証金の免除の旨記載あるが、根拠について何も記載なし。推測するに財務規程第 52 条 2 項(1)と思われる。

10：園地管理業務

執行伺の決裁日が鉛筆書き。

支出負担行為決議書の決裁日が鉛筆書き。

契約変更の「執行伺」の決裁日が鉛筆書き。

変更契約の支出負担行為決議書の決裁について理事長の承認印がない。また決裁日が鉛筆書き。

20：グラウンド施設管理業務

支出負担行為決議書に決裁日記載なし。

【指摘 74】入札契約の締結手続 に関する書類の作成は正確に行うべき

指名競争入札の手続に関しては、重大な問題は発生していない。しかし、手続において作成・保管される書類に関しては、不十分な記載のものが多く見受けられた。決裁印のないものについては、実際に決裁されたかどうかについて判断できないものがあり、その後の手続の経過や契約締結の事実から、「決裁はされている」という好意的な判断を我々はしたが、最低限の形式を満たすことが必要である。

決裁日とその後の手続の日付の前後関係が矛盾していたものもあった。翌年度契約の決裁については年度末近くに集中するため、いくつかの手続が省略され、不十分のまま進行するといった事態が生じている。

書類の作成は各公園事務所で、決裁は本部で行われる。決裁された書類は、各公園事務所に返還されるが、決裁日は各公園事務所で記載しているため、返還を受けた書類は、そのままファイルされてしまう場合が多いと考えられる。少なくとも決裁日は本部側で記入すべきである。いずれにせよ、契約締結までの書類は正確に記載し保管する必要があるため、その旨、本部及び各公園事務所に徹底されたい。

随意契約について

A) 随意契約によることが出来る場合

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の効率的な運営を阻害すると認められるような場合や、競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、入札方式によることは適当ではないので、随意契約の方式を採用できるものとして、相手方の選定方法についての特例を定めたものである。

公園緑地協会においては、随意契約によることができる場合として、財務規程に以下のように規定している。

(財務規程第 79 条)

- (1) 固定資産及び物品の売買、賃貸、修理、加工その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (6) 落札者が契約を締結しないとき
- (7) 予定価格が 250 万円以下の工事又は製造の請負並びに予定価格が 100 万円以下の売買その他の契約をするとき

また、随意契約を行う場合、以下の例外を除き 2 以上の相手方から見積書を徴する必要がある。

(財務規程第 80 条)

- (1) 10 万円未満の契約をするとき
- (2) 他に求めがたい特殊な物件を購入するとき
- (3) 契約内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき

さらに、随意契約の具体的なガイドラインとして平成 19 年 3 月 30 日に策定した「随意契約の運用基準」は、以下のとおりである。

・基準 1 第 79 条第 1 項 1 号により随意契約にできる場合

「固定資産及び物品の売買、賃貸、修理、加工その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」

- (1) 企画提案方式など、価格の多寡以外の要素が決定にかかわる方法で契約の相手方を決定する契約を行おうとするとき。

例) 売店の委託契約、業務系のシステムの購入あるいは開発に関する契約。

- (2) 設備又は機械などの修理、保守、点検等の契約をする場合において、対象となる設備等の製造者、納入者あるいはそれら製造者等と事実上同一とみなされるメンテナンス業者と契約することに、業務遂行上の十分な必要性あるいは合理性があるとき、あるいは他者に遂行させることが事実上不能あるいは著しく不合理と判断できるとき。

例) エレベーター、エスカレーター、ろ過器など設備の修繕、保守点検・業務、サーバーなど IT 機器の修繕、保守点検業務。

- (3) 当協会と業務遂行上特別の関係のある者と契約しようとするとき。

例) 指定管理業務について協定を結ぶなどした者との契約。

- (4) 特定のサービスの提供や物品の納入で、供給者が限定されるとき。

例) 新聞や雑誌等に広告を掲出する契約。テレビ、ラジオ等に放送を委託する契約。特許や実用新案権等により保護されている物品の購入契約。製造者による代理店制度等において、特定地域での供給者が限定される物品等の購入契約。

・基準 2 第 79 条第 1 項 2 号により随意契約にできる場合

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

- (1) 災害復旧のための修繕等を行うとき。
- (2) 利用者の安全確保の観点から、緊急に必要な物品の調達又は緊急修繕等を行うとき。
- (3) 公園利用あるいは当協会の営業の継続に支障をきたす事態を解消するため、必要な物品の調達又は修繕等を行うとき。

・基準 3 第 79 条第 1 項 3 号により随意契約にできる場合

「競争入札に付することが不利と認められるとき」

- (1) 施設管理上あるいは経費上の観点から入札に付することが不利と判断されるとき
- 例) 機械による警備を行う契約。

・基準 4 第 79 条第 1 項 4 号により随意契約にできる場合

「時価」(当協会が採用している方法により積算した金額)に対して、2割以上安価な価格で締結する見込みがあるとき。

平成 20 年度における随意契約が、上記財務規程および随意契約の運用基準に準拠して処理されているか等について、契約金額や契約内容からランダムにサンプリングした契約について調査した結果は、次のとおりである。

サンアリンダ・テスト（随意契約）

平成20年度における随意契約のうち、以下の契約をサンアリンダして、調査した。

番号	施設名	件名	業者名	契約年数	種数からの見積もりの有無	契約金額 単位：千円	根拠規定注1	随意契約とした理由等（真摯書から要約、抜粋および担当者からの説明）
1	加須はなさき公園	警備業務	XS(株)	単年度	無	3,271	79条1項4号 80条2項3号	同一業者から警備設備機械を設置したため、新たな業者に変更すると警備設備等の入替え費用が生じる。
2	加須はなさき公園	清掃・機械運転等業務	(株)XT	5年間	無	37,200	79条1項4号 80条2項3号	本事業者は、永年にわたり当該業務を受託し、不具合の整備や緊急時の対応等良好に履行している。ツールは安全性に最優先されるものであることから、老朽化した施設を安全かつ適切に管理するうえで、その施設を熟知し、緊急事態にも対応が可能な者は当該事業者に特定されるため随意契約としたものである。
3	しらこばと公園	園地管理業務	(株)XU	5年間	無	17,500	79条1項4号 80条2項3号	本業務については、当該事業者が3年連続（平成17年度から平成19年度まで）で入札率（落札額/予定価額）が50%未満という安価な価額であった。また、業務も問題なく良好に実施された。このため、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあることから随意契約としたものである。
4	しらこばと公園	警備業務	XV(株)	5年間	有	16,700	79条1項4号	警備機器や設置工事費の負担を考慮して複数年の契約とした。
5	しらこばと公園	清掃・機械運転業務	(株)XH	5年間	無	124,250	79条1項3号 80条2項3号	本事業者は、永年にわたり当該業務を受託し、不具合の整備や緊急時の対応等良好に履行している。ツールは安全性に最優先されるものであることから、老朽化した施設を安全かつ適切に管理するうえで、その施設を熟知し、緊急事態にも対応が可能な者は当該事業者に特定されるため随意契約としたものである。
6	しらこばと公園	造波ツールエリア電源緊急対応発電機維持管理業務	XW(株)	単年度	無	2,230	79条1項2号	ツール営業期間内に発生したツールエリア内の電気トラブル（停電）で緊急性を要したため。
7	しらこばと公園	ツール内監視巡回業務	XY(株)	単年度	無	一人18	79条1項3号 80条2項3号	本業務は駐車場誘導警備業務の受託業者との契約である。契約の性質上、ツール内監視との連絡体制が一元化されている必要がある。さらに、現場からの、相手方が特定されているため、随意契約としたものである。
8	子ども動物自然公園	コーカリ樹育成管理	XZ(株)	単年度	無	6,126	79条1項1号 80条2項3号	コーカリの栽培契約については、生育中の株ならびに圃場の確保が他に得難いため。
9	子ども動物自然公園	映像配信工事	YA(株)	単年度	有	12,790	79条1項4号	B社から見積もりを取り、最低価額の当該業者と契約を締結した。
10	上尾運動公園	清掃警備機械運転業務	(株)XJ	単年度	無	28,700	79条1項3号 80条2項3号	本事業者は、永年にわたり当該業務を受託し、不具合の整備や緊急時の対応等良好に履行している。ツールは安全性に最優先されるものであることから、老朽化した施設を安全かつ適切に管理するうえで、その施設を熟知し、緊急事態にも対応が可能な者は当該事業者に特定されるため随意契約としたものである。
11	上尾運動公園	警備業務	(株)YB	2年間	有	13,200	79条1項4号	当該事業者は水泳場のツール部分の機械警備受託業者である。今回新たに水泳場及び陸上競技場の建物に機械警備を導入するものであり、水泳場のツール部分については、警備機器設置業者以外の者との契約では機器設置の費用が発生してしまうことから、随意契約としたものである。
12	上尾運動公園	シブヤヌ納入業務	YC	単年度	無	*0当たり660円	79条1項1号	水泳場のヌヤ釣り場に納入対応できる業者が、開業周辺に3社しかなく、うち1社は前年度辞退ししており、実質的には、2社となってしまう状況であった。このため、財務規程に定める3人以上の指名ができないうえに随意契約としたものである。

番号	施設名	件名	業者名	契約年数	複数社からの見積もりの有無	契約金額 単位：千円	根拠規定注1	随意契約とした理由等（真摯書から要約、抜粋および担当者からの説明）
13	川越公園	清掃機械運転業務	(株)XH	単年度	無	22,900	79条 1項 1号 80条 2項 3号	本事業者は、永年に行わたり当該業務を受託し、不具合の整備や緊急時の対応等も良好に履行している。ツールは安全性に最優先されるものであることから、老朽化した施設を安全かつ適切に管理するうえで、その施設を熟知し、緊急事態にも対応が可能な者は当該事業者にて特定されるため随意契約としたものである。
14	川越公園	テニスコート受付業務	(株)YD	単年度	無	2,034	79条 1項 3号 80条 2項 3号	自主事業であるテニスコートを現在、業務委託しており、この業務との関連で業務員の配置上効率よく運営出来るため。
15	川越公園	警備業務	XV(株)	5年間	有	15,450	79条 1項 4号	警備機器や設置工事費の負担を考慮して複数年の契約とした。 本業務については、当該事業者が2年連続（平成18年度・平成19年度）で入札率（落札額/予定価額）が90%未満という安価な価額であった。また、業務も問題なく良好に実施された。このため、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあることから随意契約としたものである。
16	羽生水郷公園	園地管理業務	(株)YE	単年度	無	6,000	79条 1項 4号 80条 2項 3号	さいたま水族館の空調設備という特殊性から従来からの信頼できる業者に1社随意契約を締結している。
17	羽生水郷公園	空調設備保守点検業務	YF(株)	単年度	無	3,240	79条 1項 1号 80条 2項 3号	さいたま水族館の空調設備という特殊性から従来からの信頼できる業者に1社随意契約を締結している。
18	羽生水郷公園	自動制御機器保守点検業務	(株)YG	単年度	無	1,620	79条 1項 1号 80条 2項 3号	時価（種算額）に対して2割以上安価な価額で契約を締結できる見込みがあると認められるため。
19	羽生水郷公園	分電盤修繕工事	(株)YH	単年度	有	3,705	79条 1項 1号	駐車場設備が当該事業者による製造であるため、メンテナンスも同一業者に依頼した。
20	所沢航空記念公園	駐車場機械保守点検業務	YI(株)	単年度	無	2,400	79条 1項 1号 80条 2項 3号	駐車場設備が当該事業者による製造及びメンテナンスであるため、運営業務も同一業者に依頼した。
21	所沢航空記念公園	有料駐車場運営業務	YJ(株)	単年度	無	一日当たり 11,905円	79条 1項 1号 80条 2項 3号	1. 埼玉スタジアムというハードと、浦和レッズFC、埼玉県に縁がある元プロ選手を含むコーチ陣、というソフトを融合させた他に例を見ないツールとするためには、元プロ選手をコーチ陣として集める必要があるが、以下の点から、この要件を満たすことが可能であるため。 浦和レッズからの紹介であり、Jリーグ及び浦和レッズとの太いパイプがあること。 相手方の代表者が元浦和レッズ選手であり、現・元プロ選手に深い人脈があること。 2. 相手方の代表者が、現役引退後、リヴァプール大学フットボール・インスタトリー・エヌMBAを取得するなど、指導者としてのみならず、スクール運営に関する総合的なアドバイザーも期待でき、元浦和レッズ選手として相当程度の知名度があることから、スクール生を募集する際、広告塔としての活用ができるため。 3. 生徒の持ち上がり制度を採用していることから、保護者においても指導者の継続性が求められているため。 4. 契約の相手方は、1年間を通し安定したスクールを実施するのみならず、イベントの企画立案及び保護者との懇談会の開催等、積極的に働きかけ、スクール生及び保護者からも多大なる信頼を待っているため。
22	埼玉スタジアム2002公園	サッカースクール業務	(株)YI	単年度	無	23,809	79条 1項 1号 80条 2項 3号	

番号	施設名	件名	業者名	契約年数	積算からの 月間モリ の有無	契約金額 単位：千円	根拠規定注1
23	埼玉スタジアム2002公園	公用車購入	YK(株)	非該当	無	3,083	79条 1項 1号 80条 2項 3号
24	埼玉スタジアム2002公園	公用車購入	(株) YL	非該当	無	2,023	79条 1項 1号 80条 2項 3号
25	埼玉スタジアム2002公園	芝管理補助業務	YM(協)	単年度	無	44,020	79条 1項 1号 80条 2項 3号
26	埼玉スタジアム2002公園	大屋根メンテナンス(ネリ)修繕工事	YN(株)	単年度	無	38,000	79条 1項 1号 80条 2項 3号
27	埼玉スタジアム2002公園	ボックス内装改修工事	YO(株)	単年度	無	22,500	79条 1項 1号 80条 2項 3号
28	埼玉スタジアム2002公園	ビューボックス用備品購入	YO(株)	単年度	無	25,100	79条 1項 1号 80条 2項 3号
29	埼玉スタジアム2002公園	液晶テレビ等購入	(株) YP	非該当	無	10,900	79条 1項 4号 80条 2項 3号

任意契約とした理由等（稟議書から要約、抜粋および担当者からの説明）
三菱自動車は、当スタジアムを本拠地とする浦和レッドダイヤモンズの親会社である。浦和レッドダイヤモンズの収入は利用料金収入全体の7割を占めており、スタジアム運営に大きく寄与している。関係強化を図ることは必要不可欠であり、銘柄を指定しての購入となった。銘柄を指定したことにより、購入先が限定されることから任意契約としたものである。

埼玉県を代表する企業であるホントア関連会社のTSテックの全面協力により、メンテナンスの選手ベンチが県へ寄付された。選手ベンチは今後も、適切なメンテナンスが必要であり、TSテックの全面協力が必要である。こうした経緯を踏まえ、協力関係を強化することに加え、ホントア直系であり他店より安価で購入可能な販売店であるため。

埼玉スタジアム2002の芝管理は、巨大な屋根などの影響により芝草が順調に生育することを阻害する要素が多くあるため、夏と冬には地温コントロールシステムによる温度管理が必要になる等の厳しい条件をクリアしなければならず、高度の管理技術が求められる。当該組合は、当初からスタジアムの芝管理に携わり、この独特の管理ノウハウをもつて、サポートすることが出来る。
スタジアムは常に良質のターフコンプレックスを維持することが求められるため、適切な芝管理のためには、契約の相手先が当該組合に限定されるため。

1. 当該業者は、建設時の施工業者であることから当該施設の構造を熟知しており、現地調査や作業方法を改めて検討する必要が無く、早期に工事着手できるため。
2. これまでの保守点検・修繕作業の経験を生かし、迅速かつ精度の高い確実な施工と、施工期間を短縮できる工具や部品を研究開発しており、工期の短縮に大きく影響する仮設工事についても、必要最小限の対策で作業を行うノウハウを蓄積しているため。
3. 作業員についても、これまでの経験を生かし安全で効率的な作業手順を身につけているため。

工期が限られていること、施設を使用しながらの改修工事であることから、提案競技（コンペ）方式を採用した。業からの提案を受け、最優秀と判断された業者と随意契約したものである。

什器備品のしつらえは、ビューボックスと密接に関連することから、備品についても改修工事の提案事項とし、改修工事の契約相手方と随意契約することとしたため。

1. 三菱電機は、当スタジアムを本拠地とする浦和レッドダイヤモンズ及び大宮アルディージャのスパンサーであり、事業を推進していくうえで、関係強化を図ることは必要不可欠であり、銘柄を指定しての購入となった。銘柄を指定したことにより、購入先が限定されることから任意契約としたものである。
2. インターネット等を利用し、該当製品の価格動向を調べたところ、当該業者の提示する金額が、時価に比して著しく有利な価格であるため。

番号	施設名	件名	業者名	契約年数	種数からの 見積もり の有無	契約金額 単位：千円	根拠規定注1	随意契約とした理由等（稟議書から要約、抜粋および担当者からの説明）
30	埼玉スタジアム2002公園	産業廃棄物収集運搬業務	YQ(株)	単年度	有	廃ラッシャー 類・混合産業廃棄物 収集機 1㎡当たり4,000円 他	79条1項7号	執行予定額が100万円以下の契約であるため。3者から見積もりを徴取。
31	埼玉スタジアム2002公園	パブリックコンクリート対策ソフト リース	YR(株)	6年間	無	5,206	79条1項1号 80条2項3号	機器納入業者の指定するリース会社との契約であるため。 パブリック等機器O&Aについては、事業所内でネットワークを構築しており、全体での保守対応が重要であることから、機器納入業者の選定にあたっては、当該リース契約以外の既存機器の取り扱い業者と同一とした。 スタジアムにおいて使用している他の芝管理用機器と取り扱い業者を統一することにより、機器のメンテナンス対応等が容易になるため。
32	埼玉スタジアム2002公園	芝管理機械リース	YS(株)	5年間	無	22,542	79条1項1号 80条2項3号	執行予定額が100万円以下の売買契約であるため。5者から見積もりを徴取。
33	埼玉スタジアム2002公園	芝管理薬剤購入	(株)YT	単年度	有	クワシーパー ロケブル 10L当 たり 48,000円	79条1項7号	
34	県民健康福祉村	総合受付・運動実践・指導業務 開折込	YU(株)	単年度	無	58,146	79条1項1号 80条2項3号	指定管理者の応募に当たり、当該業者をパートナーとして共同で事業計画書を作成したものであり、契約の性質が競争入札に通じていない。
35	県民健康福祉村	省エネルギー事業	YU(株)	単年度	無	5,882	79条1項1号 80条2項3号	本事業については、実施事業者からの提案が前提であり、当協会の事業規模に対応する事業内容で、かつ企画案があったのが当該事業者のみであったため、随意契約としたものである。
36	本部	夏季プール事業水面監視員人 事コンサルティング業務	YW(株)	単年度	無	10,550	79条1項1号 80条2項3号	ふじみ野市プール事件のような悲惨な事故を絶対に起こさないようプール監視員の育成・指導の徹底が不可欠である。これを実現するためには、相手方として日本初のライセンスカードで1万人以上の指導歴を有し、様々なノウハウを保有する当該事業者に特定されるため、随意契約としたものである。
37	本部	夏季プールPR用チラシの新 聞折込	(株)YZ	単年度	有	2,201	79条1項1号 80条2項3号	当該業務は、市場価額がほぼ固定されたものであり、価格競争の原理が働かなく、指名競争入札に通じていないため。
38	本部	プライベートマーク更新に係 るコンサルティング契約	YY(株)	単年度	無	1,500	79条1項1号 80条2項3号	プライベートマークの申請に当たり、当該事業者に委託した実績があることから、他の事業者に依頼するよりも当協会の内部事情に詳しく時間及びコストの削減を図れる。
39	本部	ピエターラビートの構造物等 制作委託	(有)YZ	単年度	無	13,096	79条1項1号 80条2項3号	児童遊具の制作という特殊性から、信頼して依頼できる業者は限られているため。

注1 財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程

【指摘 59】

1. 随意契約の理由の妥当性について

(1) 固定資産及び物品の売買、賃貸、修理、加工その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（財務規程第 79 条第 1 項 1 号）を理由とする契約で問題となるもの（番号 19、37）

この場合は、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技術等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難となる契約と理解されるが、問題とした契約は、同程度の相手方が複数存在しているため、市場調査等を行うなど慎重な対応が欠けていた。

(2) 競争入札に付することが不利と認められるとき（財務規程第 79 条第 1 項 3 号）を理由とする契約で問題となるもの（番号 5、7、10）

この場合は、競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して不利益となる場合や、現に契約履行中のものに直接関連する契約をその履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合等と理解されるが、問題とした契約は、規程第 79 条第 1 項 1 号と判断すべきものであった。

(3) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（財務規程第 79 条第 1 項 4 号）を理由とする契約で問題となるもの（番号 2）

この場合の「時価に比して著しく有利な価格」とは、予定価格から勘案して、明らかに有利であるといえる価格であり、その判断基準は明確にはできるものではないし、競争入札に付した場合より安価になるかどうか不確定であることから、市場調査を行う等慎重に決定しなければならないと理解されるが、問題とした契約は財務規程第 79 条第 1 項 1 号と判断すべきものであった。

2. 「随意契約の運用基準」における問題点

「基準 4 第 79 条第 1 項 4 号により随意契約にできる場合」として「「時価」(当協会が採用している方法により積算した金額)に対して、2 割以上安価な価格で締結する見込みがあるとき」と説明があるが、ここでの「2 割以上安価な価格」の数値は、随意契約を認める条件とするには不十分であり、著しく安価な価格を条件とすべきで、財務規程第 79 条第 1 項 4 号により随意契約にできる場合における「随意契約の運用基準」を再考する必要がある。

) 個人情報保護・クレーム対応・安全管理について

クレーム対応

以下の書類を入手して閲覧し、担当者に質問をした。

- ・ 苦情・要望処理マニュアル（施設ごと）
- ・ クレーム対応研修実施概要、テキスト
- ・ 要望・苦情受付状況表（本部直接受付）
- ・ 県土整備事務所への報告書（要望・苦情受付状況表をまとめたもの）

- ・ 都市整備部危機情報報告書（施設ごと）
- ・ 日報

苦情は、ほとんどが予約システムに対するものであった。全て合理的に対処が行われていた。

各公園管理事務所で、要望・苦情受付状況表の様式が統一されていなかった。

【意見 131】クレーム内容を網羅的に記載すること

日報に受けたクレーム内容を記載する欄を設けて、報告書を作成するレベルに達しないケースも、網羅的に把握する必要があるのではないか。

個人情報保護・安全管理

以下の書類を入手して閲覧し、担当者に質問をした。

- ・ 公園緑地協会個人情報の保護に関する規程
- ・ 個人情報保護マネジメントシステム内部規程
- ・ 取り扱う個人情報の概要
- ・ 公園緑地協会個人情報特記事項
- ・ 個人情報保護マネジメントシステム教育担当者研修資料

個人情報は適切に管理されており、特にコメントするべき事項はない。

各事務所に対する管理指導の状況

以下の書類を入手して閲覧し、担当者に質問をした。

- ・ 出納検査要領
- ・ 運用事務研修資料
- ・ 事業計画における進行管理資料
- ・ 公園管理運営士認定試験受験の手引き

出納検査と運用事務研修は、予定どおり実施されていた。

当年度の事業計画の進捗具合を評価し、次年度の事業計画に反映させている。公園緑地協会の指定管理業務の考え方は、企画を工夫して収入を増やすことによって、指定管理料を減額していくことが大切、としている。平成 18 年に人員削減等コストの大幅カットを実行済で、今後は、草刈機械購入等、業務の直営化を推進してコスト削減に努めるとのことである。

各施設の管理を直接行っている公園管理事務所には、公園管理運営士を配しており、管理サービスレベル低下を防いでいる。また、県土整備事務所から受ける年 4 回のモニタリングに、本部も立ち会って、現状を把握している。

特にコメントするべき事項はない。

）財務管理

現金出納管理について

日常必要とする少額の現金については、金額の上限を 25 万円とされ、小口現金として出納員が保管している。大金庫はダイヤル式で暗証番号を知っているのは経理の 3 名と出納員のみである。大金庫の暗証番号は長い間変更されていない。現金の実査は毎日行われているわけではなく、小口現金の補充が行われる月末に一回程度の頻度である。現金出納帳は存在せず、代わりに「小口現金明細」というメモが存在し、そこに日常の現金の出納が記載される。

請求書の支払いは、インターネット（EB システム）により行われている。ID は経理担当 3 名が持っているが、振込みなどの決裁権限があるのは 2 名のみである。パスワードの変更などのセキュリティ管理はあまり行われていない。

【指摘 75】現金の管理強化を行うこと

現金の管理について規程には特に明記されていないが、業務マニュアルでは、「基本的には、毎日か若しくは週 2～3 日の割合で金種ごとに枚数の確認を行う」となっている。現状は業務マニュアルの状態よりも確認の頻度が少なくなっている。現金の管理は、すべての業務の根幹をなすものであるから、現金の実査については毎日業務終了時に行うことが望まれる。また、小口現金の性格は、日常の業務の中で生じる少額の現金支出である。本部経費の実際の月額での支出は 10 万円に満たない。小口現金として保有する 25 万円は明らかに過大であり、現金は盗難の危険性もあるので、不要な現金はなるべく保持しない方が望ましい。

また、暗証番号やパスワードの変更は随時行うなどしてセキュリティ対策につき強化することが望ましいと考える。

また、以下の書類を入手して閲覧し、担当者に質問をした。

- ・ 所沢航空記念公園総合日報
- ・ 所沢航空記念公園施設利用状況報告書
- ・ 預金通帳
- ・ 現金預金元帳

出納管理の状況についてのコメントは、「第 2 章 第 1 15 所沢航空記念公園」の項に記載している。

備品管理について

備品として管理が必要なものは、耐用年数が 1 年以上で取得価格が 10 万円以上のものである。各施設においては、所長の決裁で 100 万円未満の備品を取得できる。各施設で使用している備品は、本部において固定資産台帳を作成し、一律管理している。現地におい

ては、定期的な実査を実施していないので、備品の実際の使用状態、有無等は確認できていない。取得の業務フローについては、規程等に照らして特に問題となるような事項は発見されなかった。また、売却・廃棄の手続きは現在まで発生していないとのことである。

【指摘 76】備品の実査を行ない、不用品があれば速やかに廃棄処分のこと

備品の実際の使用状態、有無等を確認するためにも定期的に備品の実査を行うことが望ましい。また、既に使用していない備品などがあつたら速やかに廃棄処分等の手続きを取ることが望ましい。

債権管理について

各施設で未収入金が発生する可能性があるのは、ア.売店の売上、イ.売店の電気代、ウ.自動販売機の売上である。売店の場合は契約ごとに定められた手数料率を基に請求書を作成する。各施設において請求書を作成・発送した時点で未収入金の計上を行うと同時に債権管理簿への記載を行う。入金の確認後、未収入金の消し込みは本部で行う。現在のところ、滞留債権は発生していない。特に問題となるようなことはなかった。

(6) 公益認定への対応状況

メリットとデメリットを鑑みて公益認定を受けるか判断していく方針とのこと。県が出損しているのであるから、一般法人で良いのかとの疑問がでるであろう。

課題としては、評議会が設けられていないので、評議会を設立すること、理事会の構成を見直すことがあげられる。

公益法人のメリット：寄附金等の優遇税制が受けられる

公益法人のデメリット：公益目的事業費比率 50%以上や収支相償が要求される

(7) 事業の遂行能力について

指定管理業務が主たる事業目的である公園緑地協会には、事業遂行の前提となる、法人の継続性について重要な課題を内在していると考ええる。それは、指定管理契約締結の不確実性である。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)では、契約に関する競争性の確保の観点から、契約の点検・見直しをすべきであると謳っている。この閣議決定は独立行政法人に対してのものであるが、契約の締結に関して行政の立場は、このような競争性の確保を強調していると考えられる。競争性の確保を第一義的に考えていく場合、果たして公募指定における落札可能性や随意指定の契約締結の可能性が今後も維持できるのか疑問であり、逆に、可能性は逡減的に推移していくと予想される。

【意見 132】法人の継続性に関しては十分な検討を行うべき

指定管理業務が主たる事業目的である公園緑地協会は、随意指定が保障されないかぎり、法人の継続性は確実に保障されるものではない。しかし、指定管理者の選定に関して、県が今後、競争性の確保という観点を押し進めていくのであれば、随意指定は減少していくのは必至である。

また、公園緑地協会は、公園管理に関してのノウハウの蓄積があるという判断から指定管理者に選定されている。確かに公園緑地協会には、危機管理や園内施設の長期的運用を踏まえたメンテナンス、苦情対応など公園の管理運営業務の根幹をなす部分においてノウハウの蓄積がある。しかし、一方で、県の出資団体として多くの県職員の派遣を受けていること、業務に関しては多くの再委託も行われていること、今後、ノウハウと経験者を多く抱えている他の指定候補者と一層の競争を強いられていくと予想されること、という点で公園緑地協会の強みは絶対的なものではない。

このような状況が存在する中で、公園緑地協会の継続性が保障されていくのかの判断は難しい。県の指定管理業務以外に新たな事業を見出して事業の継続性を確保していくのか、新事業の進出もせずに、指定管理業務の継続を失った時点で、法人自体の役割の終結を迎えるのか、いずれにせよ、将来は何らかの決断が必要となると考える。どのような姿を目指していくのか、法人の在り方と継続性に関しては十分な検討を行うべきと考える。

(参考) 公園緑地協会の採用する公園予約システムについて

公園緑地協会は、施設の利用予約に関して、「埼玉県公共施設案内予約システム」を利用している。その内容は次のとおりである。公園緑地協会が管理する公園のうち、既に記述したものについては、このシステムによって予約手続きが行われるため、紙面の関係上、代表してここに記載することにする。

) 利用者登録

公共施設案内予約システムを利用するためには、利用者登録が必要になる。利用者の登録申請は、本人が各公園管理事務所で直接登録を行う必要がある。登録カードが原則として申請日当日に発行され、すぐに予約システムが利用可能となる。

登録条件

- ・中学生以上であること。
- ・個人登録であること(団体登録はできない)。
- ・一人一回限りの登録に限定される。

登録に必要なもの

- ・免許証、健康保険証、パスポート、学生証、その他本人を確認できるもの。

) 予約手続

手続の流れ

インターネットまたは電話で以下の手続が行われる。

- A. 抽選申込・・・利用日前月の 1～8 / 9 / 10 日（公園により期間が異なる）
- B. 抽選・・・利用日前月の 11 日にコンピュータによる抽選を行う。
- C. 抽選結果の確認　　利用日前月の 12 日から 19 日
と利用申請・・・抽選結果の確認後ここで利用申請をしないと無効になる。

制限

- 抽選申込・・・一人 4 件まで
- 予約申込件数・・・一人 20 件まで（土日の申込は、一人 4 件まで）

予約システム利用時間

8時から 23 時 30 分

キャンセル

予約を取り消すことのできる期間は、施設の利用日の前日 23 時 30 分までである。この期日を過ぎて予約を取り消すとペナルティーの対象となる。予約の利用当日の取消しを連絡した場合は、1 ペナルティーで連絡しなかった場合は 2 ペナルティーとなる。4 ペナルティー以上の累積になると、翌月から 6 か月のシステム利用停止となる。

) 利用者登録・システムで予約できる公園、施設

- ・秋ヶ瀬公園
- ・大宮第二公園
- ・所沢航空記念公園
- ・吉見総合運動公園
- ・川越公園
- ・みさと公園
- ・熊谷スポーツ文化公園
- ・上尾運動公園
- ・秩父公園
- ・しらこぼと公園
- ・埼玉県県民健康福祉村

) 利用者登録のできる公園

- ・加須はなさき公園
- ・こども動物自然公園
- ・羽生水郷公園
- ・戸田公園
- ・久喜菖蒲公園

・ 埼玉スタジアム 2002 公園

3 (社)埼玉県農林公社

(1) 組織の概要

) 所在地 行田市大字真名坂 1975 - 1

) 設立目的

県の農業の発展と農地保有の合理化、青年農業者の育成及び新規就農者の確保等を促進するとともに、造林・保育等の森林整備を促進し、森林の維持培養、林業経営の健全な発展及び森林の公益的機能の増進を図り、もって農山村の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的に設立された。

) 設立年月

昭和 39 年 8 月 24 日 社団法人埼玉県農業機械化公社として設立

昭和 46 年 5 月 20 日 社団法人埼玉県農業振興公社に改組

昭和 58 年 11 月 1 日 社団法人埼玉県森林公社発足

平成 15 年 4 月 1 日 社団法人埼玉県森林公社と社団法人埼玉県農業振興公社が統合して社団法人埼玉県農林公社(以下、「農林公社」という。)となる。

) 職員について

人員の問題

- ・ 県の定数制限により若い人を採用できないので、年齢構成でバランスがとれていない。
- ・ 県職員派遣は抑えて、プロパー職員を登用していくのが本旨であろうが、プロパー職員が育っておらず、過渡的には県職員が増えていくと考える。
- ・ 部長職は、県派遣 2 名、嘱託 2 名(1 人は 2 年、他の 1 人は 3 年で定年を迎える)、プロパーは 1 名で、部長の後継者がいない。

処遇の問題

- ・ 人件費を抑えるために、平成 14 年度からは 56 歳での早期退職勧奨を行ってきているが、勧奨年齢の引き上げを考えていきたい。

【意見 133】組織構造、人事評価、処遇の在り方を再考のこと

農林公社は県の外郭団体の一つであるが、人件費を抑えるために、職員の新規採用を見送るとともに、平成 14 年度から 56 歳での早期退職勧奨を行い、その後それまでの 3 分の 2 程度の年俸で嘱託採用を行い正規の退職年齢まで勤務を認めるという変則的な雇用関係をとっている。民間企業においても、役職定年により管理職手当の不支給、55 歳位で年俸を 3 割から 4 割カットして人件費を抑えているケースは見受けられるところではあ

るが、農林公社が取っているような早期退職扱いとする雇用関係を取っているのはまれであろう。

経営効率を求められる中で農林公社を存続させていくための苦肉の策とは思いますが、現状を踏襲すれば組織構成がいびつなものとなるおそれがある。農林公社は農林関係のソフトが売り物の組織である。県の農林関係者が必要とする指導者・技術者を育ていくことは、農林公社の使命と考える。

我が国でも農業の役割の見直しの機運がみられる中で、かように県の農業政策の一環を担う重要な組織と考えるとき、次世代への引継を真摯に考えていく時期にあると考える。職員一人一人が自立性を持った組織となるべく、組織構造、人事評価、処遇の在り方も考えていく時期にきていると考える。

(2) 事業の内容

備品管理

埼玉県農林公園の該当箇所を参照されたい。

【意見 134】一律的な修繕費負担を再考すること

現在、県と指定管理者とは協定書において、見積額 100 万円未満の修繕費は指定管理者が負担することを取り決めているが、委託料が 10 百万円に満たないものも 1 億円を超えるものも委託料の多寡にかかわらず一律となっている。県がある程度は過去の実績を反映したところで予算措置をしてくれる場合もあるとのことであるが、指定管理者からも財政的にきついの声を聞かれる中で、指定管理者の財政負担を考えるならば、せめて一律的な金額基準の見直しが必要と考える。指定管理料の %、といった、負担能力による設定の仕方も考えられるのではないかと。

また、もう一つの問題点として、予算措置が取られる場合においても、あらかじめ修繕箇所が分かっておりタイミング的に予算案に反映できれば良いが、突発的な修繕やタイミングを失すると、翌々年度の予算措置となることである。この点に関しては、モニタリングにおいて、情報収集に努めることが必要であろう。

(参考)

2 「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担の区分」基本的な考え方より

原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修(小修繕: 見積額 100 万円未満のもの等)は、施設の管理に付随するものであるため、乙(指定管理者)が実施し、それ以外は甲(埼玉県)が実施する。

受託業務

(3) の各施設の状況を参照されたい。

(3) 指定管理業務を行っている各施設の状況

次は、具体的に該当施設の管理状況をみたものである。なお、「埼玉県農林公園」については、本稿の第3章 第2 11「埼玉県農林公園」の記載部分を参照されたい。

）埼玉県民の森

設置目的

県民の森林に対する理解を深めるとともに、自然とのふれあいのなかでその健康の増進を図る。(県民の森条例第1条)

開園年月日

昭和56年(1981年)5月30日

所在地

埼玉県秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平896番地

施設の規模等

面積：67.9ha (東京ドーム約14個分、明治神宮が約70ha)

	区 域 名	内 容	面 積
内	中央広場	拠点地区にある学習施設(森林学習展示館・学習室・管理事務室)、芝生の広場	0.67ha
	家族広場	奥武蔵丸山を遠望できる平らな芝生の広場	0.87ha
	斜面広場	林間の緩やかな斜面に広がる広場	1.88ha
	林間広場	山の斜面と広葉樹林を活用した広場	1.28ha
	水辺の広場	自然石等を利用した流れ池と近くの沢で水遊びも楽しめる広場	0.91ha
	展望広場	奥武蔵丸山山頂、関東平野が見渡せる展望台あり	0.28ha
訳	ディキャンプ場	家族連れなどで野営気分を味わえる日帰りキャンプ施設(清掃協力金200円/炉、薪400円/束)	0.88ha
	森林施設	ケヤキの森、生産の森、郷土の森、野鳥の森、展示林、採種林など	61.13ha

全域が県有地

利用料を徴収する施設はない。

委託料

A) 平成 18 年度から 5 年間、公募により指定された指定管理者として、管理運営を行っている。NPO 法人「埼玉森林サポータークラブ」と共同で受注していた。

なお、平成 15 年度以前、すなわち森林公社が農林公社と合併（H15.4.1）する以前は、森林公社が単独で県から業務委託を受けて管理をしていた。

また、平成 15 年度から平成 17 年度は埼玉県公園緑地協会が県から業務委託を受けていた。

B) 委託料の推移

（単位：千円）

年 度	委託料
H15	9,255
H16	9,258
H17	8,535
H18	8,263
H19	8,263
H20	8,116
H21	7,966
H22	7,816

平成 22 年度は、当該欄内の金額を上限として協議により決定される。

山中にもかかわらず常駐の職員がいない施設である。現在の委託費では、常駐職員の確保ができないので非常勤職員で対応を図っているが、利用者の安全の確保が十分かという課題を抱えている。

【意見 135】管理責任に見合った体制と委託料を考えていくこと

指定管理者の管理体制をみると、現地では臨時職員 4 名が交代で、平日は 1 名、土日祝日は 2 名と少ない人員で管理にあっており、必要に応じて秩父事務所から施設担当職員 2 名が現地での管理の応援も行っている。

臨時職員 4 名がいずれも 70 歳前後ということであり、明治神宮に匹敵する大きさの、しかも斜面や森林が主な管理対象であれば、ある程度の体力を要し、また危険を伴うことが考えられ、現体制でこのまま管理していくのは、無理な状況にあるものとする。このような状況を現在は地元ボランティアで補っているとしても、その構成者の年齢等を考えるとこれも今後は限界があろう。以上が、年間 800 万円前後の比較的安価な委託料に起因するのであれば、県の財政状態が厳しいことは理解できるにしても、利用者の安全確保のためのコストは県が負担すべきであろう。

県においても、山中にある施設など利用者の安全確保を考えていかなばならない施設については、指定管理者が安全確保の体制を敷いているか検証するとともに、指定管理者が過度の負担とならない受託可能な委託料となっているか再検討していくべきである。

利用の状況

A) 利用者数

過去 5 年間の推移は次のとおりである。

年 度	人 数
H16	38,700 人
H17	41,800 人
H18	42,496 人
H19	42,747 人
H20	47,124 人

B) 利用料金は徴収していない。

ただし、ディキャンプ場の利用者からは清掃協力金 200 円 / 炉、薪 400 円 / 束を徴収している。(農林公社の自主事業)

(参考)

目安：4 人家族半日で 2 束使用、2 束プラス協力金 1,000 円のケースが多い。

- ・薪は広葉樹、枯木を使い「県民の森」内で作っている。在庫として 30 束位を保管している。なお代金は管理日誌につけておき、翌日森林局から職員が回収に行く。
- ・水道はないので沢の水をポンプアップして炊事する。
- ・利用申込は電話により行い、係員が聞いて申込書に人数・時間・名前などを書く。
- ・利用者は年間で 5 組くらいである。

C) 休園期間は 12 月から 2 月である。この間展示館も休館している。

団体利用は予め電話での申込みを受け付けている。

利用時間は午前 9 時から午後 4 時半までである。

施設の管理

A) 組織構成

森林局の 2 名(経営・森林施設担当の担当課長(県派遣)と主任)及び臨時職 4 名(いずれも 70 歳くらい)で構成されている。

交代で平日 1 名、土日・祝日 2 名で対応している。その他、農林公社秩父事務所から応援をする場合がある。

B) 内容 :

遊歩道の巡視 (1 週間に 1 回)
展示館の清掃。
管理日誌をつけている。
なお書類はほとんどが森林局で保管されている。

C) アンケート :

展示館の中にアンケート用紙を置いている。
団体に対しても独自に実施している。

D) 備品管理 :

ロッカー、テレビ (ビデオデッキ) など数点存在する。
棚卸は年度当初に実施している。

E) 個人情報保護 :

農林公社のマニュアルに則って実施している。
臨時職員からも個人情報保護順守の誓約書を採用している。

F) 危機管理 :

農林公社のマニュアルに則って実施している。

G) クレーム対応 :

クレームは今までないが、軽微な苦情程度はあるとのことである。
「サービス管理マニュアル」があり、これに則って処理することになっている。
「第 2 章 第 1 1 1 埼玉県農林公園」で述べた意見を参照されたい。

H) NPO、ボランティアとの協調

a. イベントを年数回実施しているが、NPO 法人の協力を得ながら実施している。

b. 県民の森美しく育て隊 (里親制度) について

「埼玉県民の森」の美化を推進し、利用者のモラル向上や県民に愛され親しまれる県民の森を創出するため、企業や NPO 法人、各種団体を「県民の森美しく育て隊」として認定し、農林公社との協働により、森林や広場、遊歩道など一定区域の管理・育成を実施していく。

現在 5 団体が認定されている。

団 体 名	認 定 日	活 動 内 容
NPO 法人やまなみ	H18. 8.22	中央広場の芝生管理
埼玉県森づくりの会	H18. 11.22	駐車場の植栽木剪定作業、遊歩道整備
東京電力(株)熊谷支社	H19. 8.14	展望広場の清掃活動
新井商事	H19. 10.1	県民の森管理道の清掃活動
野火止山の会	H20. 4.25	山野草の増加、森林の手入れ等

）埼玉県種苗センター

設置目的

県内農業生産の安定と産地の育成を図るため、優良な種苗を農家の需要に応じた的確に生産・供給するために設置した。

開園年月日

平成 6 年 5 月

所在地

鴻巣市関新田 1693 番地 1

施設の規模等

敷地面積 5.6 ヘクタール

のべ床面積（主な施設）7,872 平方メートル

主な施設

センター本館 1F 事務室
 培養施設（クリーンルーム）3 室
 2F 会議室

ガラス温室 15 棟

育成ハウス（アクリル）12 棟

パイプハウス（ビニール）6 棟

貯蔵棟

【意見 136】地盤沈下の対策が必要

建物のある場所は、地盤沈下が進行している。対策が必要と考える。

指定管理者

農林公社が随意指定を平成 18 年度から 3 年間受けている。随意指定とした理由は、県の政策・意向を直接反映させるためである。

A) 委託料の推移

(単位：千円)

年 度	委託料
H15	144,282
H16	147,828
H17	136,510
H18	120,154
H19	118,677
H20	119,945

施設の管理

A) 組織

所長 1 名、技術統括アドバイザー 1 名（いずれも県からの派遣者）

施設管理担当 3 名（常勤 1 名、非常勤 2 名）

業務担当 23 名（常勤 8 名、非常勤 15 名）

流通担当 2 名（常勤 2 名）

以上の内、常勤の農林公社職員 13 名である。

B) 事業内容

a. 原種育成・・・主要農産物種子法

b. 優良種苗・・・ウィルスフリー苗（ウィルスに侵されていない苗の増殖）

以上 a.b. は県の収入になるもの。県の政策供給計画に基づき、苗の増殖を行い、供給する。種苗価格については運営推進会議で協議し、県の生産振興課長が定めている。

c. 受託育成・・・農家から種を預かり、苗にして農家に返す（セル成形苗（野菜苗、花苗）、接ぎ木苗、水稻の箱苗）。利用料金については、条例で上限が定められている。

C) 現金管理

埼玉県種苗センターでは、現金を扱っていない。

D) 備品管理

県が行ったモニタリングの結果は、問題なしとのことである。

【指摘 77】 備品棚卸を行うこと

備品棚卸は現状では行われていない。現在実施に向けて準備中とのことであるが、早急に行うべきである。

E) 在庫管理

a. 貯蔵棟 年 1 回実施棚卸

b. 種苗は在庫を持たない。計画より多めに生産し、残った苗は必ず廃棄する。

(米、麦、大豆)

原原種・・・埼玉県農林総合研究センター 水田研究所(熊谷市)の研究所内に保管



計量：1 袋 30 K g × 〇〇〇袋

原種・・・原種貯蔵棟に保管する。増減は入手出庫台帳に記帳し、県に報告する。

実地棚卸は行っていないが、数量差異は発生していないとのこと。

原種貯蔵棟は、温度 15C、湿度 30%に保つ必要がある。原種の発芽率を上げる。最長 3 年まで貯蔵しておく。

冷却機は現在 1 機のみ。故障した場合、原種がダメになるため、1 機では大きなリスクがある。冷却機のメンテナンスは農業施設専門メーカー(シノザキ)に委託している。現在、県に対して冷却機の増設(1 機追加)の要望を出している。

貯蔵棟は機械により監視している。

停電した場合は、貯蔵棟の電気が止まっても発電機を借り上げ直ちに復帰できる体制を整えている。

温室・・・外部者の侵入は可能だが、いままでトラブルなし。コストと人員の関係で、外部者侵入のために管理を厚くすることは難しいとのこと。

F) 受託育成の収入手続

a. 全農「利用申込書」を作成(納入予定希望日、種子の種類など)

b. センターで農家ごとに「許可証」を発行

c. 農家より種子の受け入れ(生産能力の関係で断る場合もある)

d. 種子は一旦冷蔵庫に保管し、育成ハウスにて専用トレーで育成する。

e. 育成に失敗した場合、再度育成し納期限を延ばしてもらうことになる。

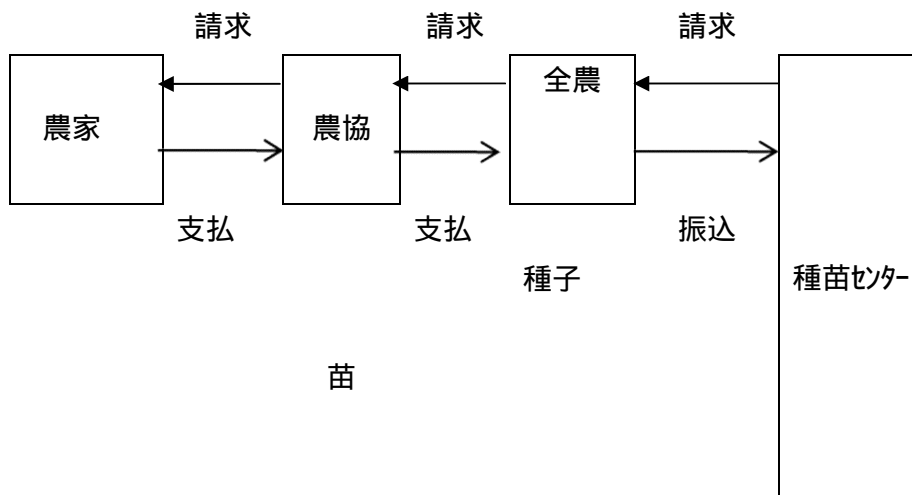
d. 育成後農家に連絡し、苗を取りに来てもらう。キュウリについては、各地域の集配場に運ぶ(県有のトラック 1 台あり)。

e. 納品後に全農に対して請求。

f. 「納入通知書」の発行

g. 全農から振込(後払い)

(受託育成の取引関係図)



【指摘 78】業務委託報酬の収入に関して実態に即した管理事務要綱に訂正のこと

業務委託報酬は、県の管理事務要綱により前受けとなっているが、実際は後受けである。従って、実態に即し、納入後支払に規定を修正するべきである。

【意見 137】埼玉県種苗センターの位置づけを再検討すべき

埼玉県種苗センターは農林公社が随意契約によって指定管理者となっている。しかし、同センターは、主要農作物種子法に規定する米・麦・大豆の原種や、ウイルスフリー苗など県の農業振興の基礎である優良種苗を安定生産する重要な使命を遂行している場所である。そういう意味では、埼玉県種苗センターは、県の直営とすべきものであり、指定管理者になじまないのではないかと。埼玉県種苗センターの存在意義との関係で再考が必要である。

) 埼玉県森林科学館 (彩の国ふれあいの森)

設置目的

県民が森林及び林業について学習する機会を設けることにより、県民の森林及び林業の役割に関する理解を深め、もって林業の振興を図る。(埼玉県森林科学館条例第1条)

開園年月日

平成6年(1994年)6月1日

所在地

埼玉県秩父市中津川字サルイチ 447 番地 (標高 745 メートル)

施設の規模等

A) 全体区域：3,010ha（県有林）

B) 拠点施設用地：26,370 m²（県有地）

C) 施設の内容

拠点施設	県施設	森林科学館・展示室・学習室・木工工作室・事務室等
	市施設	宿泊施設（こまどり荘本館、コテージ8棟）
拠点施設外	七つの森のゾーン（原生、学習、野鳥、くらし、鉱山、体験、生産）	

指定管理の状況

平成20年度から5年間

公募による選定であるが、応募したのは農林公社のみであった。

平成6年度から平成17年度は埼玉県森林公社及び合併後の農林公社が県から業務委託を受けていた。

また、平成18年度及び平成19年度は農林公社とNPO法人「埼玉森林サポータークラブ」が共同して指定管理者として管理運営を行った。

（単位：千円）

年 度	委託料
H15	26,229
H16	18,711
H17	17,724
H18	16,994
H19	16,934
H20	16,900
H21	16,850
H22	16,800
H23	16,750
H24	16,700

平成23年度以降は、当該欄内の金額を上限として協議により決定される。

利用の状況

A) 利用者数の推移

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
人数(人)	42,463	41,137	66,146	66,970	68,820

B) 利用料金

(単位：円)

利用料金	午前	午後	1日
木工工作室	1,400	1,800	3,200
第1学習室	1,900	2,600	4,500
第2学習室	700	900	1,600

この他、イベント参加者より、材料費等実費を徴収している(公社の自主事業)。

施設の管理

正職員1名が常駐しており、全般的な施設管理、運営と、雇用管理、イベントの点検、発注を行っている。

嘱託職員1名は、イベントの講師、施設管理、運営の補助を行っている。そのほか日給制の臨時職員が月に数日勤務している。園内巡視、清掃等の軽作業を行っている。

修繕は、100万円未満は農林公社の費用負担となる契約で、財政的負担が大きい。

業務の再委託は、浄化槽、昇降機、自家用電気工作物の点検とメンテナンスのみである。

現金管理

現金の管理は正職員が行っており、イベントごとに、出納帳を秩父事務所の経理担当職員に届けている。

備品管理

備品には、管理シールを貼って、毎年現物を確認している。しかし、県から貸与された備品と指定管理者の備品を区別した備品台帳は作成されていない。

展示品は、当初全国林業改良普及協会が作成したものに、順次職員手製のものを加えている。

報告書中の表の合計は、端数処理の関係でおのこの数字合計と一致しない場合がある。

告示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人中島茂喜の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年五月十四日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫
 埼玉県監査委員 米 田 正 巳
 埼玉県監査委員 神 山 佐 市
 埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
飯塚 正貴	川口市上青木西一丁目六番七 七 七号	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日
大屋 浩孝	さいたま市浦和区北浦和三丁目十二番六号二 一	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日
桂川 修一	群馬県高崎市岩押町三十七番二十七号	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日
岸 弘	さいたま市南区根岸四丁目十一番十一号四 一	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日
小宮山 榮	上尾市緑丘三丁目三番四十八号	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日
宍戸 祐介	東京都清瀬市梅園三丁目二十三番五号	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日
松本 正一郎	さいたま市浦和区皇山町十一番六号	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日
森田 忠宏	さいたま市北区本郷町九七三番地四十	平成二十二年五月十四日～ 平成二十三年三月三十一日

正 誤

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七七十五号（平成二十二年四月十三日第二
千百七十四号）中訂正

ページ 行

一 前から十三

誤

北 飾郡

正

北 葛飾郡

ページ 行

一 前から十五

誤

北 飾郡

正

北 葛飾郡

正 誤

埼玉県病院事業告示第九号（平成二十二年三月三十一日号外第六号）中訂正

ページ 行

三 前から二 表外

誤

に改め、同表診療及び検査の項第五号の項の次に次のように加える。

正

に改め、同表に次のように加える。